リング海

而して「アレウト」號以下捕鯨船隊六月十一十五に於る捕鯨高二十五頭、出動以來の捕獲總數九十四頭、各船別成績左の如し。

「アワンガルド」號　三十七頭
「トルドフロント」號　三十二頭
「エンツウジヤスト」號　二十五頭

ソ聯邦極東政廳機關紙發表によれば八月中二十日間の捕鯨數三十五頭、操業開始以來の捕鯨數二百五十一頭、海獸捕獲船隊の實績は左の如くである。

あざらし—一萬四千五百八十四頭、膃肭獸—九百七十三頭、海馬—一千百六十二頭、海驢—二十九頭で、捕鯨、捕獸年次計畫の九三、六%遂行の好績である。

更にアワンガルト號、トルドフロント號、エントウヴイアスト號の三隻は九月下旬に於て廿四頭捕獲、操業開始以來の捕鯨總數四百十三頭の多數に上り昨年度捕鯨總數三百三十九頭に對し既に七十四頭の增獲を示してゐるが、十一月中旬には切上げて浦鹽へ歸港する豫定である。更に海獸捕獲船ナジム號、パルトウス號は各々計畫を二六八%、一八七%を遂行した。

公海漁業

北洋公海漁業の意義

北洋公海に於ける漁業の形式は現在これを次の六種に大別することが出來る。

A 工船蟹漁業
B 母船式鮭鱒漁業
C 鰊漁業
D 汽船トロール漁業
E 魚糧工船漁業
F 捕鯨船業

此等の公海漁業による總生產額は露領漁業をも含めて大體鮭鱒六千萬尾、鰊九萬尾、蟹鮮百二、三十萬尾、其等の金額は五六千萬圓を上下してゐる。

右六種の漁業形式は皆公海に於て之を營まれるが故に、公海漁業又は沖取漁業の名を以て呼ばれ、地域的に露領漁業から區別されてゐる。

この公海漁業は農林省等に於ける正式の呼稱は母船式漁業と稱せられ日本人が共國家的生活の必要からさまざまの險難を越え、苦闘を積むで工船蟹漁業を始め各種漁業とも今日の大をなさしむるに至つたものである。

然るに數年前より露國は露領漁業と共に北洋公海漁業にも積極的に打つて出で、蟹工船の如き一九二八年の創業當時僅か二隻であつたものが、今日では十三隻へ躍進し、其他トロール漁船も、すでに十四隻に增加し、鱈船等も、例の五ケ年計畫によつて飛躍的な擴張發達を遂げつゝある。

かくて殆んど日本の獨占に屬した北洋公海漁業は、露側の躍進によつて、著しく其情勢を變るに至つた。同一富源と同一輸出市場を對象とする兩國の利害關係は、露領漁業における如く、この公海漁業においても著しく對立的となつて來た。殊に露國は國際公法による領海三浬の立前に對して監視區十二浬を主張し、沿岸十二浬以內の漁業は之を領海漁業と同一視し日本側漁船を取締らんとしたため兩國間の紛議は絕えなかつたが、國際公法に立脚する帝國政府の嚴重なる抗議により、日本に對しては十二浬說を放棄し、三浬を認知するに至つた。

然しながら露官憲により本邦蟹工船乃至川崎船の拿捕事件はすでに年中行事と化し三浬認知前と殆んど變りない狀態にあつたが、これは本邦漁船が過つて三浬內のソヴエート領海に漁撈もしくは遊戈する場合に發生することもあつたが、露國が公海と誤認して日本側を壓迫する場合も少くなかつたである。

公海漁業の漁撈並に製造における技術の點では、日本は極めて優秀であつて、他の追隨を許さないものがあるが、露國は反對に著しく幼稚である。從つて、工船蟹漁業のために露國は年々多數の日本人熟練漁夫を雇傭し、日本人の技術的援助を得てゐたが、突如一九三三年には兩然日本人漁夫を雇傭しなくなつたのである。

公海漁業の領域において發生した日露兩國

の對立關係の故に日本側は露國の此弱點を利用して、一九三〇年末露國の蟹漁夫雇傭數に嚴重なる制限を付し、出願雇傭漁夫數の半數以下を許可した爲に露國側では五箇年計畫の標語の一たる『追ひ付け、追ひ越せ』の適用によつて、自己の熟練技術家養成に努め且又外貨調達、ブチチイ島における漁夫紛爭事件等々のために露國は再び日本人漁夫を雇傭するに至つた。

公海漁業における日露の對立は、兩國に種々の不利をもたらしつゝあることは否定し難い。殊に蟹罐詰の輸出市場に對して、從來の如き競爭關係を排除し何等かの協定を結ぶことは、蟹の資源保護のため兩國間に協定を結ぶことと同樣兩國有志の痛感しつゝあるところである。

母船式蟹漁業

A工船漁業概說

母船式蟹漁業とは農林省令による母船式漁業取締規則に依る許可漁業で、最初は北洋公海漁業は蟹工船のみであつたので、其名稱も工船蟹漁業取締規則と言はれてゐた。

蟹工船が漁獲する蟹は露領租借漁區で漁るものと共通的のものであり又其の操業區域は露國領海に近いけれども露領漁業とは別個の立場に在るものである。

此の漁業は大正三年水產講習所の實習船雲鷹丸がオホーツク海に航行したとき當時蟹罐詰製造上の問題であつた蟹肉の鮮度の保存と歩止の低下を防ぐ爲め漁獲したものを直に船內で罐詰に製造することを試驗したのにその起源を發し、大正九年富山縣水產講習所の練習船吳羽丸が蟹肉の洗滌には淡水でなければならぬやうに考えられてゐたのに海水を使用して罐詰の製造試驗をして成功し三百噸を製造したのが事業化せられる動機となつて今の隆盛を見るに至つたのものである。

大正十年には吳羽丸の試驗に做つて二三百噸の補助機關付帆船二隻が着業して罐詰二千七百噸を製造し翌十一年には一千噸足らずの汽船を混へ三隻の工船が出動して、罐詰七千二百噸餘の製品が出來た。

斯の如くにして工船蟹漁業は漸く勃興せんとする機運に至つたが本漁業の無節度な發達は延ひは蟹の蕃殖を阻害し又製品の濫造に由り蟹罐詰の市價を低落し又製品の濫造に由る惧があつたので、之が取締の爲め大正十二年取締規則が制定發布せられるに至つた。

爾來、本漁業は取締規則に依つて工船毎に許可せられるやうになつたが、工船の數は昭和二年度初めには操業區域を堪察加西海岸沖合とするもの十六隻、其の他六隻合せて二十二隻を算するに至つた。此の內同年出漁したものは勘察加西海岸沖合に十五隻同東海岸沖合に二隻であつた。東海岸沖合に出たものは新規の試みであつたが爲に成績は思しくなかつたが西海岸沖合に出たものは前年同樣の好成績を收め罐詰三十三萬噸一價額一千三百萬圓の生產を擧げた。卽ち三年前の生產二千七百餘噸、價額十萬圓餘に比すると其の發展の急激なことに驚くであらう。

當時勘加西海岸沖合を操業區域とする工船十六隻の漁業經營者は十名であつたが此の間無益の競爭が多く此のまゝでは漁場を荒廢し市場を攪亂する處があつたので取締規則の改正と共に當局の慫慂に從つて當業者は合同することとなり昭和二年末日本工船漁業株式會社と昭和工船漁業株式會社とが成立した。

然るに昭和六年に至り東勘察加公海に出漁して相當の成績を擧げ來れる群小蟹工船業者は合同して資本金百九十萬圓の東工船會社を組織して再び蟹工船合同の機運をつくつたが昭和六年末より七年初頭へかけ日本工船會社資本金六百萬圓)昭和工船會社(資本金二百萬圓)東工船會社(百九十廿圓)林兼商店(工船一隻)の本邦カニ工船全體を網羅する大合同計畫が著しく具體化し、昭和七年十二月十九日前記四社の代表者により合同の基礎的條件一致し、遂に調印を見るに至つたのである

B工船の構造

工船の大さは總噸數二、三千噸級のものが多いが漸次大型になる傾向がある。主として

罐詰工場設備の外、副産物の製造が行はれるやうになつて之に要する設備をなさねばならぬからと、從業員の待遇改善などの爲めに船の面積や容積を廣く大きくとらねばならぬ關係からである。

工船の速力は八浬乃至十浬のものが多いが最近の船では十三四浬も出るものがある。

工船内の罐詰設備は多くは中甲板に施される。罐詰機械は自働式のもので、船の大小に依つて、規模にも大小がある

船内には罐詰機械の外、肥料、採油などの副産物製造の爲めにミーキン式の乾燥機の据えつけられたのもある。

工船では從業員の寢起きする場所の設備が相當重要視せられて來た。此の場所の中甲板又はそれ以下の甲板に設けられる、現在從業員は海事關係法規に依つて臨時旅客として取扱はれるから、採光、通風、寢場、出入通路などについて海事官憲の檢査を受ける。漁雜夫一人に要する面積は七乃至十平方呎容積四十乃至六十呎である。寢場は俗にいふ「おかいこ」棚式である。

此の外從業員の炊事場、浴室、便所など特別に設けられてあることは勿論であり、又醫務室、病室などの設備もある。

蟹工船としての特殊の設備は前記の外漁艇（川崎船）を吊るダビト、漁網の乾場の設備がある。

C 漁場と漁期

漁場は日下のところではオホツク海の堪察加半島寄りが以前から樞要なところで、此の漁場は南北約四百五十浬、東西約十三浬乃至五十浬、水深十二、三尋乃至四、五十尋のところである。之に次では日本海のチユコトスキー半島寄りのところで、此處は約東西に三百浬、南北には約三、四十浬位ひ、水深は十五、六尋から六十尋位ひのところである。此の外には日本海の北部沿海區寄りの海面一帶があるが、此處は漁場の副員が割合に狹い。

農林省では蟹工船の漁場を操業區域として日本海、オホツク海、白令海を十區に分つてゐる。

漁期は蟹の移動に依つて支配されるが實際は漁業の開始は流氷の慶のなくなるときからで、終了は秋季海上の荒れて居るときまでゝある。蟹工船の最も集中するオホーツク海東部では四月中旬から初まつて盛期は五月上旬から六月中旬迄、終了は九月の中旬であり、又白令海方面では少し遲れて開始せられ、終了も稍々遲れるやうである。

日本海北西部や同北部方面は三月上旬乃至四月上旬から初まつて十月乃至十一月の下旬に終る。此の漁業期は春漁と秋漁とに分れる工船の函館港を出帆してオホーツク海方面に向ふものは大底四月上旬、白令海に向ふものは少し遲れて四月中旬から下旬までである。函館出帆後六七日乃至十日間で漁場に達し夫れから漁撈製造作業をやつて早いのは八月中旬から九月下旬までに漁場を切り揚げ八月下旬から十月初旬までには函館港に歸へつて來る。

蟹工船に附屬する漁船に川崎船と通常獨航船と稱するものがある。

川崎船は肩巾九尺、數長四十五尺位ひのもので中には發動機を附けたものもある。一隻の工船に五、六隻乃至十隻位ひ積んでゐる。蟹網の入れ揚げ、蟹の漁撈に使用せられるものである。

獨航船は五、六十噸の西洋型の發動機船で函館から漁場に往くまでは工船に搭載して運搬され漁場で工船から下ろされ歸へるときには獨航して來る、又往復とも獨航するものもある。川崎船を曳航し又は漁網を入れる適所の調査などに使用せらる。

此の獨航船による公海漁場の操業は日本人獨特の技術であつて、他國人の到底及ばない處で、函館、小樽又は青森、岩手縣、宮城縣方面から遠く數百浬の波濤を乘越え僅々二、三十噸の小舟で北洋の職場に航するのであるから可なりの冒險であるが、今まで獨航船の難渡事故は至つて少なく、海洋國民としての日本人就中漁夫の操業技術が如何に優れてゐるかを物語るものである。

D 蟹工船の操業區域

區域別名稱	位置	面積
日本海 第一區	日本海西部 北緯四十三度以南	七〇〇
第二區	日本海北西部 北緯四十三度以北同四十七度以南	四、〇〇〇
第三區	日本海北部 北緯四十七度以北	一、〇〇〇
オホーツク海 第四區	オホーツク海西部 北緯五十八度以南東經百五十度以西	不明
第五區	オホーツク海北部 北緯五十八度以南東經百五十度以東	不明
第六區	オホーツク海東部 北緯五十六度以南東經百五十度以東	一〇、〇〇〇
第七區	太平洋北西部 北緯五十六度以南東經百五十八度以東	一、六〇〇
白令海 第八區	ベーリング海 北緯五十六度以北	一七、三〇〇
第九區	ベーリング海北東部 北緯六十度以北東經百八十度以東	八七、〇〇〇
第十區	ベーリング海南東部 北緯六十度以南東經百八十度以西	六四、〇〇〇

E 蟹工船の從業員

蟹工船には普通船員の外に蟹漁業の爲め幹部としては事業主任、工場、機械、漁撈係の各主任、醫師、其の他事務員があり、又、漁撈係員には船頭、漁夫、機關士、職工、雜役夫、工場係員には雜夫職工など、船の大小、仕事の規模に應じて一隻に二百名乃至四、五百名が乘船してゐる。乘船者の内で最も多いのは漁、雜夫で全員の八、九割を占めてゐる。

漁夫は主に北海道出のもので、外に富山其の他東北地方出のものもある。雜夫は青森、秋田、岩手其の他の東京地方のものが多い。

漁雜夫の募集方法は露領漁業の場合と略ぼ同じである。

漁雜夫の勞働時間は漁期中の繁閑によつて相違はあるが平均は十二時間位ひである漁夫の勞働時間は漁期中の繁閑によつて相違はあるが平均は十二時間位ひである。漁夫は拂曉から川崎船に乘つて工船を離れて蟹の漁撈を爲し正午前には本船に歸へる。それから網の手入れ翌日の漁撈準備をして夜に入ると仕事を終り、雜夫は、朝は漁夫よりも遲く夜に入るが其の日に捕れた蟹の製造を終へてしまはなければならぬから、しまいが遲くなるまでである。漁夫は拂曉から川崎船に乘つて工船を離れて蟹の漁撈を爲し正午前には本船に歸へる。それから網の手入れ翌日の漁撈準備をして夜に入ると仕事を終り、雜夫は、朝は漁夫よりも遲く夜に入るが其の日に捕れた蟹の製造を終へてしまはなければならぬから、しまいが遲くなるまでである。

五、六月の最盛期では時には睡眠時間が二、三時間位ひのことがあるそうである。

從業員の給與は漁業者の團體である。蟹漁業水產組合で定められた規定に依るのである。從業員の最多數を占める漁雜夫についてみると一漁期百六十日間とすれば一人平均漁夫は百八、九十圓内外雜夫は百六、七十圓見當である。此の外配當として九一金がある。一人につき漁夫は二、三百圓、雜夫は百五、六十圓である。それで一漁期一人の收入は漁夫は三百八十圓乃至九十圓、雜夫は三百圓乃至三百三四十圓位ひで、一日に平均すれば漁夫は二、三圓、雜夫は二圓餘に當るのである。

給與金の二割乃至四割位ひは前貸金をして雇傭契約のときに渡される。

從業員の食料は總て雇主持で、作業に必要な被服道具は雇主が支給する。

從業員に對する救恤については露領漁業の場合のやうに制度立つたものがない只だ現場で遭難死亡したときは雇主からの弔慰金がある位ひである。

船員の給與は高級船員に於いては工船蟹漁業者の團體たる蟹工船漁業水產組合と海員協會、下級船員については同組合と日本海員組合との間で取極められる。

F 漁獲の方法

蟹工船が目指す漁場に到着すると工船が積んで來た川崎船と獨航船を海上に下ろし、試驗網を入れて蟹の厚薄を調べてから漁業に着手する。

投網の位置は蟹の移動に依つて漁期中沖の方と陸の方との間を動く、通常漁期の初めは沖の方でだん〳〵期節の進むに從つて陸の方に移り終期になるとまた沖の方に移る。投網の位置が陸の方に接近したときには、露國の領海即ち距岸三浬の線から内に入つた、入ら

ぬで露國の漁業監視船などからとがめられて問題を起こすことが往々ある。

蟹の漁獲に従事する川崎船一隻には普通船頭一人と漁夫が七乃至九人位乗り込み蟹の刺網五六百反位ひ積んでである。

蟹の刺網は一反の長さが二十五間位ひ幅が十尺位ひである。網の目は一尺七寸以上と定められてある。網は蟹の澤山居りさうなところを見込んで一ケ所に二百反位を一配とし、三分の一浬位の間隔で標識をつけて海底に下ろされる。工船一隻分で使用する網の延べ反數は平均十三四萬反である。

工船と他の工船との間隔は普通十浬と云ふことに取極められてあるが、漁場によつてはもつと接近することがある。こんなときには他人の網ともつれ合つたり重さなり合つたりするので網の爭奪が行はれる。殊に露領漁業の蟹漁區の網との間に多いやうである。

網を下ろしてから四、五日經つて揚げ始める。蟹の罹つてる網は其のまゝ川崎船の中にとり入れて工船に持つて歸へる。

川崎船が蟹を積んで工船に着くと工船は其の蟹を網ぐるみ舂で甲板の上に卷き上げる蟹は甲板上で網からはずされて製造場に移される。

G 蟹罐詰の製法

蟹が製造場に移されると雜夫は腹甲を剝ぐ背甲に着いてる脚を澤山一緒に鐵網で拵えたバスケツトに入れて熱湯の入つてる槽の中に入れて煮る。煮えたものは海水の入つてる槽の中につけるか又は海水の入つてる槽の内に入れて冷す。

冷えたら脚を背甲から切り離す。此の脚の中に在る筋肉が罐詰の原料となるのである。

蟹の脚は五對即ち十本である。然し第一の脚は螯になつており、第五脚が退化してゐるから脚と見るべきものが三對で六本である。此の六對と螯の內からとれる筋肉が罐詰にされるのである。

脚には五節あつて脚肉は脚の着根の方から順に肩肉(座節)一番脚肉(長節)ツラキヨ(腕節)二番脚肉(前節)とに分たれる。指節に在るものは極く少ないので罐詰には利用せられぬ。螯の中に在る節肉は爪肉と云ふ。

罐詰原料としては一番脚肉が最上で次は二番脚肉である。殻から抜き出した節肉には凝固した血液(血液と云ふても赤くはない、白色であるから俗に豆腐と云ふ)がついてゐるから之れを海水で洗ひ肉質の仕譯として硫酸紙で直接蟹の肉が罐の內面に觸れないやうにして一定の標準で罐に詰め合せる。

肉詰めされた罐は夫々の機械で罐の蓋をして一定の標準で罐に詰め合せる。

脫氣をし、蒸釜に入れて攝氏百度以上の蒸汽で殺菌して罐詰が出來上るのである。こんな操作は組み合せられた機械で自動式に行はれる。

出來上つた罐詰は洗滌してラックを塗り函に詰める。一函に一封度罐なら四打四十八罐半封度罐なら八打九十六罐宛容れる。

製造した罐詰は工船の倉庫に貯藏して置いて、中積船が來ると之に積みかへ內地に送り殘つた物は工船に積んだまゝ漁期が終ると其儘內地に持つて來られる。出漁する工船の數に依つて相違はあるが、大體に於て昭和元年までは急激に增加したゝ然し昭和二年にオホーツク海に出漁する工船の數が十八隻に限定せられ製造函數が三十二萬函に制限せられてからは、他の方面の出漁船の分も入れて其後兩三年間は三十萬函臺であつたが、昭和六年には二十四萬函に減じ、昭和七年には十七萬三千五百函に減じ昭和八年は十八萬六千函である。昭和九年度の漁獲は成績面白からず僅に十六萬餘函を製造したに過ぎない。

昭和十年度は出漁工船數八隻で西カム沖に六隻、東カム沖に一隻、アラスカ沖に一隻を配船し其總漁獲高十七函であつた。

H 各年度漁獲成績

我國に於ける母船式蟹漁業が操業を開始して以來所謂試驗時代を過ぎ本格的に着手を開始したる大正十二年以降、昭和十年に至る出漁工船數及製造函數を年代順に記せば左の如し。

▲大正十二年實績

經營者　日魯漁業外八社　工船十五隻
製造高　三三、五六一函

▲大正十三年實績

經營者　日魯漁業外五社　工船六隻
製造高　四〇、九一七函

▲大正十四年實績

經營者　今井作治外八社　工船八隻
製造高　一〇八、三七一函

▲大正十五年實績

經營者　八木實通外九社　工船十二隻
製造高　一二八、七四一函

▲昭和二年實績

經營者　共同漁業會社外九社　工船十五隻
製造高　三二四、〇五一函

▲昭和三年實績

經營者　日本工船外一社　工船數十四隻
製造高　三〇三、九七一函

▲昭和四年實績

經營者　日本工船外二社　工船數十五隻
製造高　三四六、七三五函

▲昭和五年實績

經營者　日本工船外四社　工船數十九隻
製造高　四〇、五八二函

▲昭和六年實績

經營者　日本工船外二社　工船數九隻
製造高　二四〇、二〇六函

▲昭和七年實績

經營者　日本合同工船　工船數七隻
製造高　一七三、五二六函

▲昭和八年實績

經營者　日本合同工船　工船數八隻
製造高　一八六、〇〇〇函

▲昭和九年度實績

經營者　日本合同工船　工船數八隻
製造高　一六〇、〇〇〇函

▲昭和十年實績

經營者　日本合同工船　工船數八隻
製造高　一七〇、〇〇〇函

蟹罐詰海外輸出高

日本蟹罐詰業水產組合聯合會調査による昭和十年一月以降十月十日までの北洋蟹罐詰海外輸出高、昭和九年度との比較左の如し(陸上沖取、北千島を含む(單位函)

(國別)　(昭和十年十月)　(昭和九年十月)

米國	四、九七三	九七、九〇八
加奈陀	九七四	四八一
布哇	一、一四五	八四五
英國	九八、四四七	一〇二、三九三
濠洲	四、一六三	七、六三九
佛國	三、七六七	二六、四七三
獨逸	七、二一二	四、六〇〇
丁抹	一三〇	八五九
瑞典	三七一	三八三
和蘭	二、五四〇	一、五九九
白耳義	一二、六八三	一〇、五九三
希臘	七七七	五六五
其他歐洲	六七五	三三一
アフリカ	一、一九〇	八七六
中南米	一、〇一八	三六三
南洋	一九〇	一七一
シリヤ	一七〇	三六
滿洲支那	一、二二三	一、〇〇一
合計	三一〇、二五四	二五七、一〇六

日本合同工船株式會社

一、資本金　一千四百萬圓
一、株式數　二十八萬株

昭和九年四月七日、株主總會を開催し創立當初の資本金七百萬圓を增資し一千四百萬圓とし、右增資による株式は一株を金五拾圓とし、右增資による新株は一株に付金二十五圓とし第一回拂込は昭和九年六月一日之を了した、

昭和九年度漁況は一八、〇〇〇函製造豫定の處天候不良の爲豫定數に達せず一六〇、〇〇〇函の罐詰製造を見たり。而して昭和十年度に於ては工船八隻獨航船九十隻從業員二千六百餘名が出漁し、北水丸、神宮丸、榮德丸、博愛丸、和歌浦丸、美福丸の六隻は西カム沖合にて操業、東天丸は東カム沖へ、遠海丸はアラスカ、ブリストル灣沖合にて操業したが東カム及アラスカ方面は業績振はず、昭和十年度豫定一八、〇〇〇函より一萬函減の一七〇、〇〇〇函を製造したが、昭和九年度に比し一萬函の增産であつた。

役　員

取締役會長　鮎川　義介

専務取締役　植木　憲吉
常務取締役　西村　有作
取締役　眞藤慎太郎
同　柳瀬篤二郎
同　増井　進
同　國司　浩助
監査役　新家　光麿
同　本川藤三郎
同　中部　謙吉
同　山田　敬亮
相談役　鈴木　英雄

ソ聯邦の工船蟹漁業

A　蟹工船の創業

カムチヤツカ東西兩岸沖合における日本蟹工船漁業の長足の發展と、蟹繊詰の輸出的價値莫大なる事實に刺戟されたるソヴエート側では、單に極東露領漁業において一大發展計畫を策せるのみならず、公海においても發展計畫を立て先づ目をつけたのが蟹工船漁業の創始であつた。

然しながら日本の創始にかゝる蟹工船企業は、其企業組織に於て、殊に其特殊の練達を要する技術に於て、他の追從を許さぬものがあり、此點ソ國の苦心の存するところであつた。殊にソ國の蟹工船創始は日本當業者にとつては直接競爭關係者の出現を意味するので日本側の積極的援助乃至指導を期待し得ず、一度は昭和二年末から三年の初頭にかけて日本蟹工船業者の結集の緩みに乘じ、一工船の買收を試みたが、如上の理由により成功を見るに至らなかつた。然しソ聯邦は昭和三年より是非共蟹工船を創始して西勘察加公海に出漁せしむる固い決意の下に、買船運動を試み遂に米國及日本に於て各一隻宛を手に入れることに成功した。

而して之を一は極東國營漁業トラストの所屬として「ベールウイ・クラバロフ」號と名づけ他を國營アコ會社に所屬せしめて「カムチヤツカ」號と命名し、昭和三年始めて西カムチヤツカ公海に出漁せしめた。これがソヴエート蟹工船出漁の濫觴である。

前記二工船は蟹工船漁撈並に製造に熟達せる日本漁夫を函館方面に於て雇傭し且つ漁網大凡三萬七千反を用意し、昭和三年五月初旬何れも相前後して函館を出帆、勘察加西海岸沖合の漁場に到着し漁撈並に製造を開始した。

然るにソ聯邦側は勞働法の適用乃至勞働時間の短縮、其他雇傭條件良好なる關係上到底所期の漁撈並に製造能力を發揮すること困難なる可しと邦人側で豫想されたにも拘らず、左の好成績を擧げ昭和三年八月十七日日本側に先つて漁場を引揚げた。

ベールウイ、クラバロフ號　二一、二四七函
カムチヤツカ號　一三、七五五函
計　三五、〇〇二函

ソ聯邦側發表の製繊數並に製品の品質については始め本邦に於て種々の風評が流布されたが、其後品質は本邦に於て實際に試驗の結果寧ろ邦品を凌ぐ事實が明かにされソ國が北洋工船蟹漁業界に於て邦人の有力なる競爭者であることが證據立てられた。

因みにソ國側製品の販途については二工船の中第一工船の分は在米ソ聯邦機關アムトルグの手を經て米國市場に賣却され殘る一隻の製品は英商マツケンジー商會及在横濱の古屋商店の手を經て夫々英國方面へ輸出された趣である。

昭和四年の業績

昭和三年の最初の工船蟹漁業に好成績を收めたソ聯邦側では更にこれが將來にわたる擴張と發展を計畫し、昭和三年十月神戸に於て英國汽船ダゲスタン號（五七四二噸）を購入の上之を工船式に艤裝し、フターロエ・クラボローフ（第二蟹工船）と命名した。又本邦に於て神山丸（四二四八噸）を買船して之を工船に改造しトレツチエ・クラボローフ（第三蟹工船）と命名した。此の兩船はいづれも國營極東漁業トラストの所屬である。

かくて昭和三年の二隻に加へて昭和四年には工船四隻を以て、八萬一千函の漁獲計畫を立て、西勘察加公海に出漁した。四月上旬の出漁に當りソ國側雇傭の日本人熟練勞働者多數が函館に於て乘船間際にソ國側に對して雇傭契約解除を强行したことは、ソ國側に大なる手違ひを生せしめ、出漁期を遲らせる原因を作つたゞけに、ソ側はこれを日本側當業者の陋手段なりとして大いに憤慨し、露領漁區へ出漁する邦人漁夫に對し從來示して來た旅券査證事務の便宜を中止し、報復的手段に出づると敦圍く等の事件もあつた。此事件はソ國側の蟹工船漁業への進出が如何に本邦側のそれと利害對立しつゝあるかを語るものである。

此事件のため日本側に稍遲れて出漁したソ國蟹工船四隻は、西勘察加公海に於て漁撈製造に從事した結果次の如き成果を示した。

一、カムチヤツカ號（國營アコ所屬）　一八、八〇〇函
二、ベールウイ・クラボローフ號（極東國營漁業トラスト所屬）　一八、二〇〇函
三、フターロエ・クラボローフ號（同上）　二〇、〇〇〇函
四、トレチエ・クラボローフ號（同上）　一八、二〇〇函
合　計　七二、〇〇〇函

即ち豫定計畫に比し九千函の減少であるが昭和三年度の三百五千函に比較する時は三萬七千函の增加である

昭和五年の業績

ソ聯邦蟹工船の出漁は昭和五年に至り益々急を告げ、昭和四年度四隻に加ふるに更に六隻を買船して總數十隻を出動せしむるに至つた。

ベールイ・クラバロフ號（極東國營漁業トラスト所屬）
フタロイ・クラバロフ號（同）
トレツチイ・クラバロフ號（同）
チエトウヨルトイ・クラバロフ號（同）
ペアトイ・クラバロフ號（同）
カムチヤツカ號（國營アコ會社所屬）
ユカギール號（同）
ツングス號（同）
イテンメン號（同）
ラムウト號（同）

但し日本政府によるソ側雇傭出漁夫數制限並びに物資勞力其他出漁準備の著しい手遲とはソ側の出漁期を非常に遲延せしめ、日本側に遲るゝ一ケ月以上の五月中旬に至り漸く出漁の段取となつた、而も漁場においては例年になく流氷長びき、著しく操作を妨げらるゝ等のこともあつて、ソヴエート工船は所期の結果を擧ぐるに至らず、隻數は二倍以上に增加したるも、その漁獲製造高は七萬三千函にすぎず、卽ち昭和四年に四隻で七萬二千函を生産せるに對比すれば極端な不成績に終つたことが知られやう。

昭和六年の業績

昭和五年漁期切揚後ソヴエート政府は極東露領の自國蟹漁業を一般漁業から分離、統一して國營蟹繊詰トラスト（トレスト・クラボコンセルウォフ）を創始し、企業の合理化を期したので、昭和六年においては愈ソ側の進出急なるべしと噂されたが、蟹工船は一體に中古船を改造せるものにして、而も毎年四、五月より八九月迄約半年の間極北の風波と戰ふ上に極度に船舶不足のソヴエート側では漁期切揚後といへども之を沿海州地方の漁業並に貨物運搬船に使用する傾向あり、そのための船體の被る損傷は相當甚だしく翌春出漁せしむるには大修繕を要したのである。然るに極東における唯一の造船所たる浦鹽極東製作所（ダリザウオードの造船並に修繕能力は極度に制限されてゐるため、一時に多數の蟹工船を修繕すること困難となり、一方蟹工船を母船とする川崎船の新造並に修繕も必要となつた。昭和六年にはこの大障害のためソヴエート蟹工船は非常な出漁難に陷つた。この出漁難を激化したものは、ソヴエートの熟練漁夫不足（日本政府のソ側雇傭出願漁夫制限と關聯して）並に漁網、漁具、食料、木材其他漁場送込品の不足とであつた、かくて昭和六年四月初旬には浦鹽を出帆すべしと噂されたソ側工船は五月に入るもその段取に至らず遲れに遲れて漸く五月中旬フタロイ・クラバロフ號を先頭に、トレツチイクラバロフ號、カムチヤツカ號、ラムート號、ツングス號、ベールウイ、クラバロフ號、チエツトウエルトイ・ク

ラバロフ號以下昭和五年の十隻に對し九隻西勘察加公に出動した函館にて搭乘せる日本人漁業數は五百七十名であつた。

ソ側工船は相互に社會主義的生産競爭等を締結して生産增加に努めたが、出漁期を失せると、流氷等に防げられて其成績は頗る振はず、昭和四年及び昭和五年よりも却つて減産し、全工船にて六萬七千三百函を製造したに過ぎなかつた。陸上を合せて十五萬函の製造を計畫せるに對し、工船陸上の總計は九萬三百函に過ぎず約六〇%を示した譯である。今ソ側の昭和五年六年における蟹罐詰製造實績を示せば左の如し。

	昭和六年	昭和五年
工船	六七、三〇〇函	七三、〇〇〇函
陸上	二三、〇〇〇	五七、〇〇〇
合計	九〇、三〇〇	一三〇、〇〇〇

昭和七年の業績

ソ聯邦の工船蟹漁業は(一九三二年)昭和七年を以て恰度五星霜を迎えることになつたがその間毎年出漁期になつても物質並に勞力其他出漁準備の不備不足から豫定の期日から非常に遲延し、操業開始は日本側より數十日遲れる等の結果から著しく不成績を繰返しつゝあり、特に三二年度は第一次五ヶ年計畫の最終年に當る折から、これが清算轉向すべく、例の突擊勞働隊の組織、社會主義競爭の實施等を通じ大々的に日本側に對抗競爭すべく努めつゝあつたが三二年度の出漁に際し浦鹽市の目拔の場所に「四月八日を期して七隻の蟹工船を出漁すべし。吾等は全力を盡して豫定通り準備を完了せざるべからず云々」と大書したる宣傳ビラを貼出し出漁準備を急ぎつゝあつた。然し當時出漁決定したる蟹工船は、第二クラボロフ號、第四クラボロフ號、ギリヤーク號、ラムート號、コリヤーク號、ユカギール號、ラムート號、の七隻であつたが、工船仕込準備工程は遲々として進まず。石炭の如きは大部分積込を了へたが食糧は平均一割五歩、蟹網は平均七割四歩、水は殆んど積んでゐなかつた等の模樣で豫定の期日には出漁が出來なかつた。

又ソ聯邦の蟹工乘船込みの漁夫は未だ創業以來日幾何も經ず故に經驗も淺く技術は至て幼稚未熟であり、その爲めに優秀なる邦人蟹夫並に製造技術者を毎年數百名雇傭し技術修得に努めつゝあつた。而して三二年度は邦人雜漁夫及製造技術者合計千五百名の雇傭許可を我が農林省に提出したが、審議の結果三百九十六名が許可され夫々ソ邦蟹工船に分乘作業に著いたのである。かくてソ聯邦側は工船十隻を有してゐたが、始發工船は昭和七年四月十四日に三隻が浦鹽を出帆し現場に向つたが四月上旬より五月初頭にかけて、1ペールイ・クラバロフ號、2チエットウエトイ・クラバロフ號、3フタロイ・クラバロフ號、5カムチヤツカ號、6ラムート號、7テメイン號の七隻が西カムチヤツカに出漁操業し、漁撈製造に着手した。

然しソ側工船中六年度に特別に活躍したトレツチイ・クラバロフ號、シングス號、フセオロード・シビルツエフ號の三隻は極東工廠の修繕工事間に合ず、且つ川崎船の不足と漁網、食糧其他諸物質の缺乏等の諸原因に禍されて遂に出漁を見るに至らなかつたが、其後諸新聞紙を中心に前記三隻も遲ればせながらも出漁條件を整へて是非出漁せしむべしと熱烈に輿論を煽り東方漁業トラスト(ウォスト、クルイバ)は同副社長アブラモーウイチ氏を委員長に各關係團體代表を網羅する殘留蟹工船並にトロール船出漁援助委員會を作り種々畫策した結果六月上旬乃至中旬迄に若干の準備不足ながら無理に殘留蟹工船を出漁せしむることゝなつたが、結局二隻だけ出漁した。

かくて五月以來西勘察加公海に出漁し漁網を始め漁業用物資、食料品等の不足勞働力並に技術の不備缺陷と戰ひながらソ聯邦漁工船九隻は三二年度上半期の著しい不成績を清算すべく、精力的に蟹漁業を行ひつゝあるので魚獲高は五月より六月へ六月より七月へと逐月增大を示しつゝあつたが、計畫の豫定數字には遙かに及ばず、又工船の一部には操業狀態が頗る不振であつた爲に浦鹽のソ側機關紙クラースノエ・ズナーミヤ は移動編輯局を蟹罐詰トラスト並に漁業機關内に臨時設立して操業狀態の速報に努め、又青年共產同盟員よ

り成る漁業監視糺察隊は各蟹工船に所屬して其作業狀態を點檢し種々の缺陷曝露に努めたのである。

斯て八月中蟹工船の漁獲實績は豫定の七一・三%を示し、殊に八月第六週には豫定計畫の一七九・四%といふ豐漁であつたが、九月上旬に西カムチヤツカの同水域に操業せるは僅に二工船に過ぎず、殘り四隻はナガエフ地方に去り、一隻はサハリンに去り、一隻(フセオロード・シビルツエフ號)はプチーチ島に去つたゝめ、遂に其の後の漁獲完成計畫を遂行し得なかつた。それら六工船が豐漁地を切揚げた原因は石炭、淸水、食糧其他物資の缺乏に餘儀なくされた爲で、ウオストコルイバ當局が之等不足物資供給のためスナブゼーネツ號を浦鹽から現場に向け出帆せしめたのは漸く八月下旬であつた。その爲六工船は可惜豐漁期を失し、數千函の蟹罐製造機會を失ふに至つた譯である。

ソ聯邦側蟹漁業機關なる蟹罐詰トラスト及アコ會社一九三二年の實績につき農林省の調査によると、ソ聯邦の現有蟹工船十三隻中三二年カムチヤツカ西海岸に出漁せるもの九隻の漁獲高と陸上漁區の漁獲高を三一年度に比較すると

	昭和七年	昭和六年
工船	六七、三九三函	六七、三〇〇函
陸上	一〇、〇〇〇函	二三、〇〇〇函
合計	七七、三九三函	九〇、三〇〇函

で昭和六年に比し一萬三千函の減退を見た。此の實績を十四萬函の漁獲計畫に比すると、五割五分の遂行率を示したに過ぎない。出漁工船別陸上漁區別の實績左の通りである。

船名	總噸數	漁獲高
ツングース	二、六〇七・二噸	一〇、九五〇函
トレーチエクラバロフ	四、二〇八・六〇	一三、四九二
フタロイクラバロフ	四、二五五・四〇	七、〇〇〇
チエトヴォルトイクロバロフ	三、九三一・二〇	八、二〇〇
ピヤートイクラバロフ	三、九九六・四〇	八、九〇〇
フセオロードシビルツエフ	七、〇〇〇・〇〇	八、三〇〇
ラムート	三、六五三・五四	三、五〇〇
ギリヤーク	四、九〇〇・〇〇	七、〇〇〇
コレヤーク	四、三七二・三四	八〇一

備考 以上蟹罐詰トラスト經營に係りツングース及トレーチイクラバロフの二隻は邦人從業員乘組あり

昭和八年の業績

昭和八年五月十三日、ソ聯蟹工船ボスシチエーフ號(六五〇四噸)は北千島にて難破して日本領海内に入りたるを以てソ聯汽船を以て救助作業を行ひたき旨申出たので在浦汐山口總領事は其旨日本政府に通達し、救助作業を許可されたので、ソ側は浦潮よりアラ號、ダヴイドフ號、カムチヤツカ號の三隻を急派し救助作業を行つた、然るに同船の到着は遭難後二ケ月半を經過し居たる爲作業進せ捗ず颱風期も近づきつゝありし爲ソ側は日本サルベージ會社に救助作業の引合を發したが七月廿八日大時化の爲遂に沈沒した。

一方に於てソ聯側蟹工船中第四クラブロフ號、ミコヤン號、フセワロード・シビルツエフー號、コリヤーク號、第二クラブロフ號、第三クラブロフ號、プチーチー島號、ギリヤーク號、ラムート號及びツングース號は北洋公海に於て漁獲作業を續行したが、ギリヤーク號、ラムート號及びツレーグス號の三隻は操業狀態不振を極め上半期豫定計畫高の三分の一にも達せぬ狀態であつた。

極東露領昭和八年度上半期漁獲計畫高は鮭蟹鰊等を合し、九二二、一千セントネルであつたが其實績は六六九、三千セントルで實績割合は七二・六%、內蟹は最も成績不良で漁獲遂行率四二・五%であつた。

而して蟹工船の計畫遂行率は、操業不振の前記三隻を除いて左の通りである。

第四クラボロフ號	八八・四%
ミコヤン號	八三・四%
フセワロード・シビルツエーフ號	六六・一%
コリヤーク號	六二・五%
第三クラボロフ號	四〇・七%
第二クラボロフ號	三四・〇%
プチーチー島號	三八・三%

斯く昭和八年度ソ側蟹漁業は不漁を以て終止

し昭和八年十一月在浦潮極東漁業廳發表の本年度總決算報告によるも之を裏書してゐる。即ち一九三二年（昭和八年）の漁獲高一五八七、〇二七ツエトネル（一ツエントンネルは五十瓲）に對し一九三三年（昭和八年）の實績は五二三、八七三ツエントネルで、六割七分の激減を示してゐる。

昭和八年度實績左の如し（鮭鱒、蟹を含む）

漁場管區	漁獲高	計畫遂行率
沿海州	二六九、三九〇	六二%
北樺太	一〇、〇〇〇	四五%
勘察加	九六、九五四	五九%
國營アコ社	一三〇、〇〇七	五九%
黒龍江	一〇、七四三	二九%
其他	六、七七九	—

昭和九年の業績

ソ聯邦は昭和九年（一九三四年）極東に於ける沿海州海岸、北樺太西海岸、勘察加西海岸の陸岸並に公海蟹漁業を前年同樣の罐詰十萬二千四百函製造の計畫を樹て出漁、右蟹漁業中工船によるもの九隻にして勘察加西海岸に出漁せしめたるが實際に操業せるものは八隻にして出漁工船及漁獲製造高左の通りである

船名	製造高（函）	總噸數
ミコヤン	二、三三二	一〇、〇〇〇
コリヤク	四、三七二	一一、七〇〇
ラムート	二、六九三	九、九〇〇
ツングース	二、六〇七	三、五〇〇
フタロイクラバロフ	四、二一五	五、二〇〇
トレーチイクラバロフ	四、二四八	四、六〇〇
チエトウエルトイク	三、九三一	四、一〇〇
ラバロフ		
ピヤートイクラバロフ	三、九九六	不明
フセオロードシビル	七、〇〇〇	六、五〇〇
ツエフ		
合計		五五、五〇〇

右の外西勘察加ブチ、島附近陸岸漁區に於て四千函内外を製造、又沿海州北樺太陸岸漁區に於て五千函内外の漁獲ありたる旨ソ聯邦機關紙は報道してゐるが、尚ほソ聯邦側漁業機關の報告によれば、漁業物資は極度に不足をつげ加ふるに勞働能率概して不良にして一九三四年度（昭和九年）全聯邦商業會議所々報の報告書に基けば北洋に於ける蟹罐詰總製造高は三十五萬個（罐）で豫定計畫に對し十三萬個の超過となつてゐる。

昭和十年の業績

ソ聯極東機關紙發表、一九三五年二月の極東地方漁獲高は一萬一千九百五十六センネルで一月漁獲高の二分の一に減少、第一・四半期（一月―三月）計畫遂行率（一九三五年三月一日現在）は四六、九%の不成功である。

△蟹漁は三月五日にボボフ島から川崎船五艘同六日には更に漁撈船十艘が出動、七百四十統の網を下した、同十二日には初めて五百六十疋の蟹を漁獲した。

△明太魚の漁獲も開始され、一九三五年三月八日にはザルビノ漁區には九艘の川崎船が出動した。

勘察加ソ側蟹漁區五月二日現在罐詰製造高は左の如し

△ミコヤン號　一五一函　△第四クロボロフ號　七一函　△第二クラボロフ號　總生産高は一九〇萬個で昭和九年度豫定計畫の八五%に當つてゐる。

之をトラスト別にすると左の通りである。

アムール國營トラスト	九六%
極東國營漁業	七四%
サハリン漁業トラスト	一二五%
蟹漁業トラスト	八三%

一九函

蟹工船はコリヤク、ラムート其他五月上旬中に牟部出動今年五萬二千函内外漁獲推定さる

母船式鮭鱒漁業

A、母船式鮭鱒漁業の沿革

カムチヤツカ公海に於ける母船式蟹漁業の、稀有の發展並に日露漁業條約による露領漁業の紛々たる束縛、紛議に鑑み、本邦漁業家の間には世界三大漁場の一たるオホツク海、ベーリング海方面の公海に於ける鮭鱒漁業を母船式工船漁業によつて行ふ事に多大の興味を寄せ、昭和二年太洋漁業會社の試驗的出漁以來之が計畫を進めつゝあつたが、此計畫は昭和四年に入つて愈々具體化し、日魯漁業、八木本店、平出喜三郎、國際工船、綿貫覺、奥田禮三、神谷文一、德田平一、須田孝太郎の諸氏は右鮭鱒工船經營について農林省當局に出願中であつたが、當局は昭和四年六月八日省令により取締規則を發布し、昭和四年六月二十九日付、左記五氏に許可決定の旨通知を發した。

日魯漁業、八木本店、國際工船、平出喜三郎、綿貫覺

昭和四年には九九九噸の母船一隻出漁し、鮭鱒七、七五三尾を漁獲したが、翌五年には六隻に增加し、總噸數一二、五一八噸に漁獲高六八〇、四八〇尾であつた。

一方日本漁業家の母船式鮭鱒漁業希望者は益々激增し、昭和六年春の出願隻數十三隻に達したので、農林省では審査の結果昭和六年三月二十四日付左記諸氏に對し、沖取漁業を許可するに至つた。

一、小山富三（母船一隻三、六〇〇噸、カムチヤツカ東海岸方面）

一、田中仙太郎（母船四千噸級二隻、カムチヤツカ海方面、カムチヤツカ東海岸方面）

一、成宮金三郎（母船五千噸級一隻、カムチヤツカ東西海岸方面）

一、山内大次郎（母船四千噸級二隻、カムチヤツカ東西海岸方面）

一、地田光藏（母船六千噸級一隻、カムチヤツカ東西海岸方面）

一、三浦玄三（母船六千噸一隻、カムチヤツカ東西海岸方面）

從つて昭和六年には實際出漁鮭鱒工船數は增加し、十一隻、二五、四一六噸に達し、從業員一、五五一名を算し、漁獲高は一、一七一、三七六尾であつた

かくて昭和七年に入つたが、新規出願者は更に多數となつたので再び愼重審議の結果昭和七年三月十日に至り左記十六名に對し許可の決定の旨指令を發した。

須田孝太郎一隻、竹村浩吉一隻、松田辰藏二隻、伊原榮一二隻、小田積美一隻、袴信一郎一隻、埜邑直次三隻成宮汽船會社一隻、菅宮清吉一隻、佐々木平次郎一隻、小山富三一隻、藤本次郎平一隻山内大次郎一隻、輔取豐治一隻、渡邊俊朗一隻

合計二十隻で更に前年度迄の許可船合計二十六隻を合せ沖取工船の許可せるもの四十六隻に達した。

B、昭和八年度の概況

昭和七年度迄の概況は前項の如くであり、逐年新規出願者も增加しつゝあるが、昭和八年度新規出願者に對しては農林省が愼重審議の結果、左記の十六名に對し許可決定した。

昭和工船漁業株式會社（母船一隻二、三千噸、勘察加西岸近海）

太平洋漁業株式會社（母船十一隻、一千二百噸乃至七千二百噸、北勘察加海灣、西勘察加海灣、近海）

袴信一郎（母船二隻、一千六百噸乃至七千二百噸、勘察加西岸近海、勘察加東岸近海）

藤木治郎平（母船一隻、一千二百噸乃至一千八百噸、勘察加西岸、勘察加東岸近海）

山内大次郎（母船一岸三千二百噸乃至四千八百噸、勘察加西岸、勘察加東岸近海）

片桐寅吉（母船一隻一千六百噸乃至二千四百噸、勘察加西岸近海）

平出合名會社（母船七隻、一千六百噸乃至

六千噸、勘察加西岸、勘察加東岸近海）

沖取合同漁業株式會社（母船三隻、三百六千噸乃至六千六百噸、勘察加西岸、勘察加東岸近海）

荻布宗太郎（母船四隻、三百二〇噸乃至三千噸、勘察加西岸近海）

坂本作平（母船一隻、六百噸乃至九百噸、勘察加西岸近海）

後藤杉久（母船一隻、二千八百噸乃至四千二百噸、勘察加西岸近海）

古里富藏（母船一隻、一千六百噸乃至二千四百噸、勘察加東岸近海）

大同漁業株式會社（母船四隻、八百噸乃至三千六百噸、勘察加西岸近海）

宮城漁業株式會社（母船三隻、四千噸乃至六千噸、勘察加西岸、勘察加東岸近海）

カムチャツカ漁業株式會社（母船、三隻四千八百噸乃至七千二百噸、勘察加西岸、勘察加東岸近海）

（イ）母船出漁狀況

昭和八年度にカムチャツカ沖合に出漁した鮭鱒沖取母船は左の通りで、此の外獨航船凡そ二百八十隻内外出漁した。

	噸數	出漁許可區域	出漁區域
太平洋漁業會社所屬			
神武丸	五、〇六七・〇一	東西海岸	東海岸
信濃丸	六、一五五・四四	同	同
第三雲洋丸	二、八四三・五七	同	同
沖取合同漁業會社所屬			
幸生丸	五、四四八・三三	同	同
第十七播州丸	四五九・〇一	同	同
大同漁業會社所屬			
東榮丸	二、二七五・六三	同	同
第一越丸	一八八・九四	同	不明
第二海王丸	四四八・七八	同	同
勘察加沖取漁業會社所屬			
松山丸	四二三・〇三	同	同
平出會社所屬			
第六播州丸	二、七〇七・〇七	同	東海岸
宮城漁業會社所屬			
英丸	二、七〇七・〇七	同	不明
千歲丸	一六七・五四	同	同
荻布宗太郎所屬			
第二大黑丸	三一四・四〇	同	同
坂本作平所屬			
大正丸	七九七・七九	同	東海岸
袴信一郎所屬			
金刀比羅丸	一六九・七五	西海岸	不明
第二大東丸	三一四・四〇	東西海岸	同
藤木治平所屬			
春日丸	一五四・一六	同	同
合計十七	一六、六二一・七一		

（ロ）漁獲高（單位尾）

昭和八年度に於ける母船式鮭漁鱒業漁獲高左の如し。

鮭	一、七九二、〇九六
銀鮭	三七、九一七
紅鮭	二、〇三三、六七三
鱒ノ助	一、〇六四
鱒	一、七九二、六〇七
合計	五、六二五、八三一

（ハ）生産價格（單位圓）

昭和八年度に於ける母船式鮭鱒獲製品、生産高左の如し

（種類）	（數量）函	（價格）圓
罐詰	一五〇、六三三	三、四二六、三二四
鹽藏	一、九二七、三一八	九三四、二六九
冷藏	一、三九三、二二四	七四四、八六〇
魚卵	四二、〇九五（貫）	六九、八七八

C、昭和九年度出漁成績

（イ）出漁許可母船數

昭和九年度北洋公海に於ける母船式鮭鱒漁業は太平洋漁業、平出漁業、沖取合同（林兼）、大同漁業、坂本作平、藤木治郎平、袴信一郎、宮城漁業の八社で母船十六隻が農林省より許可された、即ち左の如し

	（附屬漁船）
▽太平洋漁業株式會社（四隻）	
神武丸（五、一三一噸）	獨三七・搭一三
信濃丸（六、一五五噸）	獨五〇・搭一六
廣南丸（一、三三四噸）	獨二六・搭二
榛名丸（一、五三七噸）	獨三・搭一七
△袴信一郎（帆船一隻）	
金刀比羅丸（一六九噸）	獨五
第二大東丸（三二一四噸）	獨五
△藤木治郎平（帆船一隻）	
天神丸（一九二噸）	獨一三
△平出漁業株式會社（一隻）	
瑞鳳丸（一、〇〇一噸）	獨一二
△沖取合同漁業株式會社（三隻）	
幸生丸（五、四三〇噸）	獨四三・搭九
第六播州丸（六七四隻）	獨一四
ゑびす丸（一九五噸）	獨一〇
△坂本作平（一隻）	
北征丸（一、二七五噸）	獨三六
△大同漁業株式會社（三隻）	
神洋丸（一、七三六噸）	獨四八（東岸三八）
大安丸（一、二四九噸）	獨八
第二海王丸（四四八噸）	獨八
△宮城漁業株式會社（一隻）	
英丸（二、七〇七噸）	獨四二

計八社・十六隻・附屬船四五四隻

（ロ）漁獲實績

昭和九年度に於ける沖取漁業の漁獲實績及製造高左の如し（各社合計）

漁獲高（單位尾）

鮭	二、六四八、九〇一
銀鮭	一七九、九九八
紅鮭	四、八六〇、〇七一
鱒ノ助	三、一八五
鱒	一、二五一、三四六
合計	八、九四三、五〇一

（ハ）生産價格（單位圓）

罐詰	二七二、二六六函	八、〇五〇、四八五圓
鹽藏	二、六六三、九八九函	一、一一九、〇一三圓
冷藏	二、〇四一、〇六八函	九八七、五一五圓
魚卵	四九、八三四函	八一、七二八圓
計		一〇、二三八、七四〇圓

沖取漁業大合同の經緯

A 國策遂行と三割制限問題

母船式鮭鱒漁業は、近年著しき發展をみ、殊に昭和八年の好成績に續いて九年度に大豐漁を擧げたる結果、俄然、之が制限問題擡頭、北洋漁業統制政策と重大化した。

即ち、農林省當局は、昭和九年度に於ける許可附屬漁船三百十一隻の三割減案を樹立したが、このとき早くも當業者の大反對するところとなり議會を前に輿論化するに到りたる爲、當局は之が再審議を行ひ愈々十二月十四日、一ケ年延長して昭和十一年度に於て二百隻に制限することゝし、昭和十年度は三百隻の出漁を認め、減縮割當については當業者の協調に一任する旨示達し、併せて當業者は自發的に合同せよと慫慂するところあつた。

依つて當業者間に利害相一致すべき東邦水産、袴、藤木の三者は第一に合同して資本金二百萬圓の株式會社を創立他の當業者も夫々出漁計劃を進める一方大合同機運到るを察知、熟議をなしてゐたが、十二月二十一日に到り日魯副社長平塚常次郎氏の函館よりの歸京に依り、岩倉北洋協會長伊谷大日本水産會長樺山露領水産組合長等の交渉頻繁となり、遂に同日午後に至り農林大臣代理として長瀨次官は當業者を招致し、日魯の投資會社たる太平洋漁業を中心に沖取漁業の全合同をなす可きことを嚴命するに至つた。

B 正式通牒で合同工作

母船式鮭鱒漁業の全合同に關し、農林省より別項の如き正式文書の交附を受けた當業者は直ちに丸ビル同組合事務所に於て全組合員出席協議會を開催したが具體的問題に入らず徒らに當業者の腹の探り合ひ程度であつた。この間最も問題たる評價の標準を獨航船數に依る可きか或は許可反數による可きかについては、利害の一致を見ず、前者に依るときは太平洋沖取産業及平出漁業三社の不利益は免れざる處にして、沖取産業は當初より斷乎反對の態度を示し、又沖取合同及大同漁業の如きは後者による可きを主張して讓らなかつた。

長瀨農林次官よりの通牒の全文左の如し。

九水第八一二二號

九、一二、二二

農林次官 長瀨貞一

母船式鮭鱒漁業水産組合代理

副組長 坂本作平殿

北洋に於ける鮭鱒魚類の資源を維持し其の生産販賣を合理化し其の他北洋漁業の統制

を圖る爲、母船式鮭鱒漁業の調整を行ふと共に關係漁業者の合同方に關し、曩に水産局長より通牒の次第有候處、右は北洋漁業の大勢上よりして我國の重大國益たる同漁業全般の永續的發展の基礎を確立せしむる爲、緊要缺く可からさる儀と認めたる次第に有之、而して本漁業の統制は畢竟この際關係當業者が擧つて一體となり、合同を遂行するに非ざれば其の完璧を期し難きものあるを以て右の趣旨篤と御了知の上全組合員に對し此の旨御示達相成、大局上の觀點に立ち克く小異を捨て至急本漁業の單一合同化の實現方に付、遺漏なきを期せられ度く、此段重て及通牒候也。

C　合同成立までの經過

而して合同の大本位たる日魯中心の形式に就いては、この間日魯副社長に方針の說明を求めたるも抽象的意見の開陳ありたるのみにて具體的回答なきを以て當業者は十二月二十四日協議の結果、沖取漁業權全部を東拓に讓渡しその代償として東拓の有する日魯優先株十八萬株の優先配當權を放棄したる株式時價千二百五十萬圓を申受け改めて東拓の有する漁業權を以て日魯を中心に政府の監督權の及ぶ新會社を組織すべく、政府に陳情することに求し陳情書を持參し坂本副組長以下組合員一同は農林省に戶田水産局長を訪問、陳情するところあつた。

日魯の優先株について當日魯自身に於ても之が解消につき憫心して居ることであり、代價價格は別問題として、日魯會社に於ても拒否す可き理由なく、又沖取業者としては換價の見込みなき株券を所持することよりも直ちに換價し得べき日魯株式の交附を受けることを便とするは明かであつて、依つて例の日產が日魯食ひ込みを目論んだ東拓所有株式を望んだものである。

尙、政府は將來に於て之を半官半民の會社とす可き意圖ありとすれば、東拓融資を之に肩替し、政府の所有株とするに容易にて理論的には實に妙案であるが本案は素より政府東拓方面に何等の了解なきものにして實現不可能とみられてゐたが、結局昭和九年十二月二十六日に至り日魯側の成案を提出さるゝに至つた。それに依ると、沖取漁業を流網の許可反數、制限獨航船數及漁獲の三段より公正に案配して、漁業權の評價總額を六百萬圓とし、その半額を希望により現金にて買收し、殘り半額は新會社の株式を交附せんとするものである。

然し前記日魯側案に對し、組合員の中には評價額を安きに過ぎるとし贅意を示すものなく、依つて更めて日魯系太平洋漁業を除いて他の沖取合同會社を設立する意見事にの一致をみ、坂本副組長以下一同揃つて直ちに農林省に長瀨次官を訪問し、之が諸意を求めたるところ、即下に農林省の方針と一致せざると再び日魯中心を慫慂せられたので組合員一同協議に入つたが更に具體的意見の一致をみず全く停頓狀態に入つた。

D　合同工作遂に成る

斯くの如き狀態に陷りたるとき、農林省では更に組合員一同を招致し、是非年內促進方を申達し、一方日魯漁業では夫々手分して個人的に交涉開始し、尙外的にも、柳瀨三菱常務の奔走により再び合同問題は個別的に好轉し日魯案は定礎となる及び、押し迫つた十二月二十九日愈々組合員一同丸ビル事務所に集會日魯より平塚副社長同席遂ひに覺書の調印を終り之より直ちに農林省に戶田水産局長を訪問、全員合同を承諾せる旨報告した。

沖取漁業の大合同は斯くして短日月に成し遂げられたが、之を包含することゝなつた日魯漁業會社では、愈々太平洋漁業の資本金二百萬圓を八百萬圓に增資し昭和十年二月七日これが拂込を完了し完全に露領漁業と沖取漁業の提携成がつた。

又農林省當局の方針通り北洋統制の根本策は此處に到つて確立されたわけである。（露領漁業昭和十年の項參照）

E　合同從憑の理由

わが政府は何故に、斯くの如く沖取漁業の合同を急速に進めなければならなかつたのか之について農林省戶田水産局長は左記の如く

語つてゐる。

農林省は蕃殖保護及其他の理由により沖取漁業の制限減縮を斷行せんとしたのであるが、充分當業者の理解を得ることが出來なかつたのは遺憾であつた、當業者の業情による現狀よりの減縮は事業の經營に支障を來す向も相當あるとのことであるから、第一はこの點からも合同することによつて、制限後の事業經營に支障を來すが如き事なからしめんとするのである。

第二には日ソ漁業條約の改訂に當り、對ソ交涉上合同を必要とするものにして、それは日魯漁業會社と同一體、若くは密接なる關係に於て連絡協調の可能なる狀態に於ての合同を必要とする。卽ち蕃殖保護上からも、對ソ關係上からも、經營者自身が獨自の立場で自由に敏速に事業の伸縮を自在ならしむる事を必要とするものである。

露領漁業者と沖取漁業者とは利害相反するが故にその協調行はれず、政府がその權力に於て之を强制するときには自ら事業上の無理を來し、當業者の不利、事後の不安を免れぬが故に、事前の合同を必要とする所以である

尙ソ聯對我國との關係は從前よりその趣を異にするものにして、ソ側が我國に對して不遜乃至は無謀なる態度に出づるが如きことは絕對になきを信ずるが故に我國に於ても交涉に臨むに先立つて先づその誠意を示して、ソ側の最も脅威とする沖取漁業を制限し、更に將來一層增減の自由なる狀態に導き萬一ソ側が我等の要求を容れざる場合に於ては何時にても再び沖取業漁を擴張なし得る伸縮性を持たしめることが必要である。

第三には販賣統制である。

折角事業が起つて、立派な製品を造つても本年の如く無統制に販賣せられて、クレームがつき、賣値を崩しては不利であるから合同によつて販賣の統制を計らねばならない。

F、沖取鮭鱒組合解散

沖取鮭鱒組合、卽ち母船式鮭鱒漁業水產組合は昭和八年十月、坂本作平、佐々木平次郎、尾形六郎兵衛、藤木治郎平、荻布宗太郎、袴信一郎、宮坂彦次郎、窪田四郎、中部謙吉、の諸氏により組織され（組長缺員）副組長として坂本作平氏就任し左記の諸氏（社）組合員として加入して居た。

袴　信　一　郎	
太平洋漁業株會式社	
大同漁業株式會社	
沖取合同漁業株式會社	
沖取產業株式會社	
藤　木　治　郎　平	
坂　本　作　平	
宮城漁業株式會社	
平出漁業株式會社	

然るに昭和九年末に於ける沖取鮭鱒漁捕の合同問題具體化し昭和九年二月七日、沖取各社は太平洋漁業に合併の形式を以て合同されたので玆に北洋に於ける沖取鮭鱒漁業は單一化され組合存在の意義を失つたので總會を開き農林當局に解散認可を申請し昭和十年六月本組合は解散された。

昭和十年度の漁況

沖取漁業の大合同により單一强化された太平洋漁業會社では昭和十年度事業計畫として左の通り決定を見たが、此の罐詰製造高は工船二十五萬函、千島五萬函合計三十萬函昨年の各社製造高合計二十七萬函に比し三萬函の增產計畫の下に左の八隻が出漁した。

		母船噸數
信濃丸	四〇	六、一五五噸
神武丸	五〇	五、一三一噸
笠戶丸	四〇	六、〇二三噸
第三雲洋丸	二〇	二、八四三噸
第七雲海丸	二七	二、一七八鱒
榛名丸	二〇	一、四六二噸
天神丸	三	一九二噸
幸生丸	五〇	五、四三〇噸

尙右の中幸生丸は昭和十年度限り林兼系沖取合同に委任經營で出漁した。

而して九月の漁期終了までの昭和十年度漁獲製造高左の如し

	（漁獲高）	（製造高）
紅鮭	三二、三〇九石	一四〇、三五七函

白　鮭　三五、七一三石　……
銀　鮭　二、三二三石　八、一六〇函
鱒　一三九石　一二一、三二六函
鱒ノ助　一三九石　六〇一函
合　計　九六、五四一石　一三四、四四四函

太平洋漁業に委託經營の林兼（沖取合同漁業會社）幸生丸の昭和十年度漁獲成績左の如し

（漁獲高）　（製造高）
紅　鮭　九、三九二石　三三、三六九函
白　鮭　一三、〇四七石　……
銀　鮭　四〇石　一、二六九函
鱒　一一、六三九石　四八、〇七五函
鱒ノ助　三石　……
合　計　三四、一二一石　八二、七一三函

太平洋漁業株式會社

鮭鱒漁業、卽ち沖取漁業は昭和二年、函館の平出善三郎、高松喜六兩氏が企業的に着手したるに初まり、昭和五年に至り、八木工船昭和工船、北進組が着業するに至り、昭和六年八木氏と北進組とが合併して、岡本康太郎氏を社長とする太平洋漁業資本金百六十萬圓の會社を創立したのである。昭和七年十二月資本金を二百萬圓に增資筥田四郎氏社長に就任した。

沖取鮭鱒漁業は其後年々目覺しき發展振りを示し來り、昭和九年度に於ては、漁獲高一五五、四四五百瓲（八五八、〇九一尾）を算するに至り、生産額一三、一八五、一〇一圓に達し、其業績陸上沿岸を壓迫するに至り之と對立化したる爲、農林省は國策的見地より之が統制を必要とし、沖取漁業の大合同を計り、昭和九年十二月末沖取各社、太平洋漁業、沖取合同漁業大同漁業、平出漁業、沖取產業、坂本、藤木、椅、三商會の計八社を太平洋漁業株式會社に合併し、同社は昭和十年二月資本金二百萬圓上り一躍八百萬圓に增資して其陣容を一新するに至つた。

現在の同社の重役は左の諸氏である。

社　長　平塚常次郎
專務取締役　眞藤愼太郎
常務取締役　越田德次郎
同　外山源吾
取締役　筥田四郎
取締役　中部謙吉
同　藤田秀雄
同　三浦玄三
監査役　坂本作平
同　渡邊藤作
同　松下高

母船式漁業取締規則

昭和四年四月發令
昭和九年七月改正

第一章　總則

第一條　左に揭ぐる母船式漁業は漁業法第三十五條第一項の規定に依り農林大臣の許可を受くるに非ざれば之を營むことを得ず

一　母船式蟹漁業
二　母船式鮭鱒漁業
三　母船式鯨漁業

前項に於て母船式蟹漁業と稱するは罐詰製造設備を有する母船又は其の附屬漁船に依り爲す蟹漁業を謂ひ母船式鮭鱒漁業と稱するは製造若は保藏の設備を有する母船又は其の附屬漁船に依り爲す鮭鱒漁業を謂ひ母船式鯨漁業と稱するは鯨體處理設備を有する母船の附屬漁船に依り爲す鯨漁業を謂ふ

第二條　本則に於て搭載附屬漁船と稱するは母船に搭載する附屬漁船を謂ひ獨航附屬漁船と稱するは母船に搭載せざる附屬漁船を謂ふ

第三條　第一條第一項各號に揭ぐる母船式漁業の許可を受けんとする者は漁業每に申請書に左に揭ぐる書類を添附し農林大臣に之を提出すべし

一　樣式第一號に依る事
二　計畫書に許可を受けんとする者法人なるときに定款、登記簿の謄本、財產目錄及貸借對照表
三　二人以上共同して許可を受けんとするときは事業に關する各共同者の出資額及權利義務の關係を記載したる書類

二人以上共同して許可を受けんとするときは內一人を代表者と定め其の氏名又は名稱を申請書に記載すべし

第一項の書類の外農林大臣は必要と認むる書類の提出を命ずることあるべし

第四條　農林大臣母船式漁業の許可を爲したるときは樣式第二號に依る許可證を交付す

第五條　母船式漁業の許可の期間は五年以內とす

第六條　母船式漁業者は農林大臣の承認を受けたる母船に非ざれば其の漁業の爲之を使用することを得ず

第七條　母船式漁業者前條の承認を受けんとするときは母船每に申請書に左に揭ぐる書類を添附し農林大臣に之を提出すべし

一　船舶國籍證書寫及漁船檢查證書寫
二　樣式第三號に依る母船設備明細書

前項の申請書提出の際同項各號に揭ぐる書類を提出すること能はざる場合に於ては之に代へ樣式第四號に依る船舶件名書を提出すべし

前項の規定に依り船舶件名書を提出し前條の承認を受けたる者は農林大臣の指定する期間內に第一項各號に揭ぐる書類を提出すべし

第八條　農林大臣母船使用の承認を爲したるときは樣式第五號に依る母船使用承認證を交付す但し前條第二項の場合に於ては同條第三項の規定に依り當該書類を提出したる後之を交付す

第九條　母船式漁業者は母船使用承認證を母船內に保持し其の兩舷及附屬母船の最も見易き場所に樣式第六號に依る母船使用承認番號を表記すべし

母船式漁業者は操業中樣式第七號に依る旗章を母船及附屬漁船の最も見易き場所に揭揚すべし

第十條　母船式漁業は許可證又は母船使用承認證に記載したる條件若は制限又は第十九條第二十條若は第二十一條の規定に依る制限若は停止の處分に違反して之を營むことを得ず

第十一條　許可證に記載したる條件又は制限の變更の許可を受けんとする母船式漁業者は其の事由を具し申請書を農林大臣に提出すべし母船使用承認證に記載したる條件又は制限の變更の承認せんとするときも同じ

第十二條　母船式漁業者は農林大臣の交付したる樣式第八號に依る附屬漁船票を有する附屬漁船に非ざれば母船式漁業者の爲之を使用し又は母船に之を搭載することを得ず

母船式漁業者附屬漁船票の交付を受けんとするときは搭載附屬漁船に在りては母船每に樣式第九號に依る申請書を、獨航附屬漁船に在りては漁船每に申請書に船舶國籍證書寫、漁船檢查證書寫及樣式第十號に依る獨航附屬漁船明細書を添附し農林大臣に之を提出すべし

第十三條　母船式漁業者は附屬漁船票を附屬漁船の船內の見易き場所に釘著すべし

第十四條　母船式漁業者は其の業務を指揮する管理人十一人を操中母船に乘船せしむべし

第十五條　母船式漁業者は每年十二月三十一日迄に各母船の其の年に於ける事業報告書を農林大臣に提出すべし

農林大臣必要ありと認むるときは隨時事業の報告を命ずることあるべし

第十六條　左に揭ぐる場合に於ては母船式漁業者は遲滯なく農林大臣に其の旨を屆つべし

一　母船式漁業者其の氏名若は名稱又は住所を變更したるとき
二　母船の船名又は船舶番號に變更ありたるとき
三　附屬漁船の船名に變更ありたるとき
四　本則に依り許可又は承認を受くべき場合を除くの外母の船式漁業者其の計畫書又は母船設備細由書に記載したる事項を變更したるとき
五　母船式漁業者たる法人其の定款を變更したるとき
六　母船式漁業者たる法人の代表者に變更ありたるとき

七　第三條第二項の代表者に變更ありたるとき
八　母船式漁業者管理人を選任し又は變更したるとき
前項第八號の規定第八號の規定に依る管理人選任の屆書には履歷書を添附すべし
第十七條　第十一條の許可若は承認を爲したるとき又は前條第一項第一號、第二號、第七號若は第二十三條第二項の屆出ありたるときは農林大臣は許可證又は母船依用承認證を書換へ交付す
第十八條　母船式漁業者許可證、母船使用承認證又は附屬漁船票を亡失し又は毀損したるときは其の再交付を申請すべし
第十九條　母船式漁業者の許可を受けたる後一年以內に其の漁業に著手せず又は引續き二年以上其の漁業の全部若は一部を營まざるときは農林大臣は其の許可又は母船使用の承認を制限し又は取消すことあるべし
第二十條　水產動植物の蕃殖保護、漁業取締業の他公益上必要ありと認むるときは農林大臣は母船若は附屬漁船の使用を停止し又は母船式漁業の許可若は母船使用の承認を制限し若は取消すことあるべし
第二十一條　母船式漁業者本則又は本則に基く處分に違反したるときは農林大臣は母船若は附屬漁船の使用を停止し又は母船式漁業の許可若は母船使用の承認を制限し若は取消すことあるべし
第二十二條　漁業取締其の他公益上必要ありと認むるときは農林大臣は母船式漁業者に對し管理人又は母船若は獨航附屬漁船の船長の下船を命じ又は漁の乘船を禁止を命ずることあるべし
第二十三條　母船式漁業者死亡し若は解散し又は母船式漁業を廢止したるときは母船式漁業の許可は其の效力を失ふ但し死亡又は解散の場合に於ては左に揭ぐる書類を具し死亡又は解散の日より三十日以內に農林大臣に其の旨を屆出づべし
一　相續又は合併ありたることを證明する書類
二　合併後存續する法人又は合併に因りて設立したる法人に在りては定款、財產目錄及貸借對照表第一項但書の場合に於ては爾後相續人又は合併後存續する法人若は合併に因りて設立したる法人に對し之を爲したるものと看做す
前項但書の場合に於ては左に揭ぐる書類を具し死亡又は解散の日より三十日以內に農林大臣に其の旨を屆出づべし
一　相續又は合併ありたることを證明する書類
二　合併後存續する法人又は合併に因りて設立したる法人に在りては定款、財產目錄及貸借對照表第一項但書の場合に於ては爾後相續人又は合併後存續する法人若は合併に因りて設立したる法人に對し之を爲したるものと看做す
第二十四條　左に揭ぐる場合に於ては其の母船式漁業の許可の效力を失ふ但し死亡又は解散の場合に於て其の相續人又は合併後存續する法人若は合併に因りて設立したる法人に於て其の相續人又は合併後存續する法人若は合併に因りて設立したる母船式漁業の許可は爾後相續人又は合併後存續する法人若は合併に因りて設立したる法人に對し之を爲したるものと看做す
一　母船式漁業者許可證、母船使用承認證又は附屬漁船票を亡失し又は毀損したるとき
二　母船の使用を廢止したるとき
三　母船滅失し、沈沒し、解撤し又は國籍を喪失したるとき
四　母船を讓渡し、之を貸付し、借受けたる母船を返還し其の他母船を使用する權利を失ひたるとき
第二十五條　母船式を漁業の許可の效力消滅したるときは直に許可證を返納すべし但し之を返納すること能はざるときは事由を具し其の旨を屆出づべし
第二十三條第一條の場合に於ては相續人、清算人又は合併後存續する法人若は合併に因りて設立したる法人に於て前項の手續を爲すべし
母船使用の承認の效力消滅したるときは直に母船使用承認證を返納すべし第一項但書及前項の規定は此の場合に之を準用す
第二十六條　左に揭ぐる場合に於ては母船式漁業者は直に附屬漁船票を返納すべし
一　母船使用の承認の效力消滅したるとき
二　附屬漁船の使用を廢止し又は附屬漁船票の有效期間滿了したるとき
前條第一項但書及二項の規定は前項の場合に之を準用す

第二章　母船式蟹漁業

第二十七條　母船式蟹漁業の爲東經百五十度以北の北太平洋「ベーリング」海、「オホーツク」海及北氷洋を含む）に於て使用することを得る母船は一隻を限り其の使用を承認す
第四十一條　母船式鯨漁業は東經百十八度及東經百五十九度の經線竝に北緯二十度及北緯五十二度三十分の緯線に依りて圍まれた海面に於ては之を營むことを得ず
第四十二條　母船式鯨漁業者は農林大臣の承認を受くるに非されば母船の鯨體處理設備を改設することを得ず

第五章　罰則

第四十三條　管理人其の他母船式漁業者に代りて業務を指揮する者又は母船若は附屬漁船の船長若は船長の職務を執る者左の各號の一に該當するときは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す
一　母船式漁業の許可證又は母船使用承認證に記載したる條件又は制限に違反して操業したるとき
二　第十九條、第二十條又は第二十一條の規定に依る制限又は停止の處分に違反して操業したるとき
二　第九條第一項の規定に依り表記したる母船使用承認番號を隱蔽し或は抹消したるとき
四　第十九條の規定に依り釘著したる附屬漁船票を隱蔽し抹消し、又は破棄したる

以東の「オホーツク」海に於て使用することを得る母船は十三隻以內を限り其の使用を承認す
第二十八條　母船式蟹漁業は農林大臣の告示したる禁止區域內に於ては之を營むことを得ず
第二十九條　總噸數二十噸未滿の船舶は母船式蟹漁業の獨航附屬漁船に之を用することを得ず
第三十條　母船式蟹漁者は其の使用する刺網の浮標に母船使用承認番號を表示すべし
第三十一號　母船式蟹漁業者は網目五十センチメートル以下の刺網を母船式蟹漁業の母船又は其の附屬漁船に於て支持し又は使用することを得ず
第三十二條　母船式蟹漁業者は農林大臣の承認を受くるに非されば母船の罐詰製造設備を增設し改設し又は撤去することを得ず
第三十三條　農林大臣の許可を受くるに非ざれば母船式蟹漁業の爲使用せらるる母船。（外國船舶たる母船を含む）又は其の附屬漁船に於て蟹の採捕に關する勞務に從事することを得ず
前項の許可を受けんとする者は左に揭ぐる事項を記載したる申請書を農林大臣に提出すべし
一　氏名、住所及生年月日
二　勞務の種類及之に從事する期間
三　母船に乘船する場合に在りては母船の船名及操業區域獨航附屬漁船に乘船する場合に在りては獨航附屬漁船の船名及操業區域

第三章　母船式鮭鱒漁業

第三十五條　鮭鱒漁業は北緯五十一度以北の北太平洋「ベーリング」海及「オホーツク」海を含む）に於て使用することを得る母船は十三隻以內を限り其の使用を承認す
第三十四條　農林大臣前條の許可を爲したるときは從業許可證を交付す
前條の許可の切間は一年以內とす
第三十六條　母船式鮭鱒漁業者は北緯五十一度以北の北太平洋「ベーリング」海及「オホーツク」海を含む）に於て使用することを得る母船は一隻を限り其の使用を承認す
第三十七條　總噸數二十噸未滿の船舶は母船式鮭鱒漁業の獨航附屬漁船に之を使用することを得ず
第三十八條　母船式鮭鱒漁業者は其の使用する建網及流網の浮標に母船使用承認番號を表示すべし
第三十九條　母船式鮭鱒漁業者は農林大臣の承認を受くるに非されば母船用の製造設備又は保藏設備を增設し、改設し、又は撤去することを得ず

第四章　母船式鯨漁業

第四十條　母船式鯨漁業の爲北緯二十度以

とき

第四十四條　管理人其の他母船式蟹漁業者に代りて業務を指揮する者は母船若は附屬漁船の船長若は船長の職務を執る者左の各號の一に該當するときは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

一　第二八十條の規定に依り告示りたる禁止區域内に於て操業したるとき

二　網目五十センチメートル以下の刺網を母船又は其の附屬漁船に於て所持し又は使用したるとき

第四十五條　管理人其の他母船式鮭鱒漁業者に代りて業務を指揮する者は母船若は附屬漁船の船長若は船長の職務を執る者第三十六條の規定に違反して操業したるときは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

第四十六條　管理人其の他母船式鯨漁業者に代りて業務を指揮する者又は母船若は附屬漁其の船長若は船長の職務を執る者第四十一條の規定に違反して操業したるときは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

第四十七條　左の各號の一に該當する者は三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

一　第三十三條第一項の規定に違反したる者は同條同項の許可を受けたる者にして許可の條件若は制限に違反したるもの

二　第三十五條の規定に違反したる者

前項第二號の場合に於ては犯人の所有し又は所持する獲物又は製品及漁具は之を沒收することを得若し犯人の所有したる漁獲物及製品の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價格を追徵することを得

第四十八條　母船式漁業者第十四條の規定に違反したるときは百圓以下の罰金に處す

第四十九條　第九條、第十三條、第十五條第一項、第十六條一項、第十八條、第二十三條第二項、第二十五條、第二十六條、第三十條又は第三十五條第二項又は第二十二條の命令に從はざる者亦同じ

附　則

第一條　本令は昭和八年法律第三十三號施行の日より之を施行す

第二條　工船蟹漁業取締規則及母船式鮭鱒漁業取締規則二條を廢止す

本令施行前に工船蟹業取締規則又は母船式鮭鱒漁業取締規則の罰則を適用すべき爲行ありたるときは本令施行の後と雖も其の罰則を適用す

第三條　本令施行前工船蟹漁業取締規則に依り工船蟹漁業の許可を受けたる者は本令に依り母船式蟹漁業の許可を受けたる者と看做す但し二箇以上の工船蟹漁業の許可を有する者は之を一箇の母船式蟹漁業の許可を受けたる者と看做す前項の場合に於て母船式蟹漁業の許可の期間は工船蟹漁業の許可の日より五年とす但し同項但書の場合に在りては工船蟹漁業の許可申期間の殘存期間最も長きものの許可の日より五年とす

第四條　前條第一項の規定に依り母船式蟹漁業の許可を受けたる者と看做されたる者は許可證の交付申請書に第三條第一項各號に掲ぐる書類を添附し本令施行の日より三十日以内に農林大臣に之を提出すべし

前項の場合に於て農林大臣必要ありと認むるときは從前の許可證に記載したる事項を整理し許可證を交付することあるべし

第五條　本令施行前工船蟹漁業取締規則に依り工船蟹漁業の許可を受けたる工船に付ては附則第三條第一項の規定に依り母船式蟹漁業の許可を受けたる者と看做されたる者に對し昭和九年十二八三十一日迄本令に依り其の漁業の爲母船使用の承認を爲したるものと看做す

本令施行前工船蟹漁業取締規則に依り交付したる許可證は昭和九年十二月三十一日迄本令に依り交付したる母使用承認證と看做す

第六條　工船蟹漁業取締規則第五條の規定に依り表記したる許可番號は昭和九年十二月三十一日迄第九條第一項の規定に依り表記したる母船式蟹漁業の母船使用承認番號と看做す

第七條　第九條第二項、第十二條乃至第十四

條、第十六條第一項第三號、第二十九條及第三十條の規定は昭和九年十二月三十一日迄母船式蟹漁業に之を適用せず

第三十一條及第四十四條第二號中五十センチメートル以下とあるは昭和十年十二月三十一日迄は之を一尺五寸以下とす

第八條　工船蟹漁業取締規則第十五條の二の規定は依り爲したる許可は第三十三條の規定に依り之を爲したるものと看做す但し許可の期間は從前の許可の期間とす

工船蟹漁業取締規則第十五條の三第一項の規定に依り交付したる從來許可證は第三十四條第一項の規定に依り之を交付したるものと看做す

第九條　本令施行前母蟹式鮭鱒漁業取締規則に依り爲したる母漁式鮭鱒漁業の許可又は母船使用の承認は本令に依り爲したる母船式鮭鱒漁業の許可又は母船使用の承認と看なす但し許可又た母船使用の承認の期間は從前の許可證は母船使用の承認の期間とす

第十條　本令施行前母船式鮭鱒漁業取締規則に依り交付したる許可證、母船使用承認證又は附屬漁船票は本令に依り之を交付したるものと看做す但し當該許可又は母船使用の承認にして其の效力昭和十年一月一日以後に及ぶものに付ては昭和九年十月三十一日迄に更めて許可證又は母船使用承認證の交付を申請すべし

前項但書の申請書には第三條第一項各號に掲ぐる書類を添附すべし

附則第四條第二項の規定は第一項但書の場合に之を準用す

第十一條　第三十七條の規定は總噸數二十噸未滿の船舶にして昭和八年五月五日より同年九月三十日迄の間に於て母船式鮭鱒漁業取締規則に依り爲したる獨航附屬漁船として操業したるものに付ては昭和九年十月三十一日迄之を適用せず

前項の船に付獨航附屬漁船票の交付を受けんとするときは申請書に船鑑札寫及樣式第十號に依る獨航附屬漁船明細書に準ずる書類を添へ農林大臣に之を提出すべし

第十二條　附則に別段の規定ある場合を除くの外本令施行前母船式蟹漁業取締規則又は母船式鮭鱒漁業取締規則に依り爲したる許可承認其の他の處分は本令に依り之を爲したるものと看做す

第十三條　左に掲ぐる場合には第二十一條の規定の適用に付いて當該母船式漁業者は本則又は本則に基く處分に違反したるものと看做す

一　附則第三條第一項の規定に依り母船式蟹漁業の許可を受けたるものと看做されたる者本令施行前工船蟹漁業取締規則又は之に基く處分に違反したるとき

二　附則第九條の規則に依り母船式鮭鱒漁業の許可を受けたるものと看做されたる者本令施行前工船蟹漁業取締規則又は之に基く處分に違反したるとき

三　附則第九條の規定に依り母船式鮭鱒漁業の許可を受けたるものと看做されたる者本令施行前母船式鮭鱒漁業取締規則又は之に基く處分に違反したるとき

第十四條　本令施行前工船蟹漁業取締規則又は母船式鮭鱒漁業取締規則に依り爲したる出願、申請又は屆出は本令中之に相當する規定ある場合ある場合に於ては本令に依り之を爲したるものと看做す

樣式

第一號

母船式蟹(鮭鱒)(鯨)漁業事業計畫書

一　根據地

二　操業區域

三　漁獲物及製品の陸揚港

四　操業の時期

五　母船の數

六　母船の船種及總噸數

七　母船式蟹漁業に在りては母船の罐詰製造設備の概要

母船式鮭鱒漁業に在りては母船の製造設備又は保藏設備の概要

母船式鯨漁業に在りては母船の製油設備、製肥設備又は鯨肉及食用皮の貯藏の概要

八　附屬漁船の船種、數及大さ

九　漁具の種類構造及數

十　母船式蟹漁業に在りては漁獲物の種類及罐詰製造數母船式鮭鱒漁業に在りては漁獲物の種類別數量、漁獲物の處

理及製造の方法母船式鯨漁業に在りては鯨の種類別捕獲頭數、鯨體處理、製油及製肥の方法竝に鯨肉及食用皮の採取方法

十一　乘組員其他從業員の職務別人員表

備考

一　二隻以上の母船を使用する場合に在りては第五號以外の事項は母船別に之を記載すべし

二　母船式蟹漁業に在りては第二號の操業區域は經緯度を以て之を示すべし

三　母船式鮭鱒漁業に付建網をを使用する場合に在りては之を敷設する場所を明示する圖面を添附すべし

四　母船式鯨漁業に在りては第九號に掲ぐる事項の記載は之を省略することを得

第二號

第　號

母船式蟹(鮭鱒)(鯨)漁業許可證

住　所
氏名又ハ名稱

許可期間
條件又は制限
一　操業區域
一　漁獲物及製品の陸揚港
一　何々

年　月　日

農林大臣

第三號

母船式蟹漁業母船設備明細書

一　船名及船舶番號

二　罐詰製造設備(見取圖添附を要す)

三　船員以外の者にして專ら漁撈又は漁獲物の製造に從事するものの居室の場所、一人に充つべき面積及容積竝に採光通風の裝置の概要(見取圖添附を要す)

四　無線電信及無線電話の有無、信號符字裝置方式及空中線電力

五　清水槽、石炭庫又は燃油庫の容積

右の通　年　月　日設備完成せしものに相違無之候也

年　月　日

氏名又は名稱㊞

第四號

母船式鮭鱒漁業母船設備明細書

一　船名及船舶番號

二　鯨體の曳揚其の他の處理設備(見取圖添附を要す)

三　製油設備、製肥設備又は貯藏設備(配置圖添附を要す)

四　醫療設備(見取圖添附を要す)

五　船員以外の者にして專ら漁撈又は漁獲物の製造若は保藏に從事するものの居室の場所、一人に充つべき面積及容積竝に採光通風の裝置の概要(見取圖添附を要す)

六　無線電信及無線電話の有無、信號符字、裝置方式及空中線電力

七　清水槽、石炭庫又は燃油庫の容積

右の通　年　月　日設備完成せしものに相違無之候也

年　月　日

氏名又は名稱㊞

八　進水年月日

九　所有者の住所及氏名又は名稱

備考

母船式鯨漁業の母船に在りては各號に掲ぐる事項の外船尾の構造を附記すべし

第五號

何第　號

母船式蟹(鮭鱒)(鯨)漁業母船使用承認證

住　所
氏名又は名稱

母船式蟹(鮭鱒)(鯨)漁業許可の番號及許可期間
母船の船舶番號
母船の船種及船名
母船使用承認期間
條件又は制限
一　操業區域
一　漁獲物及製品の陸揚港
何々

年　月　日

農林大臣

第六號

何　1　2

備考

一　各文字の大さは五十糎大以上、文字の太さは十糎以上、各文字の間隔は三十糎以上七十糎以下とし明瞭に記載することを要す

二　附屬漁船に在りては其の船種及大小に應じ前號に準じ明瞭に記載することを要す

第七號

旗　章(圖面略)

斜線の部分　白

母船式蟹漁業に在りては緋

母船式鮭鱒漁業に在りては藍

母船式鯨漁業に在りては綠

其の他の部分　白

備考

附屬漁船に在りては其の船種及大小に應じ本樣式に準じ其の太さを縮小することを得

第八號

母船　丸第　條

母船式蟹(鮭鱒)(鯨)漁業獨航附屬漁船票

所屬母船の使用承認番號
船舶番號
船種及船名
使用漁具
有效期間

(木製)

年　月　日

農林省

第九號

搭載附屬漁船票交付申請書

母船　丸第　號

母船式蟹(鮭鱒)漁業搭載附屬漁船票

所屬母船の使用承認番號
船名　(木製)
使用漁具
有效期間

年　月　日

農林省

船名		何丸(何號)	使用漁具		搭載人員數
	船體				
	機關				
長					
幅					
深					
種類					
馬力					
種類					
數量					
何	何	何			

右漁船を母船　丸の搭載附屬漁船として使用致度候に付搭載附屬漁漁票交付相成度此段及申請候也

年　月　日

住　所

氏名又は名稱㊞

農林大臣　殿

第十號

母船式蟹(鱒)(鯨鮭)漁業獨航附屬漁船明細書

備考

母船式鯨漁業獨航附屬漁船票に在りては使用漁具の記載は之を爲さず

一　船名及船舶番號
二　所屬母船の船名及使用承認番號
三　清水槽、石炭庫又は燃油庫の容積
四　使用漁具の種類及數量
五　職務別搭載人員數
六　食料、燃料其の他操業上必要なる物品の積込及補給の豫定數量
七　最高速力
八　無線電信及無線電話の有無竝に信號符字
九　操業期間
備考　母船式鯨漁業の獨航附屬漁船に在りては第四號に揭ぐる事項の記載は之を省略することを得

各年度母船使用農林省承認數

（經營者數）（母船數）（總噸數）

昭和四年	一	一	九九九
同五年	一	一	九九九
同六年	三	八	一五、七九九
同七年	九	一二	二八、二二二
同七年	一一	一六	二〇、六〇六
同八年	一一	二〇	三〇、七七八
同九年	八	一六	二二、六五五
同十年	一	八	二三、〇一四
附屬獨航船（獨航船）（搭載船）		合計	四 四

昭和四年	一一	九五	一〇五
同五年	二九	一四七	一七九
同六年	四七	一八四	二三一
同七年	二二三	一一二	二三二
同八年	三〇〇	五七	三五七
同九年	三〇〇	—	三〇〇
同十年			

使用漁具數

	（建網）（巾着網）	（流網）
昭和四年	—	三五〇
同五年	一二	六、二四〇
同六年	一六	八 一〇、四五〇
同七年	二三	九 一八、三〇〇
同八年	一三	九 三一、三〇〇
同九年	五	二 三二、二八一
同十年	—	—

交通・郵電・聯絡

歐亞聯絡運輸協定

A　國際聯絡の系統

我國は明治四十年六月日滿聯絡に就て交渉を開始し、同四十二年三月日滿旅客聯絡の協定を結んで玆に我が國際聯絡運輸の端を啓き大正二年には汎く歐洲諸國の鐵道と聯絡するに至つた。

米亞聯絡に關しては大正七年四月、日米兩國の鐵道と太平洋の汽船會社の各代表者が參集して協議を進めしも終に成らず、其後大正十五年更に會議を開いたが又復た不調に了つた。

支那との聯絡は所謂日　中聯絡である。大正二年春我が鐵道と支那國有鐵道北寧線との間に旅客聯絡の協定成立し、同年十月實施されてより以來、大正十五年までに十四回の會議を重ねて逐次其範圍を擴め、其後支那動亂のため中絶せる同會議を支那側の希望により昭和六年第十五回會議開催の運びとなり、頻繁に交涉は續けられてゐるが、普通旅客に對する直通切符の販賣と、手小荷物の聯絡輸送を行ふに止まつてゐる。

我國に於ける外國鐵道との聯絡系統は（第一）滿鐵及び西伯利鐵道を通じて歐洲に到る聯絡、（第二）滿鐵及北寧線を通じての日支聯絡、（第三）日本より太平洋の汽船を介する米國鐵道との聯絡の三系統であるが、西伯利經由の聯絡は、歐洲と亞細亞、即ち歐亞の運輸聯絡と、その歐亞聯絡の一部を形成する日本と滿洲、即ち日滿聯絡との外、敦賀經由、北日本汽船會社の定期航路に依つて聯絡される浦鹽經由、ウスリー鐵道に聯絡するものとがある。

B　第一回歐亞聯絡會議（モスクワ）

大正十四年一月の日露國交回復は、當然歐亞聯絡復舊の機運を醞釀し、同年十月、日・中・露聯絡會議はモスクワに開催され、日本鐵道省、朝鮮總督府鐵道局、南滿洲鐵道及支那國有鐵道の各代表者參加して約定、運輸規則に關しては略ぼ協定を見たが、直通運轉問題に對する日露間の意見一致するに至らず、終に十一月二十四日決裂に了つた。

同會議の直後に於て、歐亞聯絡運輸會議をモスクワに開催することは、各協定參加國間に於ける取極めであつた。

故に當時「ラトヴィヤ」「リトワニヤ」「エストニヤ」、獨逸、佛蘭西及波蘭の各鐵道代表者、は旣にモスクワに到着して開催の準備を整へてゐたが、縱へ日・中・露會議が決裂に了つても、豫定の會議を開かうといふのが彼等の希望であつた。是に於て日本側代表は、本協定の實施は東支鐵道の參加するまで留保することを條件として同會議に參加するに決し玆に歐亞聯絡運輸第一回會議は大正十四年十二月七日開催され左の事項を決議した。出席者は日本、「ソヴエート」、「ラトヴイヤ」、「エストニヤ」、「リトワニヤ」、獨逸、佛蘭西、波蘭等八箇國の關係運輸機關代表者三十餘名であつた。

（1）參加運輸機關＝前記八箇國の關係運輸機關とす。

（2）經路＝（極東）に於ては（1）浦鹽「ハバロフクス經由、（2）浦鹽、哈爾賓經由（3）哈爾賓、釜山經由、（4）哈爾賓、大連經由とし、【莫斯科以西】に於ては總て「リガ」經由とす。

＝「ワルソー」經由は「ソヴエート」波蘭間の國境驛に必要なる技術上の設備なき故當分設けない。

（3）聯絡列車＝八輛三十二軸の直通國際列車を運轉する。

（4）諸規則＝（イ）運輸機關間の關係を定むるため約定を締結し（ロ）運輸機關對旅客の關係を定むるためベルン協約を適用し

て運送規則とし、その細則として賃率規則を作り(ハ)關係運輸機關間の計算手續を定むるため計算規則を作ること。

其他乘車券の樣式、運賃表示及計算に使用する貨幣、手荷物運送等の問題を審議して大正十四年十二月十六日閉會した。但し此の第一回會議は單に協定を成立せしめたのみで、其實施に就ては第二回會議迄に方法を研究することゝしたのであつた。

C 第二回歐亞聯絡會議

（ベルリン）

歐亞聯絡第二回會議は大正十五年十月伯林に開かれて、莫府第一回會議の協定を補足完成し、その實施に就て審議を重ねた。

(1)參加運輸機關の擴張＝第一回會議に於ける八箇國の機關以外に、東支鐵道支那白耳義、伊太利、墺地利ニチエツコスロヴアキヤ」の五箇國の鐵道參加を承認し尙は「ワルソー」經路を追加す。

(2)運輸規則の簡易化＝前回に議定せる輸送及賃率規則が各九十餘箇條なりしを四十八箇條の一規則に簡約す。

(3)乘車券の有効期間＝歐洲側の要求により六十日とす。

(4)携帶手荷物の制限＝歐洲內多數の鐵道に於ては重量の制限があるのを、本聯絡では其制限を撤廢して座席の上下に收容し得るものは凡て携帶することゝした。

(5)鐵道の責任＝獨立責任とす。

(6)犬及小荷物＝取扱はず。

(7)航路運送＝敦賀浦鹽は大阪商船會社及ソヴエート國營商船部共に之に當る。

大連間は大阪商船のみ之に當る。

(8)貨物聯絡輸送＝誓く之を行はず、郵便物は西伯利急行列車に特に郵便車を準備する。

(9)運賃料金＝公平を期するため第三國貨幣たる米弗を以て表示する。

(10)聯絡事務＝莫斯科の交通人民委員會內に聯絡運輸事務管理局を設けて之を取扱はしむ。

(11)開始の期日＝昭和二年五月十五日。

十一月十八日議事錄に署名した各關係運輸機關は爾來極力その準備を急いだが何分にも創設同樣のことゝて延期を重ねゝか豫測し難き有樣だつたので、我國はソヴエート鐵道に督促した結果、申來れる所の「ソヴエート」「エストニヤ」及「ラトヴイヤ」鐵道の聯絡取扱驛たる左記十一箇所の驛着に限りて、先づ乘車券の發賣を開始することにした豫定より遲るゝこと二箇月餘、昭和二年八月一日であつた。

聯絡取扱

(1)ハバロスク、(2)ブラゴシチエンスク、(3)チタ、(4)イルクーツク、(5)オムスク、(6)スウエルドロフスク、(7)莫斯科、(8)レニングラード、(9)ハリコフ、(10)ターリン、(11)リガ

D 第三回歐亞聯絡會議

（リガ）

昭和二年十月から十一月にかけてリガに開催された第三回會議は、前回會議事項を改訂補足して昭和三年五月十五日を以て實施「西伯利經由歐亞旅客及手荷物聯絡運輸」なる名稱の上に、聯絡運輸は漸く實現さるゝことゝなつた。

參加機關

(1)日本鐵道省（東京）、(2)朝鮮總督府鐵道局（京城）、(3)南滿洲鐵道株式會社（大連）(4)大阪商船株式會社（大阪）、(5)中華民國交通部（北京）、(6)東支鐵道理事會（哈爾賓）(7)ソヴエート社會主義共和國聯邦交通人民委員會（莫斯科）、(8)ソヴエート國營商船部（莫斯科）、(9)エストニヤ國有鐵道局（ターリン）、(10)ラトヴイヤ國有鐵道局（リガ）、(11)リトワニヤ國有鐵道局（カウナス）、(12)波蘭交通省（ワルソー）、(13)獨逸國有鐵道會社（フランクフルト・オーデル）、(14)チエツコ・スロヴアキア鐵道省（プラーグ）、(15)墺國聯邦國有鐵道總局（維納）、(16)伊太利國有鐵道總局（羅馬）、(17)白耳義北鐵道會社（リエーヂユ）、(18)白耳義國有鐵道會社（ブルツセル）、(19)佛蘭西北鐵道會社（巴里）

聯絡運輸取扱驛

【日本側】＝東市、横濱、名古屋、京都、大阪、三ノ宮、神戸、下ノ關、門司、長崎

【ソヴエート側】＝ハバロフスク、ブラゴエシチエンスク、チタ、イルクーツク、オムスク、スウエルドロフスク、莫斯科、レニングラード、ハリコフ

【エストニア側】＝ターリン

【ラトヴイヤ側】＝リガ

【リトワニヤ側】＝カウナス

【波蘭側】＝ワルソー、ロツツ、ストルプツユ、ホイニツー、チエフ、ダンチツヒ

【獨逸側】＝伯林、漢堡、アルトナ、ケルン

【白耳義側】＝ブルツセル、リエーヂユ、オスタンド

【佛蘭西側】＝巴里、カレー

【チエツコ側】＝プラーグ、カルルスバード、マリーンバード

【墺地太利側】＝維納

【伊太利側】＝羅馬、ゼノア、ミラノ、ヴエニス

聯絡經路

【極東方面】＝▽釜山ー哈爾賓ー滿洲里▽大連ー哈爾賓ー滿洲里△敦賀ー浦潮ー哈爾賓ー滿洲里

【歐洲方面】＝△「モスクワ」ー「ワルソー」ー「モスクワ」ー「リガ」

乘車券

乘車券は一、二、三等の片道券を發賣し、ソヴエート鐵道に於ては一等は優良軟床車、二等は通常軟床車、三等は硬床車と稱する板張りになつてゐる。乘車券は冊子形で發賣運輸機關の檢印が押してある。乘車券の通用期間は六十日、途中下車回數は各國それ〴〵異にするも、日本側とソヴエート側には共制限が無い。又た大連、哈爾賓の乘車券を以て旅行する者が、三ノ宮、神戸と下關又は門司との間を經由する場合に於ては、日本國有鐵道又は大阪商船會社汽船の何れによるも差支は無い。

手荷物

手荷物の携帶に便なるものは無賃で車內に持込むことが出來るが、稅關、入市稅廳、收稅廳、警察署、其他の行政官廳の規定に牴觸することなく、又車內を毀損する憂なきものなるを要す。そして旅客は其占有する座席の上下の以外に其携帶手荷物を置くことは出來ぬ。勿論其保管は旅客の責任である。

尙ほ旅客自用の物品にして、旅行鞄、トランク、手提籠、手鞄、帽子函、其他之に類似の荷造を爲せるものは手荷物と見做し、更に左の物品は伊太利發着の場合を除き、旅客の必需品にして迅速且容易に手荷車に積込み得るものに限り、手荷物として之が運送を受託する規定である。

(イ)病人用移動椅子及小車

(ロ)小兒車

(ハ)商品見本

(ニ)箱、匣又は其他の容器に收納せる携帶樂器類及樂譜臺

(ホ)芝居道具にして其內容、容積及重量上之を容易に手荷物車內に積込み得るもの

(ヘ)長さ四米突以下の測量機械及手工用具

(ト)自轉車、一人乘自動自轉車の附屬品全部を取外し且つ排栓附揮發油タンクを完全に空としたるもの、一人又は二人乘橇、スキー、スケート用帆

E 第四回歐亞聯絡會議

（プラーグ）

第四回鐵亞聯絡會議は昭和三年十一月十三日チエツコスロヴアキヤの首府プラーグに開催され、同月二十九日を以て終了した。出席運輸機關は前會議出席者に、萬國寢臺車會社英國 ロンドン・エンド・ノース・イースタン鐵道、同サザン鐵道、ジーラント汽船會社、和蘭鐵道、芬蘭國有鐵道、瑞典國有鐵道及瑞典汽船會社の八機關を加へて合計二十七機關、重要決議事項十五、その內重もなるものは英國、和蘭、瑞典、波蘭の運輸機關の加入と、更に昭和六年十一月まで終に實施の運びとはならなかつたが、從來否決され來つた小荷物聯絡運輸協定の成立であつた。卽ち和蘭鐵道の加入により白耳義又は佛蘭西を經由せずして英國迄の直通聯絡が可能となり、瑞典、芬蘭の鐵道及瑞典汽船會社の加入によつて、スカンヂナヤ半島經由による聯絡運輸が出來るやうになつた。

主要可決事項

一、英國倫敦ノース・イースタン鐵道、サザン

鐵道、ジーランド汽船會社、和蘭鐵道、芬蘭及瑞典國有鐵道並に同國汽船會社の加入

二、獨逸鐵道のミユンヘン、ライプチツヒ及エー・ラ・シヤペル驛並にソヴエート鐵道のウエルフネウジンスク及ノウオシビリスク驛を聯絡運輸驛として追加。

三、小荷物の聯絡運輸設定。

四、手荷物の保稅運送＝通過國に於ては手荷物の稅關檢査を爲さゞることに決定。

五、運賃拂戻規則の制定

(1)拂戻處理運輸機關＝(イ)原則として乘車券の發賣又は手荷物の發送を爲したる機關、(ロ)拂戻が一運輸機關にのみ關係する場合は當該運輸機關、(ハ)旅行中止又は運輸中止の場合は當該中止區間の屬する運輸機關に於て拂戻を處理することを得。

(2)拂戻額＝(旅客運賃)―既收運賃より既乘運賃に對する普通運賃を差引きたる殘額＝(手荷物運賃)―既收運賃より既運送區間に對する運賃を差引きたる殘額。

拂戻額より次の全額を控除す。即ち諸稅金豫約座席料金、乘車券印刷費、乘車券發賣手數料、郵便料金及拂戻手數料（拂戻額の一〇パーセント、但し最高二弗最低〇五、〇弗）

六、極東側時刻表の制定。

七、次回會議は千九百二十九年十一月十二日よりレニングラードに開催す。

F 第五回歐亞聯絡會議

（オデツサ）

第五回歐亞聯絡會議は、豫定を變更して昭和五年四月二十八日より五月十八日に亘りソヴエート聯邦オデツサに開かれた。參加運輸機關は前回に我が北日本聯絡株式會社を加へて總計二十八、提案二十二件、その內可決事項の重もなるものは左の如くである。

一、北日本聯絡株式會社は昭和四年四月一日以降大阪商船敦賀浦鹽間航路を繼承經營し來つたが、運輸機關の新加入は會議に於て決定するに取極たる關係上、同航路の運送は從來大阪商船の名義にて行はれ來りしを今回の決議にて正式に參加することになつた。

二、小荷物聯絡運輸設定の件＝に就ては第四回會議に我が鐵道省が提出し而かも西歐側鐵道中に贊意を表せざるものあり、其結果取敢ず波蘭以東の運輸機關に於てのみ之を設定することに決定された儘未だ實施の運に至らなかつたが、今回の會議に鐵道省は參加運輸機關に之を擴張すること及び荷主の金融の便を慮りて小荷物引換代金制度を設定すべき旨を提議し、又獨逸鐵道より新に全參加運輸機關間に小荷物聯絡運輸規則案を提出し、右獨逸案に基き全參加運輸機關間に小荷物聯絡運輸を設定することになつた。

三、乘車券樣式簡易化＝乘車券印刷費（一冊約五十錢）節減の目的を以て從來の冊子式に代はるに綴込式となすべく第三回會議に際しソヴエート側から提案され、結局波蘭以東のみ採用することになつてゐたが、本會議に於て之が全般的採用の提案あり、左の如く決定した。

(イ)極東側及波蘭以西は依然冊子式に依る。

(ロ)波蘭以東、瑞典及芬蘭は綴込式。

(ハ)各運輸機關とも乘車券片の交換をせぬ。

四、波蘭「グディニヤ」及「ボズナン」の兩驛を聯絡取扱驛に追加す。尙ほ此種の問題は本會議以外に隨時書面にても處理し得ることにした。

五、新經路追加＝從來モスクワ、伯林間には(1)ワルソー經由、(2)リガ經由、(3)ストツクホルム經由の三經路があつたが、今回ワルソー經由とリガ經由の中間を走るチルジツト、ダウガウピルス及インドラ經由の新經路を追加した。

六、航空旅客の手荷物運送に關する件＝中歐に於ては航空旅客の手荷物を鐵道にて運送し居るを以て之を極東迄擴張せんとするものであるが、日本側は目下歐亞間の直通定期航空便なきこと及日本に於て地方的に此種の取扱なきことを理由とし、其採用不可なるを主張せるため結局日本側を除き可決された。

七、旅客案內業者に本聯絡乘車券發賣手數料交付の件＝豫て國際鐵道聯合會に於て各運輸機關とも相當の發賣手數料を交付することに勸告的決議をなし、各鐵道共に地方的には三乃至五分の發賣手數料を交付して居るが、本件は本聯絡運輸の發展にも重大關係あるが故に各機關共に贊成し手數料は別に考慮することゝなつた。

八、團體旅客輸送手續設定＝日滿聯絡運輸の場合に於ける振合により十人以上の團體旅客に對して相當の割合せんとするものである。從來二百五十人以上の團體に限り五割引をなし居るソヴエート鐵道も、特に二十五人以上の場合は二割五分引をなすことゝなつた。其結果左の如し。

(1)日本側の運賃割引は原案卽ち日滿聯絡同樣とす。

(2)其他は二十五人以上の場合は二割五分引。

(3)乘車券は各員に一枚宛發行。

G 第六回歐亞聯絡會議

（東京）

第六回歐亞旅客手小荷物聯絡運輸會議は、昭和六年六月十五日から同月二十九日に亘り東京鐵道本省內に開催され、諸外國より來朝參加せし者三十五名、之に日本側の出席者を合すれば總員七十名に達し、我が外交史上實に特筆大書すべき盛會であつた。決議事項三十三件。其內可決せられし主なるものは左の數項であつた。

一、本聯絡運輸に參加機關追加の件＝東半球一周及世界一周旅客運輸設定に伴ひ日本郵船、北獨ロイド汽船「ハンブルグ・アメリカン・ライン」、カナダ太平洋汽船、「ダラー」汽船、「アメリカン・メール」汽船會社を追加ず。

二、西伯利及スエズ經由旅客及手荷物聯絡運輸設定の件

(1)本聯絡に於ては往路を西伯利經由復路をスエズ經由又は其反路による旅客の取扱を爲すものとす。

(2)適用規則は、西伯利經路は現行歐亞旅客運輸規則を、スエズ經路は汽船會社の地方的規則とす。

(3)參加運輸機關

(イ)「シベリヤ」往路＝現在の歐亞聯絡參加運輸機關

(ロ)「スエズ」經路＝日本郵船、「ペニンシユラー・オリエント」汽船（英）、「メツサゼリー・マリチム」汽船（佛）、北獨ロイド汽船（獨）、「ダラー」汽船（米）

(4)本聯絡運輸より除外し得べき區間西歐諸國又は極東を巡遊する旅客の便宜を圖り、歐洲側に於ては伯林と歐洲諸港間又極東側に於ては上海、奉天間又は上海、浦鹽間（若は其一部區間）に對しては、本聯絡より除外し別途乘車船券を購求せしむ。

(5)運賃は普通運賃とし「シベリヤ」經路は金弗貨、「スエズ」經路は磅貨を以て表示す。

(6)乘車券は、西伯利經路は一、二等「スエズ」經路の汽船は右と相當の等級とし鐵道及汽船會社に於て發賣す。通用期間は一箇年とし樣式は綴込式とす。

(7)鐵道と汽船とは小兒の取扱を異にする爲十二年未滿の小兒は本聯絡旅客としては之が取扱をなさず。

(8)手荷物は本聯絡運輸に於ては直通運送の取扱をなさず「シベリヤ」經路と「スエズ」經路とは別箇に之が取扱を爲す。

三、西伯利及カナダ經由世界一周旅客及手荷物聯絡運輸設定の件

(1)本聯絡運輸に於ては極東又は西歐を發し亞米利加（カナダを含む）及西伯利經由世界一周を爲す旅客の取扱を爲すものとす。

(2)適用規則＝(イ)シベリヤ經路は歐亞聯絡運送規則、亞米利加經路（亞米利加經由極東、歐洲間（は米國經由極東歐洲間直通旅客運送規則を適用す。

(3)參加運輸機關＝西伯利經路は歐亞聯絡參加運輸機關、亞米利加經路は太平洋、大西洋汽船及北米大陸橫斷鐵道とす。

(4)西歐諸國巡遊の便を圖り伯林と歐洲諸港間の區間に對しては本聯絡乘車券を發

行せず旅客をして自由に旅行せしむ。

(5)運賃左の如し。

西伯利經路―普通運賃

亞米利加經路―米國經由、極東、歐洲間直通運賃

而して西伯利經路運賃は全弗貨を以て之亞米利加經路の運賃は磅貨を以て表示す

(6)乘車券=西伯利經路は一、二等、米國鐵道は一等、太平洋、大西洋汽船は一等「キャビンクラス」二等、「ツーリスト」三等とし汽船會社に於て之が發賣を爲す、通用期間は十五箇月、別に聯絡乘車券を新設せず乘車券引換證制度を採用し、之と引換に西伯利經路に於ては歐亞聯絡乘車券を、又亞米利加經路に於ては夫々地方的乘車券を發行す。

(7)鐵道と汽船とは小兒の取扱を異にする爲十二年未滿の小兒は聯絡旅客としては之が取扱を爲さず。

(8)手荷物は本聯絡運輸に於ては直通運送取扱を爲さず、西伯利經路と亞米利加經路とは格別に取扱を爲す。

四、釜山經由及大連經由の旅客運賃を問題とする件

二經路共通乘車券を發行し運賃は釜山經由のものに依る、旅客が大連經由にて旅行する場合は汽船內に於て運賃額の追徵又は拂戾を爲す。

五、乘車券代賣業者に手數料交付に關する件

日本側、中東鐵道及ソヴェート鐵道は五分リトワニヤ及ラトヴイヤ、佛、白、チェッコ及波蘭鐵道は三分の手數料を交付することに決定、其他の運輸機關に對しては相當手數料の交付を爲す樣に要請す。

六、小荷物聯絡運輸の實施促進に關する件

本年九月一日より實施の事に決定(實際日十一月十五日に實施せられたり、別項參照)

七、次回會議の場所

明年伊太利國ナポリに開催に決定す。

八、手荷物運賃中にモスクワ市通過の小運送料を包含せしむる件

取扱の簡便を期し運賃中に包含せしむることに決定。

H　第七回歐亞聯絡會議（ナポリ）

第七回歐亞鐵道聯絡會議は一九三二年十月廿五日より十一月十二日まで伊太利、ナポリ市に於て開催された。

日本側の出席者は、鐵道省側より山田國際課長以下五名、朝鮮鐵道側は鐵道省代表之を代理、滿鐵側、關弘氏、北日本汽船、日本郵船側は鐵道省より山田國際課長代任にて出席、其他中華民國鐵道、北滿鐵道、ソ聯邦鐵道、獨逸鐵道、佛國、白耳義、リトワニヤ、ラトヴイヤ、エストニヤ、ポーランド、チェツコスロバキヤ、英國南部鐵道、伊太利、墺太利和蘭、カナダの諸鐵道代表が參加し左の決議を行つた

決議事項

(1)西伯利及びスエズ經由による旅客手荷物聯絡運輸規則案件承認の件

各運輸機關共運賃を一割引とし、大體日本側提出の修正案通り可決され詳細は次回の委員會に於て再修正する事と決した。

(2)西伯利及び北米經由による世界周遊旅客手荷物聯絡運輸規則案、承認の件

獨逸及其以西の鐵道に於て運賃割引及び參加運輸機關に關し各代表の意見一致せず次回まで保留さるゝ事となつた。

(3)割引往復乘車券に關する件

獨逸以西の鐵道に於て運輸割引に對し各主張を異にしたるも結局日本側二割引、ソ聯邦より伯林まで一割引、其他は割引無き事に決定された。

(4)歐亞小荷物聯絡運輸の取扱を英國、佛國其の他に擴張せしむる件

本件は當會議事務管理者に於て次回會議までに文書に依り交涉解決を計る事に決定解決した。佛國は中歐諸國と小荷物取扱を爲し得らざるを以て取扱不能である。

(5)瑞西聯邦鐵道を歐亞聯絡運輸、參加運輸機關に追加の件

瑞西省道は當分參加せざる事に決定、獨逸鐵道側に於て參加慫慂する事を決議した。

新京、哈爾賓經由西歐各驛行旅客運賃表

昭和十年十月一日改正（賃金は運賃單位(タリフユニツト)を以て表す）

區間	經由	距離(粁)		賃金 一等	二等	三等
新京チタ	哈爾賓	一、六五〇	單位	二二・〇三	一七・一二	一一・四四
同 イルクーツク	同	二、六九六	同	三一・六七	二六・七六	一七・八七
同 ノウオシビルスク	同	四、五四五	同	四五・七五	四〇・八四	二七・二四
同 オムスク	同	五、一一三	同	五一・八七	四六・九六	三一・三三
同 スヹエルドロフスク	同	六、〇七〇	同	六〇・一六	五五・二五	三六・八六
同 モスコー	同	七、八八七	同	七八・五〇	七三・五九	四九・〇八
同 レニングラード	同	八、五四三	同	八六・一七	八一・二六	五四・一八
同 ハリコフ	同	八、六七六	同	八七・一二	八二・二一	五四・八二
同 ターリン	同	八、九三一	同	五二・五二	四六・七四	三一・二九
同 リガ	同	八、九四二	同	五二・一七	四五・五三	三〇・六〇
同 カウナス	哈爾賓、リガ	九、二三六	同	五七・四三	四八・六八	三二・六五
同 ワルソー	哈爾賓	九、一九四	同	五六・九一	五〇・五三	三三・七〇
同 ブツーグ	哈爾賓、ワルソー	九、九七四	同	六四・八三	五六・〇六	三七・六六
同 ウイーン	同	九、八九二	同	六六・四一	五七・三〇	三八・一六
同 ベルリン	哈爾賓、ワルソー、チルヂツト又はリガ	九、七六三 九、八二一	同	六四・四九	五六・〇八	三七・三五
同 ハンブルグアルトナ	同	一〇、〇五三 一〇、一一一	同	七一・〇七	六〇・六四	四〇・三八
同 ロンドン	哈爾賓、ワルソー、チルヂツト又はリガフオツク・フワン・ホランド又ハフリシンヘン	一〇、七七七 一〇、八三五	同	九五・一二	七七・九四	五六・四四

(6)歐亞聯絡旅客運賃低減に關する件

歐亞聯絡旅客數が低減し來れる現狀に鑑みスエズ經由の汽船運賃より高價ならざる低度に於て歐亞聯絡運賃を低減せしむるものとす。本件は北滿鐵道に於て、本案件を再檢討し文書により解決を爲すか又は次回會議に於て再檢討すること。

(7)歐亞聯絡小荷物運賃低減に關する件

小荷物運賃は手荷物運賃より高額なるにより歐亞間に於て一粁當りの特定運賃率を設定するか或は運賃割引を爲さんとするもの。

(8)本會議と同時にツーリスト業者打ち合せ會議を開催次の諸項を決議した

(A)歐亞聯絡會議と同時に同一ケ所に於てツーリスト會議を開催する事。

(B)ツーリスト會議の事務管理は今後ジヤパン・ツーリスト・ビユーローに於て行ふ。

(C)ツーリスト會議の決議は之を歐亞聯絡會議に提出し、兩者間に密接なる關係を持續せしむる事を決議した。

I　第八回歐亞聯絡會議（ワルソー）

第八回歐亞聯絡鐵道會議は一九三五年五月波蘭主都、ワルソーに於て開催の豫定であつたが、管理事務國たるソヴェート聯邦に於て事務上の都合により延期の旨通告を發し十月開催となつたが、更に延期され一九三六年二月

同	ローマ	哈爾賓、ワルソー、ウイーン	一一、一八七	同	九二・五一	七五・三〇	四八・五九
		哈爾賓、ワルソー、チルヂット又はリガ ベルリン	一一、四七二 一一、四九八	同	一〇一・九九	八一・六二	五三・三三

浦汐經由西歐各驛旅客運賃表

昭和十年十月一日改正(賃金は運賃單位(タリフユニット)を以て表す)

區間		經由	距離(粁)		賃金 一等	二等	三等
ウラヂオストック	ハバロフスク		七七一	單位	一二・八七	一二・八七	八・五九
同	ブラゴエシチエンスク	ハバロフスク	一、五三四	同	一九・三七	一九・三七	一二・九四
同	チタ	哈爾賓	二、一九一	同	二九・七一	二三・五二	一五・六四
同	イルクーツク	同	三、二三七	同	三九・三五	三三・一六	二二・〇七
同	ノウオシビルスク	ハバロフスク	五、九八九	同	五七・九七	五七・九七	三八・六七
同	オムスク	哈爾賓	五、七一四	同	五九・五五	五三・三六	三五・五三
同	スウエルドロフスク	同	六、六一一	同	六七・八四	六一・六五	四一・〇六
同	モスコー	同	八、四二八	同	八六・一八	七九・九九	五三・二八
		ハバロフスク	九、三三一	同	八八・八五	八八・八五	五九・二六
同	レニングラード	哈爾賓	九、〇八一	同	九三・八五	八七・六六	五八・三八
同	ハリコフ	同	九、二一七	同	九四・八〇	八八・六一	五九・〇二
同	ターリン	同	九、四七二	同	六〇・二〇	五三・一四	三五・四九
同	リガ	同	九、四八三	同	六一・九三	五四・〇一	三六・一九
同	カウナス	哈爾賓、リガ	九、七八七	同	六七・一九	五七・一六	三八・二四
同	ワルソー	哈爾賓	九、七三五	同	六六・六七	五九・〇一	三九・二九
同	プラーグ	哈爾賓、ワルソー	一〇、五一五	同	七二・五一	六二・四六	四一・八六
同	ウイーン	同	一〇、四三三	同	七四・〇九	六三・七〇	四二・三六
同	ベルリン	哈爾賓、ワルソー、チルヂット又はリガ	一〇、三〇四 一〇、三六二	同	七四・二五	六四・五六	四二・九四
		ハバロフスク、ワルソー、チルヂット	一一、二一〇 一一、二四五	同	五四・六五	五一・一五	三四・〇六
同	ロンドン	ハバロフスク、ワルソー、チルヂット又はフリシンヘン	一一、二二四 一一、二五九	同	八五・二八	七三・〇一	五三・一五
同	ローマ	哈爾賓、ワルソー、ウイーン	一一、七二八	同	一〇〇・一九	八一・七〇	五二・七九

ワルソーに開催と決定した。

同會議に參加豫定諸鐵道左の如し。

鐵道省、南滿鐵道、北滿鐵道、ソ聯邦國有鐵道、波蘭國有鐵道、獨逸、芬蘭、エストニヤ、ラトビヤ、リトワニヤ、瑞典、和蘭伊太利、チエツコ・スロワキヤ、墺太利及英國のロンドン北東鐵道。

歐亞聯絡鐵道運賃其他

歐亞聯絡鐵道規則改正

西伯利鐵道を利用する歐亞聯絡規則中ストルブツエ經由西歐旅客のモスクワ途中下車滯在に際する下車驛はヤロスラウスキー驛・再乘車驛はベロルスコ、バルチスキー驛と指定され又歐亞聯絡貨物取扱規則中波蘭宛貨物取扱手續は昭和十年五月十五日より一部改正され貨物送票に荷受人の氏名の外に波蘭ダウガウピルス驛長氣付と附記することゝなつた。

又歐亞聯絡國際列車寢臺豫約に關する一部規定が昭和十年五月一日より左の如く改正された。

浦潮、ボグラニチナヤ間の寢臺はソ聯邦鐵道の地方的規則により浦潮驛(敦賀經由の場合)又はボグラニチナヤ驛(新京經由の場合)に於て豫約する事。

ボグラニチナヤ、ハルビン間には寢臺車を運轉せず。

滿洲里、モスクワ間、國際列車の寢臺割當數を昭和十年五月一日より當分左の如く定む。

滿洲里月曜日發列車、一等(第一カテゴリー)十二床、(第二カテゴリー)二床、二、三等なし。滿洲里木曜日發列車、一等(第一カテゴリー)二床(第二カテゴリー)二床二等四床、三等十二床。

(註)上記割當は東京驛に於て之を擔當するもので、モスクワ・ストルブツエ間、モスクワ・レニングラード間及びモスクワ・リガ間には割當數なきも上記の範圍内で寢臺券を豫約する事が出來る。

從來まで歐亞聯絡旅客及び手小荷物運賃は全弗貨を以て表示して來たが米弗爲替相場の暴落に伴ひ對歐運輸料金に於て鐵道省側は多大の損失を蒙ることゝなつたので之を防止する爲、之に代ふるに爲替相場變動の影響を受けざる無名數を以て運賃料金を表示する事となり『運賃單位』(タリフ・ユニット)制を採用することゝなつた。即ち從來の換算率百弗對圓の換算率を改め一運賃單位對圓の率に改めるもので佛フランを基礎とし、邦貨百圓に對し十九タリフ・ユニットの割合にて運賃料金を換算表示する事となつた。

インツーリスト日本旅行協會クーポン式切符發賣

ソ聯邦駐日インツーリスト支部に於てジヤパン・ツーリスト・ビューローに對しクーポン式乘車券發賣の件を提案し昭和十年九月五日インツーリスト代表ベツクマン氏とツーリスト・ビューロー高久甚之助氏との間に協定成立した。之は從來、ビューロー側に於て發賣の歐亞聯絡切符以外に中間驛よりの切符扱ひを行ふもので、東京に於て京城=モスクワ間の切符又は滿洲里、レニングラード間の切符等を發賣するものである。右の外、大阪、滿洲里間は三等、滿洲里、モスクワ間は二等にて旅行する場合にも東京にて右切符を發行し旅客の便宜が計られる事となつたのである。右協定は日ソ相互的に行はれソ聯側より日本への旅行にも同樣適用されるものである。

歐亞聯絡運輸設定の効果と現行諸規則の概要

歐亞聯絡運輸の設定實施によつて所要時間が短縮されたのは今更言ふ迄も無い。更に一般から迎合されたものは第六回會議の結果實現した小荷物の聯絡輸送である今一例として釜山、哈爾賓「ワルソー」經營の時間を計算して見ると概略左の通りである。

東京=莫府間―十一日十八時五十五分
東京=伯林間―十三日二十時五分
東京=巴里間―十四日十八時三十一分
東京=倫敦間―十五日四時十五分
東京=維納間―十三日十七時四十分
東京=羅馬間―十五日十八時〇分

旅客運送規則の概要

乘車船券は片道のみを發賣し、伯林以遠の取扱に對しては、ワルソー經由、チルヂット經由及リガ經由の三經路に共通の乘車券を發行す。又た倫敦に對しては前項の三經路の外にフオツク・フアン・ホランド經由及フリツシンヘン經由の二經路に共通の乘車券を發行す。而して乘車券の等級左の如し。

▼一等=下關、門司間に於ては三等に、ソヴ

エート國有鐵道に於ては優良軟床車又は通常軟床車に乘船するものとす

▼二等＝下關、門司に於ては三等に、ソヴエート國有鐵道に於ては通常軟床車又は優良軟床車に乘車船するものとす

▼三等＝フオツク・フアン・ホランド又はフリツシンヘンと倫敦間は二等としソヴエート國有鐵道にては硬床車に乘車するものとす

乘車券の通用期間は發行の日共六十日とし左の場合に於ては無効とす

(1)表紙及必要なる卷片を具備せざる時
(2)表面記載事項塗抹改竄したる時
(3)大人が小兒乘車券を使用したる時
(4)發行運輸機關の檢印なき時
(5)發行年月日の記載なき時
(6)其他乘車券の不正使用を爲したる時
(7)下車の證明其他の手續を要する場合に於て其證明を受けざるか又は其他の手續を爲さざる時は下車驛の屬する區間に對する券片の前途は無效とす

無賃及割引

四歲以下の小兒は別に座席を使用せざる場合は無賃とし、五歲以上十歲の小兒と、四歲以下の小兒にして座席を使用するものは、ソヴエート鐵道では大人運賃の四分の一、其他の鐵道では二分の一割引される。

又、團體割引は左の割合による。但し日本國有鐵道、朝鮮總督府鐵道及滿鐵線內に於ては、二十人以上五十人未滿の團體に就て一人を、五十一人以上の團體にありては五十人毎に內一人を、監督者として無賃にて(鮮鐵、滿鐵線內に限り急行券料金共)乘車せしむ。但し五人を以て限度とす。

旅客は左に揭ぐる物品を車船室內に持込むことを得ず

(一)稅關、警察其他に關する法令に依り禁止せらるゝ物品、(二)充塡せる銃、爆發物其他の危險品、(三)車船室を毀損する虞ある物品、(四)他の旅客に迷惑を及ぼす如き物品、(五)携帶に不便にして旅客の占有する座席の上下に收容し得ざる物品、(六)金及銀の地金白金、貨幣、重要書類、寶玉石其他の貴重品繪畫、彫像、青銅製品の如き美術品及骨董品

其二、歐亞小荷物聯絡運輸　(1)荷物車に依り運搬し得る物品は之を小荷物として規定する。而して小荷物として受託せざるもの左の如し

(イ)參加國の一に於て其運送を郵便の專管とする物品、(ロ)參加國の一に於て其運送が法令に依り禁せられたる物又は公の秩序に反する物、(ハ)一個の重量百瓩を超ゆる物品、(ニ)生動物、(ホ)腐敗し易き物品、(ヘ)爆發し易き物品卽ち、爆發藥又は發射藥、彈藥、導火線及煙火、壓搾瓦斯、液化瓦斯、又は壓力を加へて熔解したる瓦斯、水に接觸して爆發し又は發火を誘引する瓦斯の如き爆發物、(ト)自然に發火し易き物品、可燃性液體(チ)腐敗性物品、嫌忌物品、惡臭を發する物品、(リ)死體

(2)運賃、代金引換其他＝運賃は全區間を通じ金弗貨を以て表示す。小荷物は附屬書第一號樣式に定むる樣式の小荷物證書を以て運送す。荷送人は荷物に對し(イ)託送取消、(ロ)他の荷受人に荷物を引渡すこと、(ハ)發驛に荷物を送還することの請求を爲す權利を有し、尙は代金引換規則により、運賃表記載の驛港間に於て、荷送人は、發地に於ける荷物の價格の範圍內に於て、最高一口金五百弗最低十弗の代金引換の取扱を請求し得るものとす

歐亞聯絡貨物運輸協定

A、第一回モスクワ會議

西伯利經由歐亞聯絡貨物運輸の開始は一般が多年要望したところであつた。昭和五年歐亞聯絡旅客運輸會議終了の直後その第一回會議は五月二十日から莫斯科に開催され、六月一日本會議を了つて更に六月十四日より同月三十日に亘り、伯林に細目協定委員會を開いて施行細目を協定した。但しその實施は昭和六年十一月十五日、卽ち小荷物輸送と同時に開始されたのであつた

イ、聯絡運輸規定

(イ)參加機關

本聯絡の參加機關は左の如し。

一、獨逸國有鐵道會社ケーニヒベルグ鐵道管理局(東プロシヤ)
二、リトワニヤ國有鐵道管理局　在カウナス
三、ラトヴイヤ國有鐵道管理局　在リガ
四、エストニヤ國有鐵道管理局　在ターリン
五、ソヴエート聯邦交通人民委員會　在莫斯科
六、ソヴエート國營商船部(在モスクワ　ビアトニツカヤ街三七)同總代理部、在漢堡、モーレンホフ
七、中東鐵道管理局　在哈爾賓
八、南滿洲鐵道株式會社(大連汽船會社を含む)　在大連
九、朝鮮總督府鐵道局　在京城
一〇、北日本汽船株式會社　在東京
一一、大阪商船株式會社　在大阪
一二、日本鐵道省　在東京

(ロ)事務管理共他

事務管理省の任期は五年とし會議に於て選任す。會議は少くとも每年一回之を招集し其の時及場所は前回會議に於て之を定む。必要の場合は事務管理者に於て臨時會議を招集す。

ロ、貨物賃率規則

取扱驛港

▲獨逸國有鐵道會社＝ケーニヒベルグ東驛
▲リトワニヤ國有鐵道＝カウナス
▲ラトヴイヤ國有鐵道＝リガ(クラスク)　リエバヤ、ヴエントスピルス
▲エストニヤ國有鐵道＝ダーリン
▲ソ聯國營商船部＝門司、下關、大阪、神戶、上海の各港
▲中東鐵道＝哈爾賓
▲南滿鐵道＝大連、奉天、安東
▲大連汽船＝天津、青島、上海の各港
▲朝鮮鐵道＝平壤、京城、釜山
▲北日本汽船＝敦賀港
▲大阪商船＝門司、神戶、大阪の各港
▲日本鐵道省＝門司、湊川、梅田、梅小路福井、金澤、名古屋、靜岡、東橫濱、汐留
▲航路運送取扱汽船會社

浦鹽、上海、門司、下關、神戶又は大阪間……ソヴエート國營商船部
浦汐、敦賀間……北日本汽船會社
釜山、下關間……日本鐵道省
大連と門司、神戶又は大阪間……大阪商船會社
大連と天津、青島又は上海間……大連汽船會社

ハ　運送拒絕物品

一九二四年十月二十三日締結の「ベルン」貨物協約第一條乃至第五十六條及國際運送委員會制定の「ベルン」協約補則は之を鐵道及汽船の運送に適用するも左の制限超過の場合を除く。

▲新京及浦汐以西に於て有蓋貨車を以て運送する場合＝△幅、一・七五米△高、一・九五米△長、二・七〇米△重量、三瓲
▲朝鮮總督府鐵道、滿鐵及大連汽船＝△長五・五米△重量、三瓲△容積、八立方米
▲ソ聯國營商船部＝△長、六・四米△重量一九・瓲△高、二・五米△幅、二・七米
▲北日本汽船會社、大阪商船會社＝△長、九米△重量、一・五瓲△容積、八立方米
▲下關、釜山間汽船及日本鐵道省＝△長、四米△重量、三瓲△容積、八立方米

ニ、取扱貨物品目

(一)生糸、絹糸、絹織物及其等の製品、(二)人造絹糸、同織物及其等の製品、(三)絹(天然及人造)毛織物及び其の製品、(四)柞蠶絲(五)絹紬(柞蠶絲織物)及其の製品、(六)壓縮せる羊毛、(七)毛糸、(八)メリヤス以外の毛織物製品、(九)毛織物(アルパカをも含む)(十)綿絲、(十一)麻糸麻織物製品、(十二)麻織物、(十三)釦、(十四)メリヤス製品(靴下、肌着の類)、(十五)帽子(各種)、(十六)茶(イ)紅茶(ロ)綠茶、(十七)珈琲、(十八)砂糖(イ)氷砂糖(ロ)角砂糖(ハ)精製糖(ニ)粉砂糖、(十九)葡萄酒類、(二十)日本酒(四月一日より九月一日に至る期間に限る、(二十一)罐詰類(イ)魚類(蟹を含む)(ロ)果實類(ハ)野菜類、

(二十二)醫療器械及其部分品、(二十三)理化學用器械及其部分品、(二十四)電氣機械器具及其部分品(硝子製及陶器製碍子類を除く)、(二十五)電氣用碍子類(イ)硝子製(ロ)陶器製、(二十六)鐵及鋼製品(イ)衡器液體、瓦斯、電流、氣流、濕度又は水力測定器、捺印器、穿孔器、瓦斯切斷熔接器(ロ)製圖器及ペン(ハ)針(ニ)其他の鐵及鋼製品、(二十七)鐵、鋼及其他の金屬製機械及其部分品、組立てたるもの又は組立てざるもの(農具を除く)、(二十八)文房具類(ペン及紙を除く)、(二十九)蓄音器及其部分品、レコード(三十)時計及其部分品)金、プラチナ製のもの及寶石を鏤めたるものを除く)、(三十一)アニリン染料及及他のタール染料(人造及有機染料)、(三十二)ワニス(漆)及エナメル塗料、(三十三)塗料用粉土、(三十四)沃度、(三十五)除虫紛、(三十六)醫藥(イ)醫療用藥品(ロ)寶藥(他に記載したるものを除く)、(三十七)ゼラチン、(三十八)化粧石鹸、(三十九)白粉及化粧水、(四十)他に記載せざる香料、(四十一)鏡、(四十二)板硝子、(四十三)裝飾なき硝子器及其製品、(四十四)カットグラス及其製品、(四十五)紙類、(イ)ボール紙、各種の色刷紙、罫紙、紋紙(他の物質を被覆し又は塗布したるものを除く)、(1)板締め、樽入又は箱入のもの(2)其他の荷造のもの又は荷造せざるもの(ロ)パラビン紙及羊皮紙(1)箱入(2)他の荷造のもの又は荷造せざるもの(四十六)寫眞用紙、(四十七)書籍及謄寫本、(四十八)陶磁器(イ)茶碗、皿、茶瓶其他の器物、(ロ)特に記載したるものを除きたる陶磁器(ハ)陶器製人形、(四十九)玩具、(五十)竹製品、(五十一)銀器、(五十二)木及紙を材料としたる漆器、(五十四)漁具、(五十六)釣具及其部分品、(五十七)麻繩、(五十八)ゴム及彈性ゴム、(五十九)ゴム製品(六十)毛皮及其製品、(六十一)皮革(イ)手袋用エナメル革、モロッコ革(ロ)靴底用革(六十二)皮革製品、(六十三)獸類の毛及剛毛(イ)馬の尾及鬣(ロ)有角獸及犢の毛(ハ)精選したる剛毛(ニ)特に明記せざる獸毛、(六十四)海草製食料品(寒天)、(六十五)乾し又は燻したる魚(燻したる鮭を除く)、(六十六)燻したる魚油(鯨油を含む)、(六十七)家畜の脂肪、(六十八)鋼製手道具、(七十)亞麻仁油及麻實油、(七十一)リノリウム、(七十二)寫眞機、活動寫眞機、ラヂオ器械及其等の器具(活動フィルムを除く)

B、第二回東京會議

第二回歐亞貨物聯絡運輸會議は第六回旅客聯絡會議に引續いて、昭和六年七月一日から同月七日に亘りて東京に開かれた。參加者は鐵道省、鮮鐵、滿鐵、大阪商船、北日本汽船、中東鐵道、ソヴエート國有鐵道、獨逸國有鐵道、リトヴニヤ國有鐵道及ラトヴイヤ國有鐵道の十機關代表者で、波蘭國有鐵道代表は傍聽者として會議に參列した。決議事項十八件、その内主もなる可決事項は左の如くであつた。

一、追加指圖の場合に提示すべき運送狀副狀通數に關する件。

指圖處分の場合は發着驛港共運送副狀の全通提示を本旨とするも、指圖權者の撰擇に依り一通にても之に應ずることとし若し一通にて應じたる場合は、引渡及爾後の指圖は其の一通に限定す。

二、大阪商船の從價運賃撤廢に關する件。

大阪商船は從來絹織物、毛皮、銀器等の高價品は從價賃率に依ることゝなり居たるも、之を重量賃率に改めた。

三、次回會議の日時及場所に關する件一九三二年ソ國チフリス市に開くこと。但し其開催期は伊國ナポリ市に開催せらるべき第七回旅客聯絡運輸會議の前後とす。

C、第三回カウナス會議

第三回歐亞貨物聯絡會議は昭和七年十二月一日より同月十七日に亘つてリトワニヤのカウナスに開催され我鐵道省は同省國際課長山田新十郎氏を代表に立て外隨員數名を參加せしめた。同會議に提出された議案は二十九問題に上り、それが討議決定されたる主要議題は左の通りである。

一、中東鐵道(一九三三年六月一日から北滿鐵道と改稱さる)の本聯絡運輸實施の件(事務管理者提出)

(一)中東鐵道の滅失貨物に對する賠償限度は一磅に付三・七六弗とすること、(二)B經路(新京哈爾賓經由)貨物に對する關稅は荷送人に於て豫め之を寄託すべき事に條件を附して本聯絡運輸を實施せしめんとするもの本件に付ては日本側、中東及び獨逸鐵道間に議論紛糾長時間に亘り討議するところあつたが結局左の通り決定

(一)損害賠償限度はベルリン協約に依ることに決定

(二)本聯絡運輸實施に付ては滿洲通過保稅運送制度の未實現及中東鐵道の南部線對東部線の運賃問題(東部線は南部線に比し其の運賃法外に低率である)未解決の爲め次回會議迄保留

一、運送取扱上の施設改善に關する件。

(日本鐵道省提出)

(過去の實績に徴し延着事故防止其他取扱上二、三の改善を爲さむとするもの)

【可決】各運輸機關殊にソヴエート鐵道に於て延着防止に努むること、コンテーナー使用の可決を研究すること及び運送會社が可成混載貨付として發送する方法を講ずること。尙ほ運送書類送付用特殊封筒使用及び本聯絡貨物特殊の符票貼付の件も可決。

一、浦鹽に於ける繼送作業改善の件。

(北日本汽船提出)

(浦鹽驛從事員に貨物引繼の際の引取を迅速に行はしめんとするもの)

【可決】ソヴエート交通部に於て直ちに現場に嚴重指令濟なるが尙今後とも充分注意する事として諒解。

一、次回會議の日附及場所の件。(事務管理者提出)

次回旅客聯絡會議は一九三五年(昭和十年)なるが貨物聯絡運輸の場合は波蘭鐵道の參加中東鐵道の實施等重大問題あるに鑑み一九三四年(昭和九年夏)ソヴエートに於て開催の事に決定。尙ほ次回會議に波蘭其他の鐵道の招集に付ては事務管理者より各參加運輸機關に書面により交涉する事に決定。

一、鮭、鹽鮭を取扱品目に追加の件。

(日本鐵道省提出)

【可決】但し貸切扱(八砥以上)に限り小口のものは地方的運賃に依ること。尙ほ鹽鮭の外に日本よりの輸出品革莚及ゴム底、布靴を追加することに決定。

D、西伯利經由小荷物及貨物取扱注意事項

別掲にある如く、第七回シベリヤ經由歐亞旅客手小荷物聯絡會議並に第三回歐亞貨物聯絡會議に依つて種々なる議案が討議決定されたが、我鐵道省は前記二つのシベリヤ經由歐亞聯絡運輸に依る小荷物及貨物の取扱に關し左記の如き注意事項を發表した。

一、關係書類と現品との對照を勵行されたき事

(理由)往々にして現品と關係書類の記事と符合せざることあり折角敷賀に到着したるものが船積中止の已むなきに至り出帆當日荷主より電話ある等の實例もあり不便尠からず。

二、ソ聯邦通關用の繩掛を勵行する事。

(理由)本件については冀に本情報にて注意を喚起し置きたるも未だに徹底せざる憾あり是非繩掛けする樣留意ありたし、因に麻繩よりも綿ロープの方が適當なり(歐亞小荷物規則第八條、歐亞貨物規則第十四條參照)

三、强じんなる荷札を使用する事。

(理由)本聯絡運輸規則によれば必ず强じんなる荷札を使用する樣規定せられる居るに拘らず未だに薄弱なる荷札を使用し居る向あり且つ發驛より敦賀港に至るまでに既に脫落、紛失し居る例もあるに付き强じんなる荷札を使用する樣留意ありたし。

四、紙函包裝を避けられたき事。

(理由)本聯絡荷物に紙函包裝を爲すを外國側運輸機關が厭ひ居る事は既に本情報にて揭載し置きたるが尙往々にして斯の種包裝を早受く今後斯かる包裝のものを受託せ

合は入國後直ちに滯在地に於ける執行委員會外國旅券課より居住券を貰受けねばならぬ。一般に各種届出手續の際は寫眞の添付を要することが多いから寫眞は十數枚携帯するが便利である。

二、乘車券と寢臺豫約

歐亞聯絡乘車等券の級は一、二、三等片道乘車券のみで往復券は無い。通用期間は總て六十日で、十人以上の團體には相當の割引をする。又日本側の區間即ち新京又は滿鹽斯德迄の間だけを下級とする異級連絡乘車券、例へば東京新京間を二等としそれから先を一等とするが如きものも發賣する。途中下車は聯絡乘車券所有は內地滿鮮に於ては回數及場所に制限なく、外國側に於ても各鐵道に依り多少の差はあるが、大體地方旅客よりも有利な扱が認められてゐる。

寢臺、座席の豫約はツーリスト・ビューローの各案內所で手配するが、東支及ソヴエート鐵道の寢臺券は乘車券購求前に豫約して置かねばならぬ。現在のところ北滿鐵道ソヴエート國有鐵道の各取扱驛及ストルプツエ、リガ迄は、先方に問合せないで寢臺券を發賣し得る便法があるから非常に簡便になつて來た。

倘外國の鐵道では、列車ボーイが旅客の乘車券や寢臺券を預つて置いて、車掌の檢札や官憲の旅券檢査を濟ませて呉れるのが普通である。言葉の關係上自分の乘車券其他を沒收されたのでは無いかといふ懸念が起るかも知れないが、決して斯る心配はないのである。例へば滿洲里發車後にボーイが來て乘車券を預り、莫斯科著前に返して呉れるが如きである。

三、手荷物

聯絡旅客は座席に持込み得る程度の手廻品は、其重量に制限なく持込むことが出來る。從て大型鞄の携帶は成る可く避けスートケース（曲尺二尺四、五寸程度のもの）卷鞄其他小型の手提鞄等を携帶する方が便利である。

歐亞聯絡運輸で手荷物として託送し得るのは普通の旅行用品で、旅行鞄、トランク等に入れたものは勿論、伊太利發着の場合を除き病人用移動椅子、小兒車、商品見本、携帶樂器、興業用品、測量用品、自轉車（自動自轉車を含む）スキー、スケート用具等であつて重量や容積に就ては具體的の制限は無い。唯容易に手荷物車に積込み得るものでなくてはならぬ。本聯絡運輸では無賃運送を全然認めて居ない。その代りに日本側では手荷物運賃の五割引をしてゐる。

四、列車の運轉概況

西伯利鐵道に於ける急行列車には、優良軟床車、通常軟床車、硬床及食堂車が連結されてゐる。優良軟床車は元の萬國寢臺會社の車輛でコンパーメント式であつて他國の一等車に相當し照明保溫裝置其他の設備も完備してゐる。本車輛は更に第一カテゴリー（一室二人詰）及第二カテゴリー（一室四人詰）に分れ第一カテゴリーの方が設備も良く、料金も高い軟床車はコンパートメント式四人室で二等車に相當し、硬床車は座席が板張りで三等車に相當する。

寢臺は各種車輛に設備され、食堂車は約三十人も收容し得る大型のものである。倘西伯利鐵道では發車合圖に鐘を鳴らす即ち一點鐘と二點鐘とがあつて、一點鐘は發車の約三分前、二點鐘と同時に發車となつてゐる。

聯絡列車の運轉概況は次く如くである。

一、東京—滿洲里

（1）東京—新京間

朝鮮經由に於ては毎日急行列車が運轉してゐる。所要時間三晝夜、大連經由に於ては門司、大連間汽船一週二回又は三回（約二晝夜）大連、新京間には毎日急行列車の連轉があり、其所要時間十一時間半。

（2）新京—哈爾賓—滿洲里間

毎日急行列車を運轉しワゴンリーの一、二等寢臺車、普通の三等寢臺車及食堂車が連結されてゐる。

（3）東京—敦賀—浦鹽—哈爾賓—滿洲里間

敦賀浦鹽間には毎月三回汽船が運航し該汽船の敦賀發著毎に東京、敦賀間に一二等の直通寢臺車の運轉がある。

所要時間は東京敦賀港間約十二時間敦賀浦鹽間二晝夜。

浦鹽—哈爾賓—滿洲里間には滿洲里發著の西伯利急行に接續する直通急行列車が一週三回運轉してゐる。所要時間約二晝夜新京からの列車と同樣ワゴンリー一二等寢臺車が連結されてゐる西歐への直通旅客は哈爾賓新京から滿洲里に向ふ急行車に乘換の必要がある。

二、滿洲里—莫斯科間

一週三回急行列車が運轉してゐる。所要時間約六晝夜、右の急行列車には軟床車ラトヴイヤ國のリガ行直通車優良軟床車及硬床車にしてソヴエートと波蘭の國境たるストルプツエ行直通車が連結されてゐるから之に依れば莫斯科で乘換をする必要はない。

三、浦鹽—莫斯科間

一週一回（西行浦鹽發火、莫斯科著木、東行莫斯科發土、浦鹽著火）急行列車の運轉がある。所要時間約九晝夜。本列車にも滿洲里發著列車同樣リガ及ストルプツエ發著の直通車を連結してゐる。

五、食堂車

各主要線共急行列車には食堂車が連結されてゐる食事料金は大略左の如くである。西伯利鐵道の食堂車では定食は低廉であるが、一品料理は比較的高い。倘ソヴエート內旅行には各種食料品（菓子、パン、茶、砂糖、バター、果物）等を新京或は哈爾賓で豫め購入し携帶するのが好しい。

	朝食	晝食	夕食
鐵道省線（洋食）	円 七五	円 一・〇〇	円 一・三〇
（和食）	四〇	一・五〇	一・五〇
鮮滿各鐵道	一・〇〇	一・五〇	一・五〇
北滿鐵道	銀弗 六五	銀弗 一・二五	銀弗 一・三五
ソヴエート鐵道	米弗 八三	米弗 一・六四	米弗 一・〇〇
西歐諸國	円 一・五〇	円 二・〇〇	円 二・〇〇

六、旅券檢査及手荷物稅關檢査

旅券の檢査は各國々境驛で出入の都度行ふ例としてゐるが、單に車內にて一應の檢査に止むるもの、或は係員に於て旅券を取纏め檢査登記に相當の時間を要するものあるなど國々とも多少其檢査振りを異にしてゐる。

旅客自身の携帶せる手荷物は各國境驛（驛內檢査場又は列車內）で稅關檢査を受けなければならぬ。歐亞聯絡に依る託送手荷物にして日本發のものは通過國では禁制品收納の疑ある場合の外檢査をせず發著國だけで檢査をする事に近くなる筈であるが、目下のところは各國驛で旅客自身稅關檢査に立會はねばならぬ。唯だソヴエートだけは既に通過旅客の手荷物保稅運送の手續をしたものは檢査なしでも通る、豫め英露文等にて携帶品目錄を作製携行すれば檢査は比較的簡單に濟むソヴエート入國の場合には各種食料品（菓子、パン、茶、砂糖、

ざる樣注意されたし。

入露案內

一、旅券と査證

西伯利鐵道經由極東西歐間の交通は漸次改善され、歐亞聯絡運輸も昭和二年八月一日から復活し、歐亞間急行列車の連絡も圓滑となり、旅客は何等不安なく旅行し得るに至つた即ち之によれば內地より西歐主要都市まで所定日數十四五日一等賃金七百五十圓前後であつてスエズ經由及び亞米利加經由に比し費用に於ては左したる相違なきも、スエズ經由約四十日、亞米利加經由約三週間の日子を要するに比すれば、日數に於て可なりの節約であるばかりでなく、西伯利大陸の旅行も亦頗る興味に富み、更に邦人にとりては隣邦を知るに適すべからざる結好の機會であらう。

旅券を得たら先づ駐日ソヴエート聯邦領事の査證を得ねばならぬ。査證は現在に於ては通過は容易であるが入國には可なり嚴重な制限がある。手續としては本人又は代理者が領事館に出頭し旅券に調書三通と脫帽半身の手札形寫眞三枚を添へて提出するのである。査證料約六圓若し入國とすれば更に莫斯科への照會電報料約十二圓を要する。査證の有效期間は最初の國境通過の日より入國は一箇月通過は十四日で一箇所に二十四時間以上滯在の場合は官憲に届出を要する。而して入國の場

件數量に就て種々制限があるが通過の場合はあまり制限されて居らぬ寫眞機、タイプライター、ラヂオ機等も一個だけなら差支ないが撮影にはソヴエートでは官憲の許可を要する又書籍文書印刷物等に就ては、出露の場合一九一七年以降ソヴエートに於て出版せられたるものに對し檢閲されることがある。

一、オーバーコート類　二著(毛皮厚外套一着を含む)
一、帽子　二個(毛皮帽子一個を含む)
一、靴　一足
一、衣服　二著(男女共)
一、下衣類　六枚(男女共)
一、刻煙草　五百瓦(或は卷煙草二百五十本又は葉卷五十本)
一、旅行に必要なる限度の食料品
一、旅行者の需要量を超過せざる被服類、頭飾、手拭、ハンケチ、枕、化粧品
一、成年者一人に付一フント(約一〇九匁)を超えざる金製白金製竝に三フント以下の銀製品、專門家(醫師、美術家等)の職業用の手用器具及用品

七、貨　幣

東支鐵道線內では銀弗、ソヴエート國內では金本位チエルウォーネツ紙幣竝補助貨幣が使用されてゐる。銀弗は新京出發前に少し兩替して置く方が好都合だ。

一チエルウォーネツは邦貨約十圓に相當する。チエルウォーネツの十分の一の一留紙幣の外、三留、五留、十留、三十留、五十留、百留紙幣があり、其他一、三、五哥の銅貨、一〇、一五、五〇哥の銀貨も用ひられてゐる旅行中現金を携帶するは種々不便なるを以て必要なる旅費以外は信用狀或はトラベラースチエツク(旅行小切手)等にて携帶するが便利である。

殊にソヴエートに於てはソ貨の携入、携出を許されぬから同國への入國又は通過の旅行者は入國後又は國境に於て國立銀行の公定によりソ貨を買入れなければならぬ。(此場合は兩替證明書を與れるから出國迄紛失せぬ樣にして置かねばならぬ)從てソ貨はソ國內の旅行に必要なる限度(單に通過の場合五、六十留莫斯科一日滯在の場合は七、八十留)を買入れて置くのが便利である。若し出國の場合ソ貨の殘額ある場合は、入國の場合の兩替證明書に依り他國の貨幣に兩替して與れる。

ソ國以外の外國貨幣は金額に制限なく携入を許してゐるが、携出は國外より携入したる事の證明あるものに限られてゐるから、國境通過の際稅關に之を提出し自己の旅券に登錄證明を求め置く必要がある

トラベラースチエツク(旅行小切手)は圓貨磅貨弗貨共ツーリスト・ビユーローで發行してゐる。又ソヴエート以外の國に於ても小額の兩替には國境驛に兩替店あり容易に其國の貨幣に兩替することが出來る。尤も信用狀小切手だと之を現金にするのに餘裕のない場合があるから英磅貨又は米弗貨を相當に準備して行けば、ホテル、食堂內等どこでも適當な率で地方貨に換算して與れる。

駐日ソヴエート聯邦領事館
査證交附規定

一、公館の所在地　東京ソヴエート聯邦領事館　東京市麻布區狸穴町一番地
他に總領事館は神戶、京城にあり。領事館は大連、函館、敦賀(臨時休館の時あり)二、副領事館は小樽にある。

二、受付時間　東京に於ては日曜、祭日以外毎日午前十時より午後一時まで。

三、査證の種目　各領事館に於てはソヴエート聯邦への入國、往復(短日間ソ聯に滯在する人に對し)並びにソヴエート聯邦通過の査證(公用及び私用とも)を下附す。函館及び小樽にては特別の漁業用査證を下附す。外交官査證は東京のソヴエート聯邦大使館に於て交附す。

四、査證を受ける手續　査證下附願は本人又は他の代理者を通じても差出すことを得、但し、成可く本人の出願を望む。
願書には常に本人の署名を必要とす。査證下附希望者は三枚の用紙に記入し三枚の寫眞を添附す。寫眞の表面には本人の署名を附すべし。出願用紙は領事館に於て下附せらる。十六歲未滿の兒童は別の出願用紙に記入することを要せざる代りに母又は同行者の用紙に合せて記入すべし。然し、寫眞は十歲以上の兒童にはこれを必要とす。
通過の目的にて行く人々はソヴエート聯邦の次に入る國(例へば、ポーランド、フィンランド、又はラトウイア等々)の査證を豫め受けおくべし。

五、査證を受けるに要する時間　査證に對しては規定としてソヴエート聯邦中央政府の許可を要す。場合によりては出願者の自辨(凡そ十五圓)にて電報を以て問合すことを得。

六、査證期間　入國査證の有効期間は査證交附の日より十五日間。通過査證の有効期間はソヴエート聯聯への入國の國境と出國の國境との間を通り拔けるに要する日數を與へらる。査證はたゞ一回限り有効とす。

七、査證料　査證料は赤十字稅を加へて入國及び通過とも五留五十哥。入國の往復査證料は十一留。料金は當日の爲替相場により圓にて徵收さるべし。但し、外交査證及公用證書は無料。出願用紙料は一枚二十五哥とす。

出願用紙左の方法によつて記入するを要す

1 姓　名　(姓を先に名を後に書く)
2 出生年月日　(年號は西暦にて記すること)
出　生　地　(市或は府縣)
3 家族關係　(未婚、既婚、未亡人等)
4 國　籍　(日本人ならば Japan と書けばよし)
5 敎　育　(卒業學校の種類例へば大學卒業は Univercity)
6 職　業　(官吏、會社員、敎師、學生等の場合は附屬の官廳、會社、學校等の名を明記すること)
7 旅券交附者　(日本人の場合は Minister of Foreign Affairs of Japan と書き合せて旅券番號並に交附日をも記すこと)
8 出　發　日　(出發地を出發する年月日、例へば 15th June 1934 from Tokyo と書くが如し)
ソヴエート聯邦に於ける滯在日數　(單なる通過の場合は only tourist と書く)
9 通過國境　(通過の場合は、入國及び出國兩方の國境名を書く。例へば Manchoulia Negorero)
10 旅行の目的及び行先地名　(通過の場合は Breslaw via USSR to Berlin の如く書く)
11 如何なる商會の代表として又如何なる商會によつて派遣されるか(私用にて行く時は單に no と記入)
12 十六歲未滿の子供を同伴する場合は別に出願用紙は必要とせざる代りにこの欄にその子供の姓名、年齡を記入のこと
13 ソヴエート聯邦或は革命前のロシヤに以前行つた(又は通過した)事があるならば其年月日及び用件猶當時ソヴエート聯邦の査證を交附した領事館又は大使館及び交附の日附、査證番號等を記入のこと
14 政黨との關係　入黨及び脫黨の年月日
15 以前ロシヤに行つたことのある場合は如何なる事情によつて出國したか。又如何なる書類によりどの國境を經て出國したか
16 反ソヴエート軍事行動に參加したことある時は、その參加の年月日、陣地及び從軍資格、徵募によるか志願によるかの別
17 裁判又は懲罰を受けたる場合はその場所年月日及びその原因を記入し、無き場合は no と記す
18 ソヴエート聯邦內に不動産を所有し居る場合はその場所及び品名を記入し然らざるときは只noと記す
19 ソヴエート聯邦內に親近者ある場合はその姓名、詳細なる住所を記し無き場合は no と書く
20 紹介狀を與へる人ある場合はその人の姓名、商用を以て入國する人は銀行會社等

のこれに關する證明書.

21 査證出願者の保證人となり得る人の住所氏名（査證出願者が官職にあれば、その所轄の長官、學校ならば校長、會社ならば社長等の住所姓名、然し通過には必ずしもこれを必要とせず）

署名、住所は英語又は露語にて記入すること

日ソ兩國外人旅券査證料

ソ聯旅行案内局インツーリスト日本支部發表同國在外領事館が徴收するソ聯邦入國又は通過査證料は各國人によつて區々に別れてゐるが、その主なるものは次の通りである。

日本	五留
英國	三七哥
白國	五哥
洪牙利	一九留四七哥
希臘	二留二五哥
西班牙	五留
支那	五留
諾威	七留五〇哥
米國	一九留四七哥
土耳古	六留
瑞西	五留
波蘭	一〇留
墺太利	五留
獨逸	四六哥
亞爾然丁	一九留四七哥
瑞典	一〇留
和蘭	七留五〇哥
伊太利	五留
墨國	一九留四七哥
波斯	五留
佛國	五留
芬蘭	四留
チエツコ	五留

右に對し本邦在外領事館が徴收する西伯利經由來朝する外人旅券査證料は左の通り。

駐露帝國領事館	
イ、一般外國人	三留八〇哥
ロ、米國人	二〇留
ハ、墨國人	三留
ニ、ソ聯人	五留五〇哥
駐佛領事館	
イ、一般外國人	五〇法
ロ、米國人	二五〇法
ハ、墨國人	三七法
ニ、ソ聯人	七〇法
駐獨領事館	
イ、一般外國人	八馬克
ロ、米國人	四〇〃
ハ、墨國人	六〃
ニ、ソ聯人	一一〃
駐獨領事館	
イ、一般外國人	六個
ロ、米國人	一八個
ハ、墨國人	一八個
ニ、ソ聯人	三個
駐英領事館	
イ、一般外國人	八志
ロ、米國人	六志
ハ、墨國人	二志
ニ、ソ聯人	無料

外國人の入露携帶品通關規則

（左表以外は課稅せらる）

品名	男一人に付	女一人に付
一、外用被服其の中に防寒外套一着以上たらざること	四點	四點
二、頭飾物其の中に毛皮帽子一個以上たらざること	四點	四點
三、手曝	一	二個
四、毛皮肩掛	一	二個
五、履物及新底三組	六足	六足
六、家庭用スリツパ	二足	二足
七、エリ巻若くは肩掛	二個	二個
八、男子用衣服	四組	一
九、婦人用衣裳	一	四組
一〇、上用婦人ジヤケツ	一	六組
一一、就寢用婦人ジヤケツ	一	六組
一二、外用スカート	一	六組
一三、下着	一二組	一二組
一四、手拭	一二組	一二組
一五、男子及婦人用靴下	一二足	一二足
一六、鼻カミ用ハンカチーフ	一八個	一八個
一七、瓦斯纏等の頭部用ハンカチーフ	一	三個
一八、男子用上シヤツ	九個	一
一九、カラー	一八個	一八個
二〇、カフス	一二個	一二個

二二、ネクタイ	一二個
二三、寢臺用敷布	一二個
二三、枕	六個
二四、毛織カタ掛若くは毛布	三個
二五、嗳下着及男子用スウエター	三個
二六、編みたる婦人用ジヤケツ及ズボン	六個
二七、手袋	三組
二八、男子婦人用防寒靴	二足
二九、傘	二本
三〇、ツエ	二本
三一、婦人用革製手提袋	二個
三二、手提紙入	一個

三三、刻烟草 〇・一キログラム 〇・二キログラム	
若くは烟草の代りに巻烟草二五〇本 二五〇本	
又は巻烟草若くは烟草の代り	
にシガー	五〇本 五〇本
三四、開かれたるオデコロン重量	一瓶 一瓶
二五〇瓦以下	一瓶 一瓶
三五、開かれたる香水重量一五〇瓦	一瓶 一瓶
以上	一瓶 一瓶
三六、開かれたる化粧石鹸	一箱 一箱
三七、固形白粉五〇瓦以下若くは粉	一組 一組
白粉一五〇瓦以下開かれたる	
有様にて	
三八、テイ髪用具	

極東・中央・西歐・時差

△支那沿岸時（南滿洲、臺灣）日本時より一時間遲し（日本時の正午は支那沿岸時午前十一時）

△哈爾賓時（新京以北の北滿洲）支那沿岸時より二十六分早し（支那沿岸時の正午は哈爾賓時午後二時二六分）

△東歐時（ソヴエート、エストニヤ、芬蘭、土耳古、羅馬尼）哈爾賓時より六時三十四分遲し（哈爾賓の正午は東歐時午前五時二十六分）

△中歐時（獨逸、丁抹、伊太利、ユーゴースラビヤ、リトワニヤ、瑞典、諾威、波蘭、墺地利、チエツコ・スロバキヤ、匈牙利、瑞西、和蘭）東歐時より一時間遲し（東歐時の正午は中歐時午前十一時）

△西歐時（白耳義、佛蘭西、英吉利、葡萄牙、西班牙）中歐時より一時間遲し（中歐時の正午は西歐時午前十一時）

△夏期西歐時（白耳義、佛蘭西、英吉利）中歐時と同じ

歐亞航空聯絡

一、ソ聯邦方面

歐洲大戰によりて、一大躍進を促がされた航空事業は、戰後更に長足の進歩を遂げて交通運輸に革命を與へ、戰後十年ならざる歐米主要國は概ね大都市間の定期航空線を完成し歐亞航空聯絡も、日、ソ、支航空界の發展によつて既にその形體を備へてゐる。

ソ聯邦の極東方面に於ける既設航空路は左記三線にして、一九二九年春のモスクワーイルクーツク間の航空路開設は、西伯利航空路形成の第一歩であつた。

（第一線）「モスクワ」―「イルクーツク」―「ウイチム」―「ヤクーツク」―（支線）「ウイチム」―「ボタイボ」

（第二線）「ウエルフネウヂンスク」―「ウルガ」

（第三線）「オハ」―「ニコライエフスク」―「ハバロフスク」―北樺太「アレキサンドロフスク」

而して「ヤクーツク」及「ウエルフネフヂンスク」間及「ウルガ」北平間の新航空路設定により西伯利航空路は完成され露支聯絡も實現さるゝ譯であるが、ソ聯邦側の一九三二年度に於ける定期航空計畫によれば昭和八年から愈々世界陸上最距離の航空路、白ロシヤ共和國のシンスク市の浦鹽斯德間が開設され歐露極東間の破天荒な大航空輸送が開始される。該航空路の中モスクワーハバロフスク間は十一月末に開通を見る豫定である。而してミンスクーモスクワ間は來年度早々開通される事

になつて居り此全航空路共夜間飛行の設備を有することになり、從つてモスクワ浦鹽間の航空時間は著しく短縮せられ二晝夜半（急行列車は九晝夜）で到達することになる。然し現在のところまだ夜間飛行に要する設備がないのでモスクワ—ハバロフスク間飛行に三日半を要してゐる。而して右大航空路は左の支線に聯絡することになつてゐる。

△北部方面

一、イルクーツク—ヤクーツク間（五千粁）
二、イルクーツク—ホタイホ間
三、クラスノヤルスク—ドウチンカ間
四、スウエルドロフスク—オブドルスク間

△南部方面

一、ウラン・バートルーウエルフネ・ウーチンスクアルマ・アターノオ・シビルスタ間

之によつて西歐は完全に極東と連絡されることゝなつた。

因にウラジオとペトロパウロフスク（勘察加）間の聯絡三千五百粁の航空路開設準備は一九三三年五月末完成し、六月中旬より空輸が行はれてゐる。

二、支那方面

支那にありては一九二八年四月國防會議の決議により資本金一千萬元を以て南京に中國航空會社を設立し、孫科を社長に任じ、中國航空條例十箇條を公布して航空事業經營の大方針を樹てた。同年孫科は米國航空會社と上海漢口間、上海、北平、廣東間の郵便物航空輸送開始に就て契約を締結し、一九二九年十月二十一日先づ上海、漢口間の定期飛行を開始して相當の成績を收めてゐる。

支那當局の計畫によれば國內航空路設定の實施期間を五期に分ち廣東から北平に至る大横斷經路は第三期に含まれてゐた關係上、北支那方面の定期航空開始は前途遼遠と觀測されてゐたが、その後天津には資本金四百萬元、半官半民の航空會社計畫され、北平には昭和五年中既に北支那商業航空協會成立せるが如き、何れも北支那に於ける航空熱勃興を語らざるは無かつた。然るに昭和六年末滿洲事變の勃發は勢ひ之が進展を阻み、更に滿洲新國家の出現は、滿蒙と支那本土の關係に一大變化を齎らせし等の事情から當分露支聯絡航空路の實現は困難の狀態となつた。

歐亞連絡貨客、昭和九年度統計

鐵道省經理局調査による昭和九年一月より十二月までの內地省線各驛發歐露竝に西歐行浦鹽及滿洲里經由貨客扱件數及び運賃各月別統計左の如し。

	旅客數	賃金（圓）	貨物件數	重量（瓩）	運賃（圓）
一月	八	三、〇三〇	五一	一六、〇三〇	六、四五四
二月	五	一、八四六	八九	三六、六四〇	一三、九一〇
三月	一七	五、六五八	七四	三三、一〇〇	一〇、一一七
四月	一三	四、五七九	六五	一七、七四〇	四、四四〇
五月	三	四、二四三	八五	七、五四〇	二、三〇一
六月	一六	五、五六三	四三	二、四七〇	三六三
七月	二四	八、三〇二	三一	二、一五〇	六八一
八月	二五	一〇、六七九	一六	一、一三〇	四、一六四
九月	九	三、〇六九	六	四一〇	一三七
十月	三	七、三三〇	八	二八〇	一三七
十一月	一三	四、五四二	五三	四、〇〇〇	一、三九三
十二月	一七	四、七一九	八七	五、五〇〇	一、五〇〇
合計	一八〇	五二、九〇一	六〇〇	一一七、八九〇	四七、四六一

昭和九年度 滿洲里驛通過旅客數

日本ツーリスト・ビューロー一月二十三日發表。北鐵西行線滿洲里驛案內所調査による昭和九年度（一月＝十二月）滿洲里驛通過國籍別旅客數は左の通りである。

（出は西行を示し、入は東行を示す）

△國籍別	出	入
日本	一六〇	一二三
蘇聯邦	一六六一	四二三
米國	一〇六	二六
英國	一八三	七五
佛國	五九	五一
獨逸	一八三	二一三
伊太利	二六	八
和蘭	五	一六
波蘭	五七	三六
希臘	四	五
瑞西	二二	四
比國	一	一
墺國	一二	一四
加奈陀	五	二
ラトビヤ	六	二
白耳義	一二	一一
丁抹	一九	三
土耳古	三	八
葡萄牙	五	一
西班牙	七	｜
瑞典	八	一五
波斯	三	二
リトワニヤ	八	六
蘭領印度	一二	一
滿洲國	一七	一八
中華民國	五八	一一四
伯剌西	一	｜
其他	五一	一五

東洋觀光會議

鐵道省觀光局に於ては昭和十年五月東京に於て東洋へ歐米觀光客を吸收する目的を以て觀光會議を催し、東洋觀光協會設立を計畫觀光局長田誠氏よりの招聘に對し各國より續々贊意を表し左の諸團體が參加した。

ソ聯邦インツーリスト駐日代表部、樺太廳鐵道事務所、大阪商船、日本郵船、朝鮮總督府、中國旅行社（支那）、シヤム、印度、香港上海、河內、西貢、新嘉坡、等の各旅行社及米國エクスプレス横濱支社等。

歐亞聯絡關係汽船會社

川崎汽船、烏鐵直通聯絡協定

日露國交恢復前栗林商船株式會社は大正十三年六月、露國烏蘇里鐵道、栗林商船會社直通運送協定並に露國國營黑龍江汽船、栗林商船會社直通運送協定を締結し以て北滿及極東露國と日本及支那の間に於ける輸送貨物に對し安全迅速と經費の低廉とを期し、併せて金融の圓滑を計つて貿易發展上大に資する所があつたが大正十四年五月、川崎汽船株式會社之に代つて露國側と引總新協定を結び、今日に至つてゐる。その運輸系統及協定港左の如し

（1）東支鐵道沿線（北滿）、烏蘇里鐵道沿線（沿海洲及黑龍州「ブラゴエシチエンスク」を含み「ウシユムン」に至る）より浦鹽斯德を經由して日本各港（太平洋岸、日本海、北海道）及支那各港に至る—日本及支那より右沿線に至る。

（2）松花江、黑龍江（「バイカル」以東「ステレチエンスク」に至る）沿岸より「ニコラエフスク」港を經由し、日本各港（太平洋岸、日本海及樺太を含む）及支那各地に至る。——日本及支那より右河川各港に至る。

◇日本—神戶、大阪、横濱、伊勢灣、清水青森、伏木、新潟、敦賀、七尾、小樽、函館、宇品、門司、若松、長崎、鹿兒島三角、那覇、基隆、高尾、境、米子、舞鶴、佐渡、船川、石濱、大泊、天山、清津、雄基、釜山、仁川、鎭南浦。

◇支那—上海、大連、青島、天津、芝罘、漢口、香港、營口。

栗林汽船會社の勘察加航路

栗林汽船株式會社が大正十一年受命せしより引續き經營する航路にして、函館を起點として小樽經由ペトロパウロフスクに至り勘察加東海岸又は西海岸經由函館に至り一航路とす。航海度數は一ケ年夏期四月より、九月迄七航海にして本航路の目的は郵便物の運送、旅客及貨物の輸送である。現在の就航船は神瑞丸で勘右加寄港地左の如し。

◇東海岸＝リストウイチヤナ、ナラチエフ、ウスチカムチヤツカ、ナチキン、マロワヤム、ウカ、カラガ、カラギンスキー。

◇西海岸＝オゼルナヤ、ヤイナ、ゴセグチツク、オバラ、キシカ、ミトカ、ウトカキクチツク、プイムタ、テジヤーチ、ケフタ、ウオロフスコイ。

北日本汽船會社の敦浦聯絡航路

北日本汽船が昭和三年より苦心經營を續けた敦賀北鮮直航線は昭和八年度より愈々遞信省の命令航路に指定される事になり昭和八年四月一日附指令が出た。近吉會線の全通する

暁には滿洲國への新しき近路を形成する本航路は日ならずして活動を促さゝることになるだらう。同社の八年度の施設は差當り總噸數三千噸型貨客船一隻を充當左記の通り運航する。

航海回數及び寄港地は毎月三回とし(往航)敦賀より清津直航羅津雄基行とし羅津にも毎航寄港する(復航)雄基發(復航は羅津不寄港)清津敦賀行。

出帆期日は(往航)敦賀は毎月一の日即ち一日、十一日、二十一日、午後二時發、翌々日午前七時清津、午後二時三十分羅津、午後六時雄基着

(復航)雄基及び清津を毎月六の日即ち六日十六日、二十六日發、雄基發午前九時、清津發午後七時、翌々日午前十一時敦賀歸着

運航時間は敦賀清津間往航四十一時間、復航四十時間。

敦賀浦鹽線は昭和八年度より毎月三運航とし復航は浦鹽より雄基及清津に寄港せしむることゝなつた。同航路就航船は『さいべりや丸』である。

A、(往航)毎月六の日即ち六日、十六日、二十六日敦賀發翌々日浦鹽着

B、(復航)毎月十の日即ち十日、二十日、三十日浦鹽發毎月一の日即ち一日、十一日、二十一日、一日又は三十一日雄基及清津發(雄基發午後七時)翌々日三日、十三日敦賀歸着

日ソ郵電關係

一、對ソ通常郵便物關係

現今日露兩國間にて交換する通常郵便物は一九二四年八月瑞典ストツクホルムに於て締結し、一九二五年十月一日より實施せる萬國郵便條約及同價格表記書狀箱物に關する約定に依り取扱はる。

郵便物の送達線路は左記三線路による。尤も露國側は滿鮮經由線を利用せず、殆ど浦潮敦賀線による。

(A)鮮滿經由線—此の線路は下關、釜山、哈爾賓、滿洲里經由に依る鐵道便にてチタ以遠の露國宛通常郵便物の全部を送達し一週三回の差立をなす。

(B)浦鹽線—此の線路は敦賀浦鹽間月三回の差立をなし極東露西亞たる沿海州黒龍州宛の郵便物を送達す。

(C)サガレン及カムチヤツカ線—夏期中函館又は小樽發の船便による。又冬期中サガレン發着の郵便物は我樺太廳郵便局とサガレン露國郵便局との間に開設せる陸送便により發するものである。

二、小包郵便關係

日露間の小包交換は大正十二年八月停止せられたのであるが、其後ソヴエート聯邦は萬國郵便聯合の小包約定に加盟しないので、我遞信省では兩國間小包の直接交換及西伯利鐵道に依る歐洲方面小包の送達を再開するため同國と特別に小包郵便約定を締結すべく、大正十四年兩國の國交恢復と共にソヴエート側に對し交渉を開始した。然るにソヴエート側に於ては容易に之に應ずる色なく、爾來屢々交渉を重ねたるところ、昭和三年に至り漸く莫斯科に於て協議したき旨を申來つた。依つて我方よりも委員出席して同年十月第一回會議を開催し、其の後引續き折衝を重ね昭和六年十一月二十三日莫斯科で調印を了つた。而して同條約は昭和七年八月二十三日から効力を發生することになつた。その要領左の如し

一、條約の要項

一、約定の適用範圍—本條約は兩國間に直接交換する小包及開嚢にて繼越す小包に適用す。

一、開嚢繼越小包の範圍—前項の開嚢にて繼越す小包の範圍は本邦は直接と間接とを問はず交換關係ある國に宛て又は之より發するものなるに反し「ソ」國は同國が小包交換に關する約定を締結せる國に宛て又は之より發するものに限る。

一、重量、寸尺の制限—兩國間に交換する小包の重量制限は五キログラム、長さは一メートル二五、容積二百十六立方デシメートルとす。

一、價格表記金額の制限—小包は一千「ソラン」(約四百圓)迄、之を價格表記と爲すことを得。

一、料金—小包の料金は本邦は萬國郵便聯合約定の規定に依る額「ソ」國はその約倍額とす。而して本邦の三郵政廳(日本、朝鮮、其の他の日本屬地全體)は聯合其の他の約定の例により各別の料金を徴收することを得。

一、航空小包—小包の原包裝損し再包裝を爲すに非されば爾後の發送不能なるときは再包裝を爲したる郵政廳は五十「サンチーム」(二十錢)迄の特別料金を名宛人又は差出人より徴收することを得。

一、閉嚢に依る小包の繼越—海路に限り繼越を引受く、右繼越小包の料金其の他の條件は兩國郵政長官の協議を以て定む。

一、禁制—締約國は小包の包有品に關し制限を設くることを得。

一、業務の停止—締約國は非常の場合は一時業務の全部又は一部を停止し又は輸送の狀況に從ひ繼越小包の數量を制限することを得。

一、聯合の小包郵便約定の規定の適用—其の他は大體聯合の小包約定の規定に從ふ。

一、約定の施行規則—小包の遞送方法其他約定の施行に必要なる細目手續は兩國郵政長官間に協議の上施行規則に於て之を定む。

日、施行規則

日本帝國及「ソヴエート」社會主義共和國聯邦間小包郵便物交換に關する約定の施行規則

昭和七年八月條約第六號日本帝國及「ソヴエート」社會主義共和國聯邦間小包郵便物交換に關する約定の施行規則に付き遞信省告示第千四百七十六號を以て左の如く發表した。

昭和七年八月四日　遞信大臣　南　弘

一

當分の內小包郵便物の交換局は日本帝國に在りては敦賀、小樽、函館、豊原、又「ソヴエート」社會主義共和國聯邦に在りては「ウラジオストツク」、「オハ」、「アレクサンドロフスク」(「サガレン」)、「ペトロパウロフスク」(「カムチヤツカ」)とす。

二

當分の內小包郵便物の遞送は直接交換に於ても露出の儘(行嚢に納めず小包に)之を行ふべし。繼越郵便物に關する各類書の遞送も露出の儘にて之を行ふべし。

三

小包郵便物には同一に作成したる送付書二通を添附す其一通は小包郵便物を受領したる吏員之を保存し他の一通は小包郵便物を送附したる吏員之を保存す。

右送付書には露出の儘にて遞送する小包郵便物を一括記入し之に關係小包目錄の番號を附記す。

交換局に於て作成したる小包目錄は送付書と共に之を受領吏員に交付することを要す。

小包郵便物受領の爲出頭せる吏員は交付すべき小包郵便物なきときは正當に日附印を押し且署名したる無記入の送付書を交付することを要す。

四、

包有品に接觸し得る程度に包裝破損したる爲小包郵便物を受領すること能はざるときは吏員は送付書二通に小包郵便物を受領せざることに關し必要の註記を爲すことを要す該註記には受領せざることの事由を記載し受領吏員及小包郵便物を交付する吏員に於て署名することを要す。

五、

通則として小包郵便物に對する料金は送狀に貼附する郵便切手に依り之を徴收す但し各締約郵政廳は事情已むを得ざるときは通貨に依る支拂を定むる權利を留保す。

六、

締約國郵政廳は送狀の通知券に通信文を記載することを許さざる權能を有す。

七、

一、直接交換又は繼越の小包郵便物に關する計算書は萬國郵便聯合の小包郵便物に關する約定の施行規則の規定に從ひ毎月之を作成す。

二、計算書には關係書類を添附し其の關係する月の經過後成るべく一月中に且遲くとも六週中に之を他方の締約國の郵政廳に送付することを要す該計算書は其の受領の日より起算し一月の期間內に之を審査の上返送することを要す。

三、締約國の作成し且承認したる月次計算は三月毎に作する總計算書に貸越郵政廳に於て之を記入することを要す其の差額は總計算書受領の日より起算し一月の期間內に之を支拂ふべきものとす。

差額の支拂が右期間內に爲されざるときは支拂はるべき金額は該期間滿了の日より起算し年七分の割合にて利子を生ず。

四、右計算書の差額は貸越國の首府に在る銀行の媒介に依り同國の貨幣にて又貸越郵政廳の請求あるときは貸越郵政廳及借越郵政廳間に協議の上他國の貨幣にて貸越郵政廳に之を支拂ふ。

五、支拂に附隨する費用は借越郵政廳に於て之を負擔す。

八、

本則は小包郵便物交換に關する約定實施の日より之を施行すべし。

本規則は締約國郵政廳間の協定に依り之を改締するに非ざれば右約定と同一の存續期間を有すべし。

昭和六年十一月二十三日即ち千九百三十一年十一月二十三日「モスコー」にて本書二通を作成し之に署名す。

日本帝國郵政廳の爲に

大使館參事官　天羽英二

三、日ソ間小包郵便交換局設定

兩國間に於ける小包の交換は交換局を經て行ひ差向き左の各四局である。

△日本側—敦賀、小樽、函館、豐原。

△ソ國側—浦鹽、オハ、アレキサンドロフスク、ペトロパヴロフスク。

而してその連結系統は大體左の如し。

△北樺太方面—夏期は小樽、オハ間に毎月約二回就航する北樺太石油會社船により(小樽オハ間四日乃至七日)冬期は樺太國境上に於て毎年豐原局とアレキサンドロフスク局間に交換せらるゝ通常郵便物の交通機關による(豐原、ア港間約十三日)

△勘察加方面—結氷期を除き一年約七回航行する栗林商船會社便により小樽、ペトロパウロフスク局間に交換す(約七日)。

△其他ソ國各地方面—毎週一回敦賀、浦鹽間を航行する北日本汽船會社便により敦賀、浦鹽兩局間に交換す。

ソ國發着の小包制限

ソヴエートは小包郵便により外國より輸入し得る物品の品目を限定し、許容品目に該當する物品と雖も輸入許可なくして外國より輸入し得るものは名宛人自身の需要に充つる物品に限り商業を目的とせざることを條件とし其數量は一品目に付き一年包裝の重量を込め五キログラムを限度とする。尙發受人共個人なることを要し、個人の場合と雖も屢々小包を輸入するときは組織的卽ち商用の目的を以てするものと認められ通關を許さざる等の規定がある。更に外國へ發送する小包については原則として輸出許可を要せず、又數量の制限を受けざるも發受人共個人たることを要する。從つて商業の目的を以てする商品を小包郵便によりソ國へ發送することは不可能にして利用範圍は著しく局限せらるゝの感があるが、ソ國經由小包に就ては目下斯かる制限がないから繼越小包の利用價値は相當大なるものあるべく本邦發送數は一年二萬個內外に達するであらうと豫想されてゐる。

料金の概算

	一瓩迄	五瓩迄
日本陸路……	〇・五五法	〇・七五法
日ソ間海路……	〇・五〇	〇・五〇

ソ聯邦陸路

直接交換	亞ソ發着	二・〇〇	二・〇〇
	歐ソ發着	四・〇〇	四・〇〇
繼越	亞ソ遞送	四・〇〇	四・〇〇
	歐ソ遞送	八・〇〇	八・〇〇

四、日本內地と北樺太小包交換

さきに締結された日ソ小包郵便條約の規定に基き我遞信省は北樺太各地との冬季間小包郵便交換に關しソヴエート郵電人民委員部との間に之が實施方につき打合せ中のところ、昭和七年冬より實施することになり、十二月二十九日第一回の交換が行はれ、昭和八年春解氷期に入り函館、小樽より同地方への受命船航行するまで左の通り豐原經由で小包郵便並に普通郵便物が交換されることになつた。

交換地—半田澤、オノール間國境

交換日—毎週二回(火曜、木曜)

聯絡先—アレキサンドロフスク、オハ方面

北樺太、オハ、アレキサンドロフスク、ドウエ地方には我石油石炭利權事業に從事する邦人が多數在住してゐるので日本內地との聯絡は非常に便利になる。

前述せる條約の締結により、從來英國等を經由して大迂廻送達せられたる露國宛小包特に沿海州及北樺太方面宛小包が速達せらるべきは言を俟たず。又料金は歐露宛小包に於て二割五、亞露宛小包に於ては約六割低減せらるべし。西伯利鐵道を經由して小包を送達し得る其他の國は差當り獨逸、エストニア、ラトヴィア、彼斯、土耳古の諸國にして、加奈陀、英國經由に比し、料金低廉、送達迅速となつた。

尙ソ聯宛小包料金は戰前に比較して約三割乃至四割方高くなるが、西比利亞鐵道の運賃高率なためで、ソ聯邦が聯合の小包約定に加入せぬ理由の一つである。更に小包の重量を五キログラム迄に制限してオキログラム小包を取扱はないことは、ソ聯邦が外國貿易を公認せず且個人用として輸入し得る物品の數量を一種類五キログラム迄に制限せるためで、西比利鐵道に依り小包を送達し得る範圍を獨逸外數ケ國に限れるは、ソヴエート聯邦が條約關係を有せざる國に對しては媒介送達を許さざるためである。

日ソ電信關係

一、日ソ電信連絡の沿革

我國と露國との電信連絡は、明治三年丁抹大北電信會社が日本政府の特許を得長崎浦鹽間に海底電線一條を敷設せしに始まる。其後明治十五年更に一條を增加したが、大正三年朝鮮浦鹽間の陸線連絡及南北樺太間の陸線連絡が設けられ、日露間の電信交通に一新紀元を劃した。露國革命によつて陸線連絡は久しく停止されてゐたが、大正十四年三月一日より再開され、更に大正四年には落石無線電信局と勘察加ペトロパウロフスク間に無線電信連絡が開設され、本邦の對外固定局無線電信連絡の嚆矢となつた。

二、日ソ間電信連絡の現況

現在の兩國間電報經路は大體左の如くである。

一、朝鮮京城、浦鹽線
二、南樺太豐原、北樺太亞港線
三、長崎、浦鹽線
四、長崎、上海線
五、落石、ペトロパウロフスク間無線電信連絡
六、大泊、亞港間無線電信連絡

西伯利經由小包郵便扱高

遞信省外國郵便課調査西伯利經由內地着發小包郵便物昭和八、九、十年度扱數左の如し

(但昭和十年度十月以降調査未了)

△內地ヨリ差出

昭和八年	三、九九七件
昭和九年	四、五二三件
昭和十年	五、二九二件

△日本へ到着

昭和八年	二、七五四件
昭和九年	五、二九一件
昭和十年	七、五二三件

文化關係

昭和八年の日ソ文化關係

一、山田耕作氏の渡露

昭和六年渡歐の途中で露都モスクワ其他の大都市の各大劇場に於て日本音樂の紹介に努め絶大の讃辭と歡迎を受けた山田耕作氏は再びゴメツの招聘を受け再び入露各都市を音樂行脚に出かけることになり、今度は夫人同伴で二月十八日敦賀出帆の天草丸で彼地に向ひた。而して五月十日東京に歸着された。

二、メクシン・クラフチエンコ兩氏來朝

上野の萬國婦人子供博覽會にソ聯邦代表として參加を兼ねて日本の教育文化視察のためモスクワよりメクシン氏とクラフチエンコ女史の來朝を見た。メクシン氏はロシア社會主義聯邦ソヴエート共和國教育人民委員部の兒童教育部長兼モスクワ兒童博物館長、クラフチエンコ女史は教育學の大家である。

三、ソ聯邦教育家歡迎會

日ソ親善を文化方面から相互に接觸さすべく努めてゐる日ソ文化協會主催で四月二十日赤坂山王ホテルに於てソ聯邦教育人民委員部兒童課長メクシン氏及びモスクワ對外文化連絡協會教育課長クラフチエンコ女史の來朝歡迎會が春の宵に相應しい和やかな氣分で催された例によつて田中館愛橘老博士、秋田雨雀、安田醫學博士、米川文子女史、モスクワに招待された松竹の舞臺監督園池公功氏等の顏も見え、ソヴエート側からはガルコウイツチ一等書記官、大使館武官等約百名出席、協會主事小野俊一氏の開會の言葉に次いで主客兩氏の挨拶があり、來客を代表して田中館博士の諧謔混りのドイツ語の演說があつたが、メクシン氏は

「自分の日本來朝の目的は第一、ソヴエートの文化教育事情を日本に紹介すること、第二は日本の文化教育狀態を視察することであつたが、どうやら第一の目的より第二の目的の方により多くの收獲があつたやうだ」

と笑はせた。前日の晝間は兩氏共多摩川の勤勞學校を視察したが、學校の出版物が總て生徒の手によつて編輯され、印刷されることに大分興味をもつたこと、ソヴエート聯邦で既に計畫されながら大事業であるために未着手になつてゐる兒童大百科全書が同學園で既に出版されてゐることに感心してゐた。

四、ロシヤ出版物の飜譯は凋落

共産主義運動がもぐらの如く地下で行はれ漸くプロレタリヤ文化同盟産業勞働調査所の如き外廓團體によつてソ聯邦の政治、外交、經濟、文化の紹介が爲されてゐたが、此等の團體も彈壓に遇つて表面から姿を消したかの如き觀を呈したので、現在では日ソ間の思想、文化接觸が非常に稀薄となつて了つた。昭和六年三月十五日の最初の全國的共産黨檢擧前後はロシヤ思想が大河の決した如く雪崩れこみ、白揚社、叢文閣、希望閣、共生閣、マルクス書房の出版社は主としてマルクス主義思想ものを出版し、それらは大部分ソ聯邦で出版された著書の飜譯であつて、その實行も他の書籍に比して遙かに群を抜いてゐた。マルクス主義思想專門の出版社のみならず、改造社、春秋社、日本評論社、岩波書店の如き大規模出版社もマルクス主義思想に關する出版を競うて行ひ、日本はマルクス主義思想の洪水に襲はれた。曰くマルクス・エンゲルス全集曰くレーニン全集、曰くスターリン・ブハーリン全集、更にマルクス主義哲學、經濟學、文學、農業問題等の解說書も雨後のたけのこの如く出版されたそして之等の出版物に對するその筋の彈壓も今日の如く、嚴重でなく發禁になる方が實行がよいといふ位で、よし發禁になつても沒收される以前に損をせぬ程實れるのだから發禁を恐れず、ドシドン出版されてゐた。此等共産主義出版物は非常に日本の時局を反映して、全く凋落して了つた現狀について當局の所見は左の如くである。

成程マルクス主義專門の出版社の中でも倒れたり、轉向したりするもの多く、大出版社は危險で、賣行きの捗々しくないこの出版物に手控をしてゐるのでその數も激減し從つて發禁になつた書物の數も以前に比し少くなつたが、非合法的に出版されてゐる秘密出版物は跡を絶たずに續々出てゐる。

五、スパルウイン博士追悼會

日ソ文化提携と日本語研究とに生涯を捧げた故スパルイン博士の追悼會が十二月五日午後六時から麻布狸穴町のソヴエート大使館で擧行されたが、故博士は日本人に多くの知友を有してゐた事とて當日は田中館博士、八杉東京外語教頭、山田耕作、松方幸次郎、秋田雨雀氏等百五十餘名出席、ユレーネフ大使の挨拶に次ぎアンドレーエフ、ワルドール兩氏の日本語の追想談があつたが特に恩師スパルイン博士を語る切々たるワルドール氏の追想談は列席者の心を打つものがあつた。次に日本人側から田中館博士、八杉外語教授、小野俊一、森孝三氏等の追悼談があつたが八杉氏は表面的に日本を見て日本を賞讃する事は容易であるが、それは日本にとつて眞實のよき友でなく、日本の長所、短所を忌憚なく指摘して我々を啓發してくれる人こそ眞のよき友である。私はかゝる外人をスパルウイン博士に見出した。之と同樣にソヴエート側に於てもソ聯邦の長所短所を遠慮なくいふ日本人こそ眞實のソヴエートの友であらう。

と日ソ理解の道を以て實際に教示した博士の德を稱へ、小野俊一氏は

「人生案內」上映以來、ソヴエート映畫は主題の積極性とソヴエート映畫獨特の手法とを以て本邦映畫界に一地位を占めその後、袋一平氏の日蘇商會は「ィヮン」「黑い砂」「狙擊兵」「呼應計畫」「國境の町」等を輸入、檢閱をパスして上映したが、最近輸入契約された新映畫はチモシエンコの「生きる」、オストロフスキーの「雷雨」、ドストエーフスーの「白夜」「最後のアタマン」で「生きる」は既に九月に上映された。尙ソヴエートに於いて多大のセンセーションを捲き起し「北海の英雄」と讃えられたチエルスキン號の北極海探險隊の記錄映畫も上映される筈になつてゐる。

二、「河向ふの青春」ソ聯から忌避さる

昭和八年度の日本映畫界に一つの波紋を描出した傾向映畫（木村莊十二監督音樂藝術研究所製作所第一回作品）「河向ふの青春」は昨年ソ聯對外文化聯絡協會（VOKS）の指令に依り東京駐在ウォクス代表者ガルコウキツチ氏が日蘇商會袋一平氏に依頼し、ガ氏其他大ブルスピーチを行ひ歲末のあはたゞしさも忘れて主客共歡をつくし近年になき盛況裡に午後九時半散會した。

昭和九年の日ソ文化關係

一、ソヴエート映畫の輸入

使館員立會の上試寫買收契約を了しモスクワに向け發送したが一年半を經過した今日、同映畫はゴストルグ輸入部により「無價値」との理由の下に通商部を通じて返送されて來た。これはソ聯へ發送する爲め特に一本燒付けたものである。當時の關係者であるトロヤノフスキー大使及ガルコウキツチ書記は現在各々轉任と成つて居り其責任の歸する處なく、仲介の任に立つた袋氏は兩者の間に在つて非常な迷惑をしたが、同映畫は浦鹽よりモスクワまでの輸送に六ケ月も要したことも今日になつて判明して居り、これはウオクスとソ聯の對外貿易機關であるゴストルグとの事務上の不統制を曝露したものであるとして日本側關係者の間に非難の聲が高い。

三、八杉教授勳績三十年祝賀會

六月二十二日午後五時上野精養軒二階廣間に於て、東京外語露語部主席教授八杉貞利教授の勳績三十年祝賀會が催された。集るもの第一回卒古澤幸吉氏、丁度當時滯京中の第四回卒川角忠雄氏、同期の鮎貝多雄氏以下、在京濱ロシヤ會員並に會員外露語部關係者九十餘名に達したロシヤ會の催しでかゝる多數の出席者を見たのはまさに空前のことであつた祝賀式場に於ける壇の横には美術學校小林萬吾教授の揮毫になる八杉教授の大禮服姿の肖像畫が飾られ、先づ松田幹事の開會の辭で式が開かれ、關根幹事會員を代表して贈呈品目錄を贈呈、次いで八杉教授の挨拶があつた。

式後不忍池を見下す庭前で記念撮影の後、別室で祝宴に移り、デサートコースに入るや穂積幹事の指名により戸澤校長、トドロヴイチ氏、古澤幸吉氏、山内恭治氏、宮川船夫氏のテーブルスピーチは公人としての、また私人としての八杉教授の過去三十年の生活を躍如として眼前に髣髴させ、次いで八杉教授は特有のユーモアを交へた口調にて謝辭を述べ充分嶽を盡して、和氣靄々裡に散會した。

四、露國代表提出戰爭防止案

東京に開催された第十五回赤十字國際會議の第二日目の總會でラコフスキー氏は戰爭防止に關する決議案を提出、

赤十字國際會議においては一九二一年のジユネーヴ第七回總會及び一九三〇年のブラツセル第十四回總會の決議に基き各國赤十字社は戰爭の參加に際しその國民を保護するため國際紛爭を平和のうちに解決する方法に各國政府ならびに共の國民が協力一致して努力せんことを決議したいと流暢な佛語で演說、聯盟顧問ルネサン氏が詳細にこれを英譯すれば德川議長は

この決議案は極めて重大な問題であり、直ちに採決することは困難であるから第一委員會に付託したい

旨述べラコフスキー氏も異議なく同委員會に付託、同案は二十四日夜の第二委員會で果然議論沸騰、イギリス代表フオーカス氏は議席を蹴つて退場といふ混亂まで引起したがこれが小委員會の設立となつて「國際法律の設立進言」を「各國相互間に善意の協調をなさしむべし」と字句の修正あり、結局非常に弱められた案として二十五日の委員會を通過した

尙、ソ聯赤十字代表ラコフスキー氏は十五日日本赤十字社長德川家達侯を訪問來朝の挨拶旁々關西地方の風水害に對しソ聯赤十字を代表して深甚なる同情の意を表したる上、豫て通告の同情金十萬圓寄附を正式に申出でるところがあつたが、右同情金は駐日ソ聯大使館に於て日本赤十字代表者との間に現金を以て授與された。

五、日露協會の露亦十字代表歡迎會

第十五回赤十字國際會議に列席のソヴエート聯邦赤十字社及び赤新月社代表一行歡迎晩餐會が日露協會主催により昨二十五日午後六時半より丸の內東京會館に於て開催された、

主賓ラコフスキー、モイロワ夫人、ユレネフ大使夫人、サバニンナイダ、ウエリカノフ代表諸氏、陪賓としてユレネフ大使、ジエレズニヤコフ一等書記官、アスコフ情報部長リンク陸軍武官其他大使館員、コチエトフ通商代表、ブロトキン副通商代表、コズロフスキイ及びクズネツオフ北鐵兩代表、外務省側より東郷歐亞局長、天羽情報部長、西歐亞第一課長、宮川調査課長、日露協會側より會頭前首相齋藤實子爵、倉知鐵吉、田中清四郎、宮尾舜治、松方幸次郎、八杉貞利氏等五十餘名出席晩餐を共にしたる後齋藤會頭の歡迎の辭に對し首席代表ラコフスキイ氏の謝辭あり盛會裡に九時散會した。

昭和十年の日ソ文化

一、上山草人氏の訪ソ

二月二十日より三月五日までモスクワに開かれたソヴエート映畫十五周年記念祭に日本からは松竹の大谷社長、城戸蒲田撮影所長、早川雪洲氏、袋一平氏などが招待を受けたが皆仕事の關係より訪ソ不能となつたので、松竹では折角の招待であり日本映畫の國際的宣傳にもなるといふので他の適當な人物を物色中のところ、比較的閑散な地位にあり、語學にも堪能な雪洲と同樣國際的映畫俳優で映畫「バクダツドの盜賊」で有名な上山草人氏を松竹代表として派遣することに決定、同氏は「若旦那日本晴れ」(松竹映畫)「日本の四季」(觀光局映畫)、(日本)(松竹ニュース)の三本を携行二月十六日東京驛より華かな見送りに送られモスクワに向つた。二ケ月滯ソ後四月二十七日歸朝、同日夜、日比谷山水樓に開かれた文壇人及映畫人の歡迎會に於て氏一流の諧謔まぢりで歸朝談を述べた。

自分は押しの一手でソヴエート旅行を通してきた、當局は何でも要求を出せといふのでモロトフ首相や、リトウイノフ外相や、ゴリキイに會はせろとか、ソ聯第一の重爆撃機に乘せてくれろとか駄々をこねて、結局斷はられたが、その代り演劇や映畫はあきるほど見せて貰つた。モスクワの對外文化連絡協會では是非日本に二百人以上のオペラを送りたいといつてゐる。國賓待遇は結構であつたがこんな句が出來た。

國賓が乞食して行く寒さかな

尙、同氏携行の觀光局映畫「日本の四季」中米田の耕作實況の場面に於て、大農主義的機械化耕作に慣れたソ聯邦大衆から、菅笠手甲姿を笑はれたので、觀光局としてソ聯機關に寄贈した。

二、除村教授、文部省在外研究員として入ソ

東京外國語學校露語部教授村吉太郎氏は二月十五日付文部省發令により在外研究員としてソ聯邦に二ケ年の留學を命ぜられたが、入ソ旅券査證問題に關しては時節柄果して下附されるや否や種々取沙汰されてゐたが、友人同志相寄つて三月八日丸の內中央亭に於て對ソ文化關係者八十名より成る盛大な送別會を開催して査證下附促進の氣勢をあげる一方、駐日ソ聯大使館情報部長アスコフ氏の斡旋により遂に査証下附され、五月十五日東京驛發在米數年英語に熟達し教授のよきアシスタントたる夫人同伴で入ソした。

三、第十五回萬國生理學大會に於ける加藤博士の實驗

八月九日より十七日までレニングラード市十八日モスクワ市に最後會議を了した第十五回萬國生理學大會は世界各國の生物學者醫學者千三百餘名參加裡に行はれたが、我國からは慶應大學教授加藤元一博士の率ゐる一行を始めとし三十名餘が參加殊に加藤博士は第十五回大會の日本に於ける國外委員に選ばれその「單一神經の剔出」に關する實驗は各國生物學者絶讃の的となり、醫學日本の旗を遠くソ聯邦に揭げた。尙、加藤博士が實驗用として携行した日本產百六十餘匹保存のためソ聯政府の盡した配慮に關しては博士一行の深く感謝するところとなつた。更に、博士の實驗に關してソヴエートの圖秀作家マリエツタ・シヤギニヤン女史は共產黨機關紙ブラウダに「カトウの實驗」なる興味ある一文を寄せてゐる。

ソヴエート女流作家の眼に映じた加藤博士として極めて興味あるものであるから左に抄譯を掲げる。

加藤博士が通る時には助手達は座席からとび上つて師が通り過ぎるまで直立不動の姿勢をとつてゐた。この封建的儀禮はソヴエートの學者には珍らしく大會はこの話で持ち切つてゐた。

と開會前の空氣を描き、三室に分たれた實驗に就て順次說明し、最後の「悉無律」實驗の情景を描いてゐる。

いよいよ第三室。待望の英雄カトウ教授はどこだらう。—遂にカトウ教授だ。助手達に指圖してゐる。日本の學者は上衣なしの洋服姿で立つてゐる。手には片時もはなさない同伴者—小さな木の扇がある。扇と眼で殆ど無言のまゝジエスチヤもなしでカトウは實驗を說明してゐる。

と加藤博士を東洋的色彩を以て描き次のやうな感激の言葉で結んでゐる。

私達はこの實驗の比ひないたくみさを回想しながら室を出た。

九月三日夜七時四十五分、東京驛着列車で凱旋將軍の如く歸朝した加藤博士は直ちに慶大生理學教室に入り、一行中の富田恒男講師を通じて左の如き報告をした。

今回第十五回萬國生理學大會には極東から唯一人加藤教授が露國正賓として招待を受けて居られた關係上ウラヂオから英語の話せるインツーリストのレストーランの支配人が一行の接待役としてわざわざレニングラード迄隨伴して呉れたり、又食堂車には日露國旗が交叉されてゐたりして、從つて吾々隨行員六名も大した歡待振を示された一行渡露の主なる目的は世界に於て今日迄何人も成功しなかつた生態單一神經纖維剔出實驗及び其剔出標本を用ひて行ふ悉無律の實證實驗の供覽にあつた。實驗に用ひる爲に、日本の大きな臺、蛙、合せて百七十匹を携行したがそれを冷す爲にシベリヤの不便な小驛で何處から運んだか毎日百瓩程度の氷を供給して呉れたのは有難かつた。一行の血の出る樣な努力と露國側のかゝる好意とに依り百七十匹中使用に耐えなくなつたもの僅かに十匹、其他は東京を出る時と少しも變らない元氣を保つてゐた。モスコー乘込の日モスコー大學のカーン教授がモスコー・デーリーニユースに加藤教授の實驗に就き詳細な記事を載せ最後に今回の學會の興味の中心は此實驗にありと結んでゐた、其後連日各新聞が加藤教授及び其實驗に關する記事を掲げてゐた。特にレニングラードでは世界屈指の生理學者五名の聲を以て完成へと努力すべきトーキーに納め度いからとの依頼に加藤教授は特にマイクを通じて演說され又一行の實驗の狀況を活動寫眞にとり度いとの依頼に練習の日の時間を割いて之に當てた。其他政府の命で先生の肖像を畫きに來たり、學界に先つて露國學者の爲の特別講演を頼まれたり一般の尊敬振は素晴しいものであつた、學界のプログラムには實驗の日が八月十五日と指定されてゐたが實驗動物の出來るだけ元氣なうちにと云ふので十二日の午後三時より六時迄と變更してもらひ且又ての實驗供覽の會場に當てられてゐたオルベリー教授研究所が修理中で完成を待つてゐては準備の不充分となる處れありとの理由で會場から一里餘も離れたピコフ教授研究所の三室を借りることに決定、八月一日レニングラード到着の第一日から準備を初めた。準備中より既に參觀者引きもきらず結局實驗當日のあまりの混雜を慮れて六日特に露國生理學者二百五十餘名の爲に特別の供覽を行つた。かくして本實驗の日以前既に四五百名の參觀者を出した。當初のうち最も心配してゐたのは果してどれだけの參觀者があるかと云ふことであつたと云ふのは第一に實驗日を變更して居り、第二に實驗の場所を而も甚だ不便な場所に變更した爲である。而して多數の會員を各國から一時に迎へて組織委員が轉手古舞をしてゐる時徹底した變更の通知は望む可くもなかつたからである。然るに當日は實驗開始時刻前二時間午後一時頃より既に續々と來觀

者つめかけ恰も早慶の野球戰に於ける開場前の狀景を思はせた。遂に午後三時を待ち切れずして午後二時半より愈々供覽を開始した。會場の整理にはピコフ教授研究員之に當つたが間に合はず、モスコーの大使館からわざわざ應援に來て下さつた村上博士清水通譯官が露國語にも通じてゐられる關係上取り敢へず整理の方を受持つて頂いた程であつた。此日剔出された單一神經纖維筋標本實に三十八、これ等標本を用ひて絶えず繰返された悉無律の實證實驗には加藤教授自ら說明の勞をとられた、途中場内人いきれの爲に室溫が二十三度より三十度に昇りこれでは剔出標本がもたないとあつて一時入場を斷る等の騷ぎを演じて午後六時半絶大の讃辭と驚嘆の聲を浴びつゝ大成功裡に實驗を打切つた。其間參觀者六百餘名、萬國生理學會初まつて五十年以來の最高レコードであつた、見よ本大會の人氣を獨占せる躍進日本の科學の姿を、日本萬歲、加藤教授萬歲。

次いで翌十三日には加藤教授が議長として司會された。因に昨年幕英文で發行された加藤教授のマイクロフイヂオロヂー及び一九二四—二六年發行の英文不滅衰傳導學說前後篇二册は非常な好評で、カーン教授が前者を、又ピコフ教授研究所のガルペリン博士が後者二册を何れも夏休みを利用して露譯したいとの希望に加藤教授快く應じられて既に序文を與へられた。

日本の對露技術援助關係

一、ソ聯邦に對する邦人の技術的援助

ソヴエート聯邦政府は社會主義建設—五ケ年計畫を驀進的テンポを以て完成へと努力すると共に自國の產業の外國に比して技術的に遲れてゐるのに鑑みドイツ、アメリカ其他の諸國より各產業の優秀なる技術的專門家を招聘し、技術的援助を仰ぎつゝ以て五ケ年計畫を四ケ年にとの標語の徹底實現を計り來つた。偶々我國の產業部門の內特に鐵道、水力、電氣、養蠶、製茶、豆乳、木炭、漁肉罐、紙舟等の製造技術が諸外國より進歩してゐる點に注目しつゝあつた處、それ等の技術的援助の希望を依頼して來たのである。我國は以上の內鐵道、製罐、紙舟方面の製造技術はソ聯邦の依頼に應じて以てそれ等の技術的援助に極めて著しい好果を擧げてゐるのである。先づ鐵道について記せば左の如し。

二、本邦鐵道技術の移入契約

昭和四年八月ソ聯邦交通人民委員部は在日ソ聯邦大使を通じて主としてモスクワ・カザン鐵道改修に就いて數人の鐵道技術專門家を日本より招聘し度く技術的援助方を申込んで來たので、我鐵道省はそれに應じ技術的適任者を推薦することに決した。昭和四年十二月我鐵道省側とソ聯邦交通部との間に雇傭條件及び派遣員に關し協議された結果妥協成立したので、昭和五年一月當時の外相幣原大臣と駐日トロヤノフスキー大使間に文書交換を以て正式に認可されたので、鐵道省は加藤技師以下十二名をソ聯邦交通人民委員部へ推薦派遣せしめたのである。尙雇傭契約に關しては昭和五年二月二十八日在ソ聯邦通商代表部に於て個人的に爲され、同年三月十五日出發したのである。かくて一行はソヴエート鐵道運轉材料の修理方法改善に絶大なる功績を收め日本技術のため萬丈の氣を吐いて昭和六年夏歸國したが、之は日ソ技術關係の上に大きな意義を持つてゐると思ふので、「エコノミチエスカヤジーズニ」紙昭和六年七月十二日所載「日本式修理法の二箇年」に題する一文を左に掲げることゝする。

三、ソヴエート側の評價

「運轉材料の日本式修理法は、修理とその遂行の正確なる計畫化、並びに作業の精密なる圖式を基礎としてゐる。日本に於ける運轉材料の修理法は、全世界の龜鑑である。當中央統制委員會がこの方法を採用するに至つた所以は、卽ちこれが爲である。經過せる二箇年は、日本化の勝敗史である。ムロムに於ける

機關車修理工場と、ペロフに於ける車輛修理工場とは新しい修理法を鍛錬すべき研究所となつた。故に此の二工場の達成と缺陷は有らゆる運輸修理工場に取つて最も良き教訓である。この觀點から二工場の結果を分析して見やう。

ムロム工場は、その建物、機械設備、及び規模の大きさに於て、凡ゆる運輸工場中最秀な工場である。同工場は、一九二九年九月一日から日本式を採用したが、翌年五月までに既に大なる結果を得た。即ち、機關車修理在場日數は、一九二八―二九年度の四十五日から一九三〇年四月の十一――六日に短縮され一箇月の修理機關車數は十四臺から廿五臺に增加し、一臺の修理費は一萬七千七百八十七留から一萬四千六百七十二留に減額した。この結果に鑑み、交通人民委員部は運輸關係のあらゆる修理工場に日本式を實施すべき指令を發した。

日本式は作業分野の集注化を要求する。即ち多くの對象物に力を分散することなく、力を集注せねばならぬ。然るにムロム工場に於ける作業は散漫で、四臺乃至七臺の機關車を修理すべきに、十臺乃至十四臺の修理を行つてゐる。又三個乃至四個の汽罐の代りに五個乃至七個の修理を行つてゐる。精密な圖式は度外視され一日の作業量は決定されず、機械能力は計算されることなく、生産行程に於ける勞働力の割當は杜撰であり、修理圖式は中斷されてゐる。

日本の專門家の推薦した各種の器具は利用されずにある。工場の指導者等は徒に機械類を增加したり、勞働力を增加したりしてゐるが、これが利用は極めて不充分である。これから日本專門家が充分利用されてゐない。之に關し同工場を調査した勞農監督人民委員部の代表者に日本專門家が語つたことは次の如くである。

「行政及び技術の擔當は非常に臆病であつて積極的でない。上司の指令なしに仕事をする場合には一々書付を要求する。作業の精密な計畫は紙上に於ては立派なものだが、實施が拙い。過去の經驗から見れば、この工場には我々の組織を取入るべきあらゆる可能性はある。然し一度取扱つた經驗のある機關車の場合はいゝが、經驗のない機關車の修理になると作業圖式は中斷され、修理計畫は非現實的となる。これは指導者の責任である」

此の日本專門家の言の正しいことは疑ふ餘地がない、併し彼等の提言は暗に葬られることが多い。器具、修理、機械等の職場に於ては、絶えず熟練勞働力の不足を訴へてゐる。實際日本修理法の實現の進捗しない根本原因の一つは勞働力の流動である。今年度上半期の如きは五〇%も流動してゐる。これは工場の管理者のみならず中央機關にも責任がある。

次にペロム車輛修理工場の事情を述べやう

日本式實施當時の在場修理日數は二十日であつた、最初の七箇月は日本專門家の援助をからずに作業してゐた。(日本專門家の到着は一九三〇年四月である)一九三〇年五月に於ける在場修理日數は一九二九―三〇年度上半期に比すれば千二百一勞働延時間から六百八十時間に、修理費は二千八十留から一千八百留に、材料費は六百六十留から四百留に孰れも低減してゐる。更に一九三〇年九月にと在場日數は六・二日に、勞働延時間は五百七十時間に修理費は一千四百十六留に、材料費は三百四十留に夫々低減した。

一九三一年上半期には此等の達成が深化して行つた。在場日數は六・二日に四月及び五月には更に六日に短縮された。然し工場はこれに滿足することなく、日本と同じ在場日數の五日を今年の目標としてゐる。

四、第二回招聘契約中止

かくてソ聯邦の鐵道修理技術の日本文化に努力して大成功を收め歸國した我が鐵道技師に對しロシヤ側では車臺修繕作業の指導のため再度招聘方を熱心に希望し外務省の援助斡旋により駐日ソヴエート大使館と鐵道省と交涉昭和六年十二月契約草案が內定調印するまでに捗び、加藤仲二技師以下技師二名、技手三名、通譯一名、合計七名が約一年間の任期で

出發の筈であつたが、昭和七年三月突如ソヴエート側より招聘を見合せる旨鐵道省に通告して來たので一行のロシヤ行は遂に中止となつた。右契約が中止されるに至つた理由としては、別に公表されてはゐないが、ソ側は最近對外支拂勘定を大いに緊縮してゐるので、鐵道部の豫算が比較的高給の外國技術家の招聘を許さなかつたゝめであると見られてゐる。

五、日本製罐技師援助契約

次に昭和五年三月ソ聯邦極東漁業品株式會社(ダリ・ルイブ・プロドウクト)は在ソ聯邦通商代表部函館支部を通じて在函館製罐技師小和田金吉氏を自社所屬カムチヤツカ蟹罐詰工場に於ける製罐技師長として招聘雇傭に關し會談したが兩者間に合意成立し勞働契約が結ばれた。

六、本邦水力電氣技師招聘問題

昭和五年八月ソ聯邦最高經濟會議所屬動力經濟協會は一九三〇―三一年度に於けるソ聯邦政府計畫の水力發電所建設として可成的速度を以て竣工を期さうとの企圖の下に、同工事の責任監督者として設計並に建設專門の水力電氣に付經驗のある技師及び技手數名を日本より招聘し度き旨在日ソ聯邦大使を通じて我外務大臣に公文書を以て便宜の提供方を依頼して來た。斯かるソ聯邦の要望に對し我國主務大臣は遞信省と協議の結果古河電氣工業株式會社をしてソ聯邦の要望に對し評細に亘る諸條件に付き交涉せしめたがソ聯邦側の都合により中止となつた。

七、アスベストの技術的指導

駐日ソヴエート通商代表部では、對日輸出有望品としてのウラル産アスベスト(石綿)を日本市場向に製造するため、之が技術的指導を日本アスベスト株式會社取締役兼技師稻吉兼作氏に依頼したが昭和六年夏愈々兩者間の協定成つたので稻吉氏は、大倉商事の吉田薰氏同道昭和六年七月八日東京發、先づモスクワに赴いてソ聯邦鑛業トラストとの間に種々打合せの上、世界的アスベスト産地として知らるゝウラル・アスベスト地方に赴き種々日本市場向きに製造方法を傳授し一方原産地視察の目的も遂げ、同年八月二十四日歸國した。

八、蠶業技師の渡露問題

ソヴエート聯邦では輸出有望品としての生糸製造方面においても五箇年計畫的テンポによる增産と製造方法の社會主義化を計畫し、昭和五年中央アジヤ蠶業試驗所から技師二名を日本に派遣して立川の東京府立蠶業試驗所始め信州岡谷方面の製絲工場等視察見學して得るところ大であつた。ソ聯邦では更に進んで日本一流蠶業技師の招聘による養蠶技術の大革新を企て、駐日ソヴエート通商代表部を通じて本邦養蠶技術家と交涉中であつたが昭和六年十二月に至り、諸條件の妥協が原則的に成立し

東京府立立川蠶業試驗所長技師　鈴木穆

農林省蠶業試驗所囑託　原田新一

兩氏を始め六名の優秀技術家が愈々渡露することに內定した旨傳へられたが、其後に至り日本農林當局はソ聯邦への養蠶技術援助が競爭者に武器を與へそれを强大にするものであるとの見地から强硬な反對を唱へ遂に假契約は破棄された。

右について昭和六年一月六日の東京朝日新聞は交涉を受けた技師の一人原田新一氏の談として次の如く傳へてゐる。

『私は單に技術者の頭から、今までも鐵道技師の先例もあり、學問に國境なしと思つてロシヤ行きを承諾したのですが、思はぬ反對に逢つて止める事にしました。私としては自分の發明した自動繰糸器械を使つてみたいが日本の製糸業は工業として五十年以上も遲れてゐて、製糸家の頭も目先の金利や相場のことしか考へず、又資金の窮迫せる行きがかりもあつて、どうしても進んだ器械を採用する事ができない。ところが丁度ロシヤから賴まれたので思ふまゝにやつてみたいと技術家としての理想を描いたまでなので思想の何のといふ事は無論ない

のです』

因みに、その後日本の對ソ技術援助について特筆すべき交渉がなかつたのは兩國のために遺憾に堪へない。

日本の對ソ文化關係團體

一、日露協會

イ、協會の沿革

本會は明治三十九年四月露國の學術及事情の研究を奬勵し、且つ日露兩國民の交誼を增進する目的を以て創立せられた。尋で明治四十四年伯爵寺内正毅氏本會々頭に、男爵後藤新平氏副會頭に就任せられた。翌四十五年には閑院宮載仁親王殿下を總裁に奉戴した。爾來本會は益々發展を遂げ、基金の如きも明治四十四年第一次の基金募集をなしたが、金十四萬二千二百圓を得、次で大正六年男爵澁澤榮一氏を委員長として第二次の基金を募集したる所金三十七萬圓を得た。大正四年一月には日露貿易發展に資する目的を以て本會に日露貿易調査本部を開設し男爵目賀田種太郎氏同部長に就任せられた。大正六年には本會は其當時露語に通ずる青年の乏しきを憂へ、本會内に露語講習所を設け速成的に露語の夜間教授をなし、卒業生約六十名を出し同八年閉鎖した。是後述の日露協會學校の前身である。大正七年四月農商務省の委囑に依り哈爾賓陳列館を設立し、爾來十年目、露、支の商品展示一般商取引の仲紹介並に調査報告を發行し日露支貿易の開發々展に努力しつゝある。

大正八年十一月寺内會頭薨去せられたので翌月後藤副會頭會頭に、目賀田男爵副會頭に就任せられた。（目賀田副會頭は大正十五年九月十日薨去した）大正九年九月哈爾賓に日露協會學校を設立し露國並に支那に於て公私の業務に從事する青年に露西亞語及商事經營に關する學術を教授してゐる。而して本年迄に三百名以上の卒業生を世に出した。

然るに長い間會頭として兩國親善に偉勳を立てた後藤新平伯は昭和四年四月十三日京都に於て逝去せられたので、伯に代る後繼會頭を物色の結果、六月六日開會の臨時總會に於て齋藤實子を推薦し、子の就任を見る事となり今日に至つてゐる。

ロ、協會の會則

第一條　本會は日露協會と稱し本部を東京に置き必要に應じ各地に支部を置く

第二條　本會は露國の學術及事情の研究を奬勵し且つ日露兩國民の交誼を增進するを目的とす

第三條　本會の會員は日本又は露國に國籍を有する者として之を左の三種とす

一　通常會員
一　特別會員
一　名譽會員

通常會員は本會の目的に同意し會員二名以上の紹介を以て入會金十圓を添へ入會を申込み會頭の承諾を經たるものとす

特別會員は本會の事業を翼贊し一時に金五百圓以上を醵出し會頭の承諾を經入會したるものとす

名譽會員は本會の特に推薦し總裁の許可を經たるものとす

本會々員には本會の徽章を交付するものとす

第四條　通常會員にして一時に金二百圓を納むる者に對して　終身會費を徵收せず

第五條　本會は皇族を奉戴して總裁とす

第六條　本會に左の役員を置く

一　會　頭	一名	主　事	一名
一　副會頭	二名	一　事　務　員	若干名
一　名譽會頭	一名	一　幹　事　長	一名
一　評　議　員	若干名	一　幹　事	若干名

第七條　會頭は本會を統理し及本會を代表す

會頭事故あるときは副會頭之を代理す

評議員は會務の諮問に應ず

幹事長及幹事は會頭の指揮を受け會務を處理す幹事の中一名を常務監督とし一名を會計監督とす

主事は幹事長及幹事の指示に從ひ事務員を指揮し會務を整理す

第八條　會頭及副會頭は總會に於て之を推薦し名譽會頭には露國大使を推薦す評議員幹事長及幹事は會頭の推薦に依り總會之を囑託し其他の役員は會頭之を指名す

第九條　會議は總會及臨時會の二種とす

第十條　總會は毎年一回之を開き會務一切を報告し及必要の事項を議定す

臨時會は臨時必要の場合に之を開く

第十一條　通常會員の會費は年額金六圓とし毎年三月九月の二期に之を分納するものとす

本邦に常住せざる露國人にして通常會員たるものは一時に金三十圓以上を納めたるときは前項の會費を徵收せず

名譽會員特別會員よりは會費を徵收せず

第十二條　會員の退會は會頭の承諾を要す

第十三條　二ヶ年引續き會費の納付なき通常會員は之を除名することあるべし

第十四條　本規約は會頭の發議に依り又は會員十五名以上の發議に依り總會の議に付し出席會員三分の二以上の贊成を得るにあらざれば之を改正することを得ず

第十五條　會計に關する規定支其他の細則は別に之を定む

日ソ協會支部に關する細則

一　本會支部の設置は會頭之を指定す

一、支部の規約並に細則は各支部に於て之を定め會頭の承諾を受くべし

一、支部の會計は獨立とし支部會員の會費は支部に於て適宜に之を定む

一、支部長は會頭の推薦に依り總裁之を囑託し事他の役員は支部規定に依り之を選定し會頭の承諾を受くべし

一、支部は毎年一回以上支部に關する報告を本部に提出すべし

一、本規約及細則規定前既に設立せられたる支部は追て本規約細則に準し規約を改訂する迄現在の儘存續するものとす

ハ、役員及會員

總　裁　載仁親王殿下

會　頭　子爵　齋藤實

名譽會頭　コ・コ・ユレーネフ

評議員（イロハ順）

伊東米治郎　子爵　石井菊次郎
石塚　英藏　伯爵　林　博太郎
堀　啓次郎　大橋　忠一
渡邊勝三郎　加藤敬三郎
川村　竹治　河村金五郎
高橋　是清　高山　長幸
高松　豐吉　中田　敬義
內田　康哉　野中　清
山本條太郎　安廣伴一郎
松岡　洋右　松方幸次郎
益田　孝　男爵　古河虎之助
藤田平太郎　男爵　藤山　雷太
鄉　誠之助　男爵　江口　定條
阪谷　芳郎　男爵　美濃部俊吉
宮尾　舜治　森島　守人
菅原　通敬　鈴木　島吉

幹事

橋本虎之助　加藤　寛治
大橋新太郎　田中清次郎
倉知　鐵吉　八杉　貞利

主事　關根　齊一

名譽會員　ア・エヌ・ウエンツエリ

特別會員

男爵　岩崎小彌太　石井　健吾
原　富太郎　橋本圭三郎
星野　錫　大橋新太郎
高橋　是清　高松　豐吉
田中　平八　內藤　久寬
國澤新兵衛　山下龜三郎
山本條太郎　松方幸次郎
古河虎之助　藤原銀次郎
男爵　藤田平太郎　藤田　謙一
男爵　鄉　誠之助　赤星　鐵馬
美濃部俊吉

地方之部

池田鐵太郎　井田　亦吉
落合牛太郎　川西清兵衛
金子　直吉　曾根　正命
中居豐三郎　增田　斗

湯淺竹之助　森　棠郎
鈴木岩次郎　鈴木　ヨネ

通常會員　京濱之部

伊藤忠三郎　岩田　壽
岩永　裕吉　岩崎　直砥
入野　寅藏　磯村豐太郎
稻石　正雄　稻吉　兼作
子爵　井上匡四郎　井上辰九郎
井上　滿　今井　五介
今井　政吉　今井　信之
石田　常曆　馬場　秀夫
花岡　止郎　男爵　原口　稜
林　圭三　濱野佐一郎
長谷川作次　牟田　憲二
堀井新治郎　堀越善重郎
ア・エム・ペックマン　穗積　永頼
ペ・エル・ペイリン　戸村　理順
東條　義雄　豐島美玉麿
イ・ア・リーンク　友田　貞吉
大井　包高　男爵　小畑大太郎
小田内通敏　小野　俊一
小澤仁之甫　渡部　任
加藤五十造　加藤德三郎
河東田經清　門野重九郎
樺山　資英　川村　竹治
片岡　良寅　片山三四造
片山　繁雄　片山秀太郎
片岸清太郎　笠原　幸雄

金田常三郎　山口爲太郎
米川　正夫　山内　封介
除村吉太郎　山本悌二郎
吉武源五郎　エヌ・ライヴイド
俵　謹五郎
高木　百行　八坂　雅二
田中　梅吉　八杉　貞利
田中丸祐厚　松永　祐三
田中清次郎　前田庄五郎
竹村　浩吉　増田　正雄
檀野　禮助　古澤　幸吉
坪井　郁孜　福田　房男
成富　道正　富士　辰馬
中村圓一郎　藤田　秀雄
中村莊太郎　エス・ア・プロトキン
長尾　博　兒玉俊二郎
室田　義文　小寺　謙吉
内田　康哉　小山　富三
伯爵　上田半治郎　五味　貞吉
上田仙太郎　幸村　忠一
植村澄三郎　エム・エヌ・アンドレーエフ
梅浦　健吉　阿部秀太郎
野々村金五郎　ア・ア・アスコフ
野澤源次郎　秋元　義親
久保　久治　蘆田　均
桑原　一郎　佐野　滋
黒田　乙吉　木下　茂
山田　文慈　三瓶　勇佐
ペ・ア・ギンツエ

神崎　正助　山内　恭治
米井　信夫　由之内一郎
吉田　薰　山崎　龜吉
高橋　利雄　村山鹿之介
高久甚之助　ウエ・エル・クドリヤフツエフ
龍居　賴三　田中　都吉
田中耕太郎　稻吉　兼作
玉木　鎙夫　井上辰九郎
瀧口寅之助　今井　五介
男爵　今井　信之
深尾隆太郎　馬場　秀夫
福井菊三郎　原口　稜
藤田好三郎　濱野佐一郎
藤田　秀雄　松田　義雄
兒玉俊二郎　エス・ア・プロトキン
小寺　謙吉　ウエ・エヌ・コチエトフ
小山　富三　小泉　武三
五味　貞吉　小島兼太郎
幸村　忠一　小柳　朱一
エム・エヌ・アンドレーエフ　河野通久郎
新井　三郎　阿部秀太郎
朝比奈知泉　ア・ア・アスコフ
荒木　貞夫　秋元　義親
佐藤　健一　蘆田　均
佐々木靜吾　佐野　滋
菊池忠三郎　木下　茂
三橋三郎次　三瓶　勇佐
宮崎　正義　ペ・ア・ギンツエ

宮尾　舜治　宮川　船夫
宮田　光雄　水梨岩太郎
鹽原　又策　鹽田　秦介
天羽　英二　溝部　壽六
茂森　唯士　島田元太郎
島村孝三郎　上中　信弘
ゲ・ア・シャドリン　イ・イ・ジュルバ
デ・エフ・ジュイコフ
清水　正次　下村　宏
下田　滋　廣田　弘毅
眞藤滇太郎　樋口　太吉
平塚常次郎　淺見　又藏
鈴木　重治　森　蠡昶
森　謙　砂田　重政
末永　一三　杉原榮三郎
鈴木源之助　杉野鉾太郎
杉野　重治

地方之部

飯田　新七　伊藤　勘作
岩井勝次郎　井田　孝平
岩本　恒人　泉　彌市
葉加瀬宇三郎　濱岡　光哲
西村總左衛門　西口　孝郎
穗下　榮松　大庭　義祐
大野作左衛門　大和田莊七
岡本庚太郎　太田　覺眠
岡本　光三　香川　常吉
近江岸辨之助　渡邊　俊朗

風間八左衛門　島田　正靖
米澤吉次郎　ア・エリ・クレトヌイ
田島竹之助　ペ・ア・パノフ
津田榮太郎　エヌ・ゲ・ガルコーウイチ
中村　七平　イ・ゲルシテイン
內山善十郎　エス・エス・コロリオフ
山口　武　ウエ・エム・コンスタチノフ
山口　捨次　ア・デ・ビウオワーロフ
松井　勳　ウエ・ウエ・ジエレズニヤコフ
小曾根善一郎　ペ・ウエ・スホドリスキ
澤田　茂　イ・イ・スピリワーネツク
蓑妻　準二
讃井　源輔
庄司鐘五郎
宮本雄一郎
島津　源藏
平田　佐短

海外之部

大田　爲吉
緒方　整庵
中瀨　汐
龜山　一二
長井亞歷山
宗遵　牛一
山崎　次郎
酒匂　秀一
島田　滋
杉下裕次郎

高林　義一
大幸喜三九
曾根忠兵衛
中谷庄兵衛
中瀨捨太郎
山野邊寅雄
山本重治郎
牧村　監二
布施　勝治
有賀　篠夫
最所　又作
西郷　昇三
由上治三郎
島定　次郎
新藤忠太郎
望月益之助

太田日出雄
渡邊　理惠
川谷幸左衛門
川角　忠雄
柏木弧矢郎
山成　興政
八木　元八
三島愛之助
島田　元麿
鈴木　尙三

二、日露通信社

東京市麹町區丸ノ內三菱二十一號館

日ソ文化關係について看過すべからざる通信社は日露通信社である。同社は大正四年の創立（當時月刊日露兩文『日露實業情報』を發行）に係り、其存在の十九年間に於て終始一貫、變る處なく日本帝國の國益の見地に立つて、日露滿蒙關係並に滿洲建國以後は日滿露三角關係及露國事情の調査研究とこれが報道に努力精進してゐる。卽ち

一、日刊邦文「日露通信」―大正七年十一月創刊

二、同露文「日露通信」―大正十四年四月創刊

三、月刊雜誌「ソヴエート及滿蒙」―昭和六年七月創刊（休刊中）

四、日露兩文「日露年鑑」―昭和四年以來毎

年刊行

の五大出版物を中心に世界萬邦民から謎の國とまで極言されてゐるほどに眞相把握困難なソヴエート事情を其の政治、外交、財政、經濟、産業、貿易、交通、軍事、文化の主部門に亘り、正確、敏速に調査報道し、上下各方面に認識資料を齎して其日常直接裨益し來れるは勿論、又間接には內外大新聞を始め全國主要新聞への記事材料供給を通じて日本國民大衆の誤まらざる對ソ認識擴充に努め、我對露政策に貢獻し、尙又特に露文「日露通信」と「日露年鑑」の露文欄によつて我國狀（滿洲國創建後は同國の現勢）の認識と對ソ政策に於ける公正なる我主張とを露國關係諸機關に徹底せしめ、共蒙を啓くに努めてゐる。

特に日刊露文「日露通信」は現在本邦唯一の露文日刊通信にして、その通信は滿洲國初めソヴエート本國の諸新聞紙に轉載され、かくて日滿露の相互理解に貢献するところ尠くない點は特筆するに値する。又「日露年鑑」は過去現在に於ける日滿露關係を闡明し、將來に對する見透しを明らかにするため日滿露關係者にとつて益々不可缺の寶典となつてゐることは、特筆に値する。

◇露西亞事情調査會

大連市滿鐵本社內

月刊「ソヴエート聯邦事情」及「ソヴエート聯邦年鑑」發行

◇日蘇通信社

東京市麴町區丸ノ內丸ビル三階

日刊「日蘇通信」及雜誌「月刊ロシヤ」「日蘇年鑑」

◇ナウカ社

東京市神田區南神保町二

ソヴエート圖書輸入販賣

◇橘書店

東京市牛込區余丁町五五

月刊雜誌「ロシア語」「最新露西亞語講座」

日本の露語關係學校

哈爾賓學院

本學院は日露協會が哈爾賓に經營してゐた日露協會學校を改稱したものであつて、同學院は露語專門學校として、大正十二年四月第一回卒業生四十六名を出して以來昭和八年三月第十四回卒業生迄總數四百一名の露語修得者を世に出したが滿洲國の新興に伴ひ校則を一部改變して對露關係以外に滿蒙の方面にも活動し得る人材を養成する事にし、外務省の認可を得て昭和八年四月一日から實施する事になつた。卽ち校名を前記の如く改め學科目に於ては從來の露語以外に滿洲語及蒙古語を正科中に加へ、尙滿蒙の地理及歷史、經濟、事情商業習慣等も新に課する事にした。此他新規則に於て特筆すべきは滿洲國人も入學する事が出來るやうな途が開かれた事である。同校總理は日露協會々頭齋藤實子、現學院長は三澤糾氏である。

東京外國語學校

本校は明治三十年の創立にして十語部に分れ、その中露語部は文科、貿易科、法科、拓殖科に分れ、多數の卒業生を出してゐる。其他同校には夜學者の爲に露語專修科の設けがある。同校露語主任教授は八杉貞利氏。

大阪外國語學校（大阪市）
早稻田大學（東京市）
早稻田高等學院（東京市）
拓殖大學（東京市）
神戶高等商業學校（神戶市）
長崎高等商業學校（長崎市）
山口高等商業學校（山口市）
小樽高等商業學校（小樽市）
大分高等商業學科（大分市）
福島高等商業學校（福島市）
彥根高等商業學校（彥根市）
和歌山高等商業學校（和歌山）
東京商科大學（東京市）
宇都宮高等農林學校（宇都宮市）
陸軍大學（東京市）
陸軍士官學校（東京市）
中央陸軍幼年學校（東京市）
陸軍經理學校（東京市）
水産講習會（東京市）
第一外國語學校（東京市）
天理外國語學校（奈良縣丹波市）

名古屋貿易語學校（名古屋市）
大阪貿易語學校（大阪市）
愛知縣立商業學校（名古利屋市）
愛知縣立東海商業學校（愛知縣）
福井敦賀商業學校（敦賀町）
石川縣金澤商業學校（金澤市）
同　七尾商業學校（石川縣）
同　小松商業學校（石川縣）
青森縣青森商業學校（青森市）
長崎縣長崎商業學校（長崎市）
同　佐世保商業學校（佐世保市）
北海道函館商業學校（函館市）
同　小樽商業學校（小樽市）
同　札幌商業學校（札幌市）
同　旭川商業學校（旭川市）
東京府立第一商業學校（東京市）

ソ聯の對日文化關係團體

全ソ聯邦對外文化聯絡協會（ヴォクス）

一、ヴォクスの對日文化聯絡

全聯邦對外文化聯絡協會は「ヴォクス＝VOKS」の名によつて我國にも可なり有名であるが、これはソヴエート聯邦と諸外國との間に文化的連絡關係を設定し親善を增進するために一九二八年八月八日創立を見たものである。同會々長はトロツキー氏の令妹として知らるゝオチ・カーメネワ夫人であつたが、一九二九年六月辭任し、之に代つて、前露國文部人民委員部中央學術局長エフ・エヌ・ペトロ氏が同一九二九年七月四日のヴォクス總會で會長に就任した。我國にもヴォクスの支部があり、代表は昭和六年夏まではスパルウヰン氏であつたが、氏がハルビン北滿鐵道廳へ轉任後は一等書記官ガルコーウイチ氏、現在はアスコフ氏である。

ヴォクスが今日まで日本との文化連絡上跡づけてきた仕事の中で大きく評價されてゐるのは、昭和二年六月、七月に東京及大阪で開催した新ロシヤ美術展覽會であり、又昭和三年八月モスクワ及レーニングラードに於て開演した日本歌舞伎劇團の招待である。此外東京に於けるソヴエート國情紹介展、モスクワ及露國各地に於ける日本兒童書籍展、昭和四年モスクワに於ける日本人畫展、東京帝大其他への夥しい圖書寄贈、並に交換、日本人文學者の自國への招待、或はモスクワ訪問の日本人の斡旋と、兩國文化上の聯絡は大部分此ヴォクスの手を通して行はれ、否ヴォクスのイニシアテイブによつて實現されてゐるといふも過言ではない。

今ソヴエートの友の會譯編になる「ヴォクス—事實と數字」と題する小冊子の拔萃によつてヴォクスの組織と活動を左に掲げることゝする。

二、ヴォクスの雜誌

ソヴエート同盟を知識的に報道するためにヴォクスは定期機關紙を刊行してゐる。創刊當時は單に謄寫版刷のリーフレツトであつたものが、間もなく定期的に刊行される「通報」となり、現在では『ヴォクス』(B.O.K.C.)と稱する大部の雜誌となつてゐる。形式の變化に伴ひその內容も著しい變遷を示した。最初の中は一寸したニユースに過ぎなかつたものが現在では論說及種々な問題、例へば『トルクシブ』『農業經濟の集團化』『オリンピアード』等々に關する論說、記事等から成りたつてゐる。

此の雜誌は英語、獨逸語、フランス語で出版されて居り、全世界で出版の材料として利用されてゐる。

三、出版界への寄與

各種の問題に就て更に詳細な報告を得る爲に、外國の編輯所、科學及び文化團體並びに個人から色々な論說をヴォクスに要求して來る。其等の要求に應じて前述の三〇ケ月間に五〇の挿繪入りの論文が外國に送代された。此等の論說は廣汎にあらゆる題目を網羅してゐる。卽ち

經濟及技術九九、科學及國民教育九六、演劇五三、美術工藝五〇、文學及出版四七、國家政策四六、赤軍二七、勞働と衞生二六、法

律二五、音樂一九、體育及びスポーツ一四、キネマ一三、舞踊五、ヴォクスの論文は四十二ケ國で利用されてゐる。それらは全く原文のまゝ掲載されたり、若しくはその抜萃がのせられたりする。論文は英、佛、獨、露、エスペラントの五ケ國語で書かれる。そして同一論文が諸國の雜誌に載ることも屢々ある。

四、展覽會

ソヴエート同盟の建設事業の發展を最もよく反映し、そして事實によつて敵のデマゴギーを叩きつぶす最もよい方法は展覽會である。外國に於けるヴォクスの展覽會の仕事にはその國の參加によつて開かれるものと、單獨にソヴエート同盟自身によつて開かれてゐるものとの二種類がある。

展覽會の目的で外國に出品物を送るに際しては、ヴォクスは出來得る限り多くの場所で其等の出品物を展覽するように企て、一つの展覽會が各都市を巡回するように努力してゐる。それで展覽會の統計を取る場合には、展覽會の數のみではなく開催された場所の數をも計算すべきであらう。

	展覽會數	展覽會場所數
一九二六年	八	一三
一九二七年	一一	二六
一九二八年	三二	三五
一九二九年	二八	四三
一九三〇年(七月一日迄一七)		二五

ソヴエート國內に於ては八つの外國の展覽會が三〇都市に於て開催された。

總計一〇四の展覽會がソヴエート國內及び外國で準備され、一七二ケ所で開催されたことになる。其の觀覽者數は五、四二四、九八〇といふ數に達した。一般に最も興味のもたれるものはソヴエート藝術の展覽會である。しかも此種の展覽會で外國人が特に興味を感じるのは形式にはまつた繪畫や寫眞の展覽よりも、寧ろソヴエートの新しい題材を反映したものである。

五、書籍交換

書籍はソヴエート同盟と外國との間の文化交換機關として重要なものである。

ヴォクス創立直後しばらくは、外國から本を受け取るよりも遙かに多くの本を外國へ送つて居た。併し漸時發送と受領の數は平衡をとるやうになつた。今日に於ては、多くの有名な團體は率先してソヴエート同盟と交換の方法を立てゐる。本協會の國內及び國外に於ける書籍交換に關係する通信網は年々に增大しつつある。卽ち一九二五年から三〇年へかけて七〇ケ國との間に八五四、二六四部の書籍が交換された。

六、寫眞交換

ソヴエートに於ける文化、經濟の一般的發展は寫眞によつて明瞭に表示される。寫眞は極めてよい效果を收めるので、ヴォクスは絶えず寫眞を用ひる。一九二四年外國との寫眞交換の目的のためにヴォクスはソヴエート同盟に於ける最初の寫眞代理部「ルス・フオト」を設立した。事業の發展と共に、この專門部は特別の株式會社「ウニオン・フオト」に再組織された一九二五―三〇年に亙つて撮影された寫眞の數は四九、六一九に上り、それなる原版はソヴエート同盟の研究、又は外國への展覽會の材料として價値ある贈り物を成してゐる。最近五ケ年間の寫眞生產高は八〇四、二六五枚に上る。

(譯註)「ヴニオン・フオト」は最近再び組織されて「ソユズ・フオト」となつた。

七、外國人に對する文化奉仕

ソヴエートの實生活を實際に見聞するために、ソヴエート同盟を多くの外國人が訪れる。ヴォクスはそれらの人々への文化奉仕のために種々な問題や研究題目に關する案內書を作成する。どの訪問客に對しても彼の要求や興味の範圍に應じて絕えず仕事がなされてゐる。ソヴエートの訪問客は、世界各地六〇ケ國に亙つて居り、樣々な職業や社會的地位にある人々から成つてゐる。

科學者二一%　企業家一八%　作家ヂヤーナリスト一七%　公共事業に活動しつゝある人々一〇%藝術家八%　學生八%　外國代表六%　一定の職業を有たぬ人五%勞働者其の他被雇傭人六%　軍人一%

最近の統計によれば、ヴォクスは六三七三人の外國人を接待した。これらの人々のヴォクス訪問は二三一七二回に上つてゐる。この數の中には合計一三四〇人に上る八一の旅行團が含まれてゐる。

八、親善のタベ

ヴォクスの主催の會合の數が、增加して行くことは各國の代表者達の直接のきづなをますますつよめ、個人的親交關係をより發展させ深めてゐることを示してゐる。

一九二五―六會合　一九二六―二一會合　一九二七―二二會合　一九二八―六一會合　一九二九―七〇會合　一九三〇―三六會合

九、藝術聯絡

ソヴエート藝術は今、輝ける成功に到達し。外國人はその研究に、特殊な興味を感じてゐる。

斯樣な狀勢がヴォクスをば藝術對外進出の基礎的組織となる樣に運命づけた。ヴォクスはソヴエート同盟の民族藝術の達成の發表又革命によつて育まれた藝術的者人の勞作の發表を必要缺く可からざる使命としてゐるヴォクスは此等の原則によつて俳優、監督、音樂家その他の外國行を組織的に指導してゐる。

ヴォクスは同時に外國の藝術文化、特に重要な成果をソヴエート同盟內に紹介してゐる。この目的の爲めに外國の演劇が二つ上演されソヴエートの觀客へ贈られた一つは數世紀の傳統を持つ極東の藝術、日本の國民的「歌舞伎」(一九二八)であり、もう一つは西歐のプロレタリア觀客に對して社會的テーマの近接に努力してゐる獨逸の革命的劇場「若き俳優座」(一九三〇)である。

ヴォクスは又同樣に外國の先驅的藝術家、特に映畫勞働者のソヴエート訪問を組織的に取計つてゐる。

十、科學聯絡

科學、技術連絡はヴォクスの事業中最も重要な仕事である。

その根本的目的は外國の科學上及び技術上の實驗を社會主義建設に利用するに在る。

ヴォクスは外國から有用な科學及び技術の最近の報告を得、又外國の科學的技術的文獻をロシア語に飜譯、出版してソヴエート科學の建設に共力してゐる。同時にヴォクスはソヴエート同盟に於ける科學的及び技術的活動の狀態を努めて外國に紹介し、種々の協會、研究所等の活動、個々の學者の勞作、技術的進歩及び發明等の報告に盡力してゐる。ヴォクスは科學の共同研究の理想に共鳴するソヴエートの最も優秀な學者の糾合に成功した。そしてヴォクスの各部、各委員會には三百人の專門家學者が働いてゐる。現在ソヴエート同盟はヴォクスを通じて國際科學會議に參加してゐる。

十一、飜譯其他

科學的、文化的知識の普及に役立つものは飜譯である。ヴォクスには飜譯の熟練家がゐて、全歐洲の言葉東洋諸國の言葉をロシア語に飜譯してゐる。飜譯は極めて種々なる專門や分科に亙つてゐるが、特に扱はれるのは科學及技術に關するものである。外國語の大衆的普及にも努めてゐる。其他ソヴエート民族文化の開發に關するヴォクスの活動ソヴエート領土內における文化的連絡活動についてもヴォクスは大なる役割を演じてゐる。

十二、諸外國の文化親善諸團體

ソヴエートの研究は外國に於ても亦集團的協力の形態で行はれる。

外國に於て此の仕事を指導してゐる一般的な組織はソヴエート同盟親善協會の形式をとつてゐる。これらの親善協會は多くの國々に於て科學、藝術、文學及び社會に於ける活動家の發起の下に成立した。

これら協會の數は毎年增大してゐる。

一九二三年―二　一九二四年―七
一九二五年―一一　一九二六年―一七
一九二七年―一八　一九二八年―二三
一九二九年―二九　一九三〇年―三八

此の數字の中には、一般的な事業の開發に關聯して各都市に設立された協會支部も算入されてゐる。斯る協會は十六ケ國に存在して

ゐる。

その中の或るものは特に經濟問題に、またあるものは科學問題、若しくは藝術問題に興味を有してゐる。故に此等の協會の活動の組織及特質等はその協會の目的によつてそれぞれ決定されてゐる。

此等の協會名を擧ぐれば左の如し

	創立年次
アメリカ	
對ソヴエート文化聯絡米露協會	
ニューヨーク支部	一九二六
フイラデルフイヤ	一九二六
シカゴ	一九二九
アルゼンチン	
ロシア友の會、マルデルプラタ	一九二四
イギリス	
大ブリテン對ソヴエート兩國民文化聯絡協會、ロンドン	一九二四
オーストリヤ	
オーストリヤ文化經濟善隣協會、ウイーン	一九二五
オランダ	
「ネーデルランド・新ロシア」協會、アムステルダム	一九二八
支部、ロツテルダム	一九三〇
〃 ユトレヒト	一九三〇
〃 ハーグ	一九三〇
スイス	
新ロシア研究スイス協會	一九二五
ローザンヌ	
スイス文化親善協會、ゼネヴア	一九三〇
スエーデン	
スエーデン・ロシア協會	
ストツクホルム	一九二四
支部、ヘテボルグ	一九二六
〃 ウプサラ	一九二六
スペイン	
ロシアの友の會、マドリツド	一九三〇
チエツコスロワキヤ	
對新ロシア經濟文化善隣協會	
プラーグ	一九二四
支部、ブルノー	一九二八
〃 プラチスラヴ	一九三〇
デンマーク	
デンマーク・ロシア親善協會	
コペンハーゲン	一九二四
ドイツ	
新ロシアの友の會ベルリン	一九二三
支部、ドレデン	一九二七
ハンブルグ	一九二八
ミユンヘン	一九二九
フランクフルト	一九二九
イエナ	一九三〇
ケーニヒスベルヒ	一九三〇
日本	
日露協會、東京（一九〇六年創立の露國協會の刷新されたるもの）	一九二六
日ソ文化協會	一九三一
ソヴエートの友の會	一九三二
フランス	
フランス科學親善委員會	
パリー	一九二五
「新ロシア」協會、パリー	一九二八
文化親善協會・ストラスブルグ	一九三〇
ベルギー	
ベルギー・ロシア學藝親善協會	一九二六
ブラツセル	一九二六
支部、リエージ	一九二六
〃 アントワープ	一九二八
ラトウイヤ	
對ソヴエート同盟者て文化聯絡協會リガ	一九二九
リトワニヤ	
對ソヴエート同盟文化聯絡協會	
コウノ	一九二九

協會及び支部を合して三八、その中九即ち二五%は一九三〇年の創立である。

ソ聯邦の日本語研究狀態

一、舊ロシヤの日本語研究

ソヴエート聯邦では日本語の研究は非常に難しいと云ふ事實に基いて、その研究に對し

ては特殊の意義が與へられてゐる。例へば昔ロシアは日本語を滿足に研究出來るほどの學校は事實上一つもなかつたが、ソヴエート政權はこの問題に特に重大な意義を與へたのである。日本はソヴエート聯邦によつて隣國であるばかりでなく、ソヴエート聯邦は鐵道技術や電化事業やその他多くの學ぶべく取るべきものを日本に持つてゐるのである。日本はソヴエート聯邦との間に政治的にも、經濟的にも、最も密接な關係を持つてゐる。それ故に日本語の研究はすぐ様必要となるのである。日本はこの點ではるかにソヴエート聯邦を凌いでゐる。日本にはとに角ロシア語を話り、ロシア語を讀む人々が幾百人もある昔のロシアには日本語學者は文學通りに十指に滿ぬ有様であつた。このことは昔の政府が極東諸民族を自分よりもずつと劣つたものだとして蔑視してゐたことによるところが多い。それ故昔のロシアでは日本語の研究には少數の特志家だけが從事してゐたのである。ペテルブルグ大學には僅かに極東部といふのがあつて相當に日本語研究が行はれてゐた。だが、その他には帝政ロシアの何處を捜しても日本語はおろか、極東語全體の研究さへなすべき學府が事實上一つもなかつたのである。例へば、キーエフには商業學校に日本語部まがひのものがあつたが、其處では前後を通じて僅か一ケ年しか日本語の研究は續かなかつたのである。（ソヴエート大使館の通譯官クレツトヌイ氏は、その當時キーエフの商業學校に通つてゐた。）

この學校數の不足はその教授團の不足で一層ひどい狀態となつてゐた。その代りにヨーロツパ語に對してはすばらしい意義を與へてゐたのである。何故かと言ふにヨーロツパ語を知つてゐると自慢になるからである。例へばフランス語はどこの貴族の家庭に入つても必要かくべからざるものとなつてゐた。フランス語は流行語であり、外交的だと考へられてゐたからである。

二、ソヴエートの日本語學校と學者

ソヴエート政權は創立後直ちに東洋諸國語の研究に非常な意義を附與した。ソヴエート政權はその最も困難な一九一九年にモスクワ極東語學校を設立した。この學校はレーニンの提議によつてテマキシムゴーリキーの熱心な參加を得て創立された。レーニンは一九一九年當時のあの荒廢と内亂にもかかはらず東洋語の研究に非常な意義を認めて、ゴーリキーにモスクワ東洋語學校の創立をやる様に提議したのである。

この學校の初代の校長には有名な東洋通るバヴローヴイチ氏が任命された。然しながら悲しい哉教授數が不充分であつた。モスクワ東洋語學校は少時立つてやつと日本でも有名な日本語の教授オー・プレトネル氏を迎へることが出來た。然し氏以外には誰一人教授たるべき人物がなかつたので如何なる才人も一人で何もかもやることは出來なかつた。然しながら約十年ばかり立つた今日では同校は相當に強大な教授團と日本語通を作り上げる様になつた。ゴルブシテイン、マルチノフ、コンスタンチノフ、ムイシキンその他の諸氏がそれである。

その後少時して一九二〇年にレニングラード東洋語學校が創立された。この學校も亦日本語科を備へて既に多數の若い日本語學者を作り出してゐる。アンドレーフ、カルージスキー、ロジンスキー、エージューコフ等の諸氏はその若い日本語學者に屬する人々である。

このモスクワとレニエグラードの極東語學校の他にウラジオストツクにある極東國立大學にも日本語部が設けられてゐる。（レイフエルト氏は曾つて此處の日本語部にゐた）又ハリコフでは極東研究協會に、モスクワでは國立大學に、夫々日本語部がある。これを見ても判る様にソヴエート聯邦には日本語研究の相當に多數の教育機關が備はつてゐる。だが現在迄のところまだ充分に練達した教授團が出來てゐるとは云へない。現在の練達した教授團は十指を以つて數へる位しかないのである日本語は現在數人にすぎない。そのうち擧ぐべき人々はネーフスキー、コンラツド、スパ

ルウキン、ユケヴイツチ、ロマンキム、ボズドネーフ、レドニコフの諸氏で、若い日本語通のうちではアンドレーフ、クレツトヌイコンスタンチノーフ、レイフエルト、ジエレズニヤコフ等の諸氏がある。これ等の諸氏のうちの大部分はずつと前に學校を卒業し、永年日本に居てしつかりした著書を作つてゐるコンラツド教授については特に書き加へておかねばならぬ。氏はレニングラードに生きた東洋語の學校を作るために多大の努力を拂つた人である。

然しながらソヴエート聯邦は日本語通を求めることが非常に大きく上に擧げた人々ではまだ不充分で、多數の日本語通を養成する必要がある。特に日本に比べるとソヴエートの日本語學者は非常に不足してゐる。ソヴエート聯邦では日本語に通曉してゐる人物は二、三十人にすぎないのに、日本にはロシア語に通じた人物は少くとも數百人の多きに達してゐるのである。

三、ソヴエートの日本語研究法

讀者の興味を喚ぶべき第二の問題は、ソヴエート聯邦ではどう云ふ具合に日本語を研究してゐるか、即ちどんな教授法をとつてゐるかと云ふ問題であらう。この點では研究した教授法即ち標準型の教授法と云ふべきものはない。だが基礎的教授法となつてゐるのは研究室のそれである。この方法は次の様である。

學生は課題を受け取つて教授の直接の指導を受けて、しかも全く獨立にその問題を解決して行く。學校には比較的大きな圖書館と閱覽室があるので學生はあらゆる必要な參考書類を手元に備へて獨立に研究することが出來る先生の援助を必要とする場合には何時でも相談に應ずる爲に先生がついてゐるのである。作業時間には何時でもこの相談相手の先生に質問することが出來るし、先生は判らないところを解いて聞かせる作業が終つてから先生の審査を受けるのである。この教授方法は第一に學生に獨立に仕事をすることを教へ、第二は學生に自分で研究して見たいと思つてゐる點をより深く習得させると云ふ特長を持つてゐる。この方法は文法について行はれる。日語の方は文法ほど行きとどいてゐないで學校を卒業した日本語學生が文法ならば相當に知つてゐながら、日語の方は貧弱な知識しか持たぬと云つた様な現象をよく見受けるのである。然しこの缺陷は外國に居住する事によつてとりのけられる。多くの場合學校を卒へると、學生（正しく云へば卒業生）は實習のために外國に出かける。この實習は大體一二年續くことになつてゐる。その後卒業生はそれぞれ獨立の仕事について自分の專門としてゐる方面で得た進歩に應じてそれぞれの地位に置かれるのである。このことはそれぞれの地位にある人物に對して、自分の仕事をよりよく學ばせるはげみとなるのである。

學生達はこれ等の學校で語學の他に、將來の仕事に必要な各種の科目を修める。其科目と云ふのは、その國の歴史、國際法、國際通商政策、商業實務、その國の文學、生活、各國の特殊性及その他の科目である。學校を卒業するまでに學生は自分の將來の意識的活動に必要なものはすべてこれを受け取ると云ふことが出來る。ソヴエート聯邦では學生は全部國費で生活してゐる。各極東語學校ではその他の最高專門學校と同樣に、中等學校卒業者又はそれに準ずる學力のあるものだけが入學を許される。

これがソヴエート聯邦における日本語研究についての大要である。（駐日ソヴエート大使館員アイゼンシュタツト氏による。）

ソ聯邦の日本語關係學校

一、極東大學

（浦鹽市）

東洋科日本學部―主任教授はマツォーキン氏にして、一九三〇年春迄伯林留學中、其他日本語教授にはアヌフエーフ氏、ユルケーウイチ氏、オヴイゼフ氏等

二、レーニングラード大學

（レーニングラード市）

日本語學部の設備あり、ニコライ・アレキサンドロウイチ・ネフスキイ氏、ニコライ・イオシフオウイチ・コンラツド氏等

三、レーニングラート東洋學院

日本語主任教授はレ市大學同樣、ニコライアレキサンドロウイチ・ネフスキイ氏で其他コンラツド、コルバクチ、ジヨセン氏等である。同學院は全聯邦ソヴエート中央執行委員會に所屬してゐるので委員會書記エヌキーゼ氏の名を學院に冠してゐる。同學院は一九三〇年度からモスクワ東洋學院と合併することゝなつてゐるが未だその運びになつてゐない。

四、モスクワ東洋學院

（モスクワ市）

日本語主任教授はミハイル・ニコラエウイチ・アンドレーフ氏、ガルブシテン氏である。又ナリマノフ氏の名を學院に冠してゐる。平均毎年八人―十人の卒業生を出すも、一九二九年度は少く七人であつた。

五、モスクワ陸軍大學

（モスクワ市）

日本語教授の設備あり、主任教授はミハイル・ニコラエウイチ・アンドレーフ氏其他ゲオロギーウイチ氏がある。

外蒙及新疆の部

内容
一、外蒙とソ聯邦、新疆のソヴエート化

外蒙及新疆

ソ聯と外蒙及新疆

滿洲國の生成によつてソ聯邦の滿洲における經濟的、政治的勢力はその後退を餘儀なくされた、殊に北滿鐵道の讓渡成立以後は滿洲をフート・ステップとして朝鮮、內蒙及び北支を赤化し、更に日本をもコミンテルンの支配下に置かんとするソ聯の遠大なる計畫は完全に打破せられた、然しソ聯はその滿洲において喪ひしところを償ふべく對極東アジア侵出策の再檢討を爲し從來の外蒙及び西部支那の新疆省赤化を一層强化して、既に外蒙を完全にソ聯勢力圈內に抱き込み、外蒙政府はモスクワ・クレムリンの指令によつて活動するソヴエート聯邦加盟國たるの觀を呈するに至つた。一方新疆省は支那本部より距離隔絶し且交通不便のため支那本國の政令行はれざるに乘じ、こゝにソ聯邦の所謂コミンテルン・ルートの矢が向けられた、殊に最近國民政府の二重政策たる親ソ政策を濃化する一方、新疆省政府主席盛世才氏を操縱してソ支提携機運を著しく進捗せしめてゐるが、これは國民政府の對日牽制の代償としてソ聯勢力の新疆省進出を或る程度まで容認するもので、ソ聯の方向進出を著しく助成するものである。

ソ聯の外蒙及び新疆支那と中部のソヴエート化によつて滿洲國及び內蒙古をその赤色線によつて包圍せんとする計畫は着々進められつゝある最近の情勢においてソ聯と外蒙並びにソ聯と新疆との關係を詳らかにするは刻下の急務であらねばならぬ。

新疆とソ聯邦

一、ソ聯邦の新疆進出

ソ聯邦の新疆進出　革命後數年間ソヴエート政府は中亞を顧みるの餘裕を有しなかつたが、これに反し英國はソヴエート政府の中亞退却の虛に乘じて、阿富汗國を經てソ聯邦領トルキスタンまで手を延ばさんとしたことがあつた。

ソヴエート政府は國內も漸く安定に向ひつゝ外國との國交關係も次第に正常に復して來たので、レーニン氏の意を體してアジヤ諸民族の赤化を標榜して積極的に乘り出すことになつた。

アジヤ民族赤化政策實行の準備事業として各民族の代表者大會を召集して氣勢を揚げて見たり、或はアジヤ民族のために特に特別の宣傳學校を設立して主義宣傳者を養成したりした。

一時猖獗を極めた南支那における赤化運動が挫折失敗するや、今度は支那の邊境たる外蒙古、新疆方面に向つて力を注ぐやうになつた。ソヴエート政府は外蒙古の主義者を援助して兎も角外蒙古共和國の建設に成功し、而して新疆において、競爭者たる英國と相見へて再び大戰前におけると同一の形勢を現出した。一九二四年ソヴエート政府は新疆省政府と最初の通商條約を締結し、この時からソヴエート政府は新疆に對する帝政時代の政治的勢力並に經濟的優越を恢復することが出來た。

中亞の形勢は大戰前と今日とは非常に變化を來たしてゐる、またソヴエート政府の對アジヤ政策も帝政ロシヤ時代の中亞政策とはその目的において違つて來てゐる。

大戰前における阿富汗國の地位は恰も英國の保護國の如き狀態に置かれてゐたが、今日では完全な獨立國となつて、我が日本との間にも公使を交換してゐる。ソヴエート政府は自ら進んで阿富汗國を獨立國として承認した程であるから、大戰前における如く、阿富汗國を英領印度へ進出する足場となして、印度進出の計略を圖らす譯に行かなくなつた。でソヴエート政府は中亞政策を專ら外蒙と新疆とに集中する方針を採つた。新疆を足場とし

て支那本部、西藏印度の各地へ觸手を伸ばしつつある。今日ソヴエート政府のアジア政策を劃策遂行するために新疆はソヴエート政府に取り最も重要な策源地になつてゐる、從つて新疆におけるソヴエート政府の活躍行動は特別の注意を拂はれてゐる次第である。

新疆經濟界とソ聯邦　一九二四年六月にソヴエート政府と新疆省政府との間に締結された暫定通商條約によつて、ソヴエート政府は新疆の主要な各都市に領事館を設置することが出來るやうになつた。

ソヴエート聯邦は新疆に對し地理的に極めて優越な位置にあるので、帝政時代から今日に至るまで新疆地方の經濟界はロシヤと密接な關係を持續してゐる。新疆はソヴエート聯邦に原料を輸出し、ソ聯邦は新疆に對して製造品を供給してゐる。新疆は廣大なる地域に亘つて直接ソ聯邦と國境を接して居るが支那本部とは遠く隔離されてゐるため、支那よりも寧ろソヴエート聯邦の方が從來から新疆に對しては經濟的勢力を有してゐる。特に一九三〇年にトルクシブ鐵道が開通したので、爾來ソ聯邦の新疆に對する經濟的進出は特に著しきものがあると言はれる。

トルクシブ鐵道はシベリヤとトルキスタンを連絡する線路にして新疆との國境から離れてはゐるけれども、國境線と平行して建設されて居り、ソヴエート政府の新疆進出に大に寄與するものと期待されてゐる。トルクシブ鐵道の出來たその翌年(一九三一年)省政府主席金樹仁氏との間に更に通商條約を結んだ。この通商條約は兩國の通商貿易に關する事項を取り極めた外に、新疆開發のためにソ聯邦から技術家や專門家を入れることをも約した即ち第六條に

新疆政府は新疆開發に資すべき各種機械の供給を希望すると共にソヴエート政府は新疆建設事務のために傭聘さるべき適當の技師を派遣しかつ援助を與ふ(大意)

かくの如く、ソヴエート政府は新疆が支那本部と經濟的にもまた政治的にも隔離して獨立狀態にあるに乘じて、新疆政權と密接な關係を付けて着々勢力の扶植に努めた。

前にも言つた如くソ聯邦は地理的に新疆に對して優越な地位を占めて居り、特にトルクシブ鐵道の完成によつて同地方の原料物産を最も有利に處理し得る便宜を有してゐる。またソ聯邦領トルキスタンの住民と新疆の住民とは大部分同文同種の間柄にあつて、共に同一の回教を奉するために互に理解し精神的に共通の點が多い。これ等の事情は相俟つて新疆に對するソヴエート聯邦の政治的勢力を鞏固ならしめ、ソ聯邦をして新疆の貿易を支配せしめる原因となつてゐる。

爾來ソ聯商品は漸次新疆市場を征服して、革命中英國品のために奪はれた地位を回復し更に英國商品を驅逐して今や新疆の經濟界を支配するやうになつた。

二、獨立運動と英ソの抗爭

馬盛兩軍の交戰　前清時代から民國にかけて新疆省の都督として手腕を振つた楊增新氏は、支那本部が內爭を事として遼遠な新疆まで手が屆かなかつたのを奇貨とし、事實上支那中央政府から獨立した。楊氏は一九一八年、省政府を組織し金樹仁氏を民政廳長に任じたが、楊氏は同年金一派のために暗殺された。金樹仁氏は楊氏の後を襲うて省政府主席に就任したが、惡政のために住民の怨みを買ひ、ハミ市(哈密)の回教徒は金氏に反いて叛亂を起した。この時甘肅省第三十六師長に漢回人の馬仲英といふ青年軍人がゐたが、回教徒の暴動に加擔して金一派を攻擊した。馬仲英氏は當時二十三歲の青年であつた。

金氏敗走後、省政府主席には劉文龍氏を据え、參謀長盛世才氏は臨時督辨となつた。金軍を敗つた馬仲英氏はハミ(哈密)、トロファン(吐魯蕃)方面に據つて依然政府軍に反抗を續けた。

馬仲英軍と省政府軍との戰爭は要するに、支那人對土人(回教徒)との抗爭にして、政廳の有力なる地位にある支那官吏等はかねて土人に對して暴橫の振舞ひ多く、これがため土

人の怨府となつてゐた。心中不平不滿を抱ける回教徒は支那人の壓迫に堪へず遂に蜂起して省政府に反抗した。そして馬仲英氏が叛起した回教徒軍を指揮するに及び新疆各地の回教徒は紛然これに呼應して起つた。

省政府の主席は前記の如く劉文龍氏であつたけれども、實權は督辨盛世才氏の掌握するところであつた。

回教徒の自由解放を旗印とした馬仲英氏は回教不平分子の來援を受けて盛世才氏の率ゐる省政府軍と戰つたが、盛軍は某國から兵器彈藥の供給を得て馬軍を擊破した。馬、盛兩軍の間には一時妥協が出來たけれども一九三三年十月兩者の妥協は破れ、馬軍は再び盛軍を攻めた。馬軍は某國の支持によつてカシガル市(喀什噶爾)における不平回教徒と連絡を取り、一九三四年一月省政府所在地ウルムチ市を占領した。然るに盛軍は某國から飛行機其他の兵器を購入して、そのお蔭で馬軍を破りこれを南方に追擊した。

馬仲英氏及びその殘軍はカシガル市に敗走し、同市駐在英國領事の斡旋により七月ソ聯邦領トルキスタンに遁入した。新聞の報道によれば盛世才軍は馬軍攻擊に當りソヴエート聯邦から飛行機十五臺を購入し、白系露人三千人を募集したと傳へられる。かくして回教徒出身たる馬仲英氏の新疆回教徒解放運動は遂に失敗に終つた。

ソ聯邦に亡命した馬仲英軍はソ聯邦當局によつて武裝を解除された。新疆省政府は七月中旬ウルムチ市駐在ソ聯邦總領事を通じて、ソヴエート政府に對し馬仲英氏の引渡しを要求したが、ソヴエート政府は同國憲法の精神に鑑み引渡しの要求に應じ難い旨回答した。

ドモラの獨立政府　前述の如く新疆の北部地方において盛世才氏と馬仲英氏の兩軍が互に交戰しつつあつた一九三三年に、サビド・ドモラ及びアブタリムと稱する回教徒の二人の有力者は、某國から武器の併給を受けて南方新疆のカシガル市において回教徒の獨立を畫策した。サビド・ドモラ等の獨立運動は效を奏して一九三四年一月に至りカシガル市を獨立政府を樹立し一時南疆一帶を風靡した。

サビド・ドモラの新政府には五名の某國人顧問があつて采配を振つてゐたといふ。しかるにドモラ新政府は獨立宣言後、間もなく政府內に內訌を生じ、加ふるに盛軍に追はれた馬仲英氏が南下してカシガル市に迫りドモラ政府を攻擊したためドモラ新政府は建設僅かに月餘で崩壞するに至つた。

ドモラ政府の內部で衝突の起つた際にカシガル市英國總領事館は暴徒の襲擊を豪むり、館員數名はそのために負傷したとのことである。

新聞紙の傳へるところによれば、ドモラ氏の東トルキスタン王國建設運動の黑幕には某國が策動してゐたといふ。某國はドモラ氏をしてカシガル市を中心とする南方新疆に獨立國を建設せしめ、これによつて北方新疆から虎視眈々として印度、西藏に向つて觸手を伸ばさんと狙つてゐる某國の南下を喰ひ止める緩衝地帶たらしめんと欲する計畫であつたらしいといふ。某國はドモラ氏の屈押しをしてトルキスタン王國を樹立せんとする野心を有してゐるとの報道は大に支那政府を驚かした。と見え、當時支那政府はカシガル駐在英國總領事を經て英國政府に對してドモラの獨立運動支援を中止せんことを要求したほどであつた。

支那政府の承認　馬仲英氏及びサビト・ドモラの兩軍を擊破して新疆を平定した盛世才氏は同地に住する各民族の自由平等を宣布して省政府の基礎を鞏固にし、一九三四年四月十七日の全省諸民族の代表者會議を召集し新政府の統治方針及び各種の政策を議した。會議に參集した各地の代表者は二百名に達し省政府の實權者たる邊防督辨盛世才氏は代表者一同に向ひ、省政府は爾今、總ての民族の平等、信敎の自由、省の經濟的並に文化的發達を保障する政綱の實現を期する牢固たる決心を有することを述べた。

これより先き支那政府はウルムチ市において盛世才氏を中心とする新疆省政府が樹立されたとの報に接するや、事態の容易ならざる

に鑑き、實狀を調査しかつ善後策を講ずるために急遽宣慰使を新疆に特派した。支那政府は新疆における中央政府の主權を回復しようと欲して特派宣慰使をして省政府と交渉せしめて、統治改革案を提示して誘ふ等種々復權に就いて苦慮してゐるけれども效を奏しないそれ故支那政府も盛世才氏の省政府を承認する他に時局收拾の方途なきを悟り、一九三四年八月遂に正式に劉文龍氏を省政府主席に、盛世才氏を邊防督辨に任命した。

三、最近の情勢

ソ聯邦との關係　前述の如く一九三四年八月以來、省内の實權は邊防督辨盛世才氏の握る所となり、軍閥の紛爭は一應鎭靜に歸した次第であるが同氏を中心とするウルムチ市（廸化）の省政府は中央に對し依然警戒的態度を持してゐるため同省と支那本部との連絡は捗々しく恢復の模樣が見えない。最近に至り同政府は先きに馬仲英氏討伐に際しソ聯より多大の援助を得たが、近來その親ソ政策が顯著になつて來たとの風說が傳へられる。然るに盛氏は本年一月十五日劉文龍氏に代つて主席と成つた李溶氏と共に連名を以て、省政府當局は中央の政令を遵奉し新疆の領域を保全し其の建設に努め何等他意なきものであることを釋明する處があつた。省政府とソヴエート政府との關係に就き新聞紙の報道に從へば兩者の間には借款及び顧問の契約が存在してゐるといふ、卽ち昨年十月省政府はソ聯邦より二千萬元の借款（現金に非ずして鐵道材料其の他の物品）をなすことになつた由であるが、右借款は實は飛行機、兵器、彈藥、自動車等の物品を以て一部は既に受け渡しが濟んでゐる。更にまた本年二月、新ソ間に五百萬留の借款（年利四分、物資を以て償還すべき條件）が成立したといふ。

ウルムチ市（廸化）の省政府の重要職務に關與してゐるソヴエート人は少くとも六、七名に上り政治、財政上の實權を握つてゐると言ふが、顧問中で氏名の判明してゐるものを示せば、

政治顧問　バクニン（新疆政治監察管理局長にして政治の實權を握る）

軍事顧問　マリンコフ

ク　ツ

財政顧問　ミハイルマン

其他省内の開發事業方面にもソヴエート人技師が傭聘されてゐるそうである。

盛世才氏が馬仲英軍の討伐に成功したのはソ聯邦よりの有力なる支援に依つたものであることは前に述べた如くであるが、當時ソ聯邦は赤軍二ケ聯隊（兵數三、四千）と飛行機、裝甲自動車等を送つたといふ。尤も叛亂平定後ソ聯軍は撤退した模樣である。

尙滿洲國よりソ聯邦を經由して新疆に赴いた李杜、馬占山、蘇炳文の舊東北軍約一萬人は北部新疆に駐屯し、省政府軍と協調してゐるといふ。

ソ聯邦の交通政策　ソ聯邦の新疆省に於ける勢力は主として地理的事情に依るもので支那本部との連絡、南部新疆と印度との交通は共に多大の困難なるに比し、ソ聯領トルキスタンと新疆の交通は遙かに利便多くソ聯邦は此の有利の地位を利用し着々交通政策を進めてゐる。

此の點に付注目すべきはトルクシブ鐵道の完成で爾來同線と新疆省國境の要地たる伊犁及塔城方面との交通は自動車に依つて極めて容易且迅速に行はれるやうになつたが、ソ聯邦は更に此等都市のトルクシブ鐵道との間に支線の建設計畫を進めつつある。また天山北路に源を發し伊犁を經てソ聯領内に入りバルハツシュ湖に注ぐ伊犁河は舟航に便なるためソ聯邦は新疆内同河の航行權を要求してゐるとのことである。

尙ほ兩國間の航空連絡に關してもソ聯邦は鋭意これが實現を欲してゐるけれども未だ開通するに至らない、目下ソ聯邦飛行機は新疆國境まで飛來し其より自動車を以て内地に連絡してゐるといふ。

四、新疆概觀

面積と人口　問題の新疆は幾何の面積を有し、人口はどの位あるかといふに、境界が判然と劃定されてゐないから精確な面積は無論分らない。新疆の面積は未だ曾つて實地に測定したものがなく、單に地圖の上で推定するのであるから、人によつて算出する面積が異ふやうな狀態である。大體五十五萬乃至六十萬平方哩と推定され、支那本部の約三分の一、我が日本の約二倍に相當するものと見れば大差ない、人口に至つては尙更確實な數は知ることが出來ない。概算二百五十萬乃至二百六十萬人と見られてゐる。國土はかく廣大であるけれども、その大部分は人蕃の棲息し得ざる不毛の沙漠に覆はれ、或は險阻な山岳地帶であるため面積の大なるに比して人口は極めて稀薄である。

新疆には種々の民族が雜居して各自言語、風俗、宗教を異にしてゐる、今主なる種族とその人口とを示せば（民國二十一年發表）

トルコ族　一、九五〇、〇〇〇

支那人　四〇〇、〇〇〇

蒙古人　一三〇、〇〇〇

滿洲人　三〇、〇〇〇

人口の最多數を占めるトルコ族は更に

纏頭回　一、二五〇、〇〇〇

滬回（東干人）　四〇〇、〇〇〇

キルギス人

カザツク人

等に細別される。

トルコ族は回教、蒙古人は喇嘛教、支那人は主として佛教を奉するものが多い。尙ほ新疆にはロシヤ人、ベルシヤ人、印度人、阿富汗人等が在住してゐるが、外來人中にて最も多きはソヴエート聯邦を追はれた白系ロシヤ人である。

言語は各種族各自に固有のものを使用するが最も廣く行はれるのはトルコ語系にして、これに次ぐは支那語である。官廳の布告文等の如きはトルコ語と支那語とが併用される。

ソヴエート聯邦に次いでは支那、印度、阿富汗國を擧げることが出來るが、これ等諸國との貿易はこれをソ聯邦のそれに比すれば微々たるものである。

交通　主要都市の間にはこれを連絡する道路があるが、途中は人煙稀にして旅舍の設備不完全で、加ふるに地方によつては飲料水乏しきところもあつて極めて不便である。交通機關として馬、駱駝、馬車に依るの外なく尤も近頃は自動車を運轉してゐるところがある。例せばウルムチ（廸化市）、古城市、タルバカタイ（塔城）、ハミ（哈密市）、イリイ（伊犁市）の間には定期自動車開始され、またガシガル市とソ聯領イルケシタム市との間にも定期自動車が運行されてゐるといふことである。

支那本部、新疆、ソヴエート聯邦を連絡する航空路開設は既に早くから問題になつてゐるが、現今は上海と蘭州の一部が開通しただけである。

鐵道建設の必要は支那政府の夙に認めるところで、豫定線の計畫はあるけれども、その計畫を支那政府の手で實行することは殆んど不可能であらう。ソヴエート政府はトルクシ

ブ鐵道の完成によりアルマ・アタ市からイリイ(伊犁)へ出るものと、セルギオポリ驛からタルバカダイ(塔城)に通ずる二線を計畫してゐる。しかしソ聯邦と新疆との國境は高峻險阻な山岳地帶であるから上記二線の建設は容易であるまい。

外蒙とソ聯

一、外蒙の獨立とソ聯邦の援助

外蒙獨立と露、支 外蒙古民族が支那政府の壓制に反抗して初めて獨立運動を起したのは清朝の末期にして、一九一一年十一月外蒙古民族は帝政ロシヤの支援を恃み、支那の革命亂に乘じて外蒙古の獨立を宣言した。

ロシヤはその傳統たる東方經倫の大政策を遂行するに當り、夙に外蒙古の政治的意義に着眼して、外蒙と密接な關係を保持するに努めて來た。ロシヤは外蒙が支那政府の壓制的統治に平素不平を抱いてゐることを熟知しこの不平を巧みに利用してロシヤの勢力を外蒙古に扶殖することを忘らなかつた。而して外蒙が支那政變の好機を捉へて獨立の旗揚げを決行するに至つた。裏面にはロシヤの鞠手が動いてゐた帝政ロシヤの外蒙進出は外蒙の獨立宣言を期として頗る活潑に行はれ、翌一九一二年十一月ロシヤは早くも外蒙新政權との間に修交條約(附錄(一)參照)を締結して、外蒙に對する保護權を掌握するに成功した。即ちその條約の第一條に

ロシヤ政府は外蒙古を自主的政權並に自國軍隊を維持せしめるために外蒙古政權を援助し、かつ外蒙古の駐屯及び支那人の外蒙殖民を許容しないことを約す

とある。然るに支那政府は外蒙古政權を承認せず、また前記露蒙條約に抗議して外蒙古問題に關してロシヤと交渉を行つたが、一九一三年兩國間に諒解成立の露支兩國の名を以て共同宣言(附錄(二)參照)を發表してロシヤは外蒙古が支那の宗主權下に在ることを承認し、また支那は外蒙古の自治權を承認する。

尙ほ二國宣言において、支那は外蒙古に軍隊を派遣しない、また殖民しないこれに對しロシヤは領事館護衛兵以外の軍隊を駐在せしめない、尙外蒙古の統治に干渉しないことを五に約した。この露支共同宣言の結果外蒙古政權は一旦宣言した獨立を取消して再び支那政府の主權下に置かれ、そして自治權のみに甘んぜざるを得ないことになつた。

越へて一九一五年露、支、蒙三國は新たな取り極めを行ひ、前記一九一三年の露、支同宣言の主旨を擴先した新協定(附錄參照(三))に調印した。この三國協定は外蒙古に對する支那の宗主權を强調すると共に、外蒙の自治權を確實にしたものであつた。

白系露軍の外蒙侵入 支那政府としては外蒙の獨立は言ふに及ばず、自治權さへも許與することを欲しなかつた。支那が外蒙の自治權を承認したのは、元と民族自決の時潮に乘じた外蒙の獨立運動を抱擁するの力なく、また外蒙の蔭にロシヤあるを怖れて已むなき事情に出でたものであつた。それ故一九一七年にロシヤに革命勃發するや、支那は好機逸すべからずとなし、外蒙に對する完全な支那の主權恢復に乘り出した。一九一九年十一月支那は曩に露、支、蒙國三國共同宣言において承認を與へた外蒙の自治權を取消し、一九二〇年十二月徐樹錚氏を西北籌邊使として外蒙に派遣して外蒙を管轄させた。

一九二一年秋、赤軍のためにシベリヤから追はれた白軍約二千はウンゲルン將軍に引率されて外蒙の首府フーレン(庫倫)に逃げ込みフーレン駐剳の徐樹錚西北籌邊使及び支那軍隊を驅逐し、ラマ教の法王活佛を君主とする外蒙古政府を組織せしめた當時支那政府は內爭を事として外蒙古の如き遼遠な邊疆を顧みるの暇がなかつたので、外蒙古は再び支那の統治を脫出するに至つた。

新政府建設 これより先き親露派に屬する外蒙の有志はソヴエート政府の援助を得て頻りに外蒙の獨立を劃策運動してゐたが、一九二一年二月露、蒙の國境 アルタン・ブラツク(賣買城)に第一回の外蒙國民革命黨大會を催し、三月外蒙古人民臨時政府を組織した。臨時政府軍は赤軍と協力して、フーレン市に進擊してウンゲルン將軍揮下の白軍を擊破した時に一九二一年七月である。

フーレン市に入城した外蒙國民革命黨員は王族等と妥協して聯立內閣を組織し、活佛を新政府の君主に奉戴し、政體を君主制となし國民革命黨首領ボド氏自ら總理兼外務大臣に就任した。古來外蒙は政教一致の國であつてラマ教の法王たる活佛(哲布尊丹巴圖克圖と尊稱す)が主權者として支配してゐた。即ち活佛は佛教を保護する法王であると同時に亦政治上の君主でもあつた。活佛は西藏の達賴ラマに次ぐ聖僧として蒙古人の間に絕大なる崇拜と熱烈なる信仰を受けてゐた。

こんな事情で國民革命黨は今俄かに活佛を廢し王族を斥けて共和政府を建設することは蒙古國民動搖の惧れあることを懸念し人心收攬の方便として活佛を在來通り君主として据へ置いたのである。しかし新政府は活佛の權力に大制限を加へたので、君主といふも單に名義上に過ぎない觀があつた。新政府の實權は國民革命黨と一部王族によつて掌握され、ラマ僧の勢力は著しく減殺された。

蒙古國民共和國成立 その時分(一九二一年)に結成式を擧げた外蒙青年同盟は政治上の意見に關し國民革命黨との間に軋轢を生じた。外蒙青年同盟の牛耳を握る幹部等は何れも嘗つてソヴエート聯邦に留學した連中であつて、彼等はモスクワ滯在中の思想上の洗禮を受け、コミンテルン大會に出席し、後にコミンテルンの密旨を携へてフーレン市に歸國したものであつた。かゝる急進的な國民黨との關係は漸次意志の疎隔を來たし青年同盟は國民黨がラマ僧及び王族等と妥協したことを以て手ぬるしとして聯立內閣を攻撃し反抗の氣勢を揚げたため聯立內閣は一九二二年十二月脆くも瓦解した。

しかるに一九二四年五月、外蒙の運命に至大の役割を有する事件が發生した、それは蒙古における最終の活佛の示寂である。

急進過激な政治思想の青年同盟と他方國民革命黨、王族、ラマ僧との意見の對立は活佛の死に直面して益々表面化した來た。國民黨や王族等は活佛の後繼者を立てゝ外蒙の政體を依然君主制にすることを主張して、共和政治尙早を唱へた。これに對し青年同盟及び國民黨中の急進派は活佛の死を機會に根本的政革を斷行し、在來の政教一致を打破し、政治上からラマ僧の勢力を一掃して斷乎共和政體を布かんことを要求した。活佛の遷化を繞つて卷き起された硬軟兩派の暗鬪は結局において過激派の勝利となり、爾來王族及びラマ僧との協調を主義として來た穩健分子は屏息して影を潛めるに至つた。

かくて外蒙は同年六月を以て外蒙國民共和國と宣言された。

ソ、蒙條約內容 外蒙とソヴエート政府との關係に就いては前章にも述べるところがあつたが、ソヴエート政府と蒙古國民政府とが正式に修好條約を締結したのは一九二一年である。

外蒙政府は全權使節をモスクワに特派し一九二一年十一月五日ソヴイエト政府と兩國の新關係を規律すべきソ蒙條約に調印した。この條約は外蒙とソヴエート政府間の關係を研究する上に重要な文書である。ソ、蒙兩國は帝政ロシヤ時代に締結された諸條約を廢棄して、その後兩國に發生した新事態に應じて新條約を締結するに至つたのである。新條約の本文は附錄【四】に收めてあるが、その要點は

第一　ソヴエート政府は蒙古國民政府を蒙古の唯一の正當なる政府と認む

第二條　蒙古人民政府はソヴエート政府をロシヤの唯一の正當なる政府と認む

第三條　兩國は相互に左の義務を負ふ

一、各自の領域內において相手國に對する抗敵、または相手國の政府の顚覆を目的とする政權、團體、個人の組織または存在を許さない。各自の領域內において自國民たると他國民たるとを問はず、これを相手國の敵軍に編入するために行ふ動員または募兵を許さない。

二、直接若くは間接に相手國に抗敵する一切の團體の使用に供せらるる武器の輸入または輸送を禁止し、かつこれを防遏するために措置を執る

第四條　ソヴエート政府は全權代表を蒙古の首府に派遣し、ホブトウ（科布多）ウリヤスタイ（烏里雅新台）アルタン・ブラツク（賓貝城）各市並に蒙古人民政府との取り極めによりその他の都市に領事を駐在せしむ。

第五條　蒙古人民政府は全權代表をソヴイエト聯邦首府に派遣しまた領事をソヴイエト聯邦の國境地方に派遣す

第六條　蘇、蒙間の國境は特別委員會において決定する筈である。

第七條　相手國の領土内に居住する兩國の人民は最惠國の居住民と同一の利權を享有しかつ同一の義務を負擔す

第八條　兩國の人民はその居住する相手國の司法權に服やる

第九條　關稅に關しては兩國人民は最惠國條款を適用す

第十條　ソヴイエト政府は蒙古にあるソヴイエト政府所有の電信局及びその設備を無償にて蒙古人民に讓與す

第十一條　蘇蒙間の郵便電信並に蒙古を經由する電信の傳達問題に關しては速に特別の取り極めをなす

第十二條　蒙古に土地、建物を有するソヴイエト聯邦人民に對し蒙古人民政府は最惠國條款を適用す

前記蘇、蒙條約の規定に基きソヴイエト政府は全權代表を蒙古に派遣するに決し初代代表はリエバルスキー氏であつた。ソヴイエト領事館は帝政時代から領事館を置いてゐたアルタンブラツク、デブホラントウ（ウリヤスタイ）、ヂルガラントウ（ホブトウ）の外に、サンベイス（舊名ヘルレン）には副領事を駐在せしめてゐるといふ。

一九二六年六月外蒙駐剳ソ聯外蒙代表と蒙古政府との間にセレンゲ河（色楞格河）に於ソ聯國營汽船船舶を航行せしめることに關し協定成立し、ソ聯汽船は外蒙内地の河川を航行することになつた。

外國保護國化　外蒙國民黨が兎も角も外蒙共和國を建設して、數百年來の支那の支配を脫離することが出來たのは全くソヴエート政府の援助の賜にして將來とてもソヴエート側の直接間接の支援なくして果して存續し得るや否やは甚だ疑問とされるところである。帝政ロシヤも東方政策上から外蒙に對しては相當力を入れて獨立運動を陰に陽に援助してゐたが、ソヴエート政府になつてからは援助の度を越へて外蒙を恰も保護國化してゐることは上に述べたところによつて推知されるであらう。一九二二年の蘇、蒙條約でソヴエート政府は外蒙を以て獨立國と認めると稱するけれども、外蒙共和國の獨立なるものは今日ソヴエート聯邦領域内に分散して、ソヴエート聯邦の構成部分をなしてゐるところの所謂ソヴイエト社會主義共和國と大差はないやうに見受けられる。外蒙共和國の政策はソヴエート共産黨並にコミンテルンの指導監督下にある外蒙國民革命黨によつて決定され、而してその政治組織はソヴエート制に則とりソヴエート政府の制度組織と全然同一である。約言すれば、外蒙共和國はその政治施設においても、將にまた政治形態においても、ソヴエート政府と異體同心の觀を呈した。たゞソヴエート聯邦に加盟してゐないだけのことである。

ソ政府の援助實例　ソヴイエト政府が外蒙共和國の援助に如何に力を注いでゐるか、その一端を窺ふために今左に援助の具體的事實を列擧して見やう。

一、軍事上の援助

（イ）ソヴエート軍隊は外蒙國民軍と共同作戰してウンゲルン將軍揮下の白系軍を掃蕩し、外蒙國民革命黨を援けて外蒙政權の樹立を保護した。

（ロ）外蒙政府は一九三一年四月軍事會議長リンチノ氏をモスクワに特派しソヴイエト政府から武器彈藥の供給を受け軍事教官を招聘した。この種の軍事上の援助はその後も引續き行はれてゐる

（ハ）外蒙の軍隊なるものはソヴエート軍人によつて創始編成されたものに對して教官は無論總てソヴエート軍人にして、外蒙軍隊は悉くソヴエート軍隊と同一である。

二、人的並に技術的援助

外蒙政府はもと〳〵ソヴエート政府援助の下に組織されたものであるから、外蒙政府軍隊及び國民黨青年同盟中には多數のソヴエート人が重要の地位に就いて活躍し、蘇政府の勢力扶殖に努力しつつあることは改めて述べるまでもない。外蒙政府の政策、施設は主としてこれ等ソヴイエト人によつて決定される從つて各官廳において實權を握つてゐるものはソヴエート人であると言はれる。外蒙政府のために重く用ゐられてゐるソヴエート人はこれを外蒙政府の官吏顧問、教官、使用人、教師等に區別することが出來るが、今その中で主要な人物表を左に揭げやう。（一九二七年現在）

外蒙政府の官吏

アムガ（別名アマガーエフ）	經濟會議長
バイルトン	經濟會議學術委員兼コオペラチーフ學校長
ジヤムチヤラノ	學術委員會長
ツルコフ	博物館長
ゾヴカロフ	獸醫畜産廳長
オルロフ	同　次長
ベルトニコフ	同經理課長
グラツキイ	同　醫務員
ゾロツウヒン	財務省稅關指導官
チビソフ	財務省稅務委員長
チユルン	財務省書記
官	外蒙軍副司令官兼騎兵教
ラドノバザロン	青年同盟中央委員會教官兼機關紙ウネン編輯部書記長

尙ほ外蒙コオペラチーフ全使用人中その四割五分はソヴイエト人が占め、二割はソヴエート國籍のブリヤート人である。

（二）財的援助

ソヴエート政府は外蒙の幣制改革紙幣發行準備金として外蒙政府の公債に應募してゐる。

外蒙におけるソヴエート政府の經濟機關は國營貿易部及びツエントロソーズ消費組合中央聯盟が蘇蒙間の貿易に從事し、ネフテシンヂケートが石油を輸入販賣し、獸毛株式會社が獸毛買入れに從事してゐたが、これ等貿易機關は一九二七年に合同して蘇、蒙貿易株式會社（ストルモング）と略稱す）を新たに組織してこの新會社を通じて兩國軍の貿易に從事してゐる。

一九二六年ウラン・バートル市舊名フーレンにおいて蘇蒙有力者を以て蒙、蘇實業倶樂部を組織して、兩國經濟關係の增進發達を圖りつつある。

二、ソヴエート制度下の外蒙

コミンテルンの指導監督　外蒙政府は政體を共和制に變改すると同時に憲法會議の召集準備に着手し一九二四年十一月愈々憲法會議

ロソフ	外
ダンチン	同
サンビロン	外

（三）國民黨及び青年同盟

アマガーエフ	コミンテルン代表
ボンダレンゴ	黨中央委員會組織部指導官
モンツエンコオブ	顧問
セミヨノフ	兼技師
フ	外蒙建築株式會社社長
フ	同　會社技師長
ン	外蒙運輸會社支配人

が開かれた。この大會において外蒙共和國の新憲法及び宣言を採決したが、新憲法なるものはソヴエート憲法を基礎として纂譯したものである。

共和國になつた外蒙の政府はソヴエート聯邦の憲法を複寫した新憲法に基いて行はれてゐるから、その政治組織もソヴエート聯邦のそれと大同小異である。外蒙共和國は蒙古國民共和國と稱して「ソヴエート」なる字句こそ冠しないが、實質はソヴエート制の政治に外ならない。

外蒙は共和國として宣言されて以來、國民革命黨と青年同盟の天下となつたが、國民革命黨も青年同盟も共にモスクワのコミンテルン（第三インターナショナル）の指導を仰ぎ援助を受けてゐるものである。今日黨及び青年同盟の幹部として活躍してゐる者は大抵モスクワに留學したものである。

蒙古國民革命黨はその黨規中に「蒙古國民革命黨はコミンテルンに加入し、その會議に代表者を派遣す」と明記し、また「コミンテルンの指導に從ひ、その紀律を嚴守する」ことを規定してゐる。モスクワのコミンテルンも亦外蒙に黨員を派して蒙古革命黨並に青年同盟を指導し監督しつつある。蒙古革命黨はソヴエート聯邦共產黨と全く異體同心の政黨であると言ひ得る。蒙古革命黨がかく純然たる共產主義でありながら、その黨名を單に國民革命黨とごま化して共產なる名稱を避けたのは多分對內對外上の理由に基いたものではないかと推せられる。國民黨のみならず蒙古青年同盟職業組合等もソヴエート聯邦におけるものとその性質、組織を同うしてゐることは言ふまでもない。

蒙古國民革命黨及び青年同盟は幾何の黨員を有するかといふに、黨員約一萬五千三百人青年同盟會員約七千九百人、合計二萬三千二百人である。外蒙の總人口約七十萬人に比較すれば黨員及び青年同盟會員の數は論ずるに足りないほど微々たるものであるが、その一部の極めて少數の黨員が外蒙の政權を握つて外蒙の國民が國民革命黨の執政下に置かれてゐることは、ソヴエート聯邦における同一狀態である。

ソヴエート政治　外蒙政府の政治は徹底したソヴイエト制度であつて、ソヴエート聯邦の模倣政府に外ならない。

外蒙國民政府はソヴエート政府に倣つて思ひ切つた改革を斷行した。卽ち

一、國體を共和制としたこと
二、土地國有
三、外國貿易及び經濟の國營
四、徵兵制度の採用
五、政教分離
六、男女、諸民族及び各宗教の平等
七、王公貴族の稱號、特權廢止

外蒙政府は自ら民主的共和國と稱してゐるけれども、前記の改革を一瞥する時は決して民主的共和國でなく、全くソヴエート制度であることは容易に首肯出來でであらう。

外蒙の至上權は國民大會『フラルダン』に屬し、フラルダン閉會中は小フラルダンに屬する。フラルダンは蒙古語で會議集會の義にして外蒙政府は、外蒙各地方の民衆及び軍隊から選出される代表委員（議員）の大會を大フラルダンと稱し、大フラルダン中から選擧される委員で組織する會議を小フラルダンと呼んでゐる。解り易く例を取つて言へば、大フラルダンはソヴエート聯邦のソヴエート大會に、小フラルダンは中央執行委員會に相當するものである。大フラルダンは外蒙最高權の執行機關であつて、

一、外交、條約の締結
二、國境變更、宣戰講和
三、內外公債
四、貿易の管理
五、軍　隊
六、運輸、郵便電信
七、貨幣、銀行制度
八、土地使用の原則制定
九、裁判、其他

これ等は總て大フラルダンの管掌に屬す。大フラルダンの議員の任期は一ケ年にして通常大會は一年一回約一ケ月開會される國家的重大事件突發の場合は、臨時大會を召集する。

大フラルダン議員中から選出される小フラルダンは大フラルダン閉會中、大フラルダンに代る最高機關である。（一）法律、法令の發布（二）政府高級機關の監督（三）小フラルダン幹部會及政府の事務範圍の決定（四）法典及び大フラルダンの決議事項實施の監督は小フラルダンの管掌に屬する。

小フラルダンは一年二回各約十日間位開會され、閉會中は幹部會が代表機關として常務に當る組織になつてゐる。

大フラルダン、小フラルダンの議員の現在數は不明であるが、大フラルダンは外蒙全國から選出されるもので、現在は約百名內外小フラルダンは約四五十名かと思はれる。

【附　錄】

（一）露蒙修好協定

（千九百十二年十一月三日調印）

蒙古人が一致表明せる蒙古國土の民族的及び歷史的政體を持せんとするの希望に從ひ、支那國軍隊及び官憲は蒙古領土より撤退するの餘義なきに至り、哲布尊丹巴呼圖克圖は蒙古人民の君主として宣言せられたり。

蒙古及支那國の舊關係は斯くして終結せり上記の事實並露西亞國民及蒙古人民間に從來存在したる相互的友誼を考慮し、且露西亞國及蒙古間の通商を規律すべき組織を明確に決定するの必要あるに鑑み玆に露西亞帝國政府より之が爲正當なる委任を受けたる「コロストヴエツツ」及蒙古人民の君主、蒙古政府及蒙古諸王より、正當なる委任を受けたる全權（委員氏名省略す）は左の如く協定せり。

第一條　露西亞帝國政府は蒙古をして其の確立した る自治制度並自國軍隊を有するの權利を維持せしめ且其の版圖內に於ける支那國軍隊の駐屯及支那人の植民を認許せざらしめむが爲蒙古を援助すべし

第二條　蒙古君主及蒙古政府は從來通り露西亞國臣民及通商に對し本國協定附屬議定書に列記せる權利及特權の享有を附與すべし露西亞國民が蒙古に於て享有せざる權利は同國に於ても之を他の外國臣民に附與せざるものとす

第三條　蒙古政府が支那國又は他の外國と別個條約締結の必要を認むる場合と雖も露西亞帝國政府の同意有るに非ざれば如何なる場合に於ても右新條約を以て本協定及其の附屬議定書の條項を侵犯し又は之を修正する事を得ず

第四條　友誼的なる本協定は署名の日より之を施行す右證據として各全權委員は二通を作成せる本協定の露西亞語及蒙古語兩正文を對照し其の相一致せるを認め署名調印の上之が交換を了せり

千九百十二年十月廿一日卽蒙古曆共載第二年秋末月廿四日（千九百十二年十一月三日）庫倫に於て作成す

千九百十二年十月廿一日（十一月三日）の露蒙協定附屬議定書

露西亞帝國政府全權委員「コロストヴエツツ」と蒙古君主、蒙古政府及蒙古諸王の全權代表として蒙古總理大臣萬敎護持三晉諸汗那木囊蘇倫全權委員內務大臣沁蘇朱克圖親王喇嘛「ツエリン・チメツト」全權委員外務大臣額爾德呢「ダイチン」親王杭達多爾濟（汗待遇）全權委員陸軍大臣額爾德呢達賴郡王棍布蘇倫全權委員大藏大臣土謝圖郡王察克都札布及全權委員司法大臣額爾德呢郡王那木薩賚との間に本日署名せられたる露蒙協定第二條の規定に依り前記全權委員は蒙古に於ける露西亞國臣民の權利及特權（其の內若干は同臣民既に之を享有す）及露西亞國に於ける蒙古人民の權利及特權を示せるものにして左記條項に關し協定を締結せり

第一條　露西亞國民は從來通り蒙古內に於て隨所に居住し及自由に移轉し商業、工業及其他の業務に從事し又露西亞國蒙古、支那又は外國の個人、商社又は公私施設物、何れを問はず之と各種の契約を爲すの權利を享有すべし

第二條
露西亞國民は從來通り輸出入稅を支拂ふことなく露西亞、蒙古、支那國及其他の諸國の各種の土地生產品及製造品を何時たりとも輸出入を爲すの權利及蒙古に於て何等の輸出入稅、稅金又は課金を支拂ふことなくして自由に商業に從事するの權利を享有すべし、露支共同の事業又は自己の所有物に非ざる商品を僞りて其の所有者なりと稱する露西亞臣民に對しては本(第二條)規定の效力を及ぼすことなし

第三條
露西亞國の金融施設は蒙古に其の支店を開設し個人、施設物又は會社の何れたるを問はず之と金融上其他の取引を爲すの權利を享有すべし

第四條
露西亞國臣民は現金又は貨物の交換(物物交換)に依り賣買を爲し且信用取引を爲すことを得各旗及蒙古國庫は孰れも私人の負債に對し其の責に任ぜざるべし

第五條
蒙古官憲は蒙古人又は支那人が露西亞國臣民と各種の商取引を爲し、其の個人的雇人となり又は其の組織する商工事業に加入する事に對し障害を加ふることなかるべし商工又は工業に關する獨占權は之を蒙古に於ける公私の會社施設物又は個人に對して許與せざるべし

本協定締結前既に蒙古政府より各獨占權を得たる會社及個人は所定期間の滿了迄其の權利及特權は之を保持するものとす

第六條
露西亞國臣民は蒙古の都市又は其孰れたるを問はず隨所に商工業上の經營所を創設し又家屋、店舖及倉庫を建設する爲指定地を賃借し又は自己の所有物として之を取得するの權利を許與せらるべし右の外露西亞國民は耕作の目的を以て空地を貸借するの權利を有すべし右の指定地は前記目的の爲に取得又は貸借すべく投機の目的を以てすべからず又該指定地は蒙古の現行法に從ひ蒙古政府との協議を以て割當てらるべし
聖地及牧場は此の限りに在らず

第七條
露西亞國臣民は礦物及木材の採取、漁業及其の他に關して蒙古政府と協定を爲すの權利を有すべし

第八條
露西亞國政府は蒙古政府と協議の上必要と認むる蒙古各地に於て領事を任命するの權利を有すべし
蒙古政府も亦協議の上露西亞國國境上の必要と認むる各地に其代表者を置くことを得

第九條
露西亞國領事館所在地並露西亞國の商業上樞要なる其の他の地方に於ては露西亞國領事と蒙古政府との協議を以て露西亞國臣民の各種工業及住居に供する爲特別商業地域を割當つべし、右商業地域は其の地駐在の前記露西亞國領事又は該露西亞國領事なき場合は露西亞商業組合長專管の下に置かるべし

第十條
露西亞國臣民は蒙古政府と協議の上蒙古各地間並特定地方と露西亞國國境上の各所との間に於て信書の發送及貨物の輸送を爲さむが爲自費を以て郵便事務を開設するの權利を保有すべし
驛舍其の他必要なる建物を建設する場合に於ては本議定書第六條に定むる規則を遵守すべし

第十一條
蒙古に於ける露西亞國領事は必要ある場合公用通信の發送其の他公務上の必要の爲蒙古政府の郵便營造物及傳書使を利用する事を得但し石の目的を以てする無料使用は一箇年馬百頭及駱駝三十頭を超えざるものとす、傳書使の旅券は其の都度蒙古政府より之を受くべし、露西亞國領事及一般露西亞國官吏は旅行中料金を支拂ひて右營造物を利用する事を得蒙古政府の驛舍を利用するの權利は之が使用に對して蒙古政府と協議決定したる額を支拂ふ時は露西亞國民たる個人にも之を及ぼすべし

第十二條
露西亞國臣民は蒙古內地より露西亞國領土に流るる河川及其の支流に其の所有する商船を浮べ且其の沿岸住民と通商するの權利を有すべし露西亞國政府は前記河川に於ける航行の改善必要なる水路標識の設置其の他に關し蒙古政府を援助すべし蒙古官憲は本議定書第六條の規定に準據して船舶繫留埠頭及倉庫の建設薪炭の貯藏其の他の用に供する爲右河川上に於て場所を割當つべし

第十三條
露西亞國臣民は貨物運搬及家畜移行の爲陸路及海路を利用するの權利を有すべく且蒙古官憲と協定の上自費を以て橋梁、渡船其の他を設置し其の通行人より特別料金を徵收するの權利を有すべし

第十四條
露西亞國民の所有する家畜は移行の途次休養の爲停留することを得、滯留の必要ある場合地方官憲は家畜移行路に沿ひて且家畜市場に於て適當なる地域の牧場を割當つべし右地區の三月以上の使用に對しては使用料を徵收すべし

第十五條
蒙古國境を超えて漁獵及刈人牧草をする露西亞國國境地方の住民の從來の慣習は今後何等變更なく繼續せらるべし。

第十六條
一方露西亞國臣民及公益團體と他方蒙古人及支那人との間の契約は口頭又は書面を以て取結ぶことを得契約當事者は證明を受くる爲右契約を地方官憲に呈示することを得又官憲は右契約の證明に對し異議あるときは直に之を露西亞國領事に通告することを要し誤解は右領事と協議の上之を解決すべし
不動產に關する契約は書面を以て之を爲し且證明及確認を受くる爲當該蒙古官憲及露西亞國領事に呈示することを要す天然資源開發の權利を付與する書類には蒙古政府の確認あることを要す口頭又は書面を以て取結びたる契約に關し爭議發生せる場合當事者は其の選定せる仲裁者の援助を得て事件を和解することを得此の方法に依り解決を見ざるときは事件は混合法律委員會に依り解決せらるべきものとす

常設及臨時の二混合法律委員會は露西亞國領事の駐在する各地に之を組織す混合委員會は露西亞國領事又は其の代表者及之に相當する官位の蒙古官憲の代表者を以て之を組織す臨時委員會は事件發生に應じて前記以外の各地に之を置き露西亞國領事の代表者及被告の所屬又は居住する旗の首長の代表者を以て之を組織す混合委員會は此種事件に關する識者を專門家として露西亞國臣民蒙古人及支那人中より招請することを得、混合法律委員會の判決は露西亞國臣民の場合に於ては被告の所屬又は居住する旗の王に依り遲滯なく之を執行すべし

第十七條
本議定書は署名の日より之を實施す右證據として各全權委員は二通を作成せる本議定書の露西亞語蒙古語の兩正文を對照し其の相一致せるを認め署名調印の上之が交換を了せり
千九百十二年十月廿一日卽蒙古曆共載二年秋未廿四日庫倫に於て作成す

(二) 外蒙古に關する露支宣言書竝附屬交換公文

(千九百十三年十一月五日調印)

露西亞帝國政府は外蒙古に關し支那國との關係の基礎として其の採るべき原則を決定し支那共和國政府は右政府は右原則の承認を表明したるを以て兩國政府は左記の通協定せりのとす

一 露西亞國は外蒙古が支那國主權の下に在ることを承認す

二 支那國は外蒙古の自治權を承認す

三 支那國は外蒙古の蒙古人が自ら自治蒙古の內政規定を設け且外蒙古に關する商業上の一切の問題を解決するの專屬的權利を認むるを以て支那國は右の事項に付干涉せざることを約す從つて支那は軍隊を外蒙古に派遣し又は同地に一切文武官を駐在せしめざるべく且同地に槪民することなかるべし尤も支那國政府派遣の高官は必要なる屬員

及護衛者を伴ひ庫倫に駐在することを得べし支那國政府は右の外必要ある場合本協定第五條に規定する會議の際決定せらるべき外蒙古の一定の地に自國人民の利益保護の爲代表者を駐在せしむることを得べし

一方露西亞國は外蒙古内に於て領事館護衛兵以外の軍隊を駐在せしめ同地行政の一切の部分に干渉し又は植民することなかるべきことを約す

四　支那國は前記原則及千九百十二年十月二十一日(千九百十二年十一年三日)の露蒙通商議定書の規定に準據し外蒙古と自國との關係確立の爲露西亞國の斡旋を何時にても承諾すべきことを聲明す

五　外蒙古に於ける露支兩國の利益に關する諸問題に關して同國に於ける新事態に因りて發生するものは之を爾後の會議の主題となすべし

右證據として此が爲正當なる委員を受けたる下名等は本宣言書に署名調印す

千九百十三年十月二十三日(十一月五日)即中華民國二年一月五日北京に於て本書二通を作成す

孫寶琦

バクルペンスキー

(三)　外蒙古に關する露、蒙、支三國協定

(千九百十五年六月七日調印)

支那共和國大總統

大露西亞皇帝陛下

外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗は外蒙古に於ける新事態に因りて發生したる各種問題を相互間の協議に依り解決せんとするの眞摯なる希望に促され此目的を達する爲左の如く全權代表者を任命せり

支那共和國大總統は都督衙畧桂芳及墨西哥國大露西亞國皇帝陛下は蒙古駐劄外交官兼總領事正參議官「アレクサンドル、ミルレル」

外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗は司法次官額爾德尼卓囊貝子色楞丹津及大藏大臣土謝圖親王察克都爾札布

右各委員は互に其の全權委任狀の眞正なるを證明し其の良好妥當なることを認めたる後左の如く協定せり

第一條

外蒙古は民國二年十一月五日(千九百十二年十月二十三日)附露支宣言及同日附支那國公文を承認す

第二條

外蒙古は支那國の宗主權を承認し支那國及露西亞國は支那國版圖の一部たる外蒙古の自治權を承認す

第三條

自治權は政治上及領土上の問題に關する外國との關係條約を締結するの權を有せず

外蒙古に於ける政治上及領土上の問題に關しては支那國政府は民國二年十一月五日(千九百十三年十月二十三日)附支那國及露西亞國間の交換公文第二條に準據すべきことを約す

第四條

外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖汗の稱號は支那共和國大總統之を付與す支那曆は蒙古干支記年と共に公文書に使用せらるべし

第五條

支那國及露西亞は民國二年十一月五日(千九百十三年十月二十三日)の露支宣言第二條及第三條に準據し外蒙古の一切の内政を處理し且自治蒙古に關する商工業上の一切の問題に關し外國と國際條約及協定を締結するの權は外蒙古自治政府に專屬するものなることを承認す

第六條

支那國及露西亞國は該宣言第三條に準據し外蒙古現在の自治内政に干渉せざることを約す

第七條

前記宣言第三條に規定する庫倫駐在支那國大官の護衛軍隊は二百名を超へざるものとす烏里雅蘇台科布多及蒙古恰克圖に駐在する該大官補佐員の護衛軍隊は各五十名を超えざるものとす外蒙古自治政府との協議に依り蒙

古の前記以外の地方に於て庫倫駐在支那國大官補佐員の任命ありたる場合に於ては其の護衛軍隊は各五十名を超えざるものとす。

第八條

露西亞帝國政府は庫倫駐在同政府代表者に對し領事護衛兵として、百五十名以上を派遣せざるものとす既に設置せられたるが又は將來外蒙古自治政府との協議に依り設置せらるべき露西亞帝國領事館及副領事館の護衛軍隊は各五十名を超えざるものとす。

第九條

儀式又は公の典禮の一切の場合に於ては最高名譽席は之を庫倫駐在支那國大官に充つべし該大官は必要あるときは外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗に私謁するの權を有すべし露西亞皇帝代表者は右同樣の私謁權を享有す

第十條

庫倫駐在支那國大官及本協定第七條に規定せる外蒙古各地方に駐在する該大官補佐員は外蒙古自治政府及其の隸屬官憲の行動が自治蒙古に於ける支那國及同國人民の利益を害することなからしむる爲一般的取締を行ふものとす。

第十一條

民國二年十一月五日(千九百十三年十月二十三日)附支那國及露西亞國間の交換公文第四條に準據し自治外蒙古の版圖の包括するところは庫倫辦事大臣烏里雅蘇台將軍及科布多參贊大臣の管轄の下に在りたる地方にして東は呼倫貝爾(海拉爾)地方、南は内蒙古、南西は新疆省及西は阿爾泰地方を以て界とする喀爾喀四盟の諸蒙族及科布多地方の限界を以て支那國境と相接す。

支那國境自治蒙古間の境界の正式劃定は支那國、露西亞國及自治外蒙古の各代表者より成る特別委員會之を行ふ右委員會は本協定署名の日より二年の期間内に於て劃定事業を開始すべし。

第十二條

支蒙國商人が自治外蒙古に輸入する貨物は其の産地の何處たるを問はず之に對し關稅を設定せざるものとす尤も支那國商人は自治外蒙古に於て既に設定せられたるか又は將來同地に於て設定せらるべきものにして自治外蒙古の蒙古人が支拂ふところの内國商業に對する一切の稅金を支拂ふべし。自治外蒙古商人は同樣に其の地方の生産貨物を支那國に輸入するに際し支那内地に於て既に設定せらるべきものするか又は將來同地に於て設定せらるべきものにして支那國商人が支拂商業に對する一切の稅金を支拂ふべし、自治外蒙古より支那内地に輸入する外國貨物に對しては光緒七年(千八百八十一年)の陸上貿易規則に規定せる關稅を課すべし。

第十三條

自治外蒙古に居住する支那國人民間の民事上及刑事上の訴訟は庫倫駐在支那大官及自治外蒙古の庫倫以外の各地に駐在する該大官補佐員之を審理判決するものとす。

第十四條

自治外蒙古の蒙古人と自治外蒙古に居住する支那國人民との間に起る民事上刑事上訴訟は庫倫駐在支那國大官及自治外蒙古の右以外の各地に駐在する該大官補佐員又は右兩者の代表者及蒙古官憲共同して之を審理判決するものとす。被告が支那國人民にして原告が自治外蒙の蒙古人なるときは共訴訟事件の共同の審理及判決は庫倫駐在支那國大官及自治外蒙の右以外に各地に駐在する該大官補佐員の事務所に於て行はるべし被告が自治外蒙古の蒙古人にして原告が支那國人民なるときは其の訴訟事件は同樣に蒙古衙門に於て審理判決せられるべし。有罪者は各自國の法律に從つて處罰せらるべし。關係當事者は各自の選定せる仲裁人に依り共の爭議を平和に解決するの自由を有す。

第十五條

自治外蒙古の蒙古人と自治外蒙古に居住する露西亞國臣民との間に起る民事上の訴訟は千九百十二年十月二十一日附露蒙通商議定書第十六條の規定に準據して審理判決せらるべきものとす。

第十六條

自治外蒙に於ける支那國人民と露西亞國臣

民との間に起る訴訟は左の方法に依り審理判決せらるべし。即ち原告が露西亞國臣民にして被告が支那國人民たる場合の訴訟に於ては露西亞國領事は庫倫駐在支那國大官若は其の代表者又は自治蒙古の庫倫以外の各地に駐在する該大官補佐人と同一なる權利を享有して自身若は其の代表を以て其の裁判に參加すべし。露西亞領事若は其の代表者は開廷して原告及露西亞國證人を審問し、且庫倫駐在支那國大官若は其の代表者又は自治外蒙古の庫倫以外の地方に駐在する該大官補佐員の手を經て被告及支那國證人を訊問す。露西亞國領事若は其の代表者は提出せられたる證據の取調を爲し答辯に對する保障を要求し、且當事者其の他の利權を明らかならしむる爲、專門家の意見を必要なりと認めたるときは右專門家の意見を徵するのみならず、判決及判決文の起草に參加し、尙庫倫駐在支那國大官若は其の代表者又は自治外蒙古の庫倫以外の各地に駐在する該大官補佐員と共に右判決文に署名すべし。判決の執行は支那國官憲の職務たるべし。庫倫駐在支那國大官及自治外蒙古の庫倫以外の各地に駐在する該大官補佐員は同樣に自身若は其の代表者を以て、露西亞國領事館に於て行はるる被告が露西亞國臣民にして原告が支那國民たる場合の訴訟の審理に出席することを得判決の執行は露西亞國官憲の職務たるべし。

第十七條

電信線路の一部克圖—庫倫—張家口間は自治外蒙古の版圖內に在るを以て該部分は外蒙古自治政府の完全なる財産たる事を協定す。電報傳送の爲支那國使用人及び蒙古使用人に依り管理せらるべき外蒙古及內蒙古間の國境上に於ける電信局設置に關する詳細竝傳送せられたる電報の料金、其の收入金の配分、其の他の問題は支那國、露西亞國並自治外蒙古の技術家代表者よりなる特別委員會之を審査決定すべし。

第十八條

庫倫及蒙古恰克圖所在の支那郵便機關は舊規模に依り存續すべし。

第十九條

外蒙古自治政府は支那共和國政府の完全なる財産たるべきものにして庫倫駐在支那國大官及烏里雅蘇台、科布多及恰克圖に駐在する該大官補佐員及右兩者の屬僚に必要なる家屋を之等の任意使用に供すへし同樣に前記屬僚の護衞隊に對し該屬僚の住居附近に於て必要なる土地を供與すへし。

第二十條

庫倫駐在支那國大官及自治外蒙古の庫倫以外の地方に駐在する該大官輔佐員竝右兩者の屬僚は千九百十三年十月廿一日の露蒙議定書第十一條の規定に準據し自治蒙古政府の驛站を便用するの權利を享有すへし。

第二十一條

民國二年十一月五日（千九百十三年十月廿三日）附露支宣言及同日附支那國及露西亞國間の交換公文の規定竝千九百十二年十月廿一日附露蒙通商議定書の規定は引續き完全に有效たるへし。

第二十二條

支那、露西亞語蒙古語及佛蘭西語を以て三通作成したる本協定は其の署名の日より效力を發生す適法に對照し其の相一致することを認めたる四國語の本文中佛蘭西語本文を以て本協定代釋の際の正文とする民國四年六月七日節千九百十五年五月廿五日（六月七日）恰克圖に於て作成す。

交換公文

恰克圖三國協商露西亞國全權代表たる下名は恰克圖三國協商支那共和國全權代表畢桂芳閣下及陳籙閣下より本日附左記書翰を以て中越の趣旨承致し候恰克圖三國協商支那共和國全權代表にして之か爲正式の委任を受けたる下名は自治外蒙古に關する本日附三國協定に署名せむとするに際し恰克圖三國協商露西亞帝國全權代表たる「ミルレル」閣下に向つて本國政府の名に於て左の如く聲明するの光榮を有し候卽ち支那共和國政府は本露支蒙協定署名の日より外蒙古自治政府に歸屬せる蒙古人全部に對し、完全なる大赦を行ひ、且外蒙古の蒙古人全部に對し內蒙古人の蒙古人と均しく

從來通りの前記地方に於ける居住及旅行の自由を存置すへし、支那共和國政府は外蒙及傳克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗陛下に對する敬虔の念を表證する爲庫倫に巡禮する蒙古人に對し何等の羈束を加ふることなかるべし、下名は此機會に於て支那共和國全權代表に對し重ねて敬意を表し候

千九百十五年五月廿五日（六月七日）恰克圖にて

ミルレル署名

支那國全權代表

都督銜畢桂芳閣下

陳　籙閣下

恰克圖三國協商露西亞帝國全權代表にして之が爲正式に委員せられたる下名は自治外蒙古に關する本日附三國協定に署名するに際し恰克圖三國協商支那共和國全權代表たる、畢桂芳閣下及陳籙閣下に對し、本國政府の名に於て左の如く聲明するの光榮を有し候、外蒙古に存在し且恰克圖協定第十七條に記載する張家口庫克恰庫圖間の部分に沿ひて所在する一切の電信局は前記恰克圖協定署名後最長六月の期間內に於て支那國官吏に引渡さるへきこと及支那國電信線路及露西亞國電信線路の接續線は前記第十七條に規定せる技術委員會に依り決定せらるべきことを協定す。

上記の次第は同時にこれを外蒙古自治政府の全權代表に通知したり下名は此の機會に於て支那共和國全權代表に對し重ねて敬意を表し候

千九百十五年五月廿五日（六月七日）

ミルレル

敬具

支那國全權代表閣下

（四）露蒙修好取極

（千九百廿一年十一月五日調印）

露西亞帝國政府と舊蒙古自治政府との間に締結せられたる一切の舊條約及取極は上記露西亞國政府の陰險なる侵略的政策に基因せるものにして、其の後兩國に生れたる新事態の結果として其の效力を喪失したるに因り一方に於て蒙古人民政府他の一方に於て、露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國政府は隣接兩國民間の自由なる友誼的及協力を遂げむとするの眞摯なる希望に促され、此の目的を以て會商すべきことに決定し、此れが爲左の如く其の全權委員を任命せり。

蒙古人民政府

「ダ　ン　ザ　ン」

「スーヘ・バトール」

「ツエレン・ドルヂ」

「エルデニ・チヨーノン」

「ウアン・シアルニン」

「ダ　ム　デ　イ　ン」

露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國政府

「セルゲエイ、イヴアノヴイツチ、ドウホヴスキー」

「ボリス、フイルテイノヴイツチ、ゲツツ」

因て各委員は互に其の全權委任狀を示し其の良好妥當なるを認めたる後左の如く協定せり。

第一條

露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國政府は蒙古人民政府を蒙古の唯一の正當なる政府と認む。

第二條

蒙古人民政府は露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國政府を露西亞國の唯一の正當なる政府と認む。

第三條

兩締約國は相互に左の義務を負ふ

一、各自の版圖內に於て他の當事國に對する抗敵又は他の當事國の政府若は其の同盟國の政府の顚覆を目的とする政府、團體、集團又は個人の組織又は存在を許さざること及び各自の版圖內に於て自國民たると他國民たるとを問はず、之れを他の當事國の敵軍に編入する爲に行ふ動員又は自由募兵を許さざること。

二、直接又は間接に當事國の一方に抗敵する一切の團體に屬し又は此に仕向けらるる武器にして右の抗敵の用に供せらるるの慮あるものを各自國の版圖內の地點及び其の同盟國の版圖內に輸入し、又は右版圖を經由して輸

ソヴエート聯邦の部

內容

- 國家組織、全聯邦共產黨、國防
- 外交、產業、五ヶ年計畫
- 財政金融、勞働、外國貿易
- 內國商業、交通、社會施設
- 文化、一九三五年の聯邦ニュース集

送する事を禁ずること且之を防遏する爲一切の措置を執ること。

第四條

露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國政府は其全權代表を露國の首府に派遣し其の領事を（コプト）、（ウリアスタイ）及び（アルタン・ブラーク）（寶貿城）の諸都市竝に蒙古人民政府との取極めに依り其の他の都市に派遣する。

第五條

蒙古人民政府は其の全權代表を露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國の首府に派遣し及び其の領事を露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國政府との取極めに依り露西亞の國境近くに派遣する。

第六條

露西亞、蒙古の國境は露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國と蒙古人民政府との特別取極めにより任命せらるる特別委員會之を決定すべく右取極めは成るへく速に締結せらるへし

第七條

他の一方の當事國の版圖内に居住する各締約國の人民は最惠國の居住民と同一の權利を享有し、且同一の義務を負擔す。

第八條

各締約國の司法上の權限は民事上及び刑事につき其の版圖内に居住する他の締約國の人民に及ふへく、且當事國は文明及人道の崇高なる原則に從ひ肉體的の苦痛を惹起し又は人類の道義的地位を墮落せしむる一切の刑罰的、又は訊問的措置を其の司法訊問及其の他の機關により適用する事を廢止す、同時に兩締約國は一方當事國か刑事管轄司法手續又は判決執行の範圍に於て、第三國の人民に特權及特殊利益を許與する場合には右特權及利益は當然他の締約國の人民にも均しく及ふへきことを認む。

第九條

兩締約國の人民は貿易に仕向けらるる貨物を他の一國の領域内に輸入し又は之より輸出するときは外國の法律に依り定められたる稅金を支拂ふ、尤も右稅金は同種の貨物の輸入及輸出に付最惠國人民より徵收する同種の稅金を超えざることを要す。

第十條

蒙古勞働民衆の文化的發達に缺くべからざる郵便及電信交換の組織に關する蒙古人民政府の賢明なる措置に副はむが爲、露西亞勞農政府は侵略的傾向を有する世界の帝國主義の據る事なく、蒙古領域に存在する露西亞勞農共和國所屬の電信局の建物を其の電信設備と共に無償にて蒙古人民の完全なる所有に讓る

第十一條

古蒙間の郵便及電信關係竝蒙古を經由する電信の傳達問題を處理するの極めて肝要なるに鑑み、且兩國人民間に生ずる文化的及經濟的相互關係を鞏固ならしむるの目的を以て兩當事國は前記の問題に關し成るべく速に特別取極を締結することを約す。

第十二條

蒙古に土地又は建物を所有する露西亞人民に對し蒙古人民政府は最惠國人民に對し現に承認適用し又は將來承認適用すへきものと同樣の權利を建物用地區の所有、貸借及占有に付認め且稅金、地代及其の他の支拂に付同一の徵收手段を適用することを聲明す。

第十三條

本取極は露西亞語及蒙古語を以て二通を作成し署名の時より之を實施す。

國家組織

一、ソ聯邦國家組織の特徴

ソヴエート社會主義共和國聯邦は從來の私有財産制度に基づかない社會主義的共同經濟の基礎の上に成立せる現在世界最初の國家にして、その著しき特色は如何なる民族も自由意志を以て聯邦に加入し、又、聯邦より脫退することを憲法により規定せられてゐることである。卽ち、ソヴエート社會主義共和國聯邦建設に關する宣言中「本聯邦は平等なる人民の自由團結にして各共和國は自由に聯邦より脫退するの權利を保證せらる」と明示せられてゐる。

二、聯邦構成の七共和國

ソヴエート聯邦は現在ロシヤ、ウクライナ、白ロシヤ、後コーカサス、ウズベク、トルコメン、タジクの七共和國を以て結成されてゐる。タジク自治共和國は從來ウズベク共和國の一部を成してゐたが、一九二九年獨立せる共和國に昇格した。此他經濟的及び政治的に進歩の遲れたる諸民族はソ聯邦自治共和國を形成してゐる。而して自治的單位を爲す小民族の最大多數はロシヤ・ソヴエート社會主義共和國で十一個の自治共和國と十三の自治州とを包含してゐる。

三、聯邦と各加盟共和國との關係

ソヴエート共和國聯邦は對外國際關係に於て聯邦を代表し一切の外交關係を處理し、宣戰及講和、外國貿易及內國商業の管理、聯邦軍隊の編成、單一貨幣及び信用制度の制定、ソ聯邦憲法に違反する加盟共和國ソヴエート大會及び中央執行委員會決議の取消を爲し、加盟共和國間に於ける紛爭の解決を爲す權利をもつてゐる。

而して加盟共和國は右聯邦自體の權限に關する制度を除き、單獨に國家權力を行使することが出來るし自由に聯邦を脫退することも可能である。

聯邦中央統治組織

一、ソヴエート大會

ソ聯邦最高權力機關は全聯邦ソヴエート大會であつて、大會は左記の如き規定により都市及農村代表者を以て組織される。

一、選擧人二萬五千人に對し一人の割合を以て選出する都市及近郊居住地ソヴエートの代表者

二、選擧人十二萬五千人に對し一人の割合を以て選出する農村ソヴエートの代表者

而して聯邦ソヴエート大會に出席せしむべき代表者は州ソヴエート大會に於て選擧し、州を有しない共和國では當該共和國ソヴエート大會に於て直接代表者を選擧することになつてゐる。聯邦通常ソヴエート大會は二年に一回聯邦中央執行委員會に於て召集することになつてをり、臨時ソヴエート大會は聯邦中央執行委員會の發意によるか、又は、聯邦會議、民族會議若は聯邦一共和國の要求する場合、中央執行委員會に於て之を召集し得ることになつてゐる。

二、聯邦中央執行委員會

聯邦中央執行委員會は全聯邦ソヴエート大會閉會中に於けるソ聯邦の最高權力機關であつて聯邦會議及民族會議を以て組織し、

聯邦會議はソヴエート大會が聯邦構成共和國の代表者中より當該共和國の人口に比例しソヴエート大會の定むる人數を以て選出組織し、

民族會議は聯邦內に於る各民族の代表者を網羅し、聯邦構成共和國及自治共和國より各五名、自治州より各一名を選出組織する。

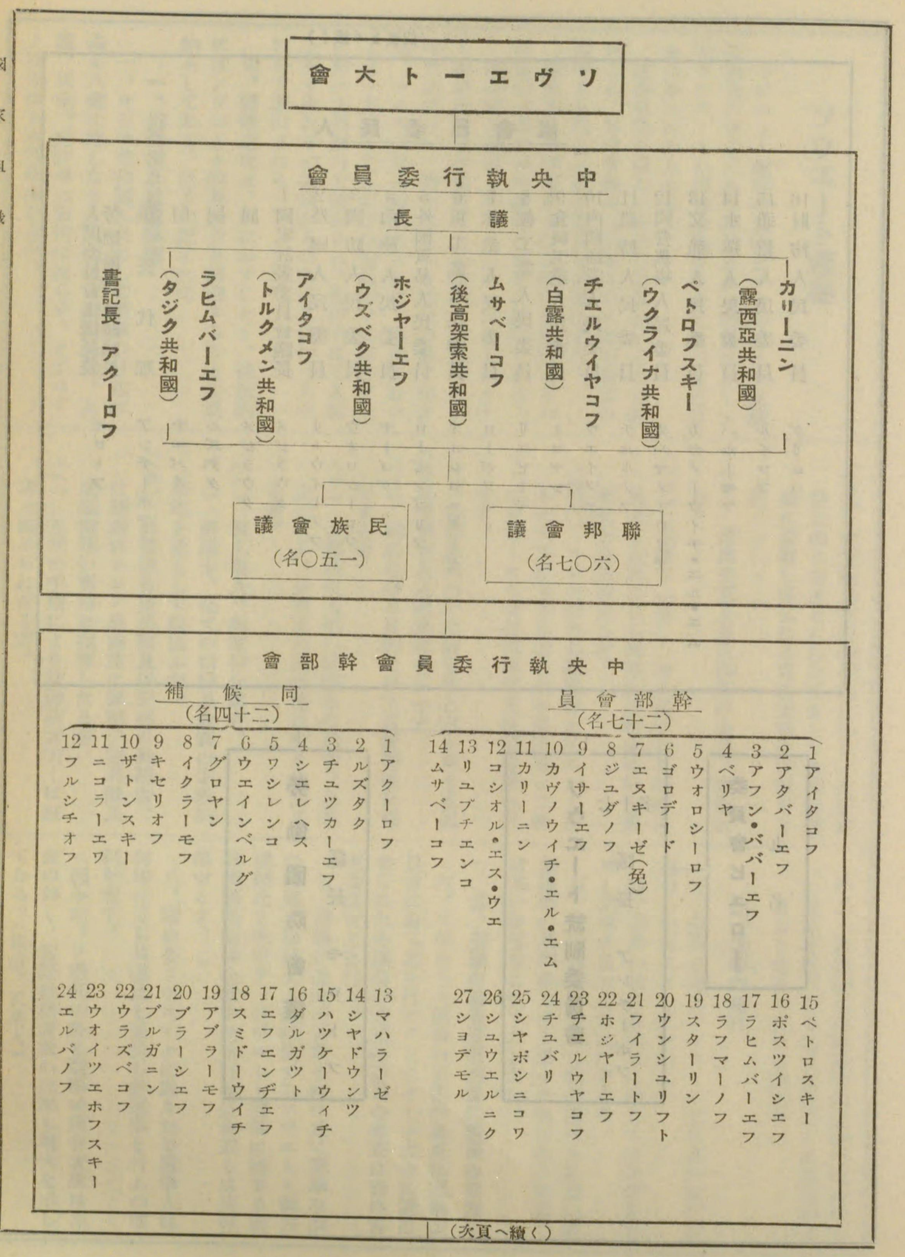

（續へ次頁）

中央執行委員會通常會議はソヴエート大會閉會中に少くとも三回召集され、全聯邦の根本政策の樹立、國家機關の組織等に關する特に重要な法令を發布する。これらの法令はすべて聯邦及民族兩會議を通過することを要する。中央執行委員會は中央執行委員會幹部會、その他の機關の發布せる命令決定等を停止又は取消す權力を有する。

中央執行委員會は聯邦構成共和國の數により中央執行委員會幹部會員中より議長を選擧する。現在議長七名、書記長一名。（別表參照）

三、聯邦中執委員會幹部會

聯邦中央執行委員會幹部會は中央執行委員會閉會中ソ聯邦の最高權力機關であつて中央執行委員會によつて組織され、聯邦會議及民族會議の幹部會員全部を含む二十七名の委員より成る幹部會は全聯邦憲法の適用並に全聯邦ソヴエート大會及中央執行委員會の決定の執行を監督すると共に法令を發布し、又人民委員會議その他の機關により發布せられる法令を審議し之を停止又は取消す權利を有する。（別表參照）

四、聯邦人民委員會議

聯邦人民委員會議は內閣に相當する行政機關であつて人民委員は大臣に相當する。人民委員部には左の種類がある。

A、單一人民委員部＝聯邦政府にのみあり外務、國防、內務、外國貿易、重工業、林業、輕工業、食料工業、國營農場、交通、水運、通信。

B、複合人民委員部＝聯邦政府及聯邦構成の各共和國の中央執行委員會及にあるものはその共和國政府に重複して存し、共和國政府人民委員會議に隷屬し且聯邦の當該人民委員部の命令により行動する。農務、內國商業、財務。

C、聯邦構成共和國政府のみにあるもの國家計畫委員會は複合人民委員部と同樣聯邦及共和國の各政府に存在する。

司法、敎育、保健、社會保險、都市經濟、地方產業、內務

前記ACの內務人民委員部は同名であるが隷屬關係はない。露西亞共和國にはCの內務人民委員部代表部の代りにAの內務人民委員部を置く。

從來の合同國家政治部（オ・ゲ・ペ・ウ）は單一內務人民委員部に包含されてゐる。（別表參照）

五、人民委員會議直屬機關

人民委員會議直屬機關として、勞働國防會議、ソヴエート統制委員會がある。

A、勞働國防會議（ストー）＝財政經濟計畫の審議及實現並に國防事項の審議等を官掌し、委員は形式上人民委員會議によつて選出される規定ではあるが、實際は中央機關の代表者より任命される。議長は人民委員會議長これを兼務する。議長以下委員の氏名左の如し。

議長 ウエ・エム・モロトフ
同代理 ヤ・エ・ルヅターク
委員 イ・ウエ・スターリン
同 ゲ・カ・オルヂヨニキーゼ
同 カ・エ・ウオロシーロフ
同 ヤ・ア・ヤコウレフ
同 ゲ・エフ・グリニコ
同 ア・イ・ミコヤン
同 エム・イ・カルマノウイチ

B、ソヴエート統制委員會＝社會主義實現に關する政府指令の施行狀況を監視しソヴエト機關の紀律を强化する機關であつて、第十七回黨大會に於て從來の勞農檢察人民委員部を近代化したものである。

議長 アンチーポフ
事務局員 ロイゼンマン、ロモフ、ツガホン、モスクウイン、ウリヤノワ、ベーレンキー、エムリヤテカ、デイチ、イーステル
委員 七十名

いまソ聯邦中央統治組織の構成を圖表を以て示せば次の頁の如くである。

（前頁より續く）

人民委員會議

人民委員會議議長兼勞働國防會議議長　モロトフ

議長代理　アンチーボフ
同　チュバリ
同　ルズタク
同　メジラウク

1 國家計畫委員會議長　メジラウク
2 外國人民委員　リトウイーノフ
3 國防人民委員　ウオロシーロフ
4 內務人民委員　ヤーゴダ
5 外國貿易人民委員　ローゼンゴリツ
6 重工業人民委員　オルジョニキーゼ
7 林業人民委員　ローボフ
8 輕工業人民委員　リユビーモフ
9 食料工業人民委員　ミコヤン
10 內國商業人民委員　ウエイツエル
11 農務人民委員　チエルノフ
12 國營農場人民委員　カルマノーウイチ
13 交通人民委員　カガノーウイチ・エル・エム
14 水運人民委員　パホーモフ
15 通信人民委員　ルイコフ
16 財務人民委員　グリニコ

勞働國防會議
議長　モロトフ

ソウエート統制委員會
十七名
議長　アンチーボフ

委員會ビユロー
九名

ソウエート選擧

ソヴエート聯邦の政治がプロレタリヤ及勞農民の手中にある所以は基本的單位としてのソヴエートの選擧が勤勞大衆によつて行はれるからに外ならぬ。

選擧期間は聯邦中央執行委員會によつて決定され、各地方機關は該期間中に當該地方の選擧日を指定し選擧委員會を選出する。

選擧委員會は選擧事務の總括的指導及その計畫的合理的適時遂行のための組織である。

選擧區は農場、MTS（マシン・トラクター配給所）、居住地區、大工場、大企業等によつて決定され、選出さるべき委員の數、割合は、ロシヤ共和國憲法によれば、都市において五十人以上千人以下の委員が、農村では三人以上五十人以下の委員が人口各百人に付一人の割合で選出される。

尙、選擧規定は、次に示すごとく、徹底的に反ソヴエート的異分子を歸蕩することを目的としてゐる。以下列記すれば

一、選擧權及被選擧權

一、ロシヤ共和國人民にして選擧の日迄に滿十八歲に達したる左記の者はその信仰、人種、民族、定住等の如何に拘らず、ソヴエート選擧權及被選擧權を有す。

（イ）生產的及公益的勞務に依りて生活資料を得る者及これらの者をして生產的勞働に從事し得しむる爲め家事に從事する者。

（ロ）勞農赤軍及赤色海軍の赤兵、赤色水兵。

（ハ）本條（イ）及（ロ）項に掲げたる部類に屬する人民にして何等かの程度に於て勞働能力を失ひたる者。

〔備考〕ロシヤ社會主義聯邦ソヴエート共和國人民に非ざる者の中本憲法第十二條に指定したる者は選擧權及被選擧權を有せず。

二、前條各項の一に該當する者と雖も左記の者は選擧權及被選擧權を有せず。

（イ）利益を得る目的を以て雇傭勞働を利用する者

（ロ）非勞働收入例へば資本の利子、企業上の收入、財產上の所得等に依り生活する者。

（ハ）個人商人、商業仲介業者。

（ニ）修道士、全ての信仰及敎義の宗敎的祭祀を業として取扱ふ者。

（ホ）舊警察各憲兵隊及保安部の勤務者、代理者舊ロシア皇族並に警察、憲兵隊及處罰機關の事務を指揮したる者。

（ヘ）正規の手續により精神病者若くは狂者と認められたる者。

（ト）貪婪的又は被廉恥的犯罪の爲め刑の宣告を受けたる者は法律若くは裁判判決により定められたる期間中。

二、選擧の施行

三、選擧は地方ソヴエート又は其の執行委員會の定むる日と之を行ふ。

四、選擧の經過及結果に關しては調書を作成し選擧委員會委員之に署名す。

五、選擧施行細目並に職業組合及其他の勞働團體の選擧參加は全露中央執行委員會若くは其の幹部會に於て之を定む。

三、選擧の審査及取消並に議員の召集

六、ソヴエート選擧の正否の審査は選擧委員會に於て之を行ひ、ソヴエート大會に選出せられたる議員の全權の正否の審査は資格審査委員會之を行ふ。

七、選擧が全部不正なる時に於て選擧取消の問題は順序上上級に位するソヴエート權力機關之を決定す、ソヴエート選擧に關する最終審判機關は全露中央執行委員會若くは其幹部會とす。

八、議員をソヴエートに送りたる選擧人は何時にても其議員を罷免し新選擧を行ふの權利を有す。

因みに、ソ聯邦に於る選擧權所有者數は左表の如く、實際投票者數の比率も增大を示してゐる。（單位、百萬人）

	有權者數	投票者數	投票率(%)
一九二六年	七六	三九	五一
同 二七年	七八	三九	五〇
同 二九年	八一	五二	六四
同 三一年	八六	六二	七二
同 三四年	九一	七七	八五

尙一九三四年一月一日現在のソ聯邦人口は一億六千八百萬人、一九一三、二八年と比較して、階級構成の變動左の如し。(單位千人)。

△勞働者

一九一三年	二三、三〇〇	一二八年	二六、三四三	一三四年	四七、一一八
A、工業勞働者及勤務者		一七、三〇〇		二四、一二四	四一、七五一
B、農業勞働者		六、〇〇〇		二、二一九	五、三六七

△コルホーズ員 四、四〇六 七七、〇三九

△個人農(富農を除く) 九〇、七〇〇 一一一、一三一 三七、九〇二

△ブルヂョアジー 二二、一〇〇 六、八〇一 一七四

(富農) 一七、一〇〇 五、六一八 一四九

△その他 三、二〇〇 三、六七一 五、七六九

計 一三九、三〇〇 一五二、三五二 一六八、〇〇〇

選擧制度改正

ソ聯邦人民委員會議長モロトフは一九三五年一月末第七回ソヴエート大會開會劈頭の一般施政報告演說中一九一八年レーニンの執筆に係るソヴイエト憲法は其の後一九二三年ソ聯邦の形成に際し更に發展したが、爾來ソ聯邦の社會構造は社會主義の成功に依り大なる變更を受けた。然るに右變更は未だ憲法の條文に反映してゐないためにソヴエート憲法はコルホーズ制度の建設、資本主義分子の淸算、社會主義財産制度の確立に照應しソヴエート社會主義を徹底させ、勤勞者の國家統治參加形態を發展させるやうに改正すべき旨聲明したが、此の聲明は豫期せざる速度を以て現實化し、本年二月一日ソ聯邦共産黨中央委員會總會は(一)完全に平等ならざる選擧を直接選擧に、等級選擧を直密選擧に換へる趣旨に於て選擧制を一層民主主義化し、(二)ソ聯邦に於ける階級諸力の現相互關係(新しい社會主義工業の確立、富農階級の潰滅、コルホーズ制度の勝利、ソヴエート社會の基礎たる社會主義財産制度の確立)に憲法を對應させる趣旨に於て憲法の社會經濟的基礎を正確化する方針を以てソ聯邦憲法を變更する必要ある旨全聯邦共産黨中央委員會の名を以て第七回ソヴエート大會に提案することをモロトフに移囑した。

モロトフは右移囑に基き二月六日第七回ソヴエート大會に於てソヴエート憲法改正に關する提案及之が說明の演說を爲した處、その要旨は普通選擧の制限一切を完全に撤廢しようとするもので其の要項左の如し。

一、等級選擧を廢止して直接選擧を採用すること

從來ソ聯邦に於て直接選擧の存在するのは都市ソヴエートと農村ソヴエートだけで、右ソヴイエトは勞働者農民兵士により現地に於て直接選擧せられてゐた。然るにそれより上級のソヴエート主權機關は地區執行委員會を始め選擧人の直接投票によらず當該ソヴエート大會に於て選擧せられることになつてをり、其結果地區執行委員會は二級制度により選擧され地方及州執行委員會竝に自治共和國の指導機關三級制度により選擧され州を有する聯邦諸共和國の中央執行委員會及ソ聯邦中央執行委員會は四級選擧制度により選擧されてゐた。斯くの如く從來の選擧制度に於ては都市農村選擧人大衆とソヴエート主權指導機關の關係は迂遠極まるもので隔靴搔痒の感切なるものがあつた。

然るに今モロトフの說明する所に據れば、國民經濟昂揚し都市と農村の聯繫を鞏化し大衆の文化水準及政治意識向上せるを以て右選擧制度の民主主義を促進することが必要になり、黨中央執行委員會は都市及農村ソヴエートから聯邦中央執行委員會に至るソヴエート機關凡ての等級選擧を直接選擧に換へる問題を第七回ソヴエート大會に提起した。

二、完全に平等ならざる選擧を平等選擧に換へること

從來のソヴエート憲法はソヴエート機關選擧に際し農村勤勞者に比し勞働者に一定の優越權を設定してあり都市ソヴエートにあつては選擧人二萬五千に付代表者一人、農民の多數を占める農村ソヴエート大會よりは人口十二萬五千に付代表者一人の割でソヴエート代表者を選擧し、勞働者と農民との間に著しい偏頗があり此の事に付レーニンは一九一九年斯る不平等は憲法により豫め規定せるものではなく現實生活の作成したものである、卽ち勞働階級の組織は農民の組織より遙か迅速に行はれ爲に勞働階級は革命の支柱となり事實上優越權を得た事實を憲法が追認するまでゞ今後右優越權は之を漸次平準化すべき旨言明した。

これが今回の憲法改正中非常に重視すべき點であるが之に關しモロトフは右優越權は農民が尙全く小所有者であり且富農階級の勢力が尙農村に於て大きかつた時勞働者のために實施されたものである、優越權はソヴエート國家に於ける勞働階級の指導的役割を安定させ農村經濟の振興、農村の社會主義的改造に於けるプロレタリアト獨裁の勤勞農民に對する援助を確保し從つて共産黨は右勞働者の優越權が革命の所得を確保するために必要であることを指摘すると共に之が一時的のもので あることを强調した。

然るにソヴエート憲法の書かれた時から情勢は根本的に一變し農民は其の大部分が小所有者經營を抛棄しコルホーズに合同し新たなる社會主義生活を建設するに至つた。

然し之を以て既に勞働者と農民の差異が消滅したと見るのは誤りで勞働者の就業してゐる國營企業は其の社會主義的組織性に於てコルホーズより高位にあり、又革命の諸年に亘り資本主義及之が遺製との先頭鐵爭陣地に立つた勞働者の革命的鍛錬は後進勤勞大衆に比し優越權を有すべきであり、勞働者に次いで農民も直接社會主義建設者の列中に加はつた以上勞働者と農民の差別一切撤廢及選擧權に於ける差別除去の途は開かれた。

今や勞働者と農民は同一の共同事業卽ソヴエート制度を基礎とする社會主義建設に從事し他方ソヴエート主權は未曾有の安定を來し た。故に勞働者農民間の選擧權に於ける差別は消滅しなければならぬ。

三、公開選擧を祕密選擧に換へること

モロトフの說明に依れば公開選擧より祕密選擧に移すことはソヴエート主權機關と勤勞大衆との聯繫を强化し官僚分子に大なる打擊を與へ彼等のために有用な刺戟劑となりソヴエート機關と勤勞大衆の有機的聯繫を深め以てソヴエート作業全體に生氣を與へなければならぬ。

祕密選擧採用の事實はソ聯邦に於けるプロレタリア民主主義の發展及ソヴエート機關の仕事振を一層勞働者農民の管理下に置かんとするソヴエート主權の翼求を裏書するものである。

ソ聯邦在住外國人勞働者と選擧權問題

ソ聯邦に於てはソ聯邦に住居する外國人にして勞働者なる場合には人民に非ずと雖も公民權を有する。卽一九二四年十月施行の聯邦國籍法第二條は「外國人にして勞働の爲にソヴエート聯邦領内に居住し且勞働者階級に屬し又は他人の勞働を搾取せざる農民階級に屬する者は聯邦の一切の公民權を取得す」と規定してゐる。從つて外國人にしてソ聯邦に於て勞働に從事する者はソヴエートの選擧權を有する。

ソヴエート法學者は此の點に付てソ聯邦はプロレタリアートの國家にして其特質は勞働者及農民の獨裁に存する故に勞働者又は農民なる以上何國人と雖もソヴエート主權に參與し得るものと規定してゐる。

聯邦最高裁判所

聯邦最高裁判所は聯邦中央執行委員會に直屬する最高司法機關である。

聯邦最高裁判所は各加盟共和國最高裁判所の決定、又は宣告が聯邦の一般的立法に違背し、又は他の共和國の利益に抵觸する場合、聯邦中央執行委員會に對し異議の申立を爲し、加盟共和國の各種決定が憲法上正當なりや否やを決定し、職務上の犯罪により告發せられたる聯邦最高官吏の審判を行ふ。軍法會議に屬する事務をも管掌することは本裁判所の特色である。猶ほ同裁判所の構成は左の通りである。

（イ）最高裁判所全員會（ロ）民事裁判部
（ハ）刑事裁判部（ニ）軍事裁判部（ホ）軍事交通裁判部（ヘ）運輸事務參議會
（ト）覆審部

全員會は十五名を以て組織し、其中には議長及議長代理、聯邦各共和國最高裁判所全員會議長及議長代理其他の七名は聯邦中央執行委員會幹部會に於て任命することになつてゐる。議長並に職員の氏名は左の通りである。

議　長　ア・エヌ・ウイノクーロフ
同代理　エム・イ・ワシーリエフ
刑事裁判部長　ウエ・ペ・アントノフ
民事裁判部長　エヌ・エヌ・オウシヤンニコフ
軍事裁判部長　ウエ・ウエ・ウルリシユ
交通裁判部長　ア・ペ・エゴロフ

最高裁判所には檢事局を附屬する。最高裁判所檢事局は加盟共和國最高機關の憲法遵守上の監視、最高裁判所の權限問題に關する裁判し、憲法監視、軍事檢察事務の指導を任務とする。檢事總長及其代理は聯邦中央執行委員會幹部會之を任命する。

檢事總長はア・ヤ・ウイシンスキーであり、同代理はエス・エス・ビリヤフスキーである。

加盟共和國政治組織

聯邦加盟各共和國の中央統治機關はソヴエート憲法の根本精神に基調を置き編成されたものであるが、之を全聯邦中央統治機關に比較すれば多少の相違があるも猶ほ他の加盟共和國のそれは大同小異なれば玆に之を省略す。

一、全露ソヴエート大會

全露ソヴエート大會の權限に屬するものは、

（イ）ロシヤ共和國憲法の根本的原則の制定、增補、修正
（ロ）ロシヤ共和國に包括さるゝ自治共和國憲法の最終的認可

全露ソヴエート大會議員は都市ソヴエートの代表として當該都市有權者二萬五千人に就き一名、州ソヴエート代表として當該州人口十二萬五千人に就き一名の割合をもつて選出される。

二、全露中央執行委員會

全露中央執行委員會はロシヤ共和國最高の統治機關であつて、共和國の立法、行政及監督の任に當るものである。中央執行委員會は自己の發意により、法典、命令及び決定を發布し、ロシヤ共和國人民委員會議の提出せる法律案を審査し、且つ裁可する。

猶ほ中央執行委員會には最高體育協會土地紛爭最高統制特別委員會、全露記錄中央管理局が其管轄下に置かれてゐる。

三、全露中央執行委員會幹部會

本幹部會は中央執行委員會の定例會議閉會中、之に代行する最高機關であつて全聯邦中央執行委員會幹部會と同性質のものである。本幹部會には中央選擧委員會、豫算委員會、行政委員會、特赦委員會が附屬する。

四、全露人民委員會議

全露人民委員會議はロシヤ共和國政府の內閣に相當する機關で、ロシヤ共和國の一般行政を處理し、中央執行委員會及びソヴエート大會に對して責任を負ふ。人民委員會議の命令は臨時中央執行委員會又は同幹部によつて停止若くは取消されることがある。

猶ほロシヤ共和國人民委員會議は左の如き構成である。

一、農務、二、財務、三、供給、四、勞働、五、司法、六、敎育、七、保健、八、國營農場、九、公益事業、一〇、社會救恤

各人民委員及び議長、議長代理、國家計畫委員會議長とを以て構成されるのである。司法敎育、保健、公益事業及社會救恤の行政事務は當該民族の風習、地方的各種條件に適應する必要があるので、各加盟共和國にのみ設置されてゐる。

外務、國防、外國貿易、交通、水運通信、重工業、輕工業、林業等の如き全聯邦人民委員會の單一人民委員部より派遣せられたる代表者はロシヤ共和國人民委員會の一員として發言權及び議決權を持つてゐる。

五、加盟共和國政治組織

各加盟共和國は、憲法の規定に基き、聯邦自體の權限に屬する諸事項に關してのみ制限せられる以外、獨立の國家權力として、獨立の憲法と政治組織を有してをり、各政治機關の權限の如きも聯邦の其れより類推し得る。即ち最高機關は地方ソヴエートを基礎とするソヴエート大會であり、閉會中はその代行機關として中央執行委員會及び其の幹部會があり、又、中央執行委員會の執行機關として人民委員會、部門執行機關とある。尙、加盟共和國の經濟會議は聯邦の勞働國防會議と相當する。

六、自治共和國及自治州の政治組織

自治共和國及自治州に於ける最高機關は聯邦憲法に基きソヴエート大會があり、閉會中の代行機關として中央執行委員會及同幹部會がある。自治共和國は加盟共和國と異り、その直屬する加盟共和國の州と同格のものである。

自治州は民族自治を認められてゐるが、行政上の地位は自治共和國の下位にあり、その管轄下において、州又は地方の下級行政區劃と同格である。

七、州又は地方政治組織

州又は地方の最高機關は、州又は地方内の都市ソヴエート、市的勞働者居住地ソヴエート、工場ソヴエート、農村ソヴエート大會より組織される地方ソヴエート大會であり、閉會中の代行機關として執行委員會幹部會を選出する。

州又は地方執行委員會には更に交通、水運、郵電、外國貿易等の人民委員部の代表機關が附屬してをり、同幹部會には、書記局、計畫委員會仲裁委員會等が附屬してゐる。

八、區政治組織

區の最高機關は區ソヴエート大會である。區内の都市、市的勞働者居住地、其以外の工場及製造所、農村等のソヴエート、等より成り、召集は年一回である。區執行委員會は區ソヴエート大會閉會中における其の代行機關であり、管區廢止以來、その重要性を加へ、管區と村落間の介在的取次機關から農村再組織の中心機關となつた。

九、農村政治組織

農村には、一村又は數ヶ村を合併して農村ソヴエートが組織され、聯邦ソヴエート大會の細胞的基本的單位として、ソヴエート行政機關の最下位の自治機關である。

農村ソヴエートの任務は農村の社會主義的再組織でありその構成主體は貧農、農業勞働者、コルホーズ加入者等であり、從來の如き人口と面積とを基礎とした農村ソヴエートから、コルホーズ、ソフホーズ、マシン・トラクター・ステーション等の經濟單位を基礎とした組織に改組された。ここでは農村ソヴエート自體が執行機關で、別に執行委員會、同幹部會が無い。

尙、農村ソヴエートに附屬して會計檢査を任務とする監査委員會があり、選擧權者大會によつて選出され任期一ケ年である。又、農村執行員があり、男子十八歳より五十五歳、女子十八歳より四十五歳までの住民の中より選出せられ、交替に農村の公共事業のために勞力を提供する。

十、都市政治組織

都市は農村と同樣ソヴエート行政上の最下級單位である。都市に三種類あり、一は區の管轄内に屬し農村と同格のもの、二は地方の管轄に屬し區と同格のもの、三は加盟共和國に直屬し州又は地方と同格のものがあるが、行政上の最下級單位たることは同じである。

都市ソヴエートは都市の最高機關であり、ソヴエート聯邦行政上の基本的細胞的單位として直接當該都市居住のプロレタリヤ大衆の中から選出される。又、人口五萬以上の大都市にあつては、これを數區に別ち、市區ソヴエートを組織する。

都市ソヴエートには執行委員會があり、執行委員會の下に數多の部門機關がある。又、勞働者大衆と政治機關との聯絡を緊密にし彼等を政治的に教育するために、種々の都市セクションを設け一般勞働者を參加させ、各部事務の檢察を行つてゐる。

各共和國中央國家機關重要職員表

一、ロシヤ社會主義聯邦ソヴエート共和國

全露中央執行委員會議長　エム・イ・カリーニン
書記　ア・エス・キセリオフ
人民委員會議長　デ・エ・スウリモフ
同代理　デ・ジエ・レベデテ・エル・ルイスクロフ
農務人民委員　エヌ・ウエ・リシツインエル・エム・ヒンチウク
內國商業同　ウエ・エヌ・ヤコウレフ
財務　同　カ・ウエ・ウハーノフ
地方產業　同　エヌ・ウエ・クルイレンコ
司法　同　ア・エス・ブブノフ
教育　同　ゲ・エヌ・カミンスキー
保健　同　イ・ア・ナゴウィツイン
社會保險　同　エヌ・ペ・コマロフ
公益事業　同　エス・ペ・カルプ
國家計畫委員會議長　エム・イ・ローゴフ
全露中央執行委員會豫算委員會議長

二、ウクライナ社會主義ソヴエート共和國

中央執行委員會議長　ア・ゲ・チエルビヤコフ
人民委員會議長　エヌ・エム・ゴロデツト
同代理　カ・エ・ウエネクゲ・ペ・グリセウイチ
同　ア・イ・リチエフ
農務人民委員　エフ・エヌ・ラチトスキー
財務　同　ア・イ・ハツケウイチ
司法　同　モム・ア・レウコフ
教育　同　ア・エム・ブラツン

三、白ロシヤ社會主義ソヴエート共和國

中央執行委員會議長　ゲ・イ・ペトロフスキー
書記　イ・ア・ウオイツエホフスキー
人民委員會議長　ペ・ペ・リユブチエンコ
同代理　ア・カ・セルビチエンコ
同　カ・ウエ・スホームリン
同　ウエ・ペ・ザトンスキー
農務人民委員　ア・エム・ズズニク
財務　同　ア・エル・ツリリスキー
司法　同　ハ・エフ・コウフルウエ・ウエ・ボリヤコフ
教育　同　エヌ・フ・スクリプニイ
保健　同　エス・イ・カンタロウイチ
社會保險　同　ゲ・エヌ・ボコリニー
公益事業　同　ウエ・デ・コスメンコ

保健　同　ヤ・エス・チエンツペル
社會保險　同　エ・カ・マルセウイチ
公益事業　同　エヌ・エル・アクシユヒツ

四、後高架索社會主義聯邦ソヴエート共和國

中央執行委員會議長　ハ・ム・サベロフ
同　エフ・エ・マハラゾア・ア・アナニヤン
書記　ハ・スルタノフ
人民委員會議長　アク・メドフ
同代理　エム・ア・エル・ジユゲリア・イ・ドガドフ
同　ハ・エス・ウエジロフ
農務人民委員　ゲ・ムガロヴイシユビリ
財務　同　エフ・ジエ・グロンテイ
公益事業　同

五、ウズベツク社會主義ソヴエート共和國

中央執行委員會議長　エル・アフンババエフ
同代理　エム・ペ・モエーエフ
同　デ・ア・ビドワ
書記　エム・ア・アフメドフ
同　エム・ア・セガル
人民委員會議長　エフ・ホデヤエフ
同代理　ア・カリモフ
同　カ・ワルタバーエフ
同　ア・イスラモフ
書記　チヤー・イルマトフ
人民委員會議長　テ・ジユルヘネフ
同代理　ウエ・ペ・ニコラーエフ
同　エム・シエイホワ
農務人民委員　ア・イスハコフ
財務　同　エス・アイタコフ
公益事業　同　カ・ハクリウエルデエフ
同　オ・エスチエムリエフ
司法　同　ヤ・ア・ダニロフ
教育　同　カ・ア・タバエフ
保健　同　ペ・ウエ・トルピゴハ・ア・タバエフ
社會保險　同　エム・イノヤトフ
公益事業　同　ペ・ア・タニフ

六、トルクメン社會主義ソヴエート共和國

中央執行委員會議長　エス・エヌ・アガジヤノフ
同代理　デ・ハン＝マオメトフ
同　オ＝ベ・アタムラドフ
書記　オ・タシユリエフ
人民委員會議長　カ・ハクリウエルデエフ
同代理　オ・エスチエムリエフ
同　ヤ・ア・ダニロフ
農務人民委員　カ・ア・タバエフ
財務　同　ベ・ウエ・トルピゴハ・ア・タバエフ
司法　同　エム・イノヤトフ
教育　同　ペ・ア・タニフ
保健　同　エス・エヌ・アガジヤノフ
社會保險　同　デ・ハン＝マオメトフ
公益事業　同　オ＝ベ・アタムラドフ
同　オ・タシユリエフ

七、タヂツク社會主義ソヴエート共和國

中央執行委員會議長　エム・ヌスラツーラ
同代理　カ・バキエフ
同　ハ・エヌ・ツルデヤロフ
書記　ア・ア・ゼノチヤニフ
人民委員會議長　ア・エル・ハヂバエフ
同代理　ウエ・エ・スルチヤク
農務人民委員　シヤー・ハ・アブドウラエフ
財務　同　エム・デ・イスマイロフ
司法　同　エス・ホデヤロフ
教育　同　エヌ・ム・ハメドフ
保健　同　チヤー・イ・イマモフ
社會保險　同　ハ・エヌ・ハルナザロフ

年齡からみたソ聯巨頭

最近調査による共產黨並に政府要職者の年齡は四十歳前後の活動盛りを最としスターリンの五十七歳は長老の部に屬する。

スターリン　五十七歳
モロトフ　四十六歳
カガノウイチ　四十三歳
ウオロシロフ　五十三歳
カリニン　六十一歳
オルジヨニキゼ　五十歳
クイブイシエフ　四十八歳
アンドレフ　四十一歳
コシオル　四十七歳

國家機關改廢

第一次五ケ年計畫から第二次五ケ年計畫へ絶えず眼まぐるしいテンポで變動してゐるソ聯邦の經濟政治情勢は、從來の機關の改廢を要求するに至り、この結果左の如き機關が改廢された。

△**實施委員會**——五ケ年計畫の遂行狀態を監督し實績を檢討する實施委員會は、一九三四年一月の第十七回共產黨大會に於てこれを廢止し、ソヴエート統制委員會を新設（別表參照）に決定。

△**勞農檢察人民委員部**——國家機關、國營企業、組合事業の綱紀を肅正する勞農檢察人民委員部は、第十七回共產黨大會に於て廢止し、黨統制委員會新設に決定。（別表參照）

△**黨中央統制委員會**——前記勞農檢察人民委員部と同時に廢止、黨統制委員會新設。

△**陸海軍人民委員部**——ソ聯邦中央執行委員會は一九三四年六月二十日附發令を以てソ聯邦革命軍事委員會を廢止し、又、ソ聯邦陸海軍人會委員部を新たにソ聯邦國防人民委員部と改稱する件を公布した。

一、ソ聯邦中央執行委員會並びにソ聯邦人民委員會一九三四年三月十五日附「ソヴエート及び經濟建設方面の組織手段」に關する命令に準據し、ソ聯邦革命軍事委員會及び陸海軍人民委員部參與會を廢止す。

二、陸海軍人會委員部はソヴエート社會主義共和國國防人民委員部と改稱す。

三、ソ聯邦國防人民委員次長二名を置く、第一次長はヤン・ボリソウイツチ・ガマルニク、第二次長はミハイル・ニコラエウイツチ・ツハチエフスキイ

△**ゲ・ペ・ウ（合同國家保安部）**——チエカ（非常時革命委員會）の昔からソヴエート內外の人民脅威の的であつた合同國家保安部（ゲ・ペ・ウ）が改組され、新設ソ聯邦內務人民委員部の一部となつた。（七月十四日附中央執行委員會發令）同委員部最高幹部顏觸れ左の如し。

ソ聯邦內務人民委員部

同　第一次長　ヤゴダ

同　第二次長　アグラノフ

猶ほ新內務人民委員長ヤゴダ氏は先般死去せるゲ・ペ・ウ長官メンジンスキイ氏の後任としてゲ・ペ・ウ長官に就任し彼の有名なドネプロ・ストロイを凌ぐ白海・バルチツク海運絡大運河開鑿の總指揮にあたり、强行的に此の大事業の完成に努力しつゝあつた人、第一次長アグラノフ氏の下にゲ・ペ・ウ長官代理を勤め、又、第二次長プロコフイエフ氏は民兵（ミリチヤ）長官の職にあつた人である。

新人民委員部の機能は反革命取締、公有財產の保護、結婚及び國境保安等であるが、同人民委員部には左の諸局を置くことになつた。

一、國家保安局
二、民　兵　局（警察）
三、國境保安局
四、國內保安局
五、消　防　局
六、刑　務　局（監獄）
七、流　刑　局
（其　他）

△**供給人民委員部**——ソ聯邦中央執行委員會及人民委員會議は七月二十九日左の如き規定を公布した。

一、ソ聯邦供給人民委員部を次の二つの獨立人民委員部に分割す。ソ聯邦內國商業人民委員部及び食料工業人民委員部。

二、ソ聯邦人民委員會議は二十日の期間內に前記兩人民委員部の組織及び所管範圍に關する指導的指令を發すべし。

三、內國商業及び食料工業兩人民委員部は三ケ月の期間內に當該人民委員部の施行細則を作成し立法機關の確認を求むべし。

食料工業人民委員としては前供給人民委員ミコヤン、內國商業人民委員としてイ・ウエイツエルが就任。

聯邦憲法改正問題

第七回ソヴエート大會はモロトフの提案演說を聽取せる後、之を正鵠且時宜に適せるものと認め、ソ聯邦中央執行委員會に對し憲法委員會を選出し選擧制度を一層民主々義化し憲法の社會經濟的基礎を正確化する方針に基き改正憲法條文を作成し之をソ聯邦中央執行委員會會議に附議し裁可を得ることを委囑すべきを提議し且來るべきソヴエート主權機關の定次選擧は新選擧制度に基き之を行ふ旨決定した。

右決定に基きソ聯邦中央執行委員會は右憲法改正のため憲法委員會を選出したが、其の構成は三十一名左の如きソ聯邦共產黨及政府の巨頭を網羅してゐる。

委員長　スターリン（共產黨書記長）

委員

アイタコフ（ソ聯邦中央執行委員會議長）
アクーロフ（ソ聯邦中央執行委員會書記長）
ブブノフ（露西亞共和國教育人民委員）
ブハーリン（イズヴエスチヤ紙編輯長）
ヴオロシーロフ（ソ聯邦國防人民委員）
ヴイシンスキー（檢事總長）
ゴロデード（ソ聯邦中央執行委員會幹部會員）
エヌキーゼ（當時ソ聯邦中央執行委員幹部會員）
エルバノフ（ソ聯邦中央執行委員會幹部會員候補）
ジユダノフ（ソ聯邦共產黨組織局員）
イクラーモフ（ソ聯邦中央執行委員會幹部會員候補）
カガノーヴイツチ（エル）（ソ聯邦中央執行委員會幹部會員）
カリーニン（ソ聯邦中央執行委員會議長）
クラーシコフ（元ソ聯邦檢事總長）
クルイレンコ（露西亞共和國司法人民委員）
リトヴイノフ（ソ聯邦外務人民委員）
リユブチエンコ（中央執行委員會幹事會員）
メフリス（共產黨中央委員候補）
ミコヤン（ソ聯邦食料加工業人民委員）
モーロトフ（ソ聯邦人民委員會議々長）
ムサベーコフ（ソ聯邦中央執行委員會議長）
ペトロフスキー（ソ聯邦中央執行委員會議長）
ラーデク（ソ聯邦外交評論家）
ラヒムバーエフ（ソ聯邦中央執行委員會議長）
スターソワ女史（モップル中央委員）
スリーモフ（露西亞共和國人民委員會議々長代理）
ウンシュリフト（前非軍事航空隊長官）
ホツジヤーエフ（ソ聯邦中央執行委員會議長）
チエルニヤコフ（ソ聯邦中央執行委員會議長）
チユーバリ（ソ聯邦人民委員會議々長）

斯の如く憲法委員會は各方面の指導者を網羅して居るがそれと同時に注意すべきは右の顏觸中にブハーリン及ラーデクの名が見られることとてブハーリンは周知の如く曾て政治局の一員であつたが、ルイコフ、トムスキイ共の他と共に黨內右翼偏向の巨頭として暗に富農清算政策に反對して失脚し、ラーデク又左翼偏向の指導者としてトロツキー、ジノヴイエフ派と共同の立場に立ちソ聯政界及言論より隱退するの餘儀なきに至つたが、而も兩者は今や黨及政府の巨頭連と竝んで選擧制度改正なる重要政務を決定すべき憲法委員會に選出された。

憲法準備委員會

憲法委員會は七月七日スターリン司會の下に第一回總會を開催、左の如く準備委員會及責任者を選出、ソ聯邦史上に劃期的意義を有する憲法改正に着手した。

△**準備委員會**

一、一般問題　スターリン
二、經　濟　モロトフ
三、財　政　チユバリ
四、法　律　ブハーリン
五、選擧制度　ラーデク
六、裁判機關　ウイシンスキー
七、中央及地方權力機關　アクーロフ
八、國民教育　ジユダノフ
九、勞　働　カガノウイチ
十、國　防　ウオロシーロフ
十一、外　交　リトウイノフ
十二、各委員會議長より成る編纂準備委員會　スターリン

ソヴエート聯邦憲法（改正）

第一編　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦構成に關する宣言

「ソヴエート」諸共和國の建設以來世界の國家は二個の陣營即ち資本主義の陣營及社會主義の陣營に分れたり

彼方資本主義の陣營に於ては民族間の敵意及不平等、植民地的××制度及××的愛國主義、民族的抑壓及××帝國主義的××及××存在し

此方社會主義の陣營に於ては相互的信賴及平和、民族的自由及平等、國民間の平和的共存及同胞的協力存在す

資本主義の世界が民族の自由なる發展と人の人を搾取するの制度とを混用して民族問題を解決せんとしたる數十年間の企圖は効果なきこと判明し民族間の葛藤は却て益々增大し資本主義の存在自體を脅威するに至り有產階級は民族間の協力を圓滑ならしむるの力無きこと明となりたり

「ソヴエート」の陣營に於てのみ即ち人民の大多數を糾合したる無產階級の獨裁の下に於てのみ民族的壓迫を其の根底より打破し民族間に相互信賴の事態を創成し同胞的協力の基礎を設定するの可能なること明となりたり

右狀勢に因りてのみ「ソヴエート」諸共和國は內外に於ける全世界に帝國主義者の攻擊を排除することを得又「ソヴエート」諸共和國は能く國內の爭亂を淸算し自國の存在を保障し且平和的經濟建設に着手することを得たり

然れども數歲に亘れる戰爭は共の痕跡を殘さざるを得ざりき戰爭の遺產として遺されたる荒廢せる田園、休止せる工場破壞せられたる生產力及凋渴せる經濟資源は經濟建設に對する各共和國個々の努力を不十分ならしめたり

各國共和國の分立的存在の下に於ては國民經濟の復興は不可能なること明となりたり

他方に於て國際政局の不安定及新なる攻擊の危險は「ソヴエート」諸共和國をして資本主義的包圍に遭ひて單一戰線を敷くの已むを得ざるに至らしむ

終に階級的性質上國際的なる「ソヴエート」權力の組織夫れ自體は「ソヴエート」諸共和國の勞働大衆を驅りて一つの社會主義的集團を構成するの途に向はしむ

總て此等の事態は「ソヴエート」諸共和國の對外的安全、國內の經濟的繁榮及國民の民族的發展の自由を確保するを得べき一の聯邦を構成することを强要するものなり

最近其の「ソヴエート」大會を開催し滿場一致を以て「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の構成に關する決定を採用したる「ソヴエート」諸共和國國民の意思は本聯邦が平等なる國民の任意的結合なること各共和國は自由に聯邦より脫退するの權利を保障せられたること、旣に存在し又は將來建設せらるゝことあるべき一切の社會主義「ソヴエート」共和國は自由に本聯邦に加入するを得べきこと、新なる聯邦國家は千九百十七年樹立せられたる國民の平和的共存及同胞的協力なる原則の榮譽ある成果なること竝に本聯邦國家は世界資本主義に對抗する爲に倚賴するに足る城壁にして且總ての勞務者をして一つの世界的社會主義「ソヴエート」共和國を構成せしむべき新なる決定的一步たることの信賴すべき保障なるものなり

第二編　條　約

露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國（ロシア、エス、エフ、エス、エル）、「ウクライナ」社會主義「ソヴエート」共和國（ウ、エス、エス、エル）、白露社會主義「ソヴエート」共和國（ベ、エス、エル）、後高架索聯邦「ソヴエート」共和國（ゼ、エス、エスエル」卽ち「ソヴエート」社會主義共和國「アゼルバイジヤン」、「ソヴエート」社會主義共和國「ジョルジア」及「ソヴエート」社會主義共和國「アルメニア」）、「トゥルクメン」社會主義「ソヴエート」共和國（トゥルク、エス、エス）、「エル」）、「ウズベク」社會主義「ソヴエート」共和國（ウズ、エス、エス、エル）及「タジツク」社會主義「ソヴエート」共和國「タド、エス、エス。エル」）は一の聯邦國家たる「ソヴエート」社會主義共和國聯邦に合同す

千九百二十五年五月二十日改正（千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯第二百四十五號）千九百二十九年十二月五日改正（千九百二十九年聯邦法令集第七十五輯）（第七百十七號）

第一章　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦權力の最高機關の權限事項

第一條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を表現する最高機關は左の權限を有す

（イ）　國際關係に於ける聯邦の代表、一切の外交事務處理、他の國家との政治上及び其の他の條約の締結

（ロ）　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦國境の變更竝同聯邦を構成する諸共和國間の國境變更に關する諸問題の調整

（ハ）　新共和國の「ソヴエート」社會主義共和國聯邦加入に關する條約の締結

（ニ）　宣戰及講和

（ホ）　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の外債及內債に關する契約竝に同聯邦を構成する諸共和國の外債及內債の募集の許可

（ヘ）　國際條約の批准

（ト）　外國貿易の管理竝に供給及國內商業制度の樹立

（チ）　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の全國民經濟の基礎及一般計畫の確立、全聯邦的意義を有する工業の部門及各個の工業的企業の決定、全聯邦的又は「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の名に於てする利權契約の締結

（リ）　運輸及郵便電信事務の指導

（ヌ）　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の軍の編制及指導

（ル）　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の單一財政計畫及同聯邦を構成する諸共和國の豫算を包含する單一國家豫算の承認、全聯邦的租稅及收入の決定竝に「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國豫算編成の爲にする右租稅及收入よりの控除金額及之に對する附加金額の決定「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國豫算編成の爲にする補充的租稅及課金の認可

（ヲ）　單一貨幣及信用制度の樹立

（ワ）　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の全領域に於ける土地の整理及利用並に地中埋藏物、森林及水域の利用に關する一般原則の確立

（カ）　共和國相互間に於ける移住に關する「ソヴエート」社會主義共和國聯邦「ソヴエート」大會の權限に屬す

（ヨ）　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の裁判所の構成、裁判手續竝に民事及刑事立法に關する原則の確立

（タ）　勞働に關する根本法の制定

（レ）　國民敎育に關する一般原則の確立

（ソ）　國民の健康保全に關する一般的施設

（ツ）　度量衡制度の樹立

（ネ）　全聯邦的統計の作成

（ナ）　外國人の權利に關係ある「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の國籍に關する根本的立法

（ラ）　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の全領域に亘る大赦權

（ム）　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の「ソヴエート」大會及中央執行委員會の決定にして本憲法に違反するものゝ取消

（ウ）　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國相互間に於ける繫爭問題の解決

千九百三十一年三月十七日改正（千九百三十一年聯邦法令集第十七輯　第百六十二號）

第二條　本憲法の根本的原則の承認及變更は專ら「ソヴエート」社會主義共和國聯邦「ソヴエート」大會の權限に屬す

第二章　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の主權並に同聯邦の國籍

第三條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の主權は本憲法に規定したる範圍内に於て且同聯邦の權限に屬する諸事項に關してのみ制限せらる右制限の範圍外に於ては「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する各共和國は獨立して其の國家權力を行使す「ソヴエート」社會主義共和國聯邦は同聯邦を構成する諸共和國の主權を擁護す

第四條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國は自由に同聯邦を脫退するの權利を保有す

第五條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國は本憲法に準據し其の憲法を改正すべし

第六條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の領土は當該共和國の同意なくして之を變更することを得ず本憲法第四條を改正し、制限し又は削除する爲には「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する總ての共和國の同意を用す

第七條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國人民の爲に單一なる同聯邦の國籍を設く

第三章　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦「ソヴエート」大會

第八條　「ソヴエート」大會は「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の最高權力機關なり但し「ソヴエート」大會の閉會中は聯邦會議及民族會議より成る「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會を以て最高權力機關とす

第九條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦「ソヴエート」大會は選擧人二萬五千人に付一人の割合に依る市「ソヴエート」及市的居住地「ソヴエート」の代表者及住民十二萬五千人に付一人の割合に依る村「ソヴエート」の代表者を以て之を組織す

千九百二十七年四月二十六日改正（千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯　第二百四十二號）、千九百三十一年三月十七日改正（千九百三十一年聯邦法令集第十七輯　第百六十二號）

第十條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦「ソヴエート」大會に對する代表者は（イ）「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國にして地方及州の區劃を有せざる國家の「ソヴエート」大會の召集を妨ぐる特別の事情ある場合には同聯邦中央執行委員會は大會の召集を延期するの

を有する國家に於ては地方及州の「ソヴエート」大會に於て

（ハ）「アゼルバイジヤン」、「ジョルジア」及「アルメニア」の諸「ソヴエート」社會主義共和國の「ソヴエート」大會に於て竝に地方及州に合同せられ又は合同せらるる自治共和國及自治州の「ソヴエート」大會に於て

選擧せらる

千九百二十七年四月二十六日改正（千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯　第二百四十二號）、千九百三十一年三月十七日改正（千九百三十一年聯邦法令集第十七輯　第百六十二號）

第十一條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の通常「ソヴエート」大會は二年に一回同聯邦中央執行委員會之を召集す臨時「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會の決議又は聯邦會議、民族會議若は同聯邦を一共和國の要求に基き同聯邦中央執行委員會之を召集す

千九百二十七年四月二十六日改正（千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯　第二百四十二號）

第十二條　所定の期日に「ソヴエート」社會主義共和國聯邦「ソヴエート」大會の召集を妨ぐる特別の事情ある場合には同聯邦中央執行委員會は大會の召集を延期するの

權利を有す

第四章　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會

第十三條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會は聯邦會議及民族會議を以て之を組織す

第十四條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦「ソヴエート」大會は同聯邦を構成する共和國の代表者中より各共和國の人口に比例して同聯邦「ソヴエート」大會の定むる人數の聯邦會議を選任す

千九百二十五年五月二十日改正」千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯　第二百四十五號）

第十五條　民族會議は「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國及自治「ソヴエート」社會主義諸共和國五名宛の代表者及諸自治州各一名宛の代表者を以て之を構成する民族會議の組織は全體として「ソヴエート」社會主義共和國聯邦「ソヴエート」大會に依り承認せらるるものとす

千九二十五年二十日改正（千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯　第二百四十五號）

第十六條　聯邦會議及民族會議は「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會及同人民委員會議、同聯邦の各人民委員部及同聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會に依り提議せられ又は聯邦會議及民族會議に依り發議せらるゝ一切の命令、法典及決定を審議す

第十七條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會は法典、命令、決定及規定を發布し同聯邦の立法及行政を統一し且同聯邦中央執行委員會幹部會及人民委員會議の行動の範圍を定む

第十八條　命令又は決定にして「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の政治的及經濟的生活の一般的規範を定むるもの並に同聯邦國家機關の現存の慣行に根本的變更を加ふるものは總て之を同聯邦中央執行委員會の審議及承認を經る爲提出することを要す

第十九條　中央執行委員會の發布する總ての命令、決定及規定は「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の全領域に於て直に之を施行することを要す

第二十條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會は同聯邦國家の政治的及經濟的生活に關する諸共和國の「ソヴエート」社會主義共和國聯邦「ソヴエート」大會又は同聯邦の領域内に於ける他の權力機關の發布せる命令、決定及規定を停止し又は之を取消すの權力を有す

第二十一條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會通常會議に同聯邦通常會議は「ソヴエート」大會の閉會中に少くとも三回召集せらるゝ臨時會議は「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會の決定、聯邦會議幹部會若は民族會議及幹部會又は同聯邦を構成する諸共和國の一の中央執行委員會の要求に基きて召集せらる

千九百三十一年三月十七日改正（千九百三十一年聯邦法令集第十七輯　第百六十二號）

第二十二條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會に審議を經る爲提出せらるゝ法律案は聯邦會議及民族會議に依り可決せられたる場合に限り法律たるの効力を取得し同聯邦中央執行委員會の名に於て公布せらる

第二十三條　聯邦會議及民族會議の意見一致せざるときは右問題は其の組織する調停委員會の審議に附せらるべし

第二十四條　調停委員會に於て合意成立せざるときは右問題は之を聯邦會議及民族會議の審議に附す合同會議に於て聯邦會議又は民族會議の投票の多數を得ざる場合には此等の機關の一の要求に依り右問題を「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の通常又は臨時「ソヴエート」大會の裁決に附することを得

第二十五條　聯邦會議及民族會議は其の會議

の準備及指導に當らしむる爲各九名より成る幹部會を選任す

千九百二十五年五月二十日改正（千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯　第二百四十五號）

第二十六條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會の閉會中は同聯邦中央執行委員會幹部會を以て最高權力機關とす中央執行委員會に依り組織せられ聯邦會議及民族會議の幹部會員全部を含む二十七名の委員より成る

「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會人民委員會議（本憲法第二十六條及第三十七條）を構成する爲聯邦會議及民族會議の合同會議を開く聯邦會議及民族會議の合同會議に於ける投票は聯邦會議及民族會議各別に之を行ふ

千九百二十五年五月二十日改正（千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯　第二百四十五條）

第二十七條　中央執行委員會は「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する共和國の數に依り中央執行委員會幹部會員中より同聯邦中央執行委員會議長を選擧す

千九百二十五年五月二十日改正（千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯　第二百四十五號）

第二十八條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會は同聯邦「ソヴエート」大會に對し責に任す

第五章　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會

第二十九條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦中央執行委員會の閉會中立法、執行及行政に關する同聯邦の最高機關なり

第三十條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は一切の權力機關に依る同聯邦憲法の適用並に同聯邦「ソヴエート」大會及中央執行委員會決定の執行を監督す

第三十一條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦の人民委員會議及各人民委員部並に同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及入民委員會議の決定を停止し及之を取消すの權利を有す

第三十二條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦を構成する諸共和國ソヴエート」大會の決定を停止するの權利を有す但し事後該決定を其の審議及承認を經る爲「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會に提出するものとす

第三十三條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は命令、決定及規定を發布し且「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民委員會議、同聯邦各人民委員部、同聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會、同幹部會及其の他の權力機關の提出する命令案及決定案を審議し及之を承認す

第三十四條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の中央執行委員會。同幹部會及人民委員會議の命令及決定は同聯邦を構成する諸共和國に於て一般に使用せらるゝ諸國語（露西亞語、「ウクライナ」語、白露語、「ジョルジア」語、「アルメニア」語、「アゼルバイジヤン」語、「ウズベク」語、「トウルクメン」語及「タジツク」語「ファリシツド」語）を以て之を印刷す

千九百三十一年三月十七日改正（千九百三十一年聯邦法令集第十七輯　第百六十二號）

第三十五條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は一方同聯邦人民委員會議及同聯邦の人民委員部と他方同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及同幹部會との間の相互關係に關する諸問題を調政す

第三十六條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦中央執行委員會に對し責を任す

第六章　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民委員會議

第三十七條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民委員會議は同聯邦中央執行委員會の執行及行政機關にして同聯邦中央執行委員會に依り左の構成を以て組織せらる

人民委員會議議長兼勞働國防會議議長
議長代理
國家計畫委員會議長
外務人民委員
陸海軍人民委員
外國貿易人民委員
交通人民委員
水運人民委員
聯絡人民委員
勞農檢察人民委員
最高國民經濟會議議長
農務人民委員
勞働人民委員
供給人民委員
財務人民委員

千九百二十四年十月二十四日改正（千九百二十四年聯邦法令集第十九輯　第百八十四號）、千九百二十七年四月二十六日改正（千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯　第二百四十二號）、千九百三十一年三月十七日改正（千九百三十一年聯邦法令集第十七輯　第百六十二號）

（註）本條第二項の議長代理の原語は複數なり

第三十八條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民委員會議は同聯邦中央執行委員會に依り賦與せられたる權限の範圍内に於て且同聯邦人民委員會議官制に依り同聯邦全領域に亘り執行の義務ある命令及決定を發布す

第三十九條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民委員會議は同聯邦の各人民委員部並に同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及同幹部會に依り提出せらるゝ命令及決定を審議す

第四十條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民委員會議は其の一切の事務に關し同聯邦中央執行委員會及同幹部會に對し責に任す

第四十一條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民委員會議の決定及規定は同聯邦中央執行委員會及同幹部會に於て之を停止し又は取消すことを得

第四十二條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會及同幹部會は同聯邦人民委員會議の命令及決定に對し同聯邦中央執行委員會幹部會に異議を申立つることを得但し之が執行を停止することを得ず

第七章　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦最高裁判所

第四十三條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の領域内に於て革命の正義を擁護する爲同聯邦中央執行委員會の下に左の權限を有する最高裁判所を置く

（イ）全聯邦的法律問題に關し「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國最高裁判所に指導的解釋を與ふること

（ロ）「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國最高裁判所の判決、又は宣告が全聯邦的法律に違反し又は他の共和國の利益に牴觸する場合同聯邦最高裁判所檢事の申立に基き之を審理し及同聯邦中央執行委員會に對し異議を申立つること

（ハ）「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會の要求に基き同聯邦を構成する諸共和國の各種決定が憲法上適法なりや否やに關し意見を具申すること

（ニ）「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國相互間に於ける裁判所の爭議を解決すること

（ホ）職務上の犯罪に因り「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の高級官吏に對し爲されたる告發事件を審理すること

第四十四條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦最高裁判所は左の構成を有す

（イ）「ソヴエート」社會主義共和國聯邦最

高裁判所全員會
（ロ）「ソヴエート」社會主義共和國聯邦最高裁判所民事部及刑事部
（ハ）軍事部
（ニ）運輸事務部

千九百二十七年四月二十六日改正（千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯　第二百四十二號）、千九百三十一年三月十七日改正（千九百三十一年聯邦法令集第十七輯　第百六十二號）

第四十五條「ソヴエート」社會主義共和國聯邦最高裁判所全員會は最高裁判所長、同代理、同聯邦を構成する諸共和國最高裁判所全員會議長、同聯邦最高裁判所各部長及同聯邦中央執行委員會幹部會に依り任命せられる四名の委員（同聯邦合同國家政治部の代表者一名を含む）を以て之を構成す最高裁判所長及同代理は「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會に依り任命せらる

千九百二十五年五月二十日改正（千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯　第二百四十五號）、千九百三十一年三月十七日改正（千九百三十一年聯邦法令集第十七輯　第百六十二號）

第四十六條「ソヴエート」社會主義共和國聯邦最高裁判所檢事及代理に同聯邦中央執行委員會幹部會之を任命す「ソヴエート」共和國聯邦最高裁判所檢事は同聯邦最高裁判所の裁判する一切の問題に付意見を開陳し最高裁判所の會議に於て公訴を支持し且同聯邦最高裁判所全員會の決定と意見一致せざる場合には同聯邦中央執行委員會幹部會に對し異議を申立つるの義務を有す

第四十七條　第四十三條に揭げたる諸問題を「ソヴエート」社會主義共和國聯邦最高裁判所全員會の審理に附するの權利は專ら同聯邦中央執行委員會、同幹部會、同聯邦最高裁判所檢事、同聯邦を構成する諸共和國檢事及同聯邦の合同國家政治部に屬す

第四十八條「ソヴエート」社會主義共和國聯邦最高裁判所全會員は左の事件を審理する爲特別法廷を構成す
（イ）刑事又は民事事件にして其の內容が「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の二國以上に關係し且特に重大なるもの
（ロ）「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及同人民委員會議の構成員に對する一身上の裁判事件

「ソヴエート」社會主義共和國聯邦最高裁判所に依る此等事件の訴訟開始は其の都度同聯邦中央執行委員會又は同中央執行委員會幹部會の特別決定に依りてのみ之を行ふことを得

第八章「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民委員部

第四十九條「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民委員會議所管の行政各部を直接掌理する爲本憲法第三十七條に揭げたる十人民委員部を置く人民委員部は同聯邦中央執行委員會に依り承認せられたる人民委員部官制に從ひて行動す

第五十條「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民委員部は之を
（イ）「ソヴエート」社會主義共和國聯邦共通人民委員部即ち全聯邦に亘り單一なるもの
（ロ）「ソヴエート」社會主義共和國聯邦合同人民委員部
に分つ

第五十一條「ソヴエート」社會主義共和國聯邦共通人民委員部とは左の人民委員部を謂ふ
外務人民委員部
陸海軍人民委員部
外國貿易人民委員部
交通人民委員部
水運人民委員部
郵便電信人民委員部

千九百二十七年四月二十六日改正（千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯　第二百四十二號）、千九百三十一年三月十七日改正（千九百三十一年聯邦法令集第十七輯　第百六十二號）

備考　削除

千九百二十七年四月二十六日追加（千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯　第二百四十二號）、千九百三十一年三月十七日削除（千九百三十一年聯邦法令集第十七輯　第百六十二號）

（註）本條末段の備考は千九百二十七年四月二十六日追加せられたるも千九百三十一年三月十七日削除せられたるを以て『備考削除』となり居れり

第五十二條「ソヴエート」社會主義共和國聯邦合同人民委員部とは左の人民委員部を謂ふ
最高國民經濟會議
農務人民委員部
勞働人民委員部
供給人民委員部
財務人民委員部
勞農檢査人民委員部

千九百二十四年十月二十四日改正（千九百二十四年聯邦法令集第十九輯　第百八十四號）千九百二十七年四月二十六日改正（千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯　第二百四十二號）、千九百三十一年三月十七日改正（千九百三十一年聯邦法令集第十七輯　第百六十二號）

第五十三條「ソヴエート」社會主義共和國聯邦共通人民委員部は同聯邦を構成する諸共和國に自己直屬の代表を置く

第五十四條「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の領域內に於て同聯邦合同人民委員部の機關として其の任務を遂行するものは當該共和國の同一名稱を有する人民委員部とす

第五十五條「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民委員部の長官は同聯邦人民委員會議員卽ち人民委員とす

第五十六條　各人民委員の下に其の統裁する參議會を置く參議會員は「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民委員會議之を任命す

第五十七條　人民委員は當該人民委員部の管掌する一切の問題を單獨に裁決するの權利を有す但し其の裁決は參議會に通告せらるべきものとす參議會又は同會員にして人民委員の裁決に不服なるときは「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民委員會議に異議を申立つることを得但し右裁決の執行は停止せらるゝことなし

第五十八條「ソヴエート」社會主義共和國聯邦各人民委員部の命令は同聯邦中央執行委員會幹部會及人民委員會議之を取消すことを得

第五十九條「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民委員部の命令は明に同聯邦の憲法、法規又は同聯邦を構成する諸共和國の法規に違反するときは同聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會又は同幹部會は之を停止することを得「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會又は同幹部會に右命令の停止に關し速に同聯邦人民委員會議及同聯邦當該人民委員に通告することを要す

第六十條「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民委員は同聯邦人民委員會議、同聯邦中央執行委員會及同幹部會に對し責に任す

第九章　合同國家政治部

第六十一條　政治的並に經濟的反革命運動、間諜及匪賊行爲との抗爭に關する「ソヴエート」社會主義共和國聯邦構成諸共和國の革命的努力を統一する爲同聯邦人民委員會議の下に合同國家政治部を置く右合同國家政治部の長官は「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民委員會議に列し評議員を有す

第六十二條「ソヴエート」社會主義共和國聯邦合同國家政治部は同聯邦を構成する諸共和國人民委員會議の下に派遣する其の代表を通し國家政治部地方機關の活動を指導す右代表は立法手續を以て承認せられたる特別規定に依り行動す

第六十三條「ソヴエート」社會主義共和國聯邦合同國家政治部の行動の適法なりや否やは同聯邦中央執行委員會の特に定むる規定に依り同聯邦最高裁判所檢事之を監視す

第十章「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國

第六十四條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の領域内に於ては最高權力機關は「ソヴエート」大會なり但し「ソヴエート」大會の閉會中は當該共和國の中央執行委員會を以て最高權力機關とす

第六十五條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の最高權力機關と同聯邦の最高權力機關との相互關係は本憲法を以て之を定む

第六十六條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會は同會員中より幹部會を選任す中央執行委員會の閉會中は同幹部會を以て最高權力機關とす

第六十七條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會は人民委員會議議長、議長代理國家計畫委員會議長、最高國民經濟會議議長、農務人民委員、財務人民委員、供給人民委員、勞働人民委員、司法人民委員、勞農檢査人民委員、教育人民委員、保健人民委員、社會保障人民委員並に同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會の決定に依り評議權又は表決權を有する同聯邦の外務、陸海軍外國貿易、交通、水運、郵便電信各人民委員部の代表者を以て其の執行機關たる人民委員會議を構成す

千九百二十四年十月二十四日改正（千九百二十四年聯邦法令集第十九輯　第百八十四號）、千九百二十七年四月二十六日改正（千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯　第二百四十二號）、千九百三十一年三月十七日改正（千九百三十一年聯邦法令集第十七輯　第百六十二號）

（註）本條議長代理の原語は複數なり

第六十八條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の構成する諸共和國の最高國民經濟會議並に農務、供給、財務、勞働勞農檢査各人民委員部は同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及人民委員部の命令に依り行動す聯邦の當該人民委員部の命令に依り行動す千九百二十四年十月二十四日改正（千九百二十四年聯邦法令集第十九輯　第百八十四號）、千九百二十七年四月二十六日改正（千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯　第二百四十二號）、千九百三十一年三月十七日改正（千九百三十一年聯邦法令集第十七輯第百六十二號）

第六十九條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の司法及行政機關に依り處分を受けたる人民に對し大赦、特赦及復權を爲すの權利は此等共和國の中央執行委員會に屬す

第十一章　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の國章、國旗及首府

第七十條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の國章は太陽の光線中に表はされた且麥穗を以て圍まれたる地球の上に配せる鎚及槌より成り同聯邦を構成する諸共和國に於て一般に使用せらるゝ言語を以て記せる「總ての國の無產者團結せよ」なる銘を有す國章の上部に五尖の星を配す

聯邦第二回「ソヴエート」大會決定（速記錄第三十五頁）、千九百三十一年三月十七日改正（千九百三十一年聯邦法令集第十七輯　第百六十二號）

第七十一條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の國旗は赤又は紅地の布に旗竿の側の上隅に金色の鎚及槌を表はし其の上に金色にて緣取りたる赤色の五尖の星を配したるものとす幅の長さに對する割合は一と二なり

千九百二十三年十一月十二日改正（千九百二十三年中央執行委員會人民委員會議及勞働國防會議公報第十輯第二百九十六條）

第七十二條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の首府は莫斯科市とす

全聯邦共産黨

全聯邦共産黨概觀

全聯邦共産黨は、ソヴエート聯邦における單一絕對の指導政黨である。それはソヴエート聯邦といふ生ける肉體において、心臟と頭腦の役割を併せ持つてゐる。ソヴエート聯邦における全國家機關、即ち地方から中央へかけてのソヴエート機關も、經濟機關も、軍事機關も、文化團體も、共産黨の完全なる指導下に組織され運用されてゐるのである。

この全聯邦共産黨の母胎は一八九八年三月組織されたる露西亞社會民主勞働黨である。同黨が一九〇三年の大會においてボリシエヴイキ（多數派）とメンシエヴイキ（少數派）に分裂して、以後はこの多數派即ちボリシエヴイキこそ、今日の全聯邦共産黨の前身をなすもので今日でも黨の正式の名稱を「全聯邦共産黨（ボリシエヴイキ）」と呼んでゐるのはボリシエヴイキと全聯邦共産黨とが相即不離であることを語るものである。

全聯邦共産黨の組織原則は民主的中央集權である。即ちその黨の組織構成はあくまで民主的であるが、分派（フラクション）を許さず、單一の中心を置いて之に絕對の指導權限を與へてゐる。だから全黨員は中央指導部の命令に對して絕對服從し如何なる場合も獻身的に、課題の遂行のため紛骨碎心努力せねばならぬ。此點で黨の規律は鐵の如く嚴格である。

黨組織の最下級單位はヤチエイカ（細胞）であつて、工場、商工業企業をはじめとし、村學校、車艦等、苟も三人以上の黨員のある所には必ず存在する。細胞は日常の黨務として勞働者及農民間の連絡、黨の主義、決議の宣傳及び實施、新黨員敎育等に從事してゐる。

細胞の總數は一九三一年初頭に於て五萬三百三十三個であつて、その內譯は、工場細胞（一〇、九二七）、運輸細胞（三、四一六）、ソフホズ細胞（二、三五三）、コルホズ細胞（二、二一二、四四）、機械トラクターステーション細胞（二、四八六）、高等學校細胞（二、一〇八）、其他となり、之に屬する黨員及候補者總數約二百萬中、約半數は工場竝に運輸勞働に、殘餘の各半數は農業及官公衙勤務に關係するものである。

各細胞は區委員會又は市委員會に統一せられ、州（地方）委員會又は民族共産黨中央委員會を經て、中央部機關に達する。

右の外に黨フラクションなるものがある。これはソヴエート、勞働組合、協同組合其他一般の大會、協議會等に三名以上の黨員がある場合に設置され、黨外に於て黨の主義綱領を實施し、黨外機關の行動を黨の監督下に置くことを目的とし、當該黨機關に屬してゐて常に其の指導下に活動する組織である。

又、軍部內の黨機關は最下に細胞又は黨團があつて、最高は勞農赤軍政治部である。

部內の一般黨務は、各部隊政治部軍務委員及黨務委員會を經て、勞農赤軍政治部に於て指導統一される。

この細胞がライオン（區）委員會によつて統一され、ライオン委員會は、更にオブラスチ（州）又はクライ（地方）委員會が之を統一し、こゝから直接又は民族共産黨中央委員會を經て全聯邦共産黨中央機關にまで達する。

黨員は所得勞賃に應じて左の如く黨費を納入する義務がある。

所得勞賃	二〇哥
一〇一留乃至一五〇留	六〇哥
一五一留乃至二〇〇留	一留
二〇一留乃至二五〇留	一留五〇哥
二五一留乃至三〇〇留	二留
三〇〇留乃至五〇〇留	收入の二%
五〇〇留以上	收入の三%

黨及黨機關の資金は全く黨費、黨企業の收入及其他の收入を以て充當し、候補加入に際しては所得勞賃の二%を入黨金として納入することになつてゐる。

黨中央機關

黨大會(スエズド)＝黨の最高機關で綱領規約の改正、重要國策の決定、黨中央諸機關の改選等を行ふ。二年乃至三年に一回召集されることになつてゐるが、最近では一九三四年二月第十七回大會を開催、中央諸機關の改選を行つた。

一九三四年一月現在の黨員數は二百八十萬七千八百八十六名、正黨員數——百八十七萬二千四百八十八名、候補者數——九十三萬五千二百九十八名である。

中央委員會(ツエ、カー)＝黨大會によつて選出され、大會と次回大會との期間中黨務を執行する重要機關で現在七十一名の委員と六十六名の候補より成り四ケ月に一回全體會議を開催する。

中央委員會はその最高幹部會とも稱すべき政治局、組織局、書記局選出、これが不斷に黨務を執行する。第十七回全聯邦共産黨大會直後新たに選擧された中央委員會總會で選出された新執行機關及新委員氏名左の如し。

A政治局(ポリトビユロー)＝黨の政治問題を執行する機關でソ聯邦最重要の人物を以て組織し、黨の首腦部を成してゐる。ソ聯邦の重要政策は全て右政治局の劃策による。局員及候補左の如し。

局員(十名)

アンドレーエフ、ウオロシーロフ、カガノーウイチ(エル・エム)、モロトフ、カリーニン、オルジョニキーゼ、コシオル、スターリン、ミコヤン、チユバリ。

候補

ペトロフスキー、ボスツイシエフ、ルズタク、ジユダノフ、エイベ

B、組織局(オルグビユロー)＝組織問題に關する最高の黨務を管掌して居り黨員間に於ける職務の配分又は變更等を審議決定する局員及候補左の如し。

局員(十名)

ステツキー、コサリオフ、ガマルニク、スターリン、エジオフ、ジユダノフ、カガノーウイチ(エル・エム)、シユウエルニク、缺員二名。

候補

クリニツキー、カガノーウイチ(エム・エム)

C、書記局(セクレタリアート)＝組織及執行に關する黨務を管掌する。

書記長(一名)　スターリン

局員(三名)　エジオフ、ジユダノフ、アンドレーエフ。

黨統制委員會＝第十七回大會においてて新設したもので、黨大會選出の委員より成り中央委員會に直屬し、黨及中央委員會の決議の實行を監督し、黨規の肅正に勤め、黨務、行政、經營に關する黨大會中央委員會の決定の實施をも統制する。委員六十一名より成り參與會及委員會ビユローを有す。

議長　エジオフ

參與會(三名)＝黨の體面及規律を取締る附屬機關

書記長　シユキリヤートフ

參與　ヤロスラフスキー、カラワーエフ

委員會ビユロー(七名)＝委員會の常務を處理する附屬機關

カガノーウイチ(エル・エム)、エジオフ、シユキリヤートフ、ヤロスラフスキー、アクーロフ、ブラートフ、ペーテルス

黨中央檢査委員會＝黨大會選出の委員より成り、黨中央機關の事務取扱の迅速正確なることを監督し、書記局機關の圓滑なる運行、中央委員會の會計及企業を檢察する。

委員　二十二名。

議長　ウラヂミルスキー

黨外組織内に於ける黨グループ

凡ての大會、會議、選擧による機關、黨外ソヴエート組織、勞働組合、協同組合組織、その他三名以上の黨員を有する大衆組織内に黨グループを組織する。黨外團體に於ける黨の影響力の鞏化、官僚主義との鬪爭、黨及ソヴエートの指令の遂行審議をグループの任務とし。所屬黨組織の命に服從する。

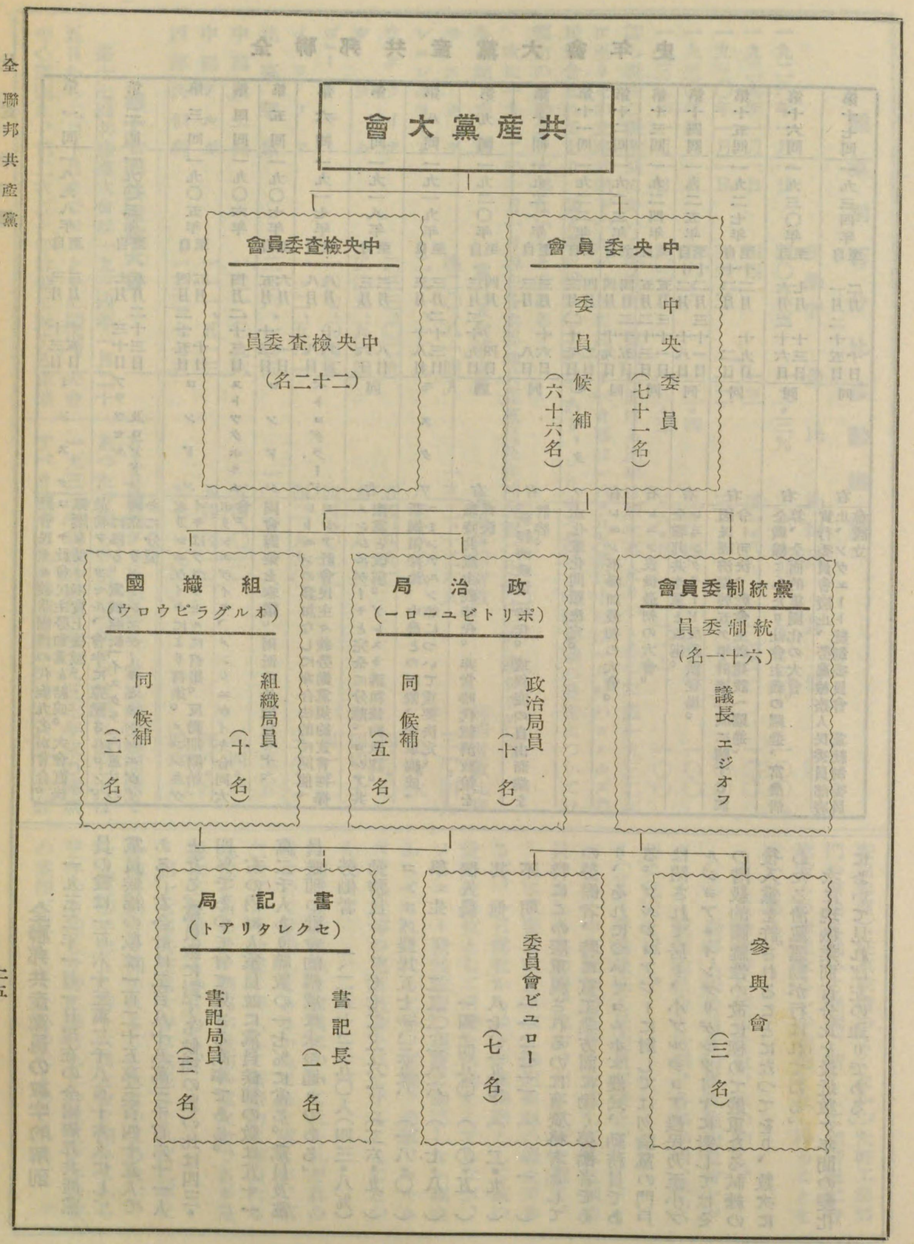

全聯邦共産黨大會年史

第一回	一八九八年自三月十三日至三月十五日	ミンスク	社會民主々義諸團體の代表九名が會合。ロシヤ社會民主勞働黨を結成。大會直後彈壓を受け事實上壞滅。
第二回	一九〇三年自七月三十日至八月二十三日	ブラツセル及ロンドン	最初フラツセルに移る。黨機關紙「イスクラ」内意見の對立よりボリシエヴイキとメンシエヴイキに分裂。
第三回	一九〇五年自四月二十五日至五月十日	ロンドン	ボリシエヴイキにより召集。メンシエヴイキはブラツセルに召集。反動期開始。
第四回	一九〇六年四月二十三日	ストツクホルム	ボリシエヴイキ、メンシエヴイキ合同大會。
第五回	一九〇七年自五月十三日至六月一日	ロンドン	國會對策を審議。兩派依然融和せず。
第六回	一九一七年自八月八日至八月十六日	ペトログラード	レーニンの參加なしに非合法的に開催。ロシア社會民主々義勞働黨規約宣言採擇。
第七回	一九一八年自三月六日至三月八日	同	メンシエヴイキと完全に分離。ロシア共産黨と改稱。ブレスト講和條約承認。
第八回	一九一九年自三月十八日至三月二十三日	モスクワ	新綱領採決、中農との同盟、赤軍編成、コミンテルン等について重要決定。
第九回	一九二〇年自三月二十九日至四月四日	同	戰時共産主義時代。非常時代經濟政策を採決。
第十回	一九二一年自三月八日至三月十六日	同	「新經濟政策」時代。或程度の自由商業を許容。
第十一回	一九二二年自三月二十七日至四月二日	モスクワ	赤化黨化問題決定。
第十二回	一九二三年自四月十九日至四月二十五日	同	レニン不參加最初の大會。
第十三回	一九二四年自五月二十三日至五月三十一日	同	レニン沒後最初の大會。
第十四回	一九二五年自十二月十八日至十二月三十一日	同	全聯邦共産黨と改稱。レニングラード反對派登場。
第十五回	一九二七年自十二月十二日至十二月十九日	同	國民經濟振興五ヶ年計畫作成に關する可決、社會主義建設へ躍進。
第十六回	一九三〇年自六月二十六日至七月十三日	同	全戰線にわたり社會主義の躍進、富農清算、全面的集團化の大會。
第十七回	一九三四年自一月二十日至二月十日	同	實行委員會廢止、勞農檢察人民委員部廢止、ソヴエート統制委員會、黨統制委員會設立

全聯邦共産黨員の數字的解剖

一九三二年一月一日現在の全國聯邦共産黨員の數は一百六十三萬二千八百十六人にして黨員候補の數は一百二十五萬三百四十五人である。右合計は二百八十八萬三千百六十一人となる。黨員數に對する候補の數の比は四三・四%であつて曾て見ざる高率である。

右の内婦人黨員竝に黨員候補の數は五十一萬二千人あり總數の一七%に當る。黨員及黨員候補の社會的構成は次の通りである。

勞働者	一、二五七、三五〇人(四三・八%)	
勤務員	七七二、一六一	(二六・九)
コルホズ農民五七一、三五六	(一八・〇)	
學生	二二二、一八六	(七・八)
個人農	一四、四八〇	(〇・五)
其他	八七、二九七	(二・九)
不明	一一、三二一	(一)

特にこの際重視されるのは有資格者としての勞働者、特に重工業方面に働く勞働者であり、それについてコルホズ農民、勤務員である。ブルジョアジーに對しては勿論黨の門戸は閉されて居り、小ブルジョア農民乃至小ブルジョア・インテリゲンツイヤに對してはその階級的朦朧性の故に極めて嚴重なる試練の後入黨を許されることになつてをり、數次にわたる清黨運動が行はれてゐる。

次に現職業別百分比を最近數ケ年間の變化において見れば左の通りである。

職業別百分比移動趨勢

	勞働者	農民	勤務員	其他	計
一九二八年一月一日	四〇・八%	一二・三%	三六・一%	一〇・八%	一〇〇%
一九二九年一月一日	四四	一三	三一・八	一一・二	一〇〇
一九三〇年一月一日	四六・三	一二	三一・一	一〇・六	一〇〇
一九三〇年四月一日	四八・六	一二・四	二九・四	九・六	一〇〇
一九三二年一月一日	四三・八	一八・五	二六・九	一一・二	一〇〇

即ち現在の職業別において勞働者の黨内に於ける比率は漸次高まりつゝあつた處一九三二年に至りその比率は稍下つたが、玆に注目すべき事は一八・五%農民中には一八%のコルホズ農民が含まれてをり、個人農は僅か〇・五%であり、コルホズ農民は階級意識の發達については都市の勞働者と大差ないことである。

次に一九三二年十月一日現在各主要地共産黨員及候補者數の比較は左の通りである。

各地方別	黨員及候補者數	其中候補者數	候補者數比率
モスクワ	四二〇、八一四人	一三一、一二六人	三一・四%
レニングラード	二七一、一二九	八三、八〇八	三〇・九
ウクライナ	二三三、〇二九	五四、四九二	四三・〇
ウラル	二〇五、五六四	九一、八七三	四四・七
ゴーリキー	一〇七、〇四五	四四、〇九二	四一・二
イワノフ	一一二、五八一	四二、九九〇	三八・二
北高架索	二三六、一〇五	一〇二、六一八	四三・五
中部黒土州	一二一、〇九六	五四、〇三一	四四・六
中部ヲルガ	一一一、五一三	五四、四一三	四八・八
西部西伯利	一一三、七七三	五七、一九一	四六・二

第十七回共産黨大會

第十七回共産黨大會は一九三四年一月二十五日から二月十日までモスクワに開催、大會中心議題は、第二次五ケ年計畫に對する詳細なる具體的プランの確立、黨組織改變問題であつた。即ち、第二次五ケ年計畫に關しては一九三二年現在の數字と一九三七年末の達成すべき數字とを百分比を以て示し（五ケ年計畫參照）、從來成績のよくなかつた輕工業部門の振興に就いて强調、斯くして無階級社會建設への確固たる一步前進をなし得ることを說いてゐる。

更に組織改變の領域では、次の如く、

（イ）聯邦人民委員會附屬實施委員會をソヴエート統制委員會と改稱、各共和國、地方、州に代表を置く。

（ロ）勞農檢察人民委員部廢止。

（ハ）中央統制委員會を改造して黨統制委員會とし各共和國、地方、州に代表を置く。

更に重要な改正事項は細胞組織の廢止であるが、十月前夜から地下の黨細胞として黨の最下位單位として活潑な活動をしてゐたが、ソヴエート發展段階の現實に適應しない理由から、これに代る工場、運輸、赤軍、コルホズ、學校等の黨委員會を以てすることになつた。

尙、新設組織と役員についてはそれぞれの項に於て說明してあるからこれを省くが、第二次五ケ年計畫に突入して國際的に確固たる地位を占めたソ聯邦が最初の黨大會であり重要なる意義をもつてゐる。

第十七回共産黨大會は黨規によれば二年に一回の割合で開かれることになつてゐたが、一九三〇年七月に第十六回大會を開いてから三年半を閱した時に擧行したのは五ケ年計畫の成績が思はしくなかつたゝめである。

全聯邦共産黨補助機關

一、全聯邦レーニン共産青年同盟

共産黨は將來の黨員の養成を特に重要視し斯る目的の下に組織されたもの(一)共産青年同盟(コムソモル)、(二)共産黨少年團(ピオネル)(三)共産黨幼年團(オクチヤブリヤタ)の三機關がある。

共産青年同盟の內部の組織は、共産黨のそれに準じて細胞に始まり、各區、各市の委員會、州(地方)委員會を經て全聯邦的に統一される。一九一八年十月に初めて結成し、ロシヤ共産青年同盟と稱したのであるが、一九二四年七月これにレーニンの名を加へ、一九二八年五月第八回大會に於て全聯邦レーニン共産青年同盟と改稱した。勞働者、農民の青年は直に同盟員になることが出來るが、其他の青年に候補たること一年半の後加入を許される。現在同盟員は五百三十八萬、その內女子一百六十二萬四千五百七十人(全體の三〇・三%)、その社會的構成は左の如し。

勞働者(コルホーズ員と農業勞働者)	一、五〇〇、〇〇〇人	(三〇%)
學生	一、〇〇〇、〇〇〇人	(二〇)
其他	一、〇〇〇、〇〇〇人	(二〇)

二、レーニン共産主義少年運動

共産少年團は十歲以上十六歲以下の少年少女を以て組織されてゐる。共産青年同盟の指導、監督の下に將來共産青年同盟員となるために必要な訓練教育を受ける。團員は八名乃至十名を以て一班とし五班を以て一隊を編成する。日常の標語は「勞働の事業の鬪爭に備へよ」、「常に備ふ」を以てしてゐる。

因に少年團員の總數は三、〇一四、九七一人で、共産幼年團員の總數は五八四、三三三人である。右合計は三、五九九、三〇四人で共の隊數は七五、二六二である。

三、共産主義幼年運動

共産幼年團は七歲以上十一歲以下の幼年男女を以て組織されてゐる。團則に「幼年團員は少年團員、青年同盟員、共産黨員、勞働者農民の手傳をなすべし」「幼年團員は將來少年團員となることを心掛くべし」とあつて、その標語は少年團のそれと同樣である。

一班は五名とし、二十五名を以て一隊としてゐる。幼年團は一九二四年に組織され、革命後に出生し、當時七歲に達した幼年を最初の團員としたことに因んでオクチヤブリヤタ(十月革命の兒)の意を其の名稱としたのである。

黨とソヴエートとの關係

ソ聯邦に於ける政治組織がソヴエートを基礎とすることは周知の事實であり、ソヴエート大會はソ聯邦に於ける最高機關であるが、これらのソヴエート機關は全て共産黨員が指導してをり、事實上ソヴエート政治は共産黨の政治であつて共産黨はソヴエートを通じて大衆の中に根をおろしてゐるわけである。從つてソヴエート機關は共産黨の決定を國家の名に於て行ふ爲の機關であるとも云へる。

ソ聯邦に於ける共産黨のソヴエート政權に對する關係に於て最も注目すべき點は、黨の機關そのものがソヴエート機關と結合し、制度的に、直接施政の上に參與してゐる事である。又比較的最近の重要な例としては、ソ聯政府の重要法令が人民委員會議長モロトフと黨中央委員會書記スターリンとの連名で、發せられてゐる事實で、此種法令は未だ正式の機關化してはゐないが、人民委員會と黨中央委員會との合同プレナムなるものが存在してゐて、それに於て決定されるものと傳へられる。最後に指摘を要するは、近年來、農業、運輸方面に於て、當該人民委員部以下主なる地方機關に、實質的には黨の機關たる政治部を設け、黨中央委員會の任免する同部長をして人民委員以下主なる當該地方機關の長の代理を兼ねしめ、同方面に於ける黨機關の指導に當らしめると共に、又行政方面にも直接參與せしめてゐる事實で、此等は前記二つの場合と同樣、黨のソヴエート機關支配が既に制度化されつゝある事を立證するものと言ふべきである。

共産黨インタナショナル(コミンテルン)

一、コミンテルン小史

一九一四年世界大戰の勃發に際して第二インタナショナルに屬する交戰各國の社會黨は、一九〇七年スツツトガルト大會に於て採擇せる戰爭反對の決議を破棄し競つて軍事豫算を可決し、第二インターナショナルは事實上玆に崩解するに至つた。そこでレーニン等の左翼革命黨は第二インターナショナルと分離して別個の國際團體組織を計畫しつゝあつたところ當時露國革命の成功するあり、右計畫は益々具體化するに至り、一九一九年三月遂に各國共産黨の國際團體たる共産インターナショナル(略稱コミンテルン)成立を見た。コミンテルンは第一及第二インターナショナルに對して第三インターナショナルと稱する。

コミンテルン(第三インターナショナル)は第二インタナショナルが漸進的改良的民主々義的であるに反して、急進的革命共産主義的である。

その主要なる政策を略記すれば

一、世界的共産主義社會招來のためプロレタリアート獨裁を實現。

二、社會民主主義との決定的鬪爭。

三、殖民地及半殖民地被壓迫大衆の解放。

四、農業勞働者及貧農の獲得、中農の中立化、富農及地主との鬪爭。

五、協同組合による大衆の共産主義化等である。

コミンテルンは第二インターの如き聯合組織でなく、民主的中央集權組織であり、最高機關は世界大會で二年毎に開催、大會閉會期間中は半年に一回召集の執行委員會これに代り、現在四十六名の委員と三十五名の委員候補より成立してゐる。執行委員會は更に幹部會を選出する。十九名の委員と十二名の候補より成り、二週間に一回集會し事實上の最高機關である。幹部會員中より五選される政治部は直接的な指導部を形成し、中歐部、英米部、スカンヂナヴイヤ部、バルカン部、東洋部等の諸部を設けてゐる。

世界大會の選出する國際統制委員會はコミンテルン最高の統制機關であり、政治的意見の對立のため黨中央機關により懲戒された黨員がこれに對して抗告を提起せる場合これを裁斷し、又、委員會の必要を認め或は執行委員會の提案ある場合、これらの問題を調査し、更にコミンテルンの財政を監査する任務を有し、二十二名の委員より成つてゐる。

二、コミンテルンの組織構成

A、**コミンテルン世界大會**=コミンテルンの最高機關で少くも二年に一回の割合で開催されることになつてをり、綱領、規約を變更する權利を有する、現在までに七回開かれてゐる。

B、**コミンテルン執行委員會**=世界大會より次回世界大會に至る期間內に於ける執行機關で現在委員四十六名。候補三十五名。

執行委員會は委員中より幹部會を選出、幹部會は執行委員會の黨務を遂行する。第七回大會選出の幹部會員左の如し。

△**執行委員會幹部會**(十九名)

ゴツトワルド(チ)、ドミトロフ(ブ)、カシヤン(佛)、コラロフ(ブ)、コプレニヒ(塊)、クウシネン(芬)、レーンスキー(波)、マヌイルスキー(ソ)、マルチ(佛)、モスクウイン(ソ)、王明(支)、岡野日、ピーク(獨)、ボリツト(英)、スターリン(ソ)、トレズ(佛)、フローリン(獨)、フオスター(米)、エルコリ(伊)

△**同候補**(二十名)

ブラウダー(米)、ブロンコフスキー(波)、ガラヘル(　)、ガルランヂ(　)、ヘツケルト(獨)、ゲルラー(獨)、コン、シン(支)、リンデロツト(　)、ロゾフスキー(ソ)、ミハル(　)、ライモンド(　)、トウホミネン、更に執行委員會は書記局を選任、書記局は執行委員會、同幹部會並に組織局の執行機關である。

△**書記局**(七名)

ドミトロフ(書記長)、エルコリ(伊)、マヌ

イルスキー(ソ)、ビーク(獨)、クウシネン(芬)、マルチ(佛)、ゴツトワルド(チ)

△同 候 補(三名)
モスクウイン(ソ)、フローリン(獨)、王明(支)

コミンテルン大會及總會開催年史

△第一回大會 一九一九年三月二―十六日。三十ケ國代表―五十二名(議―三十四名、協―十八名)。

△第二回大會 一九二〇年七月十九日―八月六日。四十一ケ國代表二百十八名(議―百六十九名、協―四十九名)

△第三回大會 一九二一年六月二十二日―七月十二日。五十二ケ國代表六百五名(議―二百九十一名。協―三百十四名)

第一回擴大總會 一九二二年二月二十四日―三月二十九日。

第二回擴大總會 一九二二年六月七日―十一日。

△第四回大會 一九二二年十一月五日―十二月十二日。五十八ケ國代表四百八名(議―三百四十三名、協―六十五名)

第三回擴大總會 一九二三年六月十二日―二十三日。

△第五回大會 一九二四年六月十七日―七月八日。四十九ケ國代表五百十名(議―三百四十六名。協―百六十四名)

第四回擴大總會 一九三四年七月十日―十四日。

第五回擴大總會 一九二五年三月三十一日―四月六日)

第六回擴大總會 一九二六年二月十七日―三月十五日。三十二ケ國代表百三十名(議―七十七名。協―五十三名)

第七回擴大總會 一九二六年十一月二十二日―十二月十六日、代表百九十一名(議―百名。協―九十一名)

第八回擴大總會 一九二七年五月十八日―三十日。二十五ケ國代表七十一名(議―三十三名。協―三十八名)

第九回總會 一九二八年二月九日―二十五日。二十七ケ國代表九十二名。

△第六回大會 一九二八年七月十七日―九月一日。五十七ケ國代表五百三十二名(議―三百八十一名、協―百五十一名)

第十回總會 一九二九年七月三日―三十ケ國代表百八名(議―三十六名、協―七十二名)

擴大幹部會 一九三〇年二月十八日―二十八日。

第十一回總會 一九三一年三月二十六日―四月十一日、二十五ケ國代表百八十名。

第十二回總會 一九三二年八月二十七日―九月十五日。三十五ケ國代表百七十四名(議―三百八名、協―百三十六名)

第十三回總會 一九三三年十一月二十八日―十二月十二日。

△第七回大會 一九三五年七月二十五日―八月二十日。五十ケ國代表五百十名(議―三百七十一名、協―百三十九名)

〔註。議―議決權所有者。協―協議權所有者。〕

第七回コミンテル世界大會

一九二八年の第六回大會以來七年間に生じた客觀的情勢の變動を分析し全世界の勤勞者大衆に對し、一般的革命的見透しを與へ新たなる戰爭と革命に備へる目的を以て、第七回コミンテルン世界大會は全世界環視裡のモスクワに於て七月二十五日より八月二十日まで六十五支部代表五百十名(議決權所有者――三百七十一名、協議權所有者――百三十九名)參加の下に、堂々四週日にわたつて續行された。

開會劈頭、獨進共産黨代表ウイルヘルム・ピーク開會の辭を述べ、大會の意義を論じ、コミンテルン執行委員會の活動を報告、次いで幹部會の選擧に入り獨逸共産黨代表エルンスト・テールマン以下四十二名を選出、スターリンに對する挨拶を送つて第一回の會議を終つた。新選幹部會、起草委員會、資格委員構成左の如し。

△コミンテルン幹部會(四十二名)
アルント・カルル、ベルガー、ブロンコフスキー、ブエノ、王明、ガルシオ・アントニオゴルキッチ、ヘンダーソン、ゴツトワルドドミトロフ、ドロレス、カツシヤン、ケルラー、クラーク、コウアチ、コン・シン、コブレヒ、クウシネン、ケンプベル、ラセルダ、レーンスキー、リンデルート、マスイルスキー、マルチ、岡野、ペトコフ、ピ

ーク、ポリツト、ピヤトニツキー、ラムズイ、レモン、スターリン、テールマン、トレズ、フエルデ、フローリン、フオスターフウリニ、ハイエン、チオー・ホー・シン、エルコリ。

△起草委員會(十一名)
ゲンリコフスキー、ジエクソン、デツト、クノリン、コラロフ、ベラ・クン、リン・ドージン、ラメツト、ターリ、ウリブリヒト、シユウエルマ。

△資格委員會(十八名)
アンガレチス、ボルヘス、ウオルカニク、グリン、ダレム、ドラガノフ、コン・ユエン、コークス、クラエフスキー、ラカサ・ルイ、リー・オツター、ミドリ、ブルフニヤク、ピヤトニツキー、セラノ、トレズ、シエルマン、ユスウフ。

第七回世界大會決議

第七回コミンテルン世界大會の中心議題は戰爭とフアシズム反對、第二インター系諸黨との統一戰線確立の三點に要約し得べく、第七回大會は左記四個の決議を採擇した。

A、コミンテルン執行委員會の活動に關する決議:(獨逸代表ピーク報告による)

一、第七回共産インターナショナル世界大會は共産インターナショナル執行委員會の政策並びに實際活動を支持する。

二、第七回共産インターナショナル世界大會は民族部及び第二インターナショナル指導部に對し發せられる反フアシズム、反資本及び反戰の統一活動提議に關する一九三三年三月、一九三四年十月並びに一九三五年四月附共産インターナショナル執行委員會の宣告文を支持する。總てこれらの提議は第二インターナショナルの執行委員會及びその各部大多數者により勞働階級の利益に反して即下せられたる遺憾なる事實及び社會民主主義勞働者及びその機關の多くはフアシズム排擊並びに勤勞大衆の利益擁護のため鬪爭する共産主義者に、相提携して反抗しつゝある歷史的意義を指摘して、第七回共産インターナショナル世界大會は共産インターナショナル執行委員會及び共産インターナショナルに加盟せる總ての黨に對し、今後全面的に民族的並びに國際的規模における統一線確立を義務づけるものである。

三、第七回共産インターナショナル大會は共産黨の活動及びスローガンが廣汎な勞働大衆、社會民主黨員にまで益々浸透しつゝあることを指摘する。この事實に鑑み、大會は共産インターナショナルの各部に對し最も短期間に社會民主的勞働者への進出を妨害するセクト的傳統の殘存物を克服し、從來屢々抽象的であり、且つ大衆にとり取つき難き傾向のあつた煽動及び宣傳の方法を變更し、最も具體的で、大衆の必要と日常利害關係ある方向に導くことを義務づけるものである。

四、第七回共産インターナショナル世界大會は共産インターナショナル各部の活動における次の如き重要なる缺點を指摘する――統一戰線の戰術採用の遲延、政治的、經濟的內容を有する大衆の部分的要求に對し大衆を動員することを得ざりしこと、ブルジョア・デモクラシーの遺物を保護する努力を必要とすることを理解せざりしこと、植民地及び從屬國における帝國主義的民族戰線確立の必要を理解せざりしこと、ブルジョア政黨の創立せる改良主義、フアシスト勞働組合、勤勞民の大衆的組織における活動を無視せること、勤勞婦人、農民、都市小ブルジョア大衆の間における活動の意義を沒却し、又、執行委員會の側よりする各部に對する政治的援助の緩漫、革命大衆の運動を指導すべき共産黨の役割及び責任の增大と、各部に對し活動の指導を集中化する必要とを考慮し、第七回世界大會は執行委員會に對し左の件を提議す。

A、世界勞働運動の根本的な政治的、戰術的設定作成に重心を轉じ、總ゆる問題の解決は具體的條件と、各國家の特殊性に立脚し、原則として共産黨の內部組織の事務に直接干涉せざること。

B、黨をして共産インターナショナル數次の大會及び執行委員會總會決議を基礎に突發的事變の場合、敏速且つ獨自的に共産主

義運動の政治的、戰術的課題を正しく解決し得せしめる爲め、黨内に眞正ボリシエウイキ的指導者の成員組織養成に不斷の援助を與へること。

C、共産黨とその思想的鬪爭に際して黨に實際的援助を與ふること

D、自國内又は世界的共産主義運動にしろ、共産黨の利用に對し助力すること。但し一國の經驗を他國に向つて機械的に適用し、具體的マクルス主義的分析に代ふるに常套的、一般的公式を當嵌めざること。

E、共産インターナショナルの指導機關と各部との連絡に、執行委員會の日常活動に共産インター最重要部の權威的代表者を一層積極的に參加せしめることによつて密接ならしめること。

五、第七回共産インターナショナル世界大會は青年同盟並びに共産黨が青年層における大衆的活動の重要性に對する認識不足と各國における該活動の不振とを指摘して共産インターナショナル並びに青年共産インターナショナル執行委員會に對し、青年共産黨組織のセクト的門戸閉鎖主義を克服し、青年共産黨員をブルジョア民主主義、改良主義及びファシスト黨並びに宗教的團體が組織せる一切の青年勤勞者の大衆機關（勞働組合的なもの、文化關係及びスポーツ關係）に加盟せしめ是等の機關内において××××××××××青年の廣汎な大衆に勢力を扶植し、若き勤勞民の物質的地位の改善及び權利獲得のために組織的鬪爭を行ひ、青年の總ゆる非ファシスト大衆機關の廣汎な統一戰線を確立せしめる。

六、第七回共産インターナショナル世界大會は近年ソヴエト聯邦における社會主義の勝利、資本主義諸國における恐慌、ドイツ・ファシズムの狂暴、全世界における新らしき戰爭の危機等の影響をうけ、一般勞働者及び勤勞大衆が改良主義より××××に、分散より統一戰線に轉回を開始せることを指摘する。第七回共産インターナショナル世界大會は社會民主黨の各リーダーの抗壓にもかゝはらず、勤勞階級の志向が××××××××考慮し、共産インターナショナルの各部に對し、プロレタリアート統一戰線及び資本、ファシズムの進出に對する全勤勞階級の國民戰線獲得鬪爭に參加するも妨無し。又職業組合運動を統一しファツショ團體に加入して内部より之を切崩し、婦人團體の結合を計り殖民地殊に支那に反帝國主義線を普及せしめざるべからず。

戰線の統一には黨内分派の打破、社民黨とブルジョアとの提携の解消、勞働者をしてプロレタリヤ獨裁の必要を認めしめ戰爭に當りブルジョアを支持せざらしむることを要す。大會はコミンテルン及其の支部がファツシズム資本の進出及戰爭の脅威に對する行動の統一に付第二インタナショナル及其の諸黨派と直に交涉する用意あることを宣言す。

C、帝國主義者の新世界戰爭準備に關する決議……（伊太利代表エルコリ報告による）

が從來の成功に油斷せず、勞働階級との聯絡を擴大し數百萬勤勞者の信賴を獲得し、共産インターナショナルの各部を大衆的黨組織に變化せしめ、共産黨の勢力によつて勞働階級の大多數を獲得し、斯し××××××に必要なる條件をつくり出すことにある。

B、ファシズムの攻勢と勞働階級統戰一線に於けるコミンテルンの任務に關する決議……（ブルガリヤ代表ドミトロフ報告による）

ファツシズム勃興の爲勞働階級の戰線統一緊要なるに依り勞働者は社民黨其の他所屬團體の如何を問はず之を共同行動に引入れ、場合に依つて黨員は反ファツショ的聯立政府に參加するも妨無し。又職業組合運動を統一しファツショ團體に加入して内部より之を切崩し、婦人團體の結合を計り殖民地殊に支那に反帝國主義線を普及せしめざるべからず。

戰線の統一には黨内分派の打破、社民黨とブルジョアとの提携の解消、勞働者をしてプロレタリヤ獨裁の必要を認めしめ戰爭に當りブルジョアを支持せざらしむることを要す。大會はコミンテルン及其の支部がファツシズム資本の進出及戰爭の脅威に對する行動の統一に付第二インタナショナル及其の諸黨派と直に交涉する用意あることを宣言す。

C、帝國主義者の新世界戰爭準備に關する決議……（伊太利代表エルコリ報告による）

（一）世界經濟恐慌及資本主義の矛盾並に世界市場に於ける經濟戰爭の結果、世界の新分割は事實上開始せられたるが、極東に於て戰爭を行ひつゝある日本帝國主義は既に世界新分割の端緒を開きたり。滿洲及北支軍事的占領は支那に於ける帝國主義諸國間の勢力範圍の劃定及太平洋に於ける彼等の關係を調整し來れる華盛頓會議の事實上の消滅を暗示す。日本の略奪的進軍は現在既に支那に於ける英米勢力の縮少を齎し、太平洋に於ける英米の立場を脅威し、ソ聯に對する反革命戰爭の準備行爲となりつゝあり。

（二）帝國主義間矛盾尖銳化の結果ファツショ及資本主義諸國の軍閥は矛盾を解決する爲ソ聯を襲はんと企て居り、新帝國主義戰爭勃發の危險は日一日と人類を脅威しつゝあり。

（三）此の秋に當り勞農赤軍の能力は平和擁護の戰爭に重大なる役割を演ずべく、帝國主義國殊に獨逸、日本、波蘭が傍若無人に軍備擴張を施行し居るに鑑み、平和愛好者は赤軍の强化及之が積極的支援に强大なる利害を感ずべし。

四。大會は左の如き任務を全世界共産黨に課す。

（a）平和とソ聯擁護の爲の鬪爭、獨逸及日本の戰爭準備並に資本主義國の武裝强化等に鑑み、共産黨の中心スローガンは『平和の爲の鬪爭』なり。

（b）戰爭挑發者に反對する統一戰線の結成、獨逸波蘭並に日本に對し力を集中することはコミンテルンの最重大なる戰術なり。平和主義的團體を誘致することはプチ・ブルジョア、進歩的インテリゲンチヤ婦人青年を動員する上に大なる意義を有す。又アムステルダムの反軍國主義及反ファツショ運動を援助し之を擴大することを要す。

（c）帝國主義戰爭反對の鬪爭と反ファツショ鬪爭とを結合すること。

（d）軍國主義及軍備に對する鬪爭。

（e）ショーヴィニズム破壞の鬪爭、勞働者及勤勞大衆をプロレタリヤ的國際主義精神に教育し、社會民主黨及ファツショのショーヴィニズムと戰ふことを要す。

（f）民族解放の爲の鬪爭及戰爭に對する支援、共産主義者は植民地及半植民地に於ける民族解放鬪爭を支持し、殊に日本其の他帝國主義者及國民黨に對する支那紅軍の鬪爭を極力支援せざるべからず。支那共産黨は民族解放の戰線を擴大し全民族を之に誘致し以て日本其の他帝國主義者の侵略を斷乎排擊すべし。

（五）大會は共産黨が戰爭に依り革命を齎し得ることを期待し之を希望し居るものなりとの誹謗的主張を强く排擊す。各國の共産黨がソ聯の平和政策を支持し居れる事實は戰爭を防止せんとし居る證據なり。共産主義者は新世界戰爭が勞働階級の反對にも拘らず勃發することあらば反戰分子をして平和鬪爭、對ファツショ國内戰爭、對ブルジョア戰爭に轉向せしめんと努力するものなり。

大會は共産主義者及革命的勤勞者が戰爭反對の方式として兵役の拒否、動員ボイコット軍事工業サボタージュ（妨害）の無政府主義的サンヂカリズム的の手段に依らざる樣警告す。蓋し此の種の戰略は勞働者に害ありてブルジョアの報復を買ひ易く、勤勞者殊に兵士階級の反帝國主義鬪爭を困難ならしむ。

（六）大會は戰爭の場合レーニン、ローザルクセンブルグが提唱しシュツツトガルト第二インタ大會採擇のテーゼたる『戰爭の場合は其の急速なる終止に努力すべく、且戰爭に依る經濟的政治的危機を國民大衆の政治的自覺並に資本家階級支配の破壞を促進する方向に指導すること』を支持す。

（七）若しソ聯にして反革命戰爭の爲赤軍を動員する必要に迫られたる場合には、共産主義者は赤軍の勝利の爲全勤勞者を一切の手段及最も效なる方法に依り召集するを要す。

D、ソ聯邦に於ける社會主義の成功とその世界的意義に關する決議……（ソ聯邦代表マヌイルスキー報告による）

『ソ聯邦に於ける一國社會主義の建設實現

レ國力強大化したる結果世界民衆の意識及階級間の力の關係が社會主義に有利に變化し、世界はプロレタリヤ革命發展の新時代に入れり。依て全力を擧げソ聯を援助強化し其の敵と戰ふは黨員其の他反ファッショ民衆の任務なり』

大會に於ける對日演說

第七回コミンテルン世界大會に於て各代表の試みた演說中日本に關係あるものを摘錄すれば左の如し。

獨逸代表ピーク（七月二十五日）

「日本は支那の諸省を占領し世界の分割を始めた」（開會演說）

伊太利代表エルコリ（八月十三日）

「資本主義諸國の中最積極的に戰爭を準備し、否今現に戰爭を行ひつつある國は日本である。」とて滿洲、北平の事態より北支事件の經過を述べ）日本帝國主義者の目的は單に極東のみならず東亞及太平洋西岸迄勢力を扶植せんとするに在り、滿洲及北支の占領はソ聯國境に對する攻擊の爲の戰法で、軍後方地帶の確保に外ならず。ソ聯國力の回復と赤軍の强化とは日本の積極軍閥をして速戰、勝利を得んが爲同盟國を求めしむるに至つた。日ソ關係を惡化せしむること即ち日本の政策の主體を爲す」

ソ聯代表マヌイルスキー（八月十七日）

「（日本勞農大衆の窮迫を述べ）日本は外國市場の獲得及領土併合の要ある處、日本帝國主義者は黃色人種の權利擁護を使命とすると宣言しながら、朝鮮、支那の同人種を壓迫し、今や軍事インフレの爲民衆は却て窮迫しつつある。」

世界大會に於て終始一貫して各國代表の演說中に强調されたのは、支那に於ける共產黨、紅軍の擴大鞏化、ソヴエト區住民の增大、これに關聯して南京政府との鬪爭、更に日本に對する反帝、反戰活動の鞏化問題で、支那問題に關する限り必ず日本が問題にされてゐる。支那代表の演說中もつともセンセーションを呼び起したのは王明の演說で、彼は近い將來に於て、紅軍正規兵は百萬人、ソヴエト區住民は一億萬人に達するであらうと語り、現在支那共產黨は五十萬人を擁する大衆黨になつたと誇稱し、日支勞働者の連帶性に關する反日演說を行つた。

日本代表の演說

大會に於ける日本代表の演說は、七月二十七日の岡野（野坂鐵）、八月十日の田中（山本懸藏）、八月十五日の西川（本名不詳）の三名が行つた。岡野はセン片山亡き後の日本代表として執行委員會幹部會員に選ばれてゐる。更に日下網走の刑務所に服役中の日本共產黨指導者市川正一は、獨逸共產黨指導者テールマン及ハンガリヤ共產黨指導者ラコシと共に執行委員四十六名のうちに入つてゐる。

左に日本代表の演說要旨を揭ぐ。

岡野の演說（全文）（七月二十九日）

『同志諸君、第六回國際共產黨大會の決議中に豫見せられた「新しき帝國主義戰爭の不可避」に關する見透しの正當であつたことは最近四年間極東に生じた事件により完全に確證せられた。日本帝國主義は世界的經濟恐慌と云ふ新事態、各帝國主義者間に於ける確執の尖銳化並合衆國の經濟上の勢威の失墜に乘じ『鐵血』政策の實行に着手し、支那が反革命的國民黨の爲に極端に衰微して居るのを利用し先づ第一に同國に對して砲火を向けた。日本の侵略行爲の足取、換言すれば同國軍隊が支那諸省中、ソ聯及外蒙人民共和國と境を接する地方を甲より乙へと侵略しつつあるの一事に依り日本帝國主義の主たる目的が對ソ戰備に在ること、而して支那領土の侵略は右戰爭の足場を設ける爲であることは明白である。日本帝國主義は今日迄其の對ソ戰爭計畫を實現し得なかつたが前述の事態に至つたには泰西に於ける帝國主義國間の確執の尖銳化並在滿バルチザン軍の活躍が相當影響を及ぼしたのである。然し右計畫を畫餅に歸せしめた主要原因は一には日本プロレタリヤの革命分子の增加した結果彼等が自己の背後に對する脅威を抱き始めたのと、一にはソ聯赤衛軍の勢威の增大と、今回の平和政策に在る。今日の日本の經濟政策は終始一貫して戰備の爲に操られてゐる。軍需インフレ景氣の惱みは凡ての勤勞民衆の隻肩に重荷となつて懸つてゐる。日本の勞働者は高度の歐米式生產能力を有するに不拘、植民地に於けるが如き低額の賃銀を受けてゐる。『日本經濟年報』の他國勞働者の賃銀額との比較に依れば、工業勞働者（男子）は、合衆國—一九三二錢、英國—一四九錢、佛國—一二九錢、日本二二・五一錢（一時間に付）。紡績勞働者は、合衆國—八四錢、英國—四四錢、佛國—四九錢、日本七錢（一時間に付）である。斯の如く日本に於て工業勞働者は米國の八分一、紡績勞働者は十二分一しか受取つてゐない。

農村の貧困狀態は戰慄すべき程度に達してゐる。封建制度の色彩の最も强く殘つてゐる東北及沖繩に於ては既に第三年目に入つた眞の饑饉が猛威を揮つてゐる。日本に於ける戰爭狀態、饑饉及無法狀態は警察の暴力に依つてのみ支持されてゐるのではない。國家主義のショーヴイニズム亦之を支持してゐる。日本の爲政者階級が勞農民の人權を蹂躙する他方、其の人種的優秀性を宣傳することにより無法狀態を掩蔽するに至つたのは獨逸のナチスよりも餘程前のことである。此のショーヴイニズム宣傳は同國のファッシズムが采配を振つてゐる。右ファッシズムの中堅指導者は皇室中心主義の最右翼たる軍部である。此の軍部ファッショの全政策は對ソ戰爭の促進及現存軍警皇室主義者獨裁のテロル獨裁轉化を目的としてゐる。ファッシズムが爲政者階級中の他のグループと異る點は前者が反資本主義的デマに依りカムフラージュしつつショーヴイニズム、戰爭、テロ政策を極端に行はんとしつつある點である。社會大衆黨（日本の社會民主黨）は現狀を目して反動期と特質附けてゐる。近年反動運動の著しく旺盛となつたのは論無き所であるが、同黨の反動分子は唯右の點を認むるのみで此の反動工作が日に日に勞農民間の不滿增大を促しつつある點を認識してゐない。ショーヴイニズム及ファッシズムが小ブルの大部分を獲得し更に進んでは勞働者の一部に迄侵入したことも事實であるが、其の主なる原因は社會大衆黨指導者のショーヴイニズムなる點に在る。社會主義ショーヴイニズムこそはファッシストの勞働階級滲入を最容易ならしめてゐる。ストライキの古今未曾有的に增加しつつあるの狀態は大衆の鬪志及積極性を特質附ける最重要なる事實である。

一九三四年中のストライキの四分の三は自然發生的なものである。然し鬪爭指導者の缺除と分散性の爲に多く失敗に終つたが參加數は一九三三年の一〇二、〇〇〇人に對し一九三四年は一〇九、〇〇〇である。

農村は嘗て無き人心の不安定狀態下に在り乍ら一九三二年に始めた『米寄越せ』の運動は益々農民大衆間に行はれつゝある。勇ましかつた一九一八年の米騷動の精神は再び飢へつゝある農村に浸潤した。然し今度は右運動は自然發生的の如きもので無く、黨の指導する熱意ある運動とならう。第六回大會以降の期間は吾黨の共產主義的ブリンシプルの淸掃時代、幹部休養、黨自體のボルシェヴイキ化時代であつた。吾が機關は屢々大量的逮捕の爲に破壞された。被逮捕者は年々增加してゐる。一九三四年初め、平田思想係首席檢事は吾黨員及シンパにして自一九二八年至一九三三年間に逮捕せられた者の數は四萬人に達したと云つた。それにも不拘假令小なりと雖吾黨機關の存在しない樣な工業中心地乃至郡は全國中一ケ所も存しない有樣である。黨の發展斯の如き今日に於ては從來進步的勞働者を相手としたのとは趣を異にして勞働大衆間に於て組織的な工作を爲すことが速かに着手すべき重要使命である。之が爲の一大障害は今尙濃厚なる黨內分派的局限狀態である。此の點はピーク君が其の報告中に於て極めて正當に指摘してゐる。吾黨の機關は英雄的工作を爲しつゝあるが未だ彼等は如何にして國內に存する漠然たる不滿氣分を積極的の大衆運動に轉改せしむべきかを知らない。

吾黨に於ては單一戰線を設定するに當つては極端に分散せる職業同盟の統一、凡ゆる宗派の職業同盟の糾合を主要使命だと看做して

ゐる。之が爲には吾黨員シンパは改革派及愛國主義派の職業同盟内に於ける工作に其の全力を集中せねばならぬ。吾黨内には改革派及反動派の職業同盟をプロレタリヤの敵の團體なりと認めてゐるものがあるが之は大なる誤謬である。此等の職業同盟の幹部の背信政策の罪を大衆に歸するは不可である。彼等の政策が如何なるものであらうとも斯種職業同盟は勞働大衆の機關で唯此等勞働者は資本家の欺瞞に陷り、極端に搾取せられつゝあり、さればこそ階級鬪爭に捲込まねばならないものなることを忘れてはならぬ。之と同樣に皇室主義乃至愛國主義のファッショ勞働者と搾取せられつゝある他の勞働者とを混同してはならぬ。後者に對しては假令彼等がファッショ黨に接觸ある民衆機關に加入して居るとするも猶ファッシストに對するが如く臨むのは不可である。此等の勞働者及職業同盟との間には障壁を設くること無く、却て同盟のダラ幹の侮辱及壓迫には頓着無く同盟に加入し、極力其の内部に於て活動し以て彼等の政見の差異を不問、その重要なる利益の爲の單一戰線を設くることに成功せねばならぬ。吾人の政治が宣傳の主眼は不撓の精神を以て勤勞民間のショーヴィニスト的及モナーキスト的錯覺を克服することである。黨は工作の根本的轉換を行はねばならぬ。然しこの轉換に當つては鐵の如き黨の團結が嘗て無き程必要である就中宗派的オポチュニズム的傾向が最危險である。日本に於ける共産運動にとり殊に大なる危險は公然一分派なりと自稱し、頭に『多數派』なる中央機關を仰ぐ『代表者大會召集委員大會』なる別個の指導機關を組織せる反幹部派である。

余は此の演壇より如何なる警察の壓迫、如何なる失敗、如何なる煽動者の工作と雖反幹部派の内訌的行爲程多くの害毒を黨に齎したものゝないことを斷言せねばならぬ。反幹部派の指導者達は中央委員會はブロヴォケーターにより占據せられてゐる云々と云ふが如き根據無き誹謗を浴せ、吾黨に對し非常なる害を與へた。彼等は吾方陣營中に相互の不信賴と不規律を植付けつゝある。吾人は假令根も葉も無き事乍ら兎に角彼等の持出せる非難調査會の設置方を彼等に提議したるも之に同意せざるのみならず、黨はオポチュニズム的且極端なる宗派主義的政策を取るものなりとさへ評した。斯の如く彼等は黨の宗派主義なるものを攻撃する一方自ら『多數派』新聞第六號に於て『プロレタリアトの敵なる同盟（改革派職業同盟聯盟）の打倒』なるスローガンを翳してゐる。吾人は宗派的遺物並之が原因となつて生じた黨の不振の結果は多數の黨員が當然の不滿を抱くに至つたことを認むるものである。然し黨中央委員會は既に反幹部派の出現前に於ても、黨は宗派的遺風に惱み居り從て黨工作上一大轉換を爲すの必要なることを認め且現在も之を認めてゐる次第である。さればこそ吾人は黨の確固たる團結維持を旨とし黨規に照し分派主義の誤謬一掃を行ふべきことを要求するの權利を有するは當然すぎることである。

反幹部派に接近してゐる者の多數は黨の内訌を欲せず、共産主義に對しては主觀的に忠實であるが、内には今後も黨内の宗派的工作を續行せんとするものあり、彼等は吾國に於ける共産運動にとり最危險なるものとならうと云ふ點を考慮せねばならぬ。

吾人は速かに内訌を招致するが如きフラクションを清算し黨中央委員會を中心とする全黨員の一致團結を要求するものである。偉大なる共産運動鬪士片山潜の教を授け、戰爭及極端なるテロ時代に生れたる吾黨は國際共産黨の指導下に其の使命を遂行することが出來るであらう。コミンターン萬歲、萬國勤勞民の頭領、教師、畏友たる同志スターリン萬歲（拍手）』

田中の演說（一部）（八月十日）

『日本に於ては現今特にファッシズムの危險大であるが、日本共産黨は總ての階級をして無權利、官憲萬能、警察專斷の現狀から離脱せしめる爲國民の統一戰線を張るべく、右に依りファッシズムと鬪ひ、民主權利及言論集會、結社の自由を求め、搾取に反對するも

のである。又、吾人は社會大衆黨に對し統一戰を張らんことを提議し之が爲、男女勞働者及農村の青年團を糾合せねばならぬ。次に支那國民との戰爭は日本國民を孥むるのみでなく將來の戰爭を頻發せしむべきに依り吾人は之に反對であるが、此の反戰運動は亞細亞民族の同胞關係を固め、植民地民族の日本國民に對する愛着心を生むであらう。要するに日本共産黨が反戰、反ファッシズムの統一的國民戰を張る爲廣く民衆糾合し得べきを信じて疑はぬ。

西川の演說（要旨）（八月十五日）

反動運動に關する日本共産黨の過失は社會大衆黨其の他に對して餘りに對立的で之を引入れなかつたことに在る。

各國政府よりの抗議

コミンテルン大會に於ける自國共産黨代表の報告演說に關し、各國政府がソ聯邦政府當局に對し抗議或は警告を發したことは既に各紙の報道してゐる如く、合衆國、英吉利、伊太利、ラトヴイヤの諸國と日本及び南京政府で盡く即座に一蹴されてゐる。

殊に、去る七月十三日ソ聯邦と新通商協定を締約し國交緊密を加へたかの感があつた合衆國は次の如き抗議を送つてゐる。

「第七回コミンテルン大會の議事に徵すれば、ソヴエート政府は一九三三年十一月締結の、内政相互不干涉の公約を明かに無視してゐる。今にしてソ聯邦政府が機宜の處置を講ずるにあらざれば重大な結果を誘致するかも知れぬ。」

これに對して、ソ聯側は

「ソ聯政府が内政不干涉の公約し一方コミンテルンの活動に對しては責任を分擔せず」と取り合はぬから、結局現在のところでは所謂「重大なる結果」にまでは至らぬ模樣で、日本もモスクワ駐劄の大田大使が外務人民委員部にストモニヤコフ次長を訪問、嚴重警告するところあつたが、これまた即座に一蹴された。

今後、各國よりの抗議がいかなる「重大なる結果」を誘致するか、ソ聯邦としても七年振りで大會を開催したのは、一流の客觀的並びに主觀的情勢の分析綜合の理論により、内外情勢からみ現在を以て最有利の時期と觀察した結果と見るべきであらう。

とまれ、コミンテルンの妖怪は今や歐洲のみでなく、全世界に徘徊しようとしてゐる。第七回コミンテルン世界大會は、戰爭とファッシズム反對、更に第二インターとの提携なる新裝の下に、强力なる政治經濟力と赤軍を擁するソ聯邦と、勤勞の支那を背景に新たなる登場をしようとしてゐるわけである。コミンテルン今後の動きは益々各國爲政者惱みの種となるであらう。

其他の國際組織

コミンテルンは其の創立以來各種の機關を創設しこれを通じて共産主義の宣傳に努め資本主義世界に對する一大敵國を形成するに至つた。主要なる國際組織を略述すれば左の如くである。

勞働組合赤色インターナショナル（プロフインテルン）

赤色勞働組合インターナショナルと呼ばれてゐる。第一回大會が開催されたのは、一九二一年頃で一九三〇年八月第五回大會一九三二年第六回大會が開催された。六百萬以上を算するソヴエート勞働組合を中心に獨逸、英國、米國、支那等世界各國の左翼的勞働組合によつて此のインターナショナルは構成され機關紙として「赤色勞働組合インターナショナル」を發行してゐる。書記長ロゾフスキー。

△大會開催年史

第一回大會―一九二一年七月三―十九日。
第二回大會―一九二二年十一月十九日―十二月二日。
第三回大會―一九二四年七月八―二十二日。
第四回大會―一九二八年三月十六―三十日。
第五回大會―一九三〇年八月十五―三十日。

赤色農民インターナショナル（クレスチンテルン）

一九二四年モスクワに開かれた第一回國際大會には約四十ケ國の左翼農民組合代表者が集り「全世界の農民と勞働者團結せよ」のスローガンを揭げた。プロフインテルンと密接な關係を持ち、機關誌「農民インターナショナル」を出してゐる。

共産青年インターナショナル（キム）

青年インターナショナルとも呼んでゐるソヴエート始め各國青年共産黨の國際總聯合である。略稱イツキムはキムの執行機關である。

△大會開催年史

第一回―伯林―一九二〇年六月九―十三日。
第二回―イエナ（獨）後モスクワ―一九二一年五月十二―三日。
第三回―モスクワ―一九二二年十一月十二日―十二月七日。
第四回―モスクワ―一九二四年六月十五日―二十五日。
第五回―モスクワ―一九二八年八月二十日―九月十八日。
第六回―モスクワ―一九三五年九月二十五日―十月十一日。

國際革命戰士救援會（モツプル）

我國では赤色救援會と通稱されてゐる。一九二二年來ボリシエヴイキの老闘士、舊政治犯人の發議により設立されたもので讀んで字の如く各國に於ける革命運動の戰士特に牢獄に奪はれ白色テラーに斃れた者の遺族を保護救援する機關である。

現在モツプルは六十七ケ國に組織されて居り、その內三十六ケ國に於ては非合法的組織となつてゐる。本年一月一日現在に於てモツプルは一〇、七五〇（千人）の會員を有しその內三百萬人以上は資本主義國及び植民地諸國の會員である。

尙ほソヴエート新聞によればモツプルは今や質的にも思想的にも非常に成長し、その活動によつて數十萬人の革命家の生命が救はれ、數萬人が刑務所から解放されたと。

赤色スポーツ・インターナショナル（クラースヌイ・スポルチンテル）

社會民主黨系のリユツツエルン・スポーツインターナショナルとの協力を贏つて一九二一年ソヴエート聯邦を中心に組織、同年七月創立大會を開催した。第二回大會は一九二二年七月伯林で開催、翌二三年二月の擴大總會に於いて、コミンテルンプロフインテルン其他と戰線統一の必要を決議し年と共に發展を遂けて今日に及んだ。

第六回共産青年インター大會

第七回コミンテルン世界大會を開催して各國抗議の的となつたソ聯邦では、九月二十五日より十月十一日まで、第六回共産青年インタナショナル世界大會をモスクワ勞働組合會館に極祕裡に擧行、三十三名より成る幹部會を選出、日本代表として高田某が幹部會員となつた。

國防

陸軍

赤軍の沿革

歐洲大戰に於ける露西亞軍の敗北は革命を誘致した一つの原因とも見る事が出來る。

一九一七年の三月革命で、帝政露西亞は崩壞し、ケーレンスキー・ミリユコー・フグチコーフ等の臨時政府が組織された當時は尙東部戰線では露獨兩軍の戰闘は盛に行はれ、ケーレンスキーは自から戰線の兵士を激勵したが當時擡頭しつゝあつたボリシエヴイキー一派の無産革命派の勢力は刻々增大し同年十月ペトログラードの勞働者先づ銃劍を採つて立ち、次で軍隊が之に加擔しケーレンスキー一派の社會黨政府を打倒し、玆にレーニン一派のボリシエヴイキーの組織する勞農政府が十月七日を以て組織された。

此の十月革命によつて政權を奪取したるレーニン一派は、十月八日革命の翌日「無併合無賠償即時講和」の宣言を發表し東部戰線四ケ年の協力を破棄し、十一月二十六日獨軍に休戰を申込み、十二月二日より休戰商議を開始し十二月二十二日より講和談判を開始した然るにこの講和談判はブレストリトウスクに開かれたのであるが、會議が未だ調印されないのにトロツキーは戰爭の終結を促進せんが爲めに一九一八年二月十一日突如として全軍に復員令を發し、講和は成立せざるも戰爭は終了せりと宣言した。之れが爲め戰線に殘留する兵卒は恰も大河の決するが如く先を爭ふて鄕里に歸還し露軍は全く崩壞するに至つた。ドイツ軍は之に乘じて二月十八日休戰滿期を共に總前進を開始し、長驅露都を脅威するに至り、ロシヤ當局は周章置く處を知らずドイツの提出せる總ての條件を承認し、遂に屈辱的なる講和條約に調印するの止むなきに至つた。之れより先、一九一八年一月十五日人民委員會は義勇兵を持つてする赤衛軍の組織に關し法令を發布してゐるが、之は勞農赤衛軍の嚆矢とも云ふべきであつて、レーニン政府は之に依つて反ボリシエヴイキーに對抗すると共にブレストリトウスクに於ける講和談判の不調に備へんとした。當時レーニン政府の使用し得たる赤衛軍はペトログラード及びモスクワを中心とする約八萬人に過ぎない義勇軍であつて、內にやゝ軍隊的組織を有してゐたものは二個師團程度であつた。レーニン政府はドイツ軍の壓迫により、急遽ペトログラード及びモスクワに防衛司令官を置き、陸軍省參謀本部を改編して、最高軍事會議となしトロツキー自ら議長となり又軍事專門家招聘なる名目の下に舊將校を召集し、指揮官養成所を起し、ある程度の階級制を認め賞罰を明かにする等舊軍隊の制度を採用するに從つて漸次軍隊的價値を增大し、政府の運命も辛ふじて危機を脫するを得るに至つたものである。彼等は此間軍隊成立の要件は軍紀にして、軍隊を擁せざる政府は內外に對して何等の權威無きことを如實に體驗した。その後一九一八年の夏、チエツコスロバキア軍を始め、反ボリシエヴイキーの軍隊の蜂起あり、次いで獨墳軍の壓迫を免るゝに至りたるも南露、北露、西北露、西伯利亞等各方面よりする反ボリシエヴイキー聯合軍の攻擊、次いで一九二〇年に於ける波蘭との戰爭等により、赤衛軍は著しく擴張され、當時戰闘員は約百萬人、總動員兵力は約四百萬人に達した。今日の徵兵制度は一九一八年七月第五回全露ソヴエート大會により定められたものであつて、當時は最も革命的な分子たる勞働者のみを召集したが、次いで農民及び軍事專門家たる舊將校下士に及んだのである。ソ波及び國內戰の終結後政府は軍隊の復員に着手したけれども內外の情勢上强力なる武力の保持育成の必要を痛感し依然として百三十萬の軍隊を擁し、着々として編制を改革し軍事工業を起し、國防威力の充實に努め、勞農赤軍の基礎は漸く確立せられ、產業五ケ年計畫により直接軍備の充實改

善を行ひ、大々的に國防威力の充實擴張を見るに至つた。

建設の要旨

赤軍建設の目的は資本主義諸國の攻撃に對しソヴエート聯邦を擁護するを主とするも、尙狀況によつては資本主義×××のプロレタリアートの×××に際し之を××するを認めて居る。

赤軍野外教令の綱領中に赤軍の任務として次の如く述べてゐる。

「前略——赤軍は更にその存在する事實を以て××の被壓迫勞働者の大衆が×××の爲めに××する××を××しつゝあるものなり。」と。

之れ婉曲に其積極的任務を表明するものにして過去ソ聯邦政府の對外施設を見るに、その然るは外蒙古並に「エストニア」事件に徴し明瞭である。

前述の如くソヴエート聯邦に於ける國防は露國民の組國の防禦にあらずして勞農××たるソ聯邦の擁護なるをもつて、國防は只××××の權利にして二者以外の階級は劍を執つて國防に任ずるの權利を附與せられぬ。從つて私營商業從事者、雇傭勞働者を使用する農工業者は軍隊に編入せられず、その代償として一定の金額を徴するか、若しくは雜役勤務に當てゝ居る。又入營したる者でも精神狀態の怪しい者は直ちに除隊せしめて社會的制裁を受けるやうにしてある。

然らば右の如き主旨に從つて建設されたる勞農赤軍は如何なる編成を有するかと言ふに軍務に關する最高主權を有する聯邦ソヴエート大會（閉會中は中央執行委員會及び同幹部會）之を有し、最高主權を有するものであつて、正規軍と殆ど同樣の各級指揮官を有し、その數、その質に於いても正規軍に劣らないものである。

民兵軍、交代部隊は當該徴募區より召集するものであつて、第一年度に於いて三ケ月間の教育を受け、第二年度から第五年度までは兵種によつて違ふが每年一二ケ月の軍事教育を受けるものである。此交代部隊は每年夏期野營地で、所謂戰時編制教育を受けるのであつて、其服役期間は割合に短いが、純粹の軍事教練を仕込まれるので、其戰鬪能力は相當なものであると言はれてゐる。因に此交代部隊の第二年乃至第五年の召集兵數は民兵師團の戰鬪編制の人員に相當するものであつて、現在に於いては約六十萬人と言はれてゐる。

此民兵部隊は軍縮會議に於ける兵力の算定方式たる日割計算に依れば極めて僅かな兵力になるが、大體正規師團に比し半額の費用を以て五年間に一ヶ爲なる軍隊を編成する面白い制度である。この制度は目下步兵師團のみならず騎兵師團にまで及されてゐる。

赤軍の構成

ソ聯邦では勤勞者のみが赤軍に入營することが出來る。此のことは兵役基本法に次の如く明確に規定されてゐる「武器を手にしてソ聯邦を防衛するものは勤勞者のみに限る」從つて召集の場合には權利を剝奪された者や、富農の子弟が赤軍に入込むのを防ぐために、新兵に對する階級的嚴選がなされる。

最近年迄に於ける赤軍の階級構成は次の如くである。一九二一年の赤軍は勞働者一八%、農民七一%、其他一一%であつた。二八年には勞働者二二%、農民六七%、其他一二%であつたが、三三年には勞働者四三%、農民四七其他一〇%の割合にして、その內在營農民の七二%はコルホーズ員に依つて占められてゐる。右數字の示す如く一九二八年から三三年に至る間に赤軍の社會的構成に大なる變化が行れた、此變化は革命的分子を入隊せしめるやうにした爲めでもあるが、それよりも五ケ年計畫中勞働階級が數的に倍加し、農民階級の三分の二はコルホーズ化した爲めである。

次に赤軍內部の黨員の割合も少なからぬ變化をなした。一九二一年には赤軍內部の黨員の割合は七%、二八年には黨員一二・八%、青年黨員一四・五であつたが、三三年には黨員三五%、青年黨員二四%にして、これらは赤軍全體の五九%を占めてゐる。

次に指揮官の構成狀態に就き一單に述べる赤軍の建設期に於ける指揮官の構成人員は頗る貧弱であつた。これがため指揮官の充實に全力を傾注し、今日ではプロレタリアの事業に絕對に忠實な指揮官の構成體を有するに至つた。彼等の大部分は國內戰に遭遇し、ソヴエートの學校で教育を受けたものであり、過半數は勞働者農民の出身である。赤軍は若き指揮官を增大せしめたので、彼等は今日では黨員となつてゐる。

指揮官の基幹を用しやう。軍管區長は全部黨員、その內三三%は陸軍大學卒業、六七%は最高級幹部講習所卒業、狙擊師團長の九三%は黨員その內二五%は陸軍大學卒業、七五%は最高級幹部講習所卒業。騎兵師團長の九五%は黨員、その內四三%は陸軍大學卒業、八八%は最高級幹部講習所卒業。狙擊聯隊長の他は講習所卒業。騎兵聯隊長も大體これと同樣である。大隊長の七二%、中隊（小隊を含む）長の六九%は黨員、航空旅團長の七八%、航空大隊長の七七%、獨立航空部隊長の八五%は黨員である。指揮官中、現在の職務の正規軍事教育を受けさするものは殆んど無いと云つてもよい程である。黨員、指揮官の大部分は優秀なる軍事專門家である。彼等は各部隊の立派な指揮者であるのみならず、陸軍大學の教官若しくは學術研究家である。

要するに赤軍はボリシエヴイキ的指揮官の養成に於ては大なる好成績を獲得した。然し非黨員の指揮官を赤軍は不要であると考へてゐない。非黨員指揮官の割合は非常に少い。彼等は偶然な形式的原因に依つて黨外にゐるが、赤軍は黨員と同樣彼等に信賴してゐる。

赤軍には忠君愛國と云ふことはないが之れに替るに熱烈なる主義に對する理想がある。又軍紀も嚴正であつて、決して自墮落な軍隊ではない、軍隊內に於ける共產黨員の數も漸次に增加せられ、幹部の半數以上は共產黨員であつて、黨員外の指揮官に對し目付役であつたコミサール制度も漸次廢止せられつゝある。之れは赤軍の團結が益々固められて最早コミサール制度を置く必要がなくなつたことを示すものであつて、赤軍は精神的にも既に安全なる域に達したと云ふことが出來やう。

赤軍の階級

兵卒——帝政時代の露軍に於いても、現在の赤軍に於いても兵卒の大部分は農民出身であつて、體格强健、困苦缺乏に堪へ、忍耐心に富み、上官の命令に絕對服從することは、今も昔も大差なく兵卒としては或る意味に於いて優つて居る處がある。赤軍には下士と云ふ階級はないが之れに相當する下級幹部がある。此下級幹部は長期在營する者かその割に少ないやうであつて、確かに一つの缺點と認めることが出來るが多數の短期の下級幹部を有してゐることは一つの優れた點である。赤軍に於いては一九三五年まで將校に替るに中級幹部（尉官に相當）、高級幹部（佐官に相當）最高級幹部（將官に相當）があり、士官學校

に於いては餘り高遠なる學理を教育せず、又普通學の程度も確かに劣るけれども、初級指揮官として、又教官としての技能は充分に教育せられてゐるので、聯隊等に於いては、多數の幹部を有することは、確かに勞農赤軍の強味である。高級幹部以上は殆ど歴戰家であり、又年齢か非常に若い事は赤軍に溌溂たる士氣を與へるものであつて、陸海軍次官の如き、海軍本部長の如きも、三十代の新進氣鋭な士である。そして此等の若い要職にある人々は既に數年乃至十數年の實務を經驗してゐるのだから、年齢が若いからとて働きがないと言ふことは云へないのである。否、戰時急造された此等の指揮官は戰後着々と陸軍大學校補習科等に於いて補習教育を施されその成績も見るべきものであると言はれてゐる。

赤軍は其建設の主旨からして階級を廢し、階級を有せぬ事が一つの特長とされてゐた、然るに軍の統制上階級に類する制度の必要にせまられ從來の將校の階級たる少尉中尉等の稱號を廢し之に代るに職名を以て階級を區別し分隊長、小隊長等十二階級があり上下間には嚴格なる規律が存して居た、然るに一九三五年九月國防人民委員部は赤軍將校階級令を公布し、革命前の制度に立ち返り、各階級に應ずる稱號を制定し、幹部を終身官とし、關係力倆拔群の最高軍事指導官に對しては『ソヴエート聯邦元帥』の稱號が授けられる事となつた。

其他赤軍作戰部を赤軍參謀本部と改稱した新階級令の將校稱號左の如し。

一等軍大將（コマンダーロム）
二等軍大將、軍團大將（コムコール）
師團中將（コムヂーフ）
旅團少將（コムブリッグ）
大佐（ポルコウニツク）
少佐（マイヨール）
大尉（カピターン）
中尉（スタルシ、レイテナント）
少尉（レイテナント）

A 陸海空軍政治部幹部

一等政治部大將、二等政治部大將（一等及び二等、アルメイスキー、コムミツサール）
軍團政治部大將（コルプースノイ、コムミツサール）
政治部中將、少將、大佐、少佐（デウイデヌイ、ブリガヅヌイ、ポルコウヌイ、スタルシ、バタリオンヌイ、各コムミツサール）
政治部大尉（スタールシー、ポリツルク）
政治部中尉（ポリツルク）

B 陸空軍技術部

軍技術監（アルミ・インジエネール）
軍團技術監（コール・インジエネール）
師團技術監（デイウ・インジエネール）
旅團技術監（ブリグ・インジエネール）
一等技術正、二等技術正、三等技術正（ウオエン・インジエネール）
一等技師、二等技師（ウォエンテフニツク）

C 經理部幹部

軍主計監、軍團主計監、師團主計監、旅團主計監（アルミンテンダント、コリンテンダント、デウインテンダント、ブリギンテンダント）

而して下級幹部より高級幹部に至るまでの階級別は左の如くである。各形共赤色。

下級幹部（下士）
分隊長補佐官（襟に三角形一個を附す）
分隊長（同二個）特務曹長（同三個）
小隊長補佐官（襟に四角形一個を附す）
小隊長（同二個）中隊長（同三個）
上級幹部（佐官）
大隊長（襟に長方形一個を附す）
聯隊長補佐官（同二個）聯隊長（同三個）
高級幹部（將官）

司令官は襟に菱形一個より四個迄を附す參謀總長等も同、四個を附する事。

軍事義務制度

ソヴエート共和國憲法の條文に「社會主義的祖國防護を以て、共和國全人民の義務なりとし、人民皆兵の制を定む。武器を手にして革命を防護するの名譽權は勤勞民衆にのみ之を與へ、非勤勞分子は他の軍務に服せしむ」と規定してある。卽ち男子が兵役に服することは名譽なる權利であつて、之に服することを許されない者（非勤勞分子、身體に缺陷ある者、宗教上の信念によつて軍務に服せざる者）等は、國家的作業、災害救濟防止等の事業に賦役せしめられ、又は特別の稅金を徴收される。

服役年限は十九歳から四十歳までで次の如く區分せられる。

徴集前教育期を二年とす。十九歳より二十一歳まで毎年一ケ月づゝ居住地區の訓練所に召集せられ、軍事準備教育及政治教育を受く。

現役勤務を五年とす。二十一歳に達すれば抽籤により正規軍に徴集せらる。殘餘の者は民兵軍に又その殘餘の者は隊外勤務兵に編入せらる。近時の統計によれば一ケ年に現役勤務に徴集せられる人員は八十萬にして、內二十六萬人は正規軍に、二十萬は民兵軍に、三十四萬は隊外勤務兵に編入せらる。

正規軍の種類及在隊、歸休年限は次の如し

赤軍——在隊二年、歸休三年
空軍——在隊三年、歸休二年
海軍——在隊四年、歸休一年

で、歸休期間には短期の勤務演習に召集される。

民兵軍は五ケ年間に步、砲兵は八ケ月騎兵は十一ケ月の教育を受け、殘餘期間は歸休として、短期の勤務演習に召集せらる。

隊外勤務兵は、五ケ年間に六ケ月の軍事教育を受ける。民兵軍及隊外勤務兵の教育期間は五ケ年の合計にして、之を各年度に分割するものとす。

豫備役期間を十四年とす。二十六歳より三十四歳までを第一豫備役、三十五歳より四十歳までを第二豫備役とす豫備役の期間內には合計三ケ月の勤務演習に召集せらる。以上のほかに志願兵制度があつて十八歳より三十四歳までの勤勞者（婦女をも含む）は、志願兵たることを得、その期間は一年以上とされてゐる。

右によつて明らかなるが如く、ソ聯邦に於いては入營前に二ケ月間の教育を施してゐること及苟くも體格檢査に合格した者は正規軍に入るか、又は民兵軍に入るか、或は隊外現役として必らず軍事教育を受け、名實共に極端なる國民皆兵主義を實施してゐることは吾人の注目を要する所である。

又赤軍々人はソ聯邦內に於て、他の住民より最も優遇され、給與は現品支給で、聯隊長以上には自動車を支給されて居る。兵士の給料は最初一ケ月一留四十五哥であつたが一九三三年末左の如く改正された。

A、下士官兵、月額六留より九留班長以上、月額十五留より三十留
B、士官學校生徒、三〇留より五〇留
C、將校（俸給外增額高）四九留九、以上七一留四
D、海軍將校（俸給外增額高）三八、九留以上、七一、四留
E、空軍兵員（俸給外增額高）五〇、〇留以上八三、三留

右の內（C）以下卽ち將校級の俸給は明示されてゐないが相當多額の支給を受けて居るものゝ如くである。

軍事豫算の增加は此の俸給及同增額高の增加に依ると稱せられてゐる。

赤軍の教育

赤軍は每年入營して來る青年を如何に教育してゐるかに就いて述ぶれば、一九二四年の入隊者中一〇%は黨員であつたが、二年後の二六年には除隊兵中二八%は黨員であつた。二八年には二〇%の黨員を入隊せしめ、三〇年に四〇%の黨員を除隊せしめた。又三〇年に二七%を入隊せしめ三二年に六七%の黨員を除隊せしめた。

赤軍兵士に對しては政治教育や軍事教育のみならず一般教育も行つてゐる。一九二四年以降十年間に亘り除隊兵中文盲者は一人もなくなつた。又兵員に對し各種の專門教育を大規模に實施し、自動車やトラクターの運轉手畜產やコペラーチヤの專門家、文化活動員、其他の專門家を養成してゐる。然し除隊兵は悉く斯かる專門家といふ譯ではないが、彼等は何れも意識的積極的市民であり、良心的勞

働者であり、都市の工場、農村のコルホーズに於ける勞働規律の組織者である。而してソヴエートの各種機關が赤軍除隊兵の信頼し得ることを知り彼等を悦んで仕事に採用してゐることはその特長である。

次に指揮官の養成に就いて一言すれば廣大なる戰線、巨大なる軍隊及び多種多様の技術は、現代の戰闘指揮を頗る複雜ならしめてゐる。斯かる大規模の機構を正しく、巧妙に、組織的に指揮するには最高教育を受けた軍事專門家を充分に有する必要がある。斯かる專門家を陸軍大學で養成してゐる。陸軍を改造した結果、最高軍事教育を有する指揮官を多數必要としたので、既設の陸、海、空、軍政各大學及び新設の若干の軍事大學に多數在校せしめるに至つた。目下軍事大學の在校者は非常に增加してゐる。增加の最も大なるものは技術部隊の指揮官及び軍事技術各種部門の技術專門家である。指揮官の養成は學校に限られてゐるのではなく、彼等は學校外に於いても絶えず各種の作業に參加して一日たりとも、一ヶ所に立つてゐない。赤軍はその專門を修得したボリシエヴイキ的人員を有してゐるが、これを以つて足れりとせず、ソ聯邦の最高科學者は不撓不屈研究を繼續してゐる。又研究室で書籍を調べるのみではなく、實際との聯絡を失はぬやうに努めてゐる。

又軍事指揮官養成の爲左の學校が設けられ各自專門の科業を修得する事になつてゐる。

歩兵學校 モスクワ以下十三箇所に在り、射擊部隊の指揮者を養成（修業期間二ヶ年半）

騎兵學校 レニングラード以下四箇所に在り、騎兵部隊指揮者を養成（修業期間二ヶ年半）

砲兵學校 モスクワ以下七箇所に在り重砲野砲、高射砲部隊指揮者を養成する（修業期間三ヶ年三ヶ月）

軍事技術學校 モスクワ、レニングラード技術部隊指揮者を養成す（修業期間三ヶ月）

軍事連絡學校 レニングラードにあり各種三ヶ月）

武器技術學校 レニングラードにあり各種軍隊に於ける武器技術指揮者を養成す（修業期間三ヶ年）

射擊技術學校 レニングラードに在り射擊部隊指揮者を養成す（修業期間三ヶ年）

交通學校 レニングラードに在り鐵道部隊指揮者を養成（修業期間三ヶ年）

地形學々校 レニングラードに在り、軍事地形學指揮者を養成す（修業期間三ヶ年）

戰車學校 アリヨールに在り、戰車隊指揮者を養成す（修業期間三ヶ年）

軍用自動車學校 モスクワに在り、乘用者トラツク、タンク專門の軍事技術家を養成す（修業期間二ヶ年）

統一軍事學校 モスクワ、ミンスク、カザン、タシユケント等にあり、歩兵、砲兵、騎兵等の各部隊指揮官を養成す。（修業期間各部毎に異る）

國防人民委員部

ソ聯邦中央執行委員會は一九三四年六月二十日附を以て、ソ聯邦革命軍事會議及び陸海軍人民委員會參與會を廢止し、新たにソ聯邦國防人民委員會と改稱する件を公布した。

同部は、陸海空軍の最高統率機關で、其主腦幹部は左の諸氏である。

國防人民委員部長

同次長　カ・エ・ウオロシーロフ
同次長　ヤ・ベ・ガマルニク
同次長　エ・ム・エヌ・ツハチエフスキー
同委員　エス・エス・カーメネフ
同　ヤ・イ・アルキニスーアストロフ
同　エス・エム・ブヂヨンヌイ
同　ア・イ・エゴロフ
同　イ・エ・ヤキル
同　エル・ア・ムクレヴイチ
同　ゲ・カ・オルヂヨニキーゼ
同　ウエ・エム・オルロフ
同　イ・ベ・ウボレヴイチ

ソ聯邦中央執行委員會が發表せる「革命軍事會議の廢止及び陸海軍人民委員部の國防人民委員部改稱」に關する決定は國防竦化の見

地からも亦一般政治的見地からも頗る大なる意義を有するものである。

此の決定は、黨及び政府の組織改造に關する一般方針に基いて行はれたものであつて、これまでの建設諸段階に於て發生せる組織形態は或る程度不適當なものとなり、これに反し一頭制の確立と、社會生活及び指導の複雜なる諸問題に適應せる明確な組織的機構とを必要とするに至り今回の改廢を見るに至つたのである。

殊に人民委員部の改稱は大なる政治的意義を有するものにして、ソ聯邦の一般軍事は外部よりの侵略、攻擊及び膨脹を排擊する國防に外ならないことを強調するものである。勿論從來とても我が國の陸軍乃至海軍はその本質上攻擊の手段でなかつた。

リトヴイノフ氏は最近の或る演說に於て、我が國の軍人は平和政策の熱心な先導者であると述べたが、この點に於ては火砲と銃劍とを以て有らゆる問題を解決せんとする他の諸國とは異つてゐるのである。資本主義國に於ける軍事專門家、特殊の軍人階級を組織してゐて自分達の政策を必要なる限度以外にまで延長せしめてゐるが、我が　には斯かる傾向がない。卽ちソヴエート統治階級はその對外施設方針の示す如く常に平和策を實施し侵略には原則的に反對であつて、そこには軍人の特殊な政策が存しない。さりとて我が軍隊は國策に無關心であるといふ意味ではない。否彼等は我が政府及び黨の意識的先導者である。又我が軍隊は偉大な學校であり、文化及び勞働の偉大な勢力である。その手中に有する技術、經濟及び兵員等の全勢力及び資源は、我が國に於ける平和的建設の豫備資源である、然しこれを以て、敵の襲擊を受けた場合でも國内の資源を戰勝の資源たらしめないと考へてはならない。

ソ聯邦の一切の政策は明かに事務的平和政策であり、この平和政策は情勢に依つて變化されるものでなく、プロレタリヤ外交政策の根幹であつて、この政策は常にソ聯邦外交機關を通じて、勇敢且つ決定的に具現されつゝあるところである。ソ聯邦の陸軍及び海軍はこの旗幟の下に進化し發展して行くのである

ソ聯國防人民委員長（陸相　ヴオロシロフ氏は、クレムリン宮殿に開かれた共産黨大會において、ソ聯邦軍備の急速高度の擴充を詳述して長時間にわたる演說をなし、

一、最近にソ聯軍備は急速の發展をなし、米、英、佛いづれの陸軍にも劣らなくなつたこと

一、東部シベリヤ國境、西部歐洲國境に強度の防備力を有する要塞地帶を整へたこと

一、武器の充實は最も完全であるが、軍隊の長距離輸送力において尙ほ缺くるところあること

一、極東及び北方艦隊の勢力を充實しその補助艦及び航空隊は防禦的性能においては充分なこと

等これまで極秘に附せられてゐたソ聯邦軍備强化の新事實を率直に列擧し、東西如何なる國よりの攻擊にも充分對抗し得る實力を具備するに至つたことを强調して左の如く述べた。

我が國は非常なる努力の結果、今や米、英、佛いづれの陸軍よりも遙かに高度の機械化をなせる强力なる陸軍を有するに至り、他國の侵入に對しては既に充分なる抵抗をなす用意が整つたソ聯邦の軍備は一九三〇年以後航空、銃砲、戰車において大躍進を示してゐるが、軍隊の長距離輸送力の點は未だ遺憾の點あり、防備の際の弱點たるを免れない。ソ聯邦は自國を防衛するため東方においては極東シベリヤの最も脅威を受け居る地帶に、また西部國境においてはラドガ灣より黑海に至る地方に最も嚴重强力なる要塞地帶を設けてゐる。これ等の要塞はソ聯邦攻擊を企圖する冒險家等に對し大障害をなすであらう。云々。

兵力及兵器

ソ聯邦の第一次五ヶ年計畫が重工業に重點を置き國防の充實に主力を注いだことは同計畫終了後の今日表面に現はれた事實であり、第二次五ヶ年計畫では重工業總動員の偏重主

を緩和して輕工業にも力を入れ又一九三四年に入つては特に鐵道運輸の改善に努めてゐることが目立つてゐるが、大體前記主旨のもとに進行中でこの結果としてソ聯邦の陸軍は數に於て世界最大であるばかりでなくその近代的裝備の點に於ても驚くべき進歩を跡づけ口に平和を唱へてゐるソ聯邦が一方に於て斯くまで國防の强化を計らねばならぬ事實は果して何を物語るものであらうか、極めて興味をそゝつてゐる。

赤軍の現有勢力は左の通りである。

	一九三四年	一九三五年
歩兵師團	八〇	八〇
騎兵師團	一五	一五
飛行機數	三、〇〇〇	四、〇〇〇
戰車數	二、〇〇〇	二、五〇〇
戰車聯隊	四	四
同大隊	七—一〇	七—一〇
機械化兵團	四	四

常備兵總員　百卅萬人內外

之等の赤軍は九ヶ軍管區に分たれ、各軍管區司令官之を統率してゐる。

軍管區別兵力配置左の如し(除空軍)

▽モスクワ軍管區(三個軍團)

歩兵十個師團、騎兵二個師團

▽レニングラード軍管區

民兵三個師團、獨立三個師團、騎兵一個師團

▽ウクライナ軍管區(八個軍團)

歩兵八個師團、民兵七個師團、其他三個師團、騎兵四個師團

▽ウオルガ軍管區(二個軍團)

民兵九個師團、騎兵一個師團

▽北カフカズ軍管區(二個軍團)

歩兵四個師團、民兵二個師團、其他二個師團

▽白ロシヤ軍管區(五個軍團)

歩兵五個師團、民兵四個師團、騎兵三個師團

▽中央アジヤ軍管區(二個軍團)

歩兵三個師團、騎兵三個師團

▽シベリヤ軍管區

歩兵五個師團、民兵二個師團

▽極東特別軍(二個軍團)

歩兵十個師團、騎兵二個師團

師團配備兵器數

歩兵師團及び騎兵師團に於ける特種兵器即ち重輕機關銃配備數左の如し。

兵器種類	歩兵師團(三聯隊)	騎兵師團(三旅團)
輕機關銃	一六二挺	一六〇挺
重機關銃	一六挺	八〇挺
計	一六二挺	二四〇挺
野砲	三門(騎砲)	二四門
榴彈砲十二糎	一二門	六門
計	四八門	三〇門

此外獨立騎兵旅團(三個聯隊)の裝備は、輕機關銃九六挺、重機關銃四八挺、野砲六門で正規以外の聯隊學校等の兵器を通算すれば本表より輕、重機關銃各十八挺、野砲六門を增加する。

裝甲戰車隊

赤軍は國內戰當時白軍から分捕した數十臺の戰車「レノ」型、「リカルド」型等を基礎として、一九二七年新型の戰車を組立てたが、これはその戰鬪能力に於て「レノ」型に劣るものであつた。そこで外國の新型の獲得に努力し遂ひに現代式新車を組立てゝ製造するに至つた。これは外國の有名な型に劣らない特殊性を有するものである。

次に軍事化學工業が最近如何に躍進したかは、一例としてソ聯邦硫酸生產高激增によつても立證される。卽ち軍事化學工業其他に廣汎な需要をもつ硫酸のソ聯邦に於ける產額は五ケ年計畫によつて多大の躍進を遂げたが、今全聯邦商業會議所の發表にかゝる數字によれば、一九二一年には僅かに一萬一千噸の生產高に過ぎなかつたものが、一九二六年度には十四萬四千四百噸、一九二八・二九年には二十三萬六千百噸、一九二九・三〇年には四十三萬七百噸に、又昨年度に於ては一躍八十萬噸に激增し五ケ年計畫によつて五倍の生產增加を示してゐる。これによつて見るに、ソ聯邦當局が如何に軍事化學工業の發展に努力を拂つてゐるかゞ窺はれる。而して之等國內重工

業の發達は兵器工場の完備を意味するものであり、就中、農業用トラクターの大工場が國內主要地に多數建設されてゐるが之等のトラクター工場は戰車工場を兼ねて居るものであり、年々改良されたる優秀戰車が續々建造されつゝある事は、例年のメーデー當日に於ける閱兵式に於ける列國武官の賞讃する所となつてゐる。

斯く裝備强化された戰車數は昭和十年現在二千五百輛と稱され、空軍の有する優秀飛行機と共に赤軍の花形部隊となつてゐる。

化學戰部隊

一九二一年頃より將來の戰爭には化學戰の必現を豫想し、之が研究施設に努力し來り、軍部及民間に各種の施設を行ひ國防軍事委員部內に化學戰部を設け、又化學戰特別研究委員會を設け更に常設部隊として化學聯隊及び同獨立大隊を設けたる外、一般軍隊に瓦斯裝備を附加し之が訓練に大なる努力を拂ひつゝある。

又一般民間に對しては化學戰に關する研究竝びに知識の普及の爲、國防飛行化學協會の活動目醒ましきものがある。

軍部の施設としては、次に示す如き規模のものがあり、化學兵器の製造竝びに使用に關する研究、戰鬪法の演練等を實施してゐる。

化學戰時特別究研委員會

化學戰部

A、化學兵器研究所　六箇所

B、化學兵器製造所　四箇所以上

C、高等化學戰學校(將校教育)　一箇所

D、速成化學戰學校(下士教育)　一箇所

E、モスクワ化學聯隊　一聯隊

F、化學戰獨立大隊　三大隊

又士官學校に於ては豫科學年に於て個人防護法を、初級年には化學兵器に關する理論上の知識を與へ、且つ實際的動作を一層完全ならしめ上級學年に於ては、以上の外軍事化學に關する理論及實際的知識の教育法をも授けてゐる。

從來化學戰に關する教育普及の爲、軍管區司令部に軍事化學指導官を置いて居たが、最近に於ては軍師團歩兵聯隊、騎兵師團獨立騎兵旅團等には總て化學小隊が設けられてゐるが之等の化學戰部隊は防護及煙幕の使用を主務とするが一方に於ては毒瓦斯を攻擊的に使用する事も出來るのである。

民間に於ける施設としてオソアビアヒム、卽ち國防飛行化學協會があつて、政府の指導を受け國防空及び化學兵器の進歩、發達を圖り、毒瓦斯防護關係者のみにて千七百萬人の會員を有し百五十萬の婦人會員を有し防空防毒の研究を行つて居たが、更に最近に於ては瓦斯の原料の研究化學工業の擴張、化學工業品製造所の設置、農業の航空化學化等に活動してゐる。

アビアヒム隊の外、化學研究所、軍事瓦斯防護研究會、アビアヒム研究會(瓦斯避難所五七一箇所を有す)化學實驗所(一三三箇所)瓦斯防護學校等がある。

斯の如く新兵器に關する研究、新戰術に對する設備研究の爲歲出さる軍事豫算は莫大なる額に達し年々增大する一方である、試みに一九二七年以來一九三五年に至るソ聯邦の軍事豫算を示すと左の通りである。

一九二七年度	六三五、四八〇、〇〇〇留
一九二八年度	七八〇、〇〇〇、〇〇〇留
一九二九年度	九七九、〇〇〇、〇〇〇留
一九三〇年度	一、一五九、〇〇〇、〇〇〇留
一九三一年度	一、三九〇、〇〇〇、〇〇〇留
一九三二年度	一、三九六、五〇〇、〇〇〇留
一九三三年度	一、五七三、七〇〇、〇〇〇留
一九三四年度	一、六九九、〇〇〇、〇〇〇留
一九三五年度	六、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇留

斯く一九三五年度に於ける軍事費豫算の著しき膨脹は、空軍裝甲隊及化學隊の整備充實にあるは勿論なるも財政困難の裡に在つても如何に軍備に力を用ゐてあるかを窺はる。

本軍事豫算には陸、海軍省費、特別軍隊費等を含んで居るが、軍需工業費は含んでゐない。尙蘇聯邦に於ては、軍事費の一部例へば兵營の建築、射擊場の設備等は、地方豫算の負擔となしあるが故に此等を總計するときは、軍事費總額は尙莫大の額に上るであらう。

極東特別軍

滿洲事變後日ソ滿關係の複雜化に伴ひソ聯邦は極東軍備の充實に努力し、兵方の增加は固より、其編制裝備の改善に、將た國境方面に於ける軍事施設に、顯著なる進展を示してゐる。

極東ソ領の赤軍は最初三師團と騎兵二旅團であつたが、一九二九年の東支事件以來一師團を增加して極東軍を編成しブリユツヘル將軍を總司令に任命し而もクラスノヤルスク以東を管理せしめて更に其兵力を增加し、其後も依然其編成を解かず東方經略の後據となしてゐたが、滿洲事變後更に西伯利及歐露から兵力を增派せられ、最近に於ては步兵十師團騎兵二師團と一旅團を算するに至り、其總兵力は十五萬に達するもの、如くである。尙ゲ・ペ・ウの兵力著しく增大し、國境の警備は固より國內の取締りも至嚴となつた。

加ふるに從來二等裝備であつた極東軍は、一等裝備に改編せられて、其人員を整備し裝備を改め特に步騎兵師團には機械化部隊の配屬を見、又戰車竝飛行機も著しく增加せられて其數各々八百を下らず、尙陸續增加の模樣である。殊に飛行機は最新式の機種を以て更新せられ、且、最近超重爆擊機（搭載重量約七噸にして航續距離約二、五〇〇粁に及ぶ）十數臺を整備し、本國に於ける航空勢力至短時間の移動性と相俟つて、極東に於ける制空權の獲得を企圖してゐるのが伺はれる。

其他滿洲國との接境地中樞要の地區、即ちポグラニチナヤ東方地區、黑龍江及松花江合流點附近、武市附近及滿洲里西方ボルヂヤ附近には極めて堅固なる永久要塞地帶を銳意構築中なるもの、如く最新式ベトン式築城、鐵條網等が發見せられる。之等は勿論防禦的施設と見做し得ざるにあらざるも、近年築城が常に攻勢的據點として利用せられ、或は集中掩護陣地とし、偉大なる役割を果しある に鑑みれば、此等築城あるの故を以てソ聯邦は防禦的なりと安心するは過早ではあるまいか、況んや何れの國と雖も自國の軍備を攻勢的なりと吹聽するが如き事なきに於て然りである。更に超重爆擊機の整備の如き、如何に好意的に見るも防禦的兵器とは說明することは出來ない其他赤軍除隊兵のコルホーズ移民は、普通軍隊內にも混入して軍規を監視し、諸外國に於ける憲兵隊の組織を擴大充實したる如きもので、一朝有事の際は國內の治安維持に任ずるもので、秘密裁判權及刑務執行權の一部を附與され、一般民衆及び軍兵の恐怖の的となつてゐる。

一九三四年に至りゲ・ペ・ウの機構に大改革が加へられ、秘密裁判權及び刑務執行權の權限を著しく縮少され內務人民委員部の一部局として存在するに至つたが之等は表面の事でありソ聯邦の國際聯盟加入其他の對外工作の一便方と見られてゐる。

ゲ・ペ・ウ其他

ソ聯邦に於ては、一般軍隊の外に國家保安隊（ゲ・ペ・ウ）の軍隊があり、ゲ・ペ・ウ軍隊は、その數十五萬人に達し、專ら國內の反革命叛亂の鎭定、交通の保護、國境警備に當る外、普通軍隊內にも混入して軍規を監視し、諸外國に於ける憲兵隊の組織を擴大充實したる如きもので、一朝有事の際は國內の治安維持に任ずるもので、秘密裁判權及刑務執行權の一部を附與され、一般民衆及び軍兵の恐怖の的となつてゐる。

一九三四年二月十九日集團農場突擊隊員大會に於けるウオロシーロフの演說中に「日本政府は我等の提議した不侵略條約　締結を回避した。玆に於て我等はソ聯邦極東國境の國防施設に對し、此不安なる事態を考慮せざるを得ない」との一節あるを見ても、ソ聯邦當局が極東國境の防備に、多大の關心を有してゐることが窺はれる。

然しながら日本側としても、滿洲事變勃發以來、常にソ聯邦の權益を尊重し、其在滿兵力も必要の最小限に止め、而も駐滿兵力の概要を常に公表して、ソ聯邦に對し、何等企圖する所なきは、既に明瞭に承知ある所にも拘らず、益々極東に增兵し而も其兵力すら絕對祕密として公表せず虎視耽々としてソ滿國境に近く之を包圍的に配置しあるは、ソ聯邦が何等か企圖する所あらずやとの疑惑を抱かざるを得ないのである。

この外ソ聯邦には護送軍隊と稱するものがあつて、其數は七、八萬に達し、其任務は專ら戰時に於ける後方勤務、卽ち捕虜の護送、軍需品の輸送監視を行ふもので、諸外國の憲兵隊と輜重隊を合したるが如き權限を有してゐる。

▽シエフ制度

ソ聯邦にはシエフ制度と言ふのがあり赤軍後援者の役割を演じてゐる、シエフと稱するは後援者の意にして、或聯隊に對し某々機械工場はシエフとなる事等其一例にして、シエフとなれる工場又は組合、コルホーズ團等は其聯隊に對し、精神的、物質的等に各種の援助を與へて之を支持し、之に對し其聯隊は該當シエフ團體に對し招待、軍事講習會、勞力提供等を以て之に報ひ、赤軍と一般大衆のと關係を一層親密ならしむるものである。

海軍

赤色艦隊

ソヴエート聯邦は其國土、地勢の關係上他の列國の如く強力なる大艦隊を必要とせず、日露戰爭による帝政露西亞の大艦隊の滅亡後一時、露西亞海軍復興運動が起り、艦隊再建期成委員會が組織されたが、未だ其實績を擧げざるに歐洲大戰となり次で革命の混亂に陷り、軍事當局も海軍に對する諸計畫を極度に縮少し第一に陸軍と空軍に力を注いだ結果、海軍に對して彌が上にも消極的方針に出でざるを得ず、艦艇の如き苟も修繕の出來る限り之を利用し、愈々望みなきものは廢艦處分を行つて、その缺陷は新兵器を以て補塡する方策に出た。一九二九年五月陸海軍部長は赤色海軍は過去二年間に着々整理を進め、六隻廢艦處分を行ひ十隻新造せるを以て實勢力に於て一萬三千噸を增加したと聲明してゐたが、翻て從前の海軍工廠を見るに、艦艇の建造修繕を行ふが、一齊に經濟的工業機關と化し主として普通船舶の建造修理と農具製作に力を振つてゐた卽ち根本に於て、工廠の性質が一變してゐたのである。

上述の理由により、軍艦には革命前既に老齡なりしもの多く、從て驅逐艦或は潛水艦中に若干新式のものあるも以外に他は悉く老朽艦である。但し一九二九年から小規模ながらも外海の演習を行ひ、或は獨逸訪問に出動せるが如き事實に徵しても、ソ聯邦海軍は今や整理時代を了つて漸く充實期に入つたものと見るべきであらう。

一九三五年初頭フインランド灣に擧行されたバルチツク艦隊の大演習に於て、ソ聯海軍の缺陷は遺憾なく暴露され、就中潛水艦戰に於て更に幾多の研究を要する事をソ聯當局も認識し、專ら潛水艦による戰技訓練に主力を注ぎ其熟練せる乘組將兵の養成に勉めて居り一九三五年夏期バルチツク海に於ける大型潛水艦の沈沒慘事を惹起し乘組の練習生五十餘名が殉職した事は赤色艦隊空前の椿事であつた。

赤色艦隊はバルチツク艦隊を主力として、黑海艦隊、裏海艦隊、極東艦隊の四隊に分れ、各軍港及要港根據地は左の通りである。

△軍港及要港

軍　港　レニングラード、クロンシタツト、ウラヂオストツク、セバストーポリ

要　港　アルハンゲリスク、ハバロフスク、ニコラエーフ、オヂツサ

準要港　バクー、ムールマンスク、バツーム、オラニエンバウム、チルケニコラエフスク、ブラゴエシチエンスク

ソヴエート海軍の養成機關は左の如くである。

海軍兵學校　此兵學校に二科あり。

（A）生徒科　我國の兵學校に同じ、入學資格としては海軍兵又は九年學業修了者にして年齡十六歲以上二十三歲以下の者たる事を要する、入學志願は主として、青年共產黨の地方機關を通じて行はれ、願書を其の細胞に提出すべく、青年共產黨に關係のない者も出願するを得るが細胞の推薦を要する入學には勞働者及其子弟が優先する。

（B）補習科　兵學校出身の尉官中より選

拔して砲術、航海、水雷等の專門に就て教育を施す。

(2) 機關學校　兵學校生徒科に準ずる

(3) 海軍政治學校　海軍の政治部員を養成する事を目的として社會科學の外に兵學並に普通教育をも授ける。入學資格は兵學校生徒科と大同小異である。

(4) 海軍航空學校　海軍飛行將校を養成する

(5) 海軍水路學校　航空航海に關する將校を養成する。

(6) 海軍大學　修業年限は三年であつて左の二科に大別する。

(A) 兵學科　戰略戰術等を教へる。

(B) 技術科　機械、電氣、造船、海圖、砲術の諸科がある。

學生は大體尉官級である。

因みに海軍々人の總人員は約三萬人にしてその內二千五百名は士官階級以上である。

一九三五年九月、赤軍の個人的階級制施行され、陸空と並び海軍將校の階級稱號が制定されたが、此新制度に基く將校階級の名稱は左の如し。

▽海軍將校稱號(一九三五年九月制定)

一等艦隊大將(一等フラグマン・フロート)
二等艦隊大將(二等フラグマン・フロート)
海軍中將(一等フラグマン)
同　少將(二等フラグマン)
同　大佐(一等カピターン)
同　中佐(二等カピターン)
同　少佐(三等カピターン)
同　大尉(カピタン・レイテナント)
同　中尉(スタルシ・レイテナント)
同　少尉(レイテナント)
政治部、幹部將校の稱號は陸軍の部と同一(赤軍の階級の項參照)

▽海軍技術幹部

艦隊技術監(インジエネル・フラグマン・フローダ)
一等技術監(一等インジエネル・フラグマン)
二等技術監　二等インジエネル・フラグマン)
三等技術監(三等インジエネル・フラグマン)
以下技術幹部は陸軍と同一。

ソ聯邦軍艦旗は從來まで赤地に斜十字及白正十字を配し中央白圓內に星章を附したるものを使用してゐたが、一九三五年九月新に海軍旗章令を發布し、軍艦旗を改正する外、新たに左の二十種に亙り新海軍旗を制定した。

▽新制定ソ聯海軍旗章種類(一九三五年改正)

1、軍艦旗　2、勳功表彰軍艦旗　3、艦首旗、海岸要塞旗　4、長旗　5、雜役船旗　6、測量船旗、水先船旗、燈船旗　7、國防人民委員　國防大臣)旗　8、赤軍參謀本部長旗　10、海軍兵監　官旗　13、戰隊司令官旗　14、司令旗　15、艇隊司令旗　16、先任旗　17、港務部長旗　18、測量隊指揮官旗　19、內務人民委員部國境警備艦艇旗　20、內務人民委員(內務大臣)旗(以上二十種)

艦隊の編成

ソ聯邦の赤色艦隊は、其主力をバルチツク艦隊とし、黑海、裏海、及極東の四海面に分在されてゐるが、最近極東海軍(大平洋艦隊)の勢力は著しく增大された。

各軍港管區別、艦隊所屬現勢力左の如し(昭和十年九月現在)

△バルチツク艦隊所屬

戰　艦　二三、三七〇噸型三隻、ミハイルフルンゼ號、アクチヤブリスカヤレボリユーツイヤ號、マラート號、一二、〇〇〇噸型一隻、コムソモーレツ號

巡洋艦　六、八〇〇噸型五隻、アウローラ號(以下四隻艦名不詳)

大型驅逐艦　一、三〇〇噸型　一二隻

小型驅逐艦　六〇〇噸型　三隻

潛水母艦　三、〇〇〇噸型　三隻

スモーリヌイ號、ハバロフスク號コンムーナ號

潛水艦　一、〇〇〇噸型約五隻、七〇〇噸型約八隻、水雷艇千噸以上約五隻、千噸以下約二〇隻、敷設艦二千噸乃至五千噸型四隻、掃海艇五百噸未滿一五隻、

雜役船一〇隻、飛行機一〇〇機

△黑海艦隊所屬

戰　艦　二三、三七〇噸型一隻、パリジスカヤ・コンムーナ號、一三、〇〇〇噸型一隻、レーニン號

巡洋艦　七、六〇〇噸型一隻、クラスヌイカフカズ號、六八〇〇噸型三隻、チエルオンナヤ・ウクライナ號、プロフインテルン號、コンミンテルン號

大型驅逐艦　一、三〇〇噸型七隻、小型驅逐艦四百噸型四隻、砲艦千五百噸型一〇隻、潛水艦千噸型三隻七百噸型三隻、水雷艇四隻、其他雜船數隻飛行機五〇機

△裏海艦隊所屬

砲　艦　六百噸型二隻、水雷艇、五八〇型六隻、雜役船數隻、飛行機五〇機

△極東艦隊所屬

河用砲艦　千噸型十隻、二百噸型十隻、潛水母艦一隻(三千噸型)、潛水艦千噸型、二〇隻、特務艦二千噸型五隻、高速水雷艇五十噸型六〇隻、雜役船數隻、飛行機一五〇機

極東艦隊所屬の最近新式艦は一九三四年伊太利より購入の八二〇噸型砲艦二隻で一九三五年夏艤裝を了り既に北海に出動してゐる。

又、高速水雷艇は水雷發射管二門を有し四十浬の快速を出し得るものである。

ソ聯邦海軍主要艦艇一覽表(一九三五年)

戰　艦	(排水量)	(進水年度)	(主　砲)	(速　力)
ミハイル・フルンゼ號	二三・三七〇噸	一九一五年	十二吋砲十二門	二三浬
パリージスカヤコンムーナ號	二三・三七〇噸	一九一五年	十二吋砲十二門	二三浬
マラート號	二三・三七〇噸	一九一五年	十二吋砲十二門	二五浬
オクチヤブリスカヤレヴオリユーチヤ號	二三・三七〇噸	一九一四年	十二吋砲十二門	二五浬
コムソモーレツ號	二三・三七〇噸	一九一四年	十二吋砲十二門	二五浬
(バルチツク艦隊所屬、要目不詳)				
(黑海艦隊所屬、要目不詳)				

巡洋艦	(排水量)	(進水年度)	(主　砲)	(速　力)
チエルウオンナヤウイライナ號	六・八〇〇噸	一九一五年	五吋砲十五門	二九浬
プロフインテルン號	六・八〇〇噸	一九一三年	五吋砲十五門	二九浬
コンミンテルン號	六・七五〇噸	一九一五年	五吋砲十四門	二三浬
アウローラ號	六・八三〇噸	一九〇三年	五吋砲十門	二〇浬
クラスヌイカフカズ號	七・六〇〇噸	一九三二年	五吋砲十門	二九浬
ソヴナルコム號	七・六〇〇噸	一九一五年	五吋砲十五門	(不詳)
クラスナヤペツサラビヤ號	七・六〇〇噸	一九二九年	五吋砲七門	(同　)
ウオロシーロフ號	七・六〇〇噸	一九二九年	五吋砲七門	(同　)

驅逐艦
フエリツクス・ジエルジンスキー號、ネザモージニツク號、ペトロフスキー號、シヤウミン號(以上一三五〇噸級、發射管九門、速力三二浬)レーニン號、スターリン號、エンゲリス號、ジノウイエーフ號ルイコーフ號、ウオイコーフ號、ウオロダルス

キー號、ウリツキー號（以上一二六〇噸型、發射管九門、速力三二浬）フルンゼ號、（一一〇〇噸、發射管四門、速力三四浬）カール・リユープクネヒト號、ヤコフ・スエルドロフ號、アルフアーテル號、マルキン號、バキンスキー、ラボーチキー號、ウスリーエツ號、ゼレジニヤコーフ號、ガイダマーク號、（以上五八〇噸型、發射管三門速力二五浬）ソヴエトヌイ號、マルチ號、パヂナ號、シュミツト號、（以上四〇〇噸級、發射管二門、速力二六浬）

河用砲艦（九四六噸型）

クラースヌイ・ウオストーク號・レーニン號スウエルドロフ號、スンヤツセン號其他若干

潜水艦

デカブリスト號（一、三〇〇噸、一九二九年進水發射管十門）以下主なるものは左の如し。

ボリトラボーツニツク號、ボリトルーク號、マルクシスト號、コムニスト號、ジヤフルテル號、ラボーチキー號、プロレタリー號、ボルシエウイク號、コムミサール號、コムナール號、クラスノ・フローテツ號、クラスノ・アルメーエツ號、ダワーリシチ號、パトラーク號、ナロードウオーエツ號等。

極東艦隊現勢

一、オホツク海方面　監視艦ウオロウスキー號（二、〇〇〇噸）速力十二浬ダリニウオストーク號、乘員速力前同様何れも機雷數十個を積載、外トロール廿數艘は各何れも機雷、機關銃數十個を積載漁撈中何時にても對抗し得る用意を有す。

一、ウラジウオトスツク方面　ルスキー島西側航行を禁止し、東側も我定期航路を始めとての出入船舶航行に强制パイロツト制をしき、舊帝制時代の軍港改裝完備を爲し商船を改造したる特務艦五隻（各二千噸級）の外一九三四年秋伊太利ゼノアのアンサルド造船所で建造された最新式砲艦P・S・20號、P・S・8の兩艦（各八二〇噸）があり、此外潜水母艦一隻、高速水雷艇約六、七十隻（速力最大四〇浬）を有してゐる、當水雷艇は潜水艇防禦が目的で魚雷發射管各二門を有し、乘組員各十數名相當の軍艦にて抵抗し得るものである。潜水艦は廿有餘隻を擁し此の外多く陸路により歐露から部分品を輸送し帝制時代の海軍工廠を復活組立工事をなしつゝあり、尙ほハバロフスク黑龍江河岸に滑臺を設備し潜水艦の建造組立をなし續々浦鹽に輸送されてゐる。飛行機は北アムール灣に面したオケアンスカヤに一ケ大隊（水上機三十臺）を有しこれはイタリー製ザボイヤ型重爆撃機と偵察機で、此根據地がある要塞は南部ウスリー方面のボシエット並にスラヴアンカ方面に構築しルスキー島防備工事完成し、全島總て砲臺と永久築城で勁かぬ軍艦に等しくムラヴヨーフ、アムールスキーの背面砲臺は革命後廢棄せるものを最近構築完成し、三十五糎の大口徑砲數門を備えてゐる。此外アメリカ灣方面に堅固な堅壘並に砲臺を有しスーチヤン炭坑付近の砲臺と鐵道を通じアメリカ灣砲臺よりウスリー鐵道に聯絡せしめてゐる。

一、黑龍江沿海州方面　同江には河用砲艦十八隻以上あり、大部分は帝制時代のものであり、大型砲艦は九五〇噸小型は一八五噸である、此外タークボート數十隻を有し、航空母艦二隻、哈府付近ウスリー河に面したクラスナヤ・レーチカには海軍飛行隊あり、一ケ中隊十數機あつて、なほ續々配屬せらるゝ模樣である黑龍江海軍力は相當强大にして滿洲國松花江艦隊に比し斷然優勢である。尼港に海軍飛行隊あり、約二〇機を有す。

一、北樺太、勘察加方面、北樺太ア港に海軍飛行隊一ケ大隊（卅機）、同陸戰隊用戰軍十臺、勘察加ペ港に海軍航空隊根據地を置き西海岸北キシカ、東海岸ウスカムに分遣所を設置し、ガソリンタンクを設備し且つ浦鹽基點に民間航空路浦鹽、北樺太、アヤン、オホツク諸港に使用、飛行機は何れもイタリー製サボイヤ式五十五型で何時でも水上爆撃偵察機に轉身し得る性能を有してゐる。

空軍

空軍の編成

ソヴエート聯邦に於ける航空部隊は陸軍海軍と共に空軍として獨立し、國防人民委員部に直屬し、空軍本部長之を統率する。

空軍には飛行隊、氣球隊及び航空船隊の三種があり、飛行隊の最高單位は大隊で、大隊には參謀部、政治部、經濟部、聯絡部、補給部があり、三中隊を以て一大隊とし、大隊中の中隊は二小隊を以て組織され、一小隊は飛行機三臺を以て編成されてゐる。

又獨立飛行中隊は飛行機十二臺を以て編成され將來大隊に充實される豫定である。

元來ソ聯邦は海軍力が他の列强に比し極めて劣勢なるに鑑み、之を充足する意味より空軍に對しては全力を傾到して充實を計り、一九二二年空軍創設當時には約二十中隊を有するに過ぎなかつたが、一九三三年には一九四中隊となり一九三五年には二百四十二中隊に充實されてゐる。使用機も最初は獨、佛、英米、伊等の諸國より購入した外國機のみであつたが、國內航空工業の進歩と共に其技術も發達し、現在ではほとんど全部ソ聯邦獨特製軍用機が使用され、就中重爆撃機級の大型金屬機に於ては他の列强に劣らざる優秀なものがあり、近年に至るまで他の列强より劣勢にあつた、驅逐隊も、永年使用したフォツカーD13型を廢しソ聯式の單座及複座の新軍用機を使用するに至り、今や空軍の整備は全く完備したと言つてよいのである。

空軍陸上部隊の兵員は、二萬五千を有してゐる。航空隊本部所在地は左の各地である。

（本部所在地）

（モスクワ）

（配置區域）

モスクワ軍管區（モスクワ）
レンニグラード軍管區（レニングラード）
ウクライナ軍管區（ハリコフ）
白ロシヤ軍管區（スモレンスク）
ウオルガ軍管區（サマラ）
カフカズ軍管區（ロストフ）
西比利軍管區　ノウオシビリスク）
中央アジア軍管區（タシケント）
カフガス赤旗隊（チフリス）

各種中隊數

陸上飛行隊

偵察隊……七四中隊
驅逐隊……六八中隊
爆撃隊……四九中隊
訓練用……三中隊
計……一九四中隊

海上飛行隊

偵察隊……一二中隊
驅逐隊……五中隊
爆撃隊……三中隊
計……二〇中隊
總計……二一四中隊

氣球隊

砲兵用……一〇中隊
裝甲列車協同用……三中隊
計……一三中隊

航空船隊……二中隊
總計……二四二中隊

一隊の機數

偵察機……九（內豫備三）
驅逐機……一〇（內豫備二）
爆撃機……九（內豫備三）
獨立中隊所屬機數……一二
氣球……二個

空軍兵員に對し專門的知識を授くる爲左の各種の學校があり、將校下士は之に入學して航空技術の訓練を受ける。

A　陸軍飛行學校（操縱術を敎授す）
B　空中戰鬪學校（空中戰術を敎授す）
C　航空偵察學校（地上偵察を敎授す）
D　爆彈攻撃學校（爆撃演習を敎授す）
E　高等飛行學校（宙返其他を敎授す）
F　空軍航空大學（航空學理を敎授す）

又此外航空氣象科、航空器具技術科、航空寫眞科、航空無電科等があり、各學校の修業年限は一ケ年乃至一ケ年半である。

又空軍は精兵主義により全國より、最優秀の青年より選拔されたる兵員を以て組織されてゐる。

使用機種

偵察機

R・3型複座一葉半式金屬製偵察機、發動機LD型水冷四五〇馬力一基、速力二二六粁時上昇力四千米へ二〇分五最高上昇限度六、〇〇〇米、航續距離七〇〇粁。

R・5型複座一葉半式偵察兼輕爆撃機發動機M・17型水冷六〇〇馬力一基、速力二四六粁時、上昇力四千米へ十五分四、最大上昇力限度六・五〇〇米、航續距離一、一〇〇粁。

驅逐機

I・2型複葉式單座驅逐機、發動機M・5機型四〇〇馬力水冷一基、速力二四二粁時上、昇力五千米へ十七分四、最大上昇限度六・二〇〇米。

I・3型一葉半式單座驅逐機、發動機M17型六〇〇馬力水冷一基、速力二七〇粁時、五千米の高空にては、三〇〇粁時、上昇力五千米へ九分二最大上昇限度七・二〇〇米。

I・4型金屬製一葉半單座用機、發動機M・22型五八〇馬力空冷一基速力二九五粁時、五千米にて二九〇粁時、上昇力五千米へ八分五、最大上昇限度八、二〇〇米。

I・6型一葉半式單座、驅逐機M・15發動機型六二五馬力空冷一基、速力三二〇粁時、五千米にて三三五粁時、上昇力五千米へ八分、最大上昇限度九、〇〇〇米。

D・I・2型複座驅逐機、發動機M・17型六〇〇馬力一基、速力二五六粁時五千米にて二七〇粁時上昇力五千米へ一四分二、最大上昇限度七〇〇〇米。

爆撃機

T・B・1型五座金屬製單葉爆撃機、發動機M・17型二基一、二〇〇馬力水冷、速力二一〇粁時、上昇力三千米へ十五分六、最大上昇限度六千米、航續距離一、〇〇〇粁（爆彈十瓲搭載）

T・B・2型五座、一葉半式爆撃機、發動機同右一、二〇〇馬力、速力二一六粁時、上昇力三千米へ十二分、最高限度六、八〇〇米、航續距離一二〇〇粁（爆彈千瓲搭載）

此外型、T・B・3型4型5各厚翼式單葉重爆撃機は、四發動機附で時速二〇〇粁、航續力十五時間以上A・N・T・9型双發動機附重爆撃機等あり、優に東京浦鹽間を往復し得る性能を有してゐる。

水上機

N・R・5型複葉三座、發動機M17型水冷六〇〇馬力一基、速力二二五粁時、上昇力三千米へ一五分二、最大上昇限度五・二〇〇米、航續距離七〇〇粁。

MDR・1型一葉半三座、發動機M17型水冷六（一・二〇〇）馬力速力二一六粁時、上昇力三千米へ一八分三、最大上昇限度四・八〇〇米、航續距離一二・〇〇粁。

MDR・2型金屬製單葉三座、發動機同右二基速力二一八粁時、上昇力三千米へ一六分四、最大上昇限度五、〇〇〇米、航續距離一五・〇〇〇粁。

其他

ソ聯邦空軍の水上機中、伊太利ミラノ市のサボイヤ會社で製作されたサボイヤ・マルケツチ55型水上機は極東方面にも多數配備され平時は空中輸送用としてオホーツク、カムチヤツカ方面の海洋航路を飛行して居るが有時の際は直ちに重爆撃機として使用され恐るべき性能を發揮するものである。

水上機の根據地はレニングラード、クロンシタツト、オラニエバウ（以上バルチツク沿岸）セバストーポリ、オデツサ、ペテルゴフ、エフトパリア、ニコラエーフ（以上黒海沿岸）ハバロフスク、浦鹽、ペトロパウロフスク（以上極東）の各地で專ら海軍と協同作戰する。

超重爆撃機

ソ聯の超重爆機として一九三五年五月墜落したマキシムゴーリキー級の巨人機十六機の製作が發表され既に其の建造に着手された。同機は專ら商業航空其他宣傳に使用されるものであるが有時の際は超重爆撃機として活動、武裝せる歩兵約八十名を乘せて空中デツサント部隊としての役割を演ずる性能を具備してゐる。

而して同機は舊ゴーリキー號より更に强力な發動機を裝備され、航空距離も頗る增大される見込である。

ソ聯邦空軍飛行機の諸性能表

陸上機及水上機

種機	偵察			爆撃		驅逐						練習	
式型	R-1	R-3	R-5	TB-1	TB-2	I-2	I-3	I-4	I-6	D1-2	D1-3	Y-1	Y-2
席座	2	2	2	5	5	1	1	1	1	2	2	2	2
造構	木金混合	金屬	混合	金屬	混合	同右	同右	金屬	混合	同右	同右	同右	同右
翼型	複葉	複葉下翼小	同右	單葉レバンチ	複葉下翼小	複葉	複葉下翼小	同右	同右	複葉	同右	504-R	同右
發動機	M-5水冷	D-L同	M-17同	M-17同	同右	M-5同	M-17同	M-22空冷	同右	M-17水冷	同右	M-17空冷	同右
數	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
全馬力	400	450	600	1.200	1.200	400	600	580	625	565	600	120	100
負荷重量	777kg	710	885	2.518	2.550	400	445	445	/	565	/	240	255
全重量	2.200kg	2.100	2.800	6.820	6.770	1.552	1.610	1.310	/	1.912	1.827	830	860
速力	190粁	225	246	210	216	242	270	295	320	256	227	135	155
各高度の速力	4000米にて175粁	同右 208	同右 228	/	/	5000米ニテ216	同右 300	同右 290	同右 335	同右 270	同右 284	/	/
着陸速力	86粁	90	94	90	86	/	100	98	105	100	98	75	70
昇騰力	4000米まで25分	同右 20.5	同右 15.4	3000米まで15.6	同右 12	5000米まで17.4	同右 9.2	同右 8.5	同右 8.	同右 14.2	同右 13.6	3000米まで19.	同右 20.
最高度	5.600米	6.000	6.500	6.000	6.800	62.00	7.200	8.200	9.000	7.000	7.800	4.500	4.000
航續距離	700粁	700	1.100	爆彈千瓲搭載1.000	同右 2.100	/	/	/	/	/	/	/	/

氣球隊と航空船隊

ソ聯邦に於て氣球を軍用として採用したのは一九二三年頃からであるが、舊帝政時代には相當古くから研究され露土戰役の際既にセワストーポリ要塞に於て、使用したのが實戰に使用した嚆矢で、日露戰役當時には既に浦鹽軍港に氣球隊が設置されてゐた。

又、當時のバルチツク艦隊も海軍用氣球を携帶東航したが日本海々戰に際し日本軍に捕獲され使用するに至らずして止み、歐洲大戰に於ても目覺しき活躍を演ずる事なくして止んだ。

飛行機が發達せる今日、氣球隊の存置は無意義の如く考へらるゝも、歐洲大戰に於ける經驗に於て砲兵との共同聯絡を保ち正確なる着彈觀測を行ふには飛行機による偵察以上の正確さを有する事が實證され、列國共今尙氣球隊を存續せしめて居る。

ソ聯邦の氣球隊には二種あつて、其一つは砲兵と協同して着彈觀測を行ふものと、裝甲列車砲と協同して作戰するものとがある。

氣球隊の單位は中隊で、一中隊は氣球二個を以て編成され全國に十中隊を有してゐる。氣球中隊所在地は左の各地である。

モスクワ、レニングラード（二中隊所在）オデツサ、ウオロネージ、モギレーフ、キエーフ、ボロクダ、クロンシタツト、セバストーポリの各地に一中隊宛配備外に裝甲列車三

偵	察		練習
MR-5	MDR-1	MDR-2	MY-2
3	3	3	2
混合	同右	金屬	混合
複葉	複葉下翼小	單葉	複葉
M-17水冷	同右	同右	M-11空冷
1	2	2	1
600	1.200	1.200	100
1.055	2.304	2.680	256
3.082	6.000	7.000	1.000
225	216	218	136
3000米にて 208	同右 198	同右 200	
87	98	86	74
3000米まで 15.2	同右 18.3	同右 16.4	同右 46
5.200	4.800	5.000	3.500
700	1.200	1.500	

中隊あり。

又、ドイツに刺激されてソ聯當局は航空船の軍用價値に注目し、現に航空船隊二隊を有してゐる。一九三〇年八月獨逸エッケナー博士をモスクワに招き、ツエッペリン型飛行船數隻を全國民の醵金により建造することとなり、一九三一年四月一千萬留の資金を得之を以てレーニン飛行船隊（七隻）の建造に充當しかの『グラーフ・ツエッペリン號』のモスクワ訪問飛行はソヴエート聯邦の大飛行船建造熱を益煽り、レーニン飛行船隊所屬七隻の內三隻は一九三二年に於て完成された。

次で一九三三年には更に二隻が完成されたB・4號及びB・5號船が是である。

一九三四年末にはB・7號が竣工し、玆にレーニン飛行船隊は豫定の隻數を得、極北航空路の開拓又は邊隔地域との連絡に使用されて居る。

△現有飛行船七隻の要目

（船名）	（容積）	（乘員）	（發動機）
B1號	二、二〇〇立方米	七名	七五馬力
B2號	五、〇〇〇立方米	一八名	二三〇馬力
B3號	六、五〇〇立方米	一三名	三〇〇馬力
B4號	二、四〇〇立方米	六名	一八〇馬力
B5號	二、一〇〇立方米	六名	……
B6號	九、〇〇〇立方米	十二名	……
B7號	一八、〇〇〇立方米	十六名	五四〇馬力

右の內各船につき更に要目を記載すればB I號船は獨逸シーメンス、ウント・シユツケルト會社製の發動機を裝備せるものにして航續距離二・〇〇〇粁に達しB2號船はチタン式二三〇馬力發動機を裝備してゐる。

B3號船は半金屬製で、B4號 B5號の兩船は小型練習用飛行船である。

B6號及最近竣工したB・7號船は半硬式飛行船で其等は何れもソ聯飛行船工場（デリジヤブリストロイで製作され、設計は先年北極探險飛行の失敗で伊太利を追はれ、ソ聯邦に招聘れてゐるウンベルト・ノビーレ少將の指導によるものである。

B7號船は、前掲の如く一八、〇〇〇立方米の瓦斯容積を有し、BMB・3型一八〇馬力發動機三基を裝備（總馬力五四〇馬力）で全長一〇四米四、最大幅員二五、米五乘員十六名搭載量一〇〇瓩、行動範圍三・〇〇〇粁に達し、巡航速度一〇〇粁時である。

オソアビアヒム

ソヴエート聯邦の航空事業の一切を支配し其中樞となり赤軍航空隊の後楯となり、又一般交通運輸事業の唯一の指導機關である國防飛行化學協會……オソアビアヒム……は一九二七年一月國防飛行協會と飛行化學協會の合同により上記の國體が組織されて以來年々目醒しい發展振りを示して居るが、一九三四年度に於て會員數は約一千七百萬人を算ふるに至つた協會は更に全國に飛激して、航空思想の宣傳に努め着々其効を奏しつゝある。一九三五年度に於ける會員數は一躍二千三百萬人に增加し、會長としてエイデマン氏が之を統制してゐる。現在會員の大部分は勞働者農民及官吏で其比率を示すと。

勞働者三四%農民三二%、官吏二五%、學生六%、其他三%である。

然るに協會創立當初に於ては、全國民の八割を占むる農民の入會者が非常に少なく、全數の二七%に過ぎなかつたが、當局は其增加を計る爲、チエンバーレン週間、國防週間等に

際し、專ら農民の入會を勸誘し、効果を擧げたのである。又勞働者は他の黨機關と同樣其組織の主體たらしむる要必があるので、全勞働者の七〇%が飛行協會々員となる理けである共産黨員及青年共産黨員の大部分は、當然入會すべきものとして勸誘されてゐる。

國防飛行化學協會の目的とする處は其名に示す如く、國防に貢献するのであるが、其遂行は聯邦の社會主義建設と言ふ根本精神を基本として居る事は勿論である。

協會は先年既に一千萬留を投じて三百臺の飛行機と多數の戰車を建造して赤軍に献納し赤軍演習、航空演習、壯丁徵集、兵營改善等の事業にも參加助力軍事に貢献してゐる。

更に國防宣傳の爲建築せる「國防の家」六五、國防圖書館及參考館三八、軍事圖書閱覽所一七〇〇に及んで居るが、去一九三三年度中に國防の家二、〇〇〇、赤軍の家內陳列室一、二〇〇、農民の家內陳列室二、〇〇、農民圖書館陳列室三、〇〇〇が新設されてゐる。

又、各所に軍事訓練所を設け多數の青年に軍事教育を施して居るが、既に設置された其等の機關は、軍事知識クラブ二七、〇七〇個所、其處に於て教習を受けたもの七一六、〇〇〇人、射擊クラブ一五、〇〇〇個所、教習人員三四一、〇〇〇人で同クラブ附屬の射擊場は四、〇八〇個所に達してゐる。

其他全國各地に乘馬學校、グライダー學校等を開設し、各種の競技會を開催して居るがクリミヤのコクテベリに於けるグライダー競技大會は世界的に有名で幾多の世界新レコードを樹立してゐる。

ことに最近空中列車の實現に向つて各種の實驗を行ひ空軍と聯絡して多大の好果を收めてゐる。

而して更に國防の重大さ、諸列強の反革命的攻擊を顧慮し、國民皆兵の實を擧ぐべく左の諸案を實施してゐる。

A、各種の小教習所を隨時に或る單位に合併し會員の訓練を便するのみならず教育者及教育資料を精選活用すること。

B、今日迄の軍事教育は步兵を主眼としたが將來機械化し科學化する戰鬪の趨勢に鑑み砲兵隊、戰車隊等の豫備員の養成を行ひ其專門的智識を授け、步兵教育に際しても機關銃、步兵砲射擊等の如き特殊教育に重きを置き戰車に赤軍の豫備員として動員し得る樣訓練する事。

C、國民の軍事思想を鼓吹する爲、行軍演習野營等を行ひ馬術競技等を盛に行ふ事

D、在鄉軍人を勸誘して指導者たらしめ資力を努めて教育材料の充實完備の爲使用する

E、各年每に實行すべき訓練表を作り、昨年中には七百萬人の訓練者を養成した。

又全國民に航空思想の普及宣傳の爲、飛行競技會巡回飛行、講演會を開催し、航空の觀念を涵養し飛行知識普及會の數は二、四〇〇、飛行クラブは二千に達せんとして居るが近く之を更に增加せしめ倍加する計畫を樹てゝゐる、航空機の製造は從來飛行機のみに偏してゐたが今後は飛行船にも努力する爲其資金を募集し、人員の養成も亦稍もすれば操縱者のみに重きを置いてゐたが、今後は技術者をも養成する事となり、更に輕飛行機製作所を設け全國各地に飛行練習所二五を增設せんとしてゐる。協會は既に國防化學大學を開設したが、更に中學程度の化學知識の普及向上を計る爲、化學技術者の養成に着目し、單に學校に於てのみならず、民衆の化學知識の向上、化學文盲者の撲滅を計らんとしてゐる。

軍事出版物

赤軍中央機關紙クラスナヤ・ズウエズダー掲載赤軍出版局軍事書籍發行計畫によれば、書籍二五七種この總發行部數七百五十萬部、平均發行部數は二萬六千六百部である。而して、其の主なる軍事書籍は左の通りである。

A、海軍戰術……アレーキン著
B、赤軍騎兵戰鬪勤務……ウエルホフスキー著
C、軍事通信……プーニン著
D、空中撮影術……アレクサンドロフ著
E、タンク部隊戰術……アモソフ著
F、砲兵戰術……ミハイロフ著
G、飛行戰術……ベストフ著

H、赤軍指揮官用教科書「陸軍戰術」……セヂヤキン監修
I、日本の軍備……アシク著
J、ラデック序文、福永恭助著「日米戰爭未來記」……露譯
K、クラウゼウイツチ著「戰爭論」……訂正版

白衛軍

世界に散在する、百二十萬の白系露人は佛蘭西及び極東を二大中心として十年一日の如く反ソヴエート運動に策動し所謂祖國奪還運動に狂奔しつゝあるが、此の中武裝し得る白衛軍はウランゲル將軍の調査によれば十二萬五千名にて十萬人は既に軍事訓練を有する旨發表されてゐるが、此最高軍事組織は巴里に本部を置く露西亞軍事總同盟である。同盟の創立を見たのは一九二四年で故ニコライ・ニコラエウイチ大公の信任厚かりしクテポフ將軍が其長官であつたが、一九三〇年一月將軍が何者かに誘かい失踪して以後はミルレル將軍が全世界白系露人の輿望を擔ふて、反ソヴエート戰爭の挑發と白衛軍事訓練の强化に努めつゝあり、ソ聯邦では佛蘭西始め資本主義諸國の反ソヴエート對立關係激化と日ソ關係惡化の風說に關連して大なる注意を向けつゝあるが今軍事總同盟の全世界に亘る組織機構を示せば左の如し。

同盟本部首腦

一、長官陸軍中將ミルレル將軍、副長官アブラモーフ將將軍、ケドローフ提督。
二、顧問、ホリムセン大將、ドラゴミーロフ大將、アルハンゲリスキー中將、ブレドフ中將、クソンスキー中將、ルコムスキー中將、リヤーリン將軍。

全世界支部長

一、カナダ(ケベック市)イワノフ少將。二、滿洲(ブリスベーン市)ボポフ大佐。三、南米(パラグアイ市)エルン少將。四、米國(桑港)男爵プトベルグコラエフ大佐。五、米國(上海)チドリックス中將。六、極東支部(上海)チドリックス中將。八、(ベルリン市)シヤチーロフ中將。九、(ソフイヤ市)アフオンランベ少將。十、(ベルグラード市)エックプラモーフ中將。十一、(ブラッセル市)ガルトマン大將。十二、(プラーグ市)ホドロウイツチ少將。

國防と赤軍

國防人民委員代理トハチエフスキー氏の報告

近年我が國の技術は著しく進歩したが、これに伴ひ我が軍事方面の技術も進歩した。航空隊は量的のみならず質的にも强力なものとなり、戰車や大砲も强力なものとなつた。海軍もその防禦力も增大した。然らば技術的な兵種が如何なる增大をなしたかを述べて見ることにする。

我々は近年空軍の發展に大なる努力を拂つたので第六回ソヴエート大會當時に比すれば三三〇%に增大してゐる。これは數量的增加を示すものであるが、現代空軍の威力は量的方面にのみ依存するものではなく、我が國の如き廣大なる領土に於ては、航行距離、飛行機の積載量及び速度が大なる意義を有するものである。而して我々い近年殊に最近の一、二年間にこの方面に於て大なる達成を收めた我が國の驅逐機及び爆撃機の速度は前ソヴエート大會當時に比し一・五倍乃至二倍の增加をなした。爆撃機の飛行距離及び積載量は殆んど三倍の增加をなした。

斯くの如き質的增大が如何に大なる意義を有するかを表現するのは難かしいが、一例をあげれば飛行機の速力が大なれば大なる程、敵の驅逐機や高蒙砲から損害を射ることが少くなるのである。從つて斯かる質的達成は量的增大よりも大なる意義を有することがあるのである。

戰車は著しく增加した。第六回ソヴエード大會當時に比すれば、小型戰車は二、四七五%、輕戰車は七六〇%、中唾戰車は七九二%に增加してゐる。斯くして今日の成が赤軍は强固なる技術的基礎を有するに至つた。我が戰車の質的向上、例へば速度の如きは三倍乃至六倍に增大せることを思へば、右る數量の增加は更に大なる意義を有するに至るのである。

外交

一、ソヴエート外交の特殊性

一國社會主義の確立と世界革命の實現を目的とするソ聯邦において、外交の目的は、勿論、この遂行を助成する點にある。

ソヴエート外交は、相互に敵對關係に立ちながらもソ聯邦が一擧に世界革命を實現する力なく、資本主義世界もまたソ聯邦を一擧に倒壞せしめる力なく、しかも相互の利益は經濟關係を結ばせてゐる如き情勢において、表面上これを圓滑に進展せしめる必要から生れた。

コミンテルンとソ聯邦外交人民委員部とは、常に引離して考へることはできない。それ故、ソヴエート外交はいつでも國際情勢に應じ、相互の力關係に應じて、方針を變更する柔軟性を有してゐる。

而して、スターリンの「我々は他國の土地の一片たりとも欲しないかはりに、自國の土地の一片たりとも誰人にも與へない」といふ有名な言葉は、ソヴエート外交の基調をなしてをり、コミンテルンとソ聯邦外交人民委員部が兩々相待つて世界革命實現に邁進してゐることは周知の事實である。

二、ソヴエート外交略史

前述せるソヴエート外交の特殊性に立脚してみる時、ソヴエート外交を一貫する赤い糸を見出すことは困難ではない。以下、十月革命以後のソ聯邦對外關係を略述する。

戰時共產主義時代＝一九一七年の十月革命から二十年に至るこの時代は、若いソヴエート政權保持のため「卽時媾和」、「民族自決」等の宣言を以てひたすら戰爭を避けて平和獲得に努め、內にあつては內亂の鎭撫、外にあつては資本主義諸國の武力干涉に抗爭した時代である。

新經濟政策時代＝一九二一年より二二年に至る新經濟政策初期の時代は、十月革命に次いで勃發した獨逸ハンガリー、バルチック諸國ソヴエート政權の失敗による革命的氣運の退潮に關聯して、ソ聯邦內にあつては戰爭と內亂によつて荒廢した產業を復興し政權を確立するため、一步退却二步前進の意圖を以て各國との經濟關係復活に努力した時代である。この結果、英ソ通商條約の締結、ゼノア會議へソヴエート代表招待となつた。

一九二三年より二五年に至る時代に於て、列國は相次いでソ聯邦を承認し、資本主義諸國と社會主義ソ聯邦とは通常の外交、經濟關係を結ぶに至り、一方ソ聯邦の諸外國に於ける赤化工作も展開されるに至つた。

一九二五年より二七年に至る時代、所謂資本主義の安定期に於て、東洋殊に支那に於ける革命工作の背後にソ聯邦が糸を引いてゐたことは周知の事實であり、有名な英吉利炭坑夫罷業に對するソ聯邦の援助が暴露され、當時英吉利保守黨政府による一九二四年八月に締結された英ソ基本條約の破棄となり一九二七年遂に英ソ斷交を結果するに至つた。

第一次五ケ年計畫時代

一九二八年以來開始された第一次五ケ年計畫はスターリンの所謂「一國社會主義建設可能論」がトロツキーの「永久革命論」に對して勝利した結果であり、五ケ年計畫の遂行によつてソヴエート政權を鞏化し、以て世界革命の强力なる要塞たらしめようとする意圖の下に立案されたものである。リトヴイノフ氏が一九三〇年七月にソ聯邦外務人民委員に就任した際の聲明はソヴエート政權維持のための對外平和政策の意義をよく闡明してゐる。卽ち、次の如くである。

「我が對外政策の最重要の任務は我が社會主義建設を外部的動搖から自由と平和的條件によつて保證することである。……我々は地球上の六分の五を占める資本主義國家の包圍裡にあつて一國社會主義建設を遂行しなければならぬ。それ故に、我々は二つの社會的體

制の平和的共存方法を發見し實現することに努力するものである」

前述の聲明に明らかな如く、五ヶ年計畫時代に於けるソヴエート外交は該計畫實現のため如何に資本主義諸國を利用するか、如何に外國からの妨害を排除するかに集中されてゐる。不侵略條約の提結、平和政策の高唱等すべてソ聯邦の平和政策の現れである。

平和政策の軌道に乘つたソ聯邦外交は必ずしも坦々たる道を歩んだわけではなかつた。

一九二九年より三十年にかけて歐米の基督教諸國の間にはソヴエートの反宗教運動に對する抗議と排撃のカンパーニヤが猛烈に行はれ、ローマ法王、英國のカンタベリー大僧正等を先頭に全基督教徒は反ソヴエート十字軍を組織した。

つゞいて一九三〇年から三一年へかけソヴエート輸出商品のダンピング排撃カンパーニヤが米國、英國、佛國等を中心に殆んど資本主義全世界に捲き起され、ソヴエートの輸出商品とさえ云へばそれが「ダンピング」であるかの如きレツテルを貼つて目の敵にされたことに籍口して資本主義諸國中の或ものはソヴエート商品の輸入を禁止もしくは制限する法令を發布した。佛國の如きは其好適例である。之に對してソヴエート政府も亦對抗手段を取り、それら諸國からの物資の買付傭船等を禁止するに至つた。

資本主義諸國の反ソヴエート・カンパーニヤは單にそれだけにとゞまらなかつた米國ではソヴエートと勞働を强制勞働乃至囚役勞働と稱して、かゝる勞働による生産品の輸入を禁止する趣旨の下に差當りこれをソヴエート産木材に適用するに至つた。

資本主義諸國の反ソヴエート・カンパーニヤは單にこの三種にとゞまらない。臨時的、偶發的性質のものまでも加へる時は實にその數は枚擧に遑がない程である。殊に政治的性質を帶びた反ソヴエート的重大事件としては一九三〇年十二月檢擧公判を見た露國産業黨大陰謀事件、一九三一年三月公判のメンシエヴイキ陰謀事件等が擧げられる。前者はポアンカレー共の他佛國政界乃至軍部の巨頭がその背後にあつて直接糸を引いてゐたといはれ後者も亦單に舊ロシヤの亡命メンシエヴイキ黨員のみならず獨逸其他の社會民主々義者が加擔してゐたといはれてゐる。更に其の後滿洲事變勃發するに當り、資本主義諸國の一部には日本とソヴエート聯邦とを直接武力衝突せしめんとする企圖が謀まれ、一九三一年モスクワにおいて、廣田大使暗殺事件が暴露されるに至つた又一九三二年三月にはソ獨關係を悪化せしめんとする陰謀によつて、駐ソ獨逸大使館參事官を狙撃負傷せしめる等の事件も起るに至つた。

すべてこれら一聯の反ソヴエート・カンパーニヤはその根底に五箇年計畫と經濟恐慌に特色づけられるソヴエート聯邦と資本主義諸國の增大しつゝある對立が横つてゐた。

第二次五ヶ年計畫時代の外交

一九三三年はソヴエート外交勝利の年であつた。五ヶ年計畫の進行は、從來ソヴエート聯邦を敵視してゐた大小の諸國との經濟關係を深め、不況に喘ぐ資本主義諸國は、欲せざることに拘らずソヴエート聯邦と經濟關係を結び、或はこれを承認するなど、この間、外務人民委員長リトヴイノフの活躍は眼覺しいものがあつた。米ソ國交回復、英ソ通商協定の締結及び各隣接國によるソ聯の承認、不侵略條約の締結等、リトヴイノフは世界外交史上における花形となつた。

これを要するに、ソヴエート外交の好轉は何に起因するか。なによりもまづ、ソ聯邦の國力增大であり、資本主義諸國間の利害對立關係の利用がこれをもたらしたものである。

一九三三年度に於ける最も重要な事件を摘記すれば左の如くである。

A、英人技師殺害事件

ソヴエート聯邦合同國家保安局は、一九三三年三月十三日、突如ソヴエート聯邦内の主要發電所内に起つた重大な破壞事件に關する調査を發表した。この事件にはソヴエート政

府と技術的援助契約を結びソヴエート國内に働いてゐた英國メトロポリタンヴイツカース電機會社の英人技師ソーントン・レスリー以下六名も反革命の目的をもつて重要な役割を演じた廉で、ソヴエート國人と共に逮捕された。

前記英人技師逮捕に關して英國政府は嚴重な抗議をソ政府に提出したが、ソヴエート政府は右抗議を一蹴、これに對して英國政府の對ソ態度は著だ軟化し、上下兩院の協贊を見たるソ國商品輸入禁止法案は、遂に四月十九日、樞密院御前會議の席上決定を見るに至り直ちに同日の官報に發表せられるに至つた。

その内容は概略次の如くである。

一、禁止品目はバター、小麥、棉花、石油、木材など廣汎な範圍に亘りロシヤよりの輸入總額の八割に及ぶ

二、禁止令は四月二十六日より効力を發す

右の外、ロンドン駐劄ソヴエート通商代表部上級部員三名が從來享受して來た外交上の不可侵權も右禁止令交附と同時に消滅し、通商代表部は右外交上の特權を享受し得ざるに至つた。

之に對しソヴエート政府も亦報復的に英國品の輸入を禁止することゝなり、四月二十一日、外國貿易人民委員長ローゼンゴルツ氏は「ソヴエート聯邦との通商に對して制限、制度を設けてゐる國との經濟的關係」を規定した一九三〇年十月二日のソ聯邦人民委員會議例に基き對英通商關係に關して左の如き命令を發した。

一、外國貿易業者は英國品を購入する爲に英國に對して註文を發することを禁ずる

二、英國旗を揭げたる商船の雇傭を禁ずる

三、ソ領内を經由して運輸される英國商品に對しては右に關する制限法規を適用する

四、各種のトランヂット並に再輸出機關は英國の諸港及その貿易根據地の利用を最小限度に止めること

五、以上の規定は本年四月十九日公布されたソヴエートの輸出品に對する英國の輸入禁止法が有効なる全期間中これを實施するものとす

かくて英ソ兩國間の通商關係はメトロポリタン・ヴイツカース會社員處罰事件を契機として、此處に事實上斷絶するに至つたのである。從つて英ソ國交は遂に一九二七年五月のアルコス商會並にソヴエート通商代表部手入事件當時以來の重大危機に直面した。

紛爭解決に關する英ソ協定

一九三三年六月十二日ロンドンに開催された國際經濟會議に出席せるソヴエート聯邦外務人民委員長リトヴイノフ氏と英國外相サイモン氏との間に英ソ間の紛爭解決に關し、七月一日完全なる協定成立したが、解決案には左の條項を含んでゐる。

一、英國の對ソ通商禁止廢止

一、メトロ、ヴイツカース事件の犯人ソーントン・マクドナルド兩氏を釋放送還する

一、ソヴエート聯邦の對英報復的通商手段の取消

一、卽時英ソ通商條約交涉を開始すること

B、米ソ復交

一九三三年において特筆大書すべきソヴエート外交最大の收穫は米ソ國交回復である。米ソ復交を促進せしめた要因は、經濟的には合衆國の對ソ貿易の增大であり、政治的には滿洲事變を契機とする日本に對する米ソの利益の一致である。加ふるに、進歩主義者としてのルーズヴエルトが大統領に就任、復交のために拍車を加へた。

先づルーズヴエルト大統領から十月十日付招請狀が發せられ、カリーニン議長の十七日付回答文となり、十一月七日ソ聯代表リトヴイノフ着米、華府驛頭にハル國務長官その他米國官憲の出迎へを受け、ホワイトハウスに入りルーズヴエルト大統領と會見、翌八日から交涉が進行したがこの折衝において米國が最も重點をおいたのは、

一、米國に於ける共產主義宣傳の禁止並に取締問題

一、米國のソ聯邦に對する公私債權問題

等であり、右債權の內容は

一、ケレンスキー債元利三億二千七百五十餘萬弗

一、私的債權四億四千萬弗

合計、七億六千八百五十餘萬弗であつた。

而して、交涉の進歩を妨げたものは實に舊債問題であつた。米國にとつてソ聯に對する舊債廢棄の承認は同樣にして今後南米その他米國の投資圈に政治的變革ある場合に同樣の擧に出られることになるので、支拂方法については讓歩しても原則的には舊債の確認を要求したためである。(ソ聯邦舊債問題に就ては別項參照)

リトヴイノフ着米後旬日にして、兩氏の間に復交に關する完全なる基礎的諒解に到達し、十一月十六日午後十一時五十分米ソ國交は十六年振りで復活し、八部公文書の發表となつた。右公文書は、

第一部、ルーズヴエルト米大統領とリトヴイノフソ聯代表との交換書簡。

第二部。內政不干涉、共產主義宣傳禁止問題

第三部　兩國相互に相手方の國民の信敎及び禮拜の自由を確保すべき申合せ。

第四部　通商及び領事派遣に關する前提的議定書

第五部　經濟情報收集の權利

第六部　兩國間の諸要求に關する問題

第七部　シベリア出兵損害要求放棄

第八部　米ソ間の債務問題、その他の要求に關する今後の細目交涉を豫示せる共同聲明書(詳細別項參照)

であり、十七日初代駐ソ大使として米政府切つてのソ聯通で熱心なソ聯承認論者國務次官補ウイリアム・ブリツト氏を任命、ソ聯側では、前駐日大使當時國家計事委員長代理だつたトロヤノフスキー氏を初代駐米大使に任命した。

C、其後の諸事件

右に述べた諸事件以外に、一九三三年三月國粹社會黨首領ヒツトラー氏がドイツの政權を握るや、獨ソ關係は惡化した。四月三日ソヴエート聯邦政府外務人民委員長リトヴイノフ氏は駐露ドイツ大使フオン・デイルクゼン氏に對し

ドイツ國內に於てソヴエート市民が毆打され、且つ苛酷な待遇を受けた上理由なくして不法に逮捕され、更に各所に在るソヴエート汽船に手入れし、各種ソヴエートも商業機關內に於て掠奪が行はれたとて嚴重な抗議を提出するなど、一時兩國關係の危機をさへ思はしめたが、ヒツトラー政府は遂にその對ソ政策を緩和したので、其後兩國の關係はやゝ落着いた。

しかも五月にはソ獨ベルリン條約が延長され、ソ伊通商クレヂツト協定が成立更に六月ロンドンにおける世界經濟會議に出席のソ聯代表リトヴイノフの提案による侵略者定義條約が七月三日ロンドンのソヴエート大使館に於て、ソヴエート、ペルシヤ、アフガニスタン、トルコ、ポーランド、ルーマニア、ライヴイア、エストニアとの九ケ國間に調印された。この條約取極めが又九ケ國との通商關係に影響するは明かである。該侵略者定義條約(不侵略條約の一種)の內容については後に詳述するであらう。

尙、九月にはソ伊不侵略條約の調印、十一月にはウルグアイとの國交が回復した。

四、一九三四年の外交關係

一九三四年のソヴエート外交は一九三三年から引續き好轉の軌道に乘つてゐる。一九三三年下半期の世界外交史上の花形、平和の使者として絶大な評判を獲ち得たリトヴイノフの一九三三年十二月二十九日ソ聯邦中央執行委員會會議に於ける次の如き演說のうちにソ聯邦の平和外交の要旨は盡されてゐる。

「……我々は資本主義諸國の性質、帝國主義の性質及びその、對外諸任務機能について知つてゐる。根本においてこれの任務機能は變つてゐない。歷史的に變化しつつある世界情勢に適應してこれらの任務遂行の戰術が變つてゐるだけである。この變化しつつある戰

術を外交と呼ぶのだ。帝國主義國家の基本的特徵及び資本主義的特性は力の適用なしに、戰爭なしにはその遂行を考へ得ないところの對外諸任務を提起してゐる點にある。我が對外政策の導きの糸は、スターリンの簡單ではあるが生き生きした定式のうちに表明されてゐる。「我々は他國の土地を欲しないかはりに、自國の土地を、一片たりとも誰人にも與へない。」我々が他國の土地を欲しないとすれば、戰爭を欲しないのだ、我々の土地に關しては、我々の强力に成長しつつある武力をもつて我々はこれを最後の一片まで固守する完全な能力を有してゐる。……それ故に、我々は我が外交の基本的任務を形成したいまでも形成してゐる平和のための闘爭を連續するにとどまらず、これを鞏化してゐる。同志モロトフが正しく强調したやうに、平和のための闘爭は萬國の人民大衆の要望に答へるものである。…」

一九三四年に、於ける主要事件を列記すれば、一月には從來最惡の關係に立つてゐたソ佛通商條約締結、二月にはソ英通商條約成立ソ聯ハンガリヤ復交、三月にはソ獨經濟交涉の議定書調印、四月にはエストニヤ、ラトヴイヤ、リスアニヤ三國と不侵略條約延長議定書調印、五月にはソ聯外交部に大異動、ソ波不侵略條約期間延長議定書調印、六月にはソ聯の聯盟加入問題、七月にはソ聯リトワニヤ間に不侵略條約締結、ルーマニヤ及チエツコスロワキヤのソ聯承認、東歐ロカルノ條約問題、九月にはソ聯邦の聯盟加入問題、十二月には東歐パクトに關するソ佛協定成立等ソヴエート外交は益々確固たる地步を固めて進んでゐる。

一、ソ佛ソ英通商條約

ソ洪復交成立

一九三四初頭、ソ聯邦はラムジン事件以來最惡の關係にあつた佛蘭西との通商條約を締結、二月には一九三三年の英人技師逮捕事件以來斷絶してゐた通商關係を復活、ソ英通商協定の批准書交換は、三月二十一日ソ聯邦外務人民委員部に於て外務人民委員代理クレスチンスキー及び駐ソ英國大使チリストン男との間に行はれた。

尙、駐伊ソヴエート大使ボテムキン氏と同ハンガリー公使フオン・ホリー氏は六日午後ローマに於てソ聯邦ハンガリー間の外交關係復活に關する協定に調印し玆にソ聯邦とハンガリー間の國交は大戰後初めて恢復するに至つた。

二、バルチツク諸國と不侵略條約延長

ソヴエート政府はナチス獨逸の東方政策の脅威に備へる對策として、バルチツク沿海諸國、フインランド、エストニヤ、ラトヴイア、リスアニア及びポーランドに對し、從來締結してゐた不侵略條約の更に十ケ年延長を提議エストニヤ、ラトヴイア、リスアニヤ三國との交涉は四月四日に成立、同日外務人民委員長リトヴイノフと三國代表公使との間に不侵略及び紛爭の平和的條理條件の期間を來る一九四五年まで延長すべき議定書の調印が行はれた。同議定書は前書と二個の條文から成つてゐる。

第一條　不侵略及び紛爭の平和的解決條約の効力の期限は變更されたため、此條約は千九百四十五年十二月三十一日まで効力を有する。

第二條　四月四日調印の議定書は可及的期間に批准す。

更に、フインランドとは四月七日ポーランドとは五月五日、リトワニヤとは六月四日、同樣の批准書交換を行つた。

尙、兩國は右期限六ケ月前に廢棄の豫告をして條約を廢棄することができる。もし廢棄の通告がない場合は條約の効力は自動的に二ケ年延長される。

三、東歐ロカルノ條約問題

隣接諸國と不侵略條約を結び、侵略國定義條約、更に不侵略條約七ケ年延長と益々親善關係を固めて來たソ聯邦は、ナチス、ドイツに對して共同利害を感じてゐるフランスの相互援助條約主義に贊成して、佛外相バルトウ提案のソ聯、ドイツ、ポーランド、チエツコ

パルチック諸國（フインランド、エストニアリスアニヤ、ラトヴイア）間の東歐相互援助條約締結問題に參加、西部の安全を確保して對日牽制策に利用しようとしたが、ドイツ、ポーランドに反對意見あり遂に東歐ロカルノ條約案を聯盟加入のため抛棄するのやむなきに至つた。（尙、東歐ロカルノ條約に關しては別項參照）。

四、聯盟加入問題

ソ聯邦が聯盟に加入するといふ事は一九三四年三月頃から噂傳されてゐたが、ソ聯の加盟條件なるものが、

一、加盟國全部のソ聯邦正式承認

二、人類平等原則の宣言

一、侵略國に對する共同防衛協約

であり、ソ聯一流の外交態度からも、從來聯盟を口にして國家國民を買賣する取引所といつてゐた點から押してもどこまで眞實であるか疑問視され、延期の形であつたところ、リトヴイノフ氏の訪佛となり、東歐ロカルノ條約案が之に關しては後述が提案され、フランス自身の利害がソ聯と一致するところからここにソ佛の親善關係はあらゆる方面において確立され、日本、ドイツを失つて實行力を喪失した聯盟へソ聯を加入せしめ若返り法を行はうといふことになつた。

ここに老獪なるリトヴイノフ氏の活動、フランス側の親ソ傾向と相待つて東歐ロカルノ條約抛棄を條件に、ソ聯の聯盟加入、理事國承認は、ポーランド、アルゼンチン、スキスボトガル三國代表は敢然反對投票を斷行。更に一九一七年ペトログラード駐剳公使の侮辱事件以來ソヴエート聯邦に快くないアンゼンチン、カトリツク教國のベルギーその他七ケ國代表は棄權してソヴエート政府の聯盟加入に反對を表明した。更にシヤム政府代表以下五ケ國代表は總會現會期に出席してゐ乍ら表決當日には特に表決に參加せずソヴエート政府の加盟案を支持しない態度を闡明した。ソヴエート聯邦加入案に對するソヴエート聯邦國の態度內譯次ぎの通り

贊成　三十八ケ國

反對　三ケ國（ボルトガル、スキス、オランダ）

棄權　七ケ國（ベルギー、アルゼンチン、ユーバ、ルクセムブルグ、パナマ、ペルー、ヴエネズエラ）

表決不參加（五ケ國フインランド、ハイチ、ニカラガ、シヤム、ウルグワイ）

右表決の結果ソヴエート政府は聯邦規約第一條に揭げられた「總會三分の二の同意」卽ち現會期においては卅六票の法定數を確保し玆に愈よ國際聯盟に加入することゝなつた。

ソ聯邦の聯盟加入に關するコミンテルンの釋明

ソ聯邦が從來の反對的立場を抛棄し國際聯盟に加入したことに關し、ソ聯邦を背後にあつてあやつつてゐるコミンテルンは令執行委員會機關誌「コムニスチーチエスキー・インテルナツイオナル」に於て次の如く論じてゐるが世界革命の總本部たるコミンテルンが釋明するソ聯邦の聯盟加入の辯として興味深い。

一、聯盟加入の意義

ソ聯邦の國際聯盟加入は偉大なる國際的意義を有し、右加入が國際聯盟總會に於て可決せられた一九三四年九月十八日は、ソ聯邦平和政策の一大勝利を物語る記念すべき日である。ソ聯邦の聯盟加入より生ずる結果の解釋に至つては、一方、帝國主義者、改良主義者社會ファシスト、他方、共產主義者との間に根本的相異があり、第二インタナショナルの如きはソ聯邦が國際聯盟に對し社會民主主義的政策を採らうとしてゐると誤ひ、佛蘭西のタン紙はソ聯邦の對外對內政策が極度に轉向せんとしてゐることを示すものと論じてゐるが、斯の如きは今尙資本主義諸國がブルヂョア、ロシヤの復活を渴望してゐるかを立證するだけで一顧の價値さへ無い。

リトウイノフは九月十八日の演說中で『ソ聯は自邦國の特殊性を少しも抛棄することなく自國政策の獨立性自主性を完全に保持しつゝ、新たなる社會經濟的國家體制の代表者として國際聯盟に加入するもので、國際聯盟の過去の行動に對しては何等責任を負はない。又、今後も諸民族を壓迫せんとする決議及行動には參加せざることは勿論敢然これに反對するものである』。

と强調した。

此處に於て、英國保守黨の新聞はソ聯邦の聯盟加入に一定の保障を設けないことを遺憾とし、獨逸及日本のブルジョア新聞は伯林及東京に於ける戰爭放火者の策動を困難ならしめやうとするソ聯邦の箭が見事に的中したことに齒噛みをし、羅馬法皇カンタベリー大僧正は是迄資本主義制度の天使のみがましました聖殿に共產主義者の闖入したことを憤慨且つ咏嘆した。

二、プロレタリアートの態度

斯の如き雜音は尖銳な矛盾對立の壓搾裡に息も絕え絕えな資本主義諸國相互間の複雜錯雜せる利害關係から出發するものである。然らば革命的プロレタリアートはソ聯邦の聯盟加入を如何に取扱ひ如何に解釋すべきであらうか革命的プロレタリアートにとつて最も有害なのは、聯盟加入が戰爭の危險を今日の議事日程から取除くものであるといふ錯覺にある。

ソ聯邦はその加入した國際聯盟が資本主義列强の創設した組織であることを熟知し、その手段機會が如何に狹隘なものであるか、帝國主義陣營に於ける矛盾が如何に局限せられたものであるかを明白に理解してゐる。

ソ聯邦の聯盟加入に反對せる諸國のブルヂョア階級中にも猛烈なソ親善の反對者があつてはならない。ソ聯邦と不侵略條約を締結した波蘭がその後公然と對ソ侵略を準備中の獨逸と協定を締結したこと又波蘭が三大國に次いでソ聯邦の聯邦招請に贊意を表しながら東歐條約締結に頑强な抵抗を試みたことを忘れてはならない。今、英國が同樣に主たる戰爭放火者たる日獨二大國に對する二重勝負を試みつつあることも忘れてはならない。

各國政府は明白に對して何らの確信なくその行動は變動甚しい內外情勢に左右せられてゐるから、その政策が如何に急轉するか窺ひ知ることはできない。

三、聯盟加入の理由と効果

ソ聯邦が其の獲得せる新たなる位置により平和鬪爭を一層效果的に展開し得べきことを輕視すべきではない。新たなる世界大戰により其の生命を組上に置かれんとしつゝある無數勤勞大衆にとつては之が豫防の爲になさるゝ寸歩と雖絕大なる達成である。社會主義の祖國たるソ聯邦防衛は勞働階級の革命的前衛にとり第一次的任務にして且自國に於ける反資本主義鬪爭を進捗せしむるための必須條件である。

國際プロレタリアートがソ聯邦の獲得せる新陣地を平和事業及階級的目的貫徹のため利用せんとするには次の二問題に就き明白なる認識を持たなければならぬ。

一、國際政局に於ける如何なる新事情如何なる變化が佛國其の他資本主義諸國の大多數をして、其のソヴエート制度に對する拔き難き反感にも拘らず對ソ親善を求めさせたか。

二、從來ソ聯邦は國際聯盟に對し其の本質が明かに帝國主義的組織なること又資本主義制度を組織せんとする其の努力が全然徒勞なることを常に、指摘し居たるにも拘らず如何なる理由により之に加入することを受諾したか。

第一問に對する解答は、資本主義危機の深刻化と關聯して帝國主義諸國間の對立が非常に激化せること、又有力なる平和の要素たるソ聯邦の國力が著しく增進せることに想到せ

ば、容易に之を與へ得る。日本の支那侵略日本の滿洲奪取は支那に於ける米國の勢力範圍に直接の脅威を與へたが之はソ聯邦國力の增進と相俟つて米ソ復交の原因を爲したものである。次に獨逸に於て政權を獲得せるファッショは獨逸帝國主義の侵略併合傾向を非常に强化し、ヴエルサイユ條約に乘きて熱病的なる軍備擴張に着手し、暴力的行動に依るオーストリー及バルチック沿岸諸國の合併を策し對ソ戰爭によりソ領ウクライナを自國のヒンターランドたらしめることを冀求し其の結果佛國の歐洲大陸制覇に直接の脅威を創り進んで對佛報復戰爭を豫感せしめつゝあるが、此の事態こそ佛國をして其の對ソ政策を一變せしめソ聯邦を聯盟に招請するに至らしめたる原因である。

ヒットラーの政權獲得は又英伊の政策にも變更を餘儀なくせしめた。

從來英國はそれが歐洲に於ける佛國の覇權を弱むるために必要であり且それが英國の指導する反ソ戰線に獨逸を引入るゝことに貢獻する限り獨逸を支持した。然るに獨逸ファシズムが狂的なる併合政策を取り始むるや曾て一九一四年英國をして獨逸に對抗する英佛同盟に走らしめたと同樣の危險が起つた。而かも今日は戰爭の技術的條件一變し空軍の役割日に新たなるものあることに徵すれば佛國との同盟なき島國英國は襲撃に對し全身を露出し居ると同樣である。英國を脈りて若干戰線を變更せしめたる所以である。而して伊太利は地中海及巴爾幹に於て佛國との對立深刻なるに拘らず獨逸ファシズムが墺國併合政策を以て伊太利に大なる脅威を與ふるに及び親佛政策に進むことを餘儀なくせられた。又歐洲の多數中小諸國は新たなる戰爭に於て其の獨立を喪失し其生存を停止することを恐れてゐる。

佛國帝國主義が親ソ方針を執らざるを得なかつたのは、啻に獨墺の强化に因るだけでなく、ソ聯邦の國力か非常に充實せることに因るものである。多年反ソ・ブロックの主要オルグたりし佛國帝國主義はソ聯邦が最早や十五年前干渉論者の眼に打取り易き獲物と映つたやうな國家にあらざることを考慮に入れたものである。資本主義體制に絶大なる脅威を與へつゝあるソ聯邦の社會經濟制度に對する佛國及全世界ブルジョアジーの階級的反感を以てしてもソ聯邦があらゆる方面に於て逐日發展しつゝある事實又此の反感を以てするもソ聯邦が「赤色帝國主義」云々の惡罵に反し其の國力を平和のため戰爭延引のために傾注し居る事實には眼を閉さすことはできない。

如何に第二インタナショナルの政治的輕業師がソ聯邦の國際聯盟加入を以てブルジョア諸國の壓力に依る餘儀なき妥協なり政治的讓歩なりと說明しようと努めても全世界の革命的プロレタリアートはソ聯邦の聯盟加入が其の大なる國力の結果たることを理解するに相違ない。

若し或る帝國主義政府の政策が露骨な對ソ侵略政策より假令一時的にもせよ親ソ政策に轉向したことを以て大なる達成なりとすれば此の達成は廣汎なプロレタリア及半プロレタリア大衆の戰爭及資本に對する間斷なき革命的鬪爭の賚である。

以上はプロレタリア獨裁の兇敵をして對ソ親善を求め其の聯盟加入を獲得せしめた事情を綜合したものである。

然らば何故ソ聯邦は國際聯盟加入を承諾したが、第一に言ふべきことはソ聯邦の聯盟加入は其の終始一貫せる平和政策の自然の延長であることである。資本主義世界は從來或はソ聯邦が「赤色帝國主義」の目的を追求するとの口實を以て之を壓殺せんとし或は又帝國主義諸群間の鬪爭に之を引込まんとしてゐる處斯かる翼求によつて左右せられた資本主義世界の政策は完全に破綻し又ソ聯邦に或は獨逸との或は伊太利との軍事同盟計畫があるとの傳說は相踵いで崩壞した。

日本が滿洲を對ソ戰爭の足場に造り換へ日々開發を挑發し又戰爭を目標とする日獨提携が事實となつた今日の世界情勢に於て、何かソ聯邦をして國際聯盟加入招請を受諾せしめたかに答ふるには何等困難を感じない。ソヴ

エート政府、ソ聯邦の勞働階級及萬國の革命的勞働者は國際聯盟に對し何等幻影を懷いてはゐないが、一方資本主義が衰弱し帝國主義諸國間の對立が激化しソ聯邦の國力增進せる結果聯盟が其の對ソ態度を變更したことを認識し、佛方戰爭の脅威に對する國際聯盟の態度は今日何れの國が聯盟に加盟するかに依存するものなることを看取したのである。日本及獨逸の如き今日戰爭を日程に上程せる帝國主義諸國にとり現在戰爭に赴かざる諸國によつて指導される國際聯盟は多少なりとも戰爭の即時勃發を妨ぐる障碍となつた。此處に於て聯盟の內部即ち帝國主義諸國の陣營に對立尖銳化し其の結果日本及獨逸は自由に戰爭を爲し得るやう聯盟を脫退した。

ソ聯邦の聯盟加入は最近國際聯盟が演じ始めた戰爭妨遏の役割を一層强化する。ソ聯邦は聯盟に加入しても其のヴエルサイユ・システムに對する原則的態度を毫末も變更するものではない。即ちソ聯邦は依然同システムに反對であるが、聯邦は同時にヴエルサイユ條約によつて設定せられた國境を戰爭に訴へて改訂することには反對である。ソ聯邦はヴエルサイユ條約改訂なる旗の下に新たなる對ソ反革命戰爭及帝國主義戰爭の勃發することには反對である。而してソ聯邦は國際聯盟に加入するに及び對ソ革命戰爭及帝國主義戰爭に對し一層效果的に鬪爭する可能を有する。

一、ソ聯邦の聯盟加入は主たる戰爭先鞭者たる獨逸及日本を一層孤立に陷れ又現在夫々の理由に依り戰爭に反對してゐても尙進退を決し兼ぬてゐる、諸國の位置を安定させる。

二、ソ聯邦は聯盟に加入するに及び多邊的協定に依り戰爭放火者に對する抵抗を組織する可能を得つゝある。

國際關係の凡ゆる變化を正確に認識し以て最も侵略的な帝國主義政府の戰爭計畫を破壞する政策こそ社會主義的建設の利害關係、高國勞働階級の生命的利害關係、プロレタリア革命の利害關係を基調とする最も現實的なる平和政策である。

五、ソ佛通商議定書調印

佛國商相マ シャンドー氏はモスクワ訪問の結果、佛ソ間に通商に關する新議定書を調印した。十二月二十日のモスクワ新聞の發表した右議定書本文に依れば 議定書は署名の日より效力を發生し、其の要旨は次の如くである。

（一） 最短期間內に通商、居住及航海條約締結の交涉を開始すること。

（二） 速かに現行暫定通商協定に代るべき同種の協定を締結すること。而して右協定締結の基礎としては佛國市場に於て對ソ信用を開き其の金額、期間、正常なる利率を定め、同信用は一箇年間に佛國工業に對する注文の支拂に充て、又佛國輸出業者に對し信用保障を供與すること。

（三） 一九三五年一月一日迄に新協定成立せざるときは現行協定は來年（一九三五年）中有效とすること。等を定めたものである。

一九三五年の外交關係

第二次五ヶ年計畫第三年度たる一九三五年のソヴエート外交は、前年度に獲得された外交的勝利を基礎として「平和」外交の旗印の下に行はれた。

いま、一月二十八日開催の第七回ソヴエート大會に於ける聯邦人民委員會議長モロトフ氏の演說「ソ聯邦と資本主義諸國との關係及ソ聯邦の平和確保鬪爭」全文によりソ聯邦の「平和」主義と對外政策を窺ふことにする。

ソ聯邦と資本主義諸國との關係及びソ聯邦の平和確保鬪爭

A、平和保障に對するソ聯邦のイニシアチーヴ

資本主義諸國における引續く恐慌は對外紛爭の危險を激化せしめた。恐慌及び打續く不景氣を打開するためブルジュア階級は勞働者及び勤勞大衆に對するを抑壓强化しつゝあるこの勞働階級及び勤勞農民を犧牲とする抑壓によつて恐慌を打開せんとする翼求はブルジュア政府の對內政策を決定する。議會主義及びブルジュア民主主義の殘存物は公然隱然廢

棄され、勤勞大衆に對する直接の暴壓及びテロ政策はブルジュアジーの間に益々人氣を博しつゝある。

斯くて資本主義諸國における國內情勢は尖銳化する。然し是等資本主義國間の關係も益々尖銳化し、外國市場獲得鬪爭も亦强化して貿易戰爭及び爲替戰爭に發展しつゝある。もはや平和主義的論議は過去のものとなり、平和主義者は流行後れとなつた。資本主義諸國においては極端なる帝國主義的領袖が益々政權に近づき、益々露骨に次回の侵略戰爭を論じ戰爭による恐慌打開を語りつゝある。

資本主義諸國の支配階級自身のため次の帝國主義戰爭の危險漲りつゝある時、或る國は既に積極的行動に移つてゐる。卽ち日本は支那との戰爭を辭せず、滿洲を占領し且つ大支那國民の國において自國における如くに行動しつゝある。日本のみではない、獨逸も國際聯盟を脫退したがその眞意は何人にも明瞭である。これは軍備及び戰爭及び戰爭準備の點において自由の行動をとらんがために外ならない。つい十三年前日英米その他諸國の間に締結されたかの有名なワシントン海軍條約は破綻した。何故ならばこの條約は海軍軍備競爭及び太平洋戰爭準備において何れかの國にとり邪魔物と思はれ出したからである。ブルジュア諸國の外交及び對外政策は、より弱き國を犧牲とする帝國主義列强間の世界再分割戰爭における同盟國を物色する者のために奉仕しつゝある。我々は、ソ聯邦にとり戰爭の直接危險が强化したことに留意しなければならぬ。對ソ戰爭については、日本において或る有力筋が以前から旣に露骨に論じてゐる。又歐洲にはソ聯邦における領土の侵略をその歷史的任務なりと露骨に宣言せる政府黨あることを忘れてはならぬ。戰爭の近づきあることを見さることは重大なる危險に眼を閉づることと同じである。

この情勢に對しソ聯邦は先づ平和確保鬪爭の努力を强化した。

ソ聯邦が不侵略條約締結を廣く提唱せることは遍く世人の知るところである。ソ聯邦はこの數年に亘り隣接沿バルチック諸國及幾多侵略條約を締結した。日本と不侵略條約を締結することに成功しないのはソ聯邦の罪ではない。

侵略國定義に關するソ聯邦の提議は大なる意義を有するに至つた。幾多國際會議及び國際條約には侵略國に對し、戰爭の端を開く侵略國に對し、特別の措置をとる必要があると指示されてゐる。然しそれにも拘らず、ブルジュア諸國の政府は何人を侵略者卽ち戰爭開始の責任者と認むべきかを明言する意慾を示さなかつた。そこで平和の擁護及び侵略に對する對策に特別の關心を有するソヴエート外交はこの事業に着手することゝなり、名譽をもつてこの任務を果したのである。我々はこの任務に相當する提議を國際會議に附議した我々はこの事業を速かに進展せしめたる侵略國定條約に調印せんことを多くの國に提議した。周知の如くこの條約はソ聯邦と境を接する歐洲諸國並に土耳古、波斯、アフガニスタンその他チエツコ・スロヴアキア、ユーゴスラビアと締結した。我が政府は軍縮問題乃至少くとも軍備大削減問題を赤裸々に提起し終始これに多大の意義を附して來た。ソヴエート外交は右の趣旨に於て國際軍縮會議に働いたのである。或は言はん。幾回となき國際軍縮會議は徒勞に終つたではないかと。然し何人もソ聯邦は全般乃至最大限軍縮を强調するためにソ聯邦のなし得る凡てを盡さなかつたと云ひ得るものはないだらう。我々にはジュネーヴ軍縮會議を擁護しきれるものではない。然し我々は同會議におけるソヴエート外交の努力が多くの國において遍く知るところとなり決して水泡に終ざるべきことを疑はない。右政策の論理的延長はその拘束より早く逃れんと欲する者ある軍縮會議を常設平和會議、卽ち戰爭防止を配慮する機關になさんとするソ聯邦の提案である。この提案は更に國際會議において他の諸國により審議せらるべく、又我々はこれを堅持するものである。

最近我々の前には對國際聯盟問題が新しく現れた。世人の知る如く國際聯盟は、抑々の

始め勞農新國家の存立權を認めんと欲せず反つて反ソ干涉に參加せる諸國によりつくられたものである。當時諸國は國際聯盟をばソ聯邦に砲口を向けたる大砲にせんと努力したものである。國際聯盟はこれがため帝國主義諸國間に話の合をつけなければならかなつた。然しこの企ては成功しなかつた。

その時から長き歲月が經過した。最近の事態は國際聯盟の地位に變更の生じたことを示した。國際聯盟からは最も武斷的な且侵略的な分子が去りはじめた。國際聯盟は現下の情勢においてこれら分子にとり、窮屈となり不便なものとなつたのである。然し多數聯盟參加國は今種々の理由により戰爭勃發に關心を有してゐない。我々はこの勢から具體的ポリシエヴィキ的結論をつくらなければならなかつた。それ故に我々はソ聯邦の國際聯盟加入に關する三十ケ國の提議に同情を以て對處した。國際聯盟が今日平和保障問題において多少とも積極的役割を演じ得る限り、ソ聯邦はたとへ斯かる組織の役割を過大に評價しないとはいへ、この事業における國際聯盟との協力を機宜に適したるものと認めざるを得なかつたのである。三十ケ國がソ聯邦を國際聯盟に招請せることは云ふまでもなく、ソ聯邦の國際的權威を小ならしめるものではなくしてその反對を示すものである。我々はこの事實を資產の部に書き込むものである。

ソヴエート政府は自らイニシアチーヴを取つたのみならず、平和國際安全の擁護を冀求する他國政府の措置をも支持した。このことに關聯して一言すべき謂ゆる東歐援助條約に關する佛國の提案をソ聯邦が積極的に支持せることである。この條約はソ聯邦のほか佛國獨逸、チエツコ・スロヴアキア、ポーランド、リトヴイア、エストニア、ラトヴイアの如き諸國を加盟せしめることになつてゐる。本條約調印國中の一が侵略に出づる場合は、戰爭に依る援助を含む一切の援助を相互に與へ合ふことになつてゐる。本條約締結については旣に久しく前記諸國間に交涉が行はれてゐる。余は今獨逸及び獨逸と共にボーランドが本條約締結に同意を與へやうとしない。動機には言及しない。然し東歐條約の意義は歐洲における平和の味方には凡て判つてゐる。それ故に今前記兩國の反對あらばとて、ソヴエート政府は本案件に對する態度を變更しやうとはしない。我々は本案件の成功を歐洲における平和保障事業の第一步と見るであらう。

以上によりソ聯邦對外政策の基調が奈邊に存するか明かである。卽ち、我が對外政策の基調は、平和維持であり凡ての國との平和關係の發展である。

世界平和の確固たる要因としてのソ聯邦の役割は今や廣く認められてゐる。平和保障に關する問題が起る都度他の諸國はソ聯邦に呼びかける慣例となつた。これは當然のことである。

ソ聯邦と境を接する何れの小國もソ聯邦に對し不完全感を抱く根據を有しない。かゝる事は他の或る大國については決して言ひ得ざることである。國際關係における勞農國家の權威及び國力は今世界平和といふ一の事業は貢獻してゐる。斯くしてソ聯邦は國際關係方面において萬國勤勞大衆の重大なる利害關係の代辯者となつた。

B、ソ聯邦と資本主義諸國との關係及びソ聯邦の對外政策

ソ聯邦の對外關係はソ聯邦にのみ依存するものではなく、諸外國の對外政策にも依存するものである。而も諸君の知られる如く、ブルジュア諸國の政策は矛盾を以て充滿してゐる。

ソ聯邦の對外政策は明白且つ確固たるものであるが、他の諸國においては之に反し、種々の影響による屢々政府の更迭行はれ、一のブルジュア政黨は他のブルジュア政黨に交替して政權を掌握する。例へば、周知の如く近年或る國々の政策には重大なる變更及び紆餘曲折生じて我が對外關係に反映した。

複雜なる國際政局にありて二個の相反する社會體制は互に相競爭すると共に反面相協力してゐる。この狀態は矛盾するといへるが、然し事態の實際的な推移に對應するものであ

る。一方に於て競爭否な鬪爭が行はれてゐるが、それと同時にソ聯邦と資本主義諸國との間には益々新しき形態により經濟關係及び平和維持事業における協力が展開されつゝあるソ聯邦は有らゆる方法を講じて他國との通商關係の發展に努力して來た。然し近年ソ聯邦と他國との協力の重要なる意義を取得したるのは平和保障事業である。然らばこの關係は如何に釀成されたか。

ソ聯邦と資本主義諸國との關係は二個の基本的契機により決定された。第一は資本主義諸國における國内情勢の尖鋭化及び引續く經濟恐慌と關聯する資本主義諸國間における鬪爭の强化であり、第二はソヴエート社會主義共和國聯邦の國力增進である。

このこと〻關聯して特に一言を要するは次の事實である。近年戰勝國と戰敗國の鬪爭が激化したが、右鬪爭激化と關聯し殊に歐洲の或る部分においては戰爭の場合を期して新たなる再合縱再連衡の暗躍工作が行はれ、この目的をもつて世界の如何なる部分においてなり同盟國を物色せんとする工作が强化した。それと共にソ聯邦と資本主義諸國との關係發展は、平和及び安全の要因としてのソ聯邦の國際的役割を著しく增大した。近年の具體的事實に移るに當り、先づ言つて置かねばならぬことはソ聯邦と多數國家との外交關係恢復である。この方面においては米國、支那、スペイン、ハンガリー、ルーマニア、チエツコスロヴアキア、ブルガリア、アルバニアの如き國々を擧げなければならない。

米ソ正常關係設定の事實は大なる意義を有する。米國は十五ケ年に亘りチヨツキボケツトにケレンスキーの代表者輩を入れて、主義上ソ聯邦を否定し、ソヴエート政權を承認せざる立場を執つて來た。世界最富の資本主義國は自己の力量を恃み、ソヴエート政權の安定如何に關しては不當な意見を懷いてゐた。米國はこの問題において新しきソヴエート世界に對し資本主義世界を主義上飽くまで防衛するといふ態度を固持した。米國は極く最近まで、餘人は知らず、富める國のみはこの立場を確守し得ると考へたのである。然し事情は從來の米國政府が考へてゐたやうにはならなかつた。そこでルーズヴエルト大統領は對ソ正常關係設定に關するかのメツセージにより米國はしたのである。このメツセージを出從來の主義的立場を放棄した。我々は世界平和のためなる見地よりしてこれを極めて望ましき事情と認めなければならぬ。我々は兩國國交の恢復に當り、自己の立場を變更し或は何等か犧牲を拂ふが如きことをせずして濟んだ。これ又極めて良好な事實と認めざるを得ない。

支那との正常關係は一九二八年反ソ分子の壓力により斷絶したが、これ又恢復を見た。支那政府はその後右國交斷絶が中華民國のために資するところなく、唯その國際的地位を惡化せしむるのみなることを悟つたに相違ない。この實際教訓は恐らく何人かに必要であつたであらう。我々にはさなくともソ支間の正常關係が兩國のため將又世界平和のため必要であることは判り切つてゐたのである。それ故我々は欣然支那政府の國交恢復提議を受諾したわけであるが、これ我が國と偉大なる支那國民との友誼關係鞏化に資するものである。

余は新疆赤化の風說について一言して置かなければならぬ。日本においてはこの對ソ中傷流布に大童となつてゐるのが目につくが、日本の對支政策は萬人の知るところであり、如何に虛妄の風說を撒布すればとて自らの政策を隱蔽することは出來ないのである。余は我が眞實の對支政策を力說する。卽ちソ聯邦は他國領土の侵略は自らの政策と相容れぬものであると考へるものであつて、支那の獨立不可侵及び無論新疆を含むそのあらゆる部分に對する宗主權を無條件に擁護するものである。

ルーマニア、チエツコスロヴアキア及びブルガリアとの國交關係設定も亦平和事業殊に歐洲に於ける平和事業の利益と全然合致するものである。然し、或は言はん、またソ聯邦と國交關係を設定せざる國が若干殘つてゐるではないかと。實際歐洲には、否一層正確に云へば歐洲の或る地域にはさういふ國がある是等の國を默殺することは如何にその國際事務における役割小なりと雖も決して當を得たものではない。是等諸國中オンダ、ポルトガル及びスキスは資本主義制度をソヴエート禍より防衛するといふ動機から出たものであるといふ風を裝つてソ聯邦の國際聯盟加入に反對投票をなした。斯くの如くスキス、オランダ、ポルトガルの如き國を除き、凡ての國は對ソ關係において主義的非協和政策を放棄したが、右諸國のみは最後まで資本主義の體面を維持しやうと欲してゐるのである、資本主義がかゝる事に依り大いに利する所あるか否かは他の判斷に委せやう、然し若し夫れ右の諸國が自己の意思乃至他人の意思に依つてそれを欲するとせば、その爲す儘に委せるがよい。

結局歐洲の地圖にはソ聯邦と國交關係を有せざる國を印しづけた小さな斑點が殘つてゐるのみである。全世界の地圖を取つて見ると國際關係上何等かの勢力を有する國は凡てソ聯邦と國交關係を設定したことが判る。勿論これ植は民地國及び半植民地國に就いては當箚らない。蓋し是等の國々はかゝる問題を自主的に決定する權限を與へられて居らず、如上の決定は諸君の知られる他の方法により採擇されるのである。

然らば近年における我が對外政策の基本的結果は如何に評價したらよいか。以上述べたことよりソ聯邦側よりする他國の國交關係設定なる事業は根本において解決されたと斷定することが出來る。

近年におけるソ聯邦對外政策の最も重要成果は右の如くであるが、簡單に箇々の國及び先づ我が國との關係が正常的に發展した議國に就て述べやう。この方面において第一に述べなければならぬのはリスアニア、ラトヴイア、エストニア、フインランドの如き沿バルチツク諸國である。ソヴエート政府は是等諸國に對する友好政策を、その不可侵及び完全なる政治的經濟的獨立を承認せる特別聲明によつて裏書した。遺憾ながらポーランドと獨逸はこの事業に參加することを拒否したが、これは默過することが出來ない。

瑞典、諾威、丁抹、波斯、阿富汗斯坦並に伊太利との關係も全く正常的に發展した。この事は全然反對の社會組織を有する諸國との協力が不可能なることを示す實證である。

友好關係發展の好例はソ土關係である。この數年間に亘りソ土間の經濟的文化的關係は著しく增進され、兩國の親善は政治的に示威された。最近まで、卽ちソヴエート革命の起るまで土耳古はそのコンスタンチノープル及び海峽と共に、豪商地主及び工場主のロシヤを代表する各種反動派及び自由主義者の貧婪飽くなき帝國主義的野心の對象であつた。右の時代とソヴエート政權との間には越え難い溝渠が生じた。ソヴエート政權は勞働者農民の政權として侵略計畫を除外し新興土耳古の更生事業に對し深甚なる同情に滿ちた他の政策を起點としたし又起點としつゝある。この確固たる基礎の上にソ土關係は鞏化しつゝあるのである。

我が對英關係も、かの前英國大使オーヴエー氏に終まる事件を除けば、大體正常的に發展して來た。右オーヴエー氏はメトロ・ヴイツカース會社より我が國に派遣されて働いてゐた妨害技師等の公判中許容し難い要請を提起して我が國の内政に干渉せんとした。この妥當をかきたる干渉沙汰は我方より當の反擊を蒙つた然しそれは双方の取れる措置により間もなく完全に清算された。オーヴエー氏は新大使と更迭した。我が對英關係は常道に復しかも一年前締結された通商協定は英ソ貿易のために好適なる機會を拓きつゝある。

我が對佛關係は昨年中著しく改善された。全國際政局殊に歐洲に生じたる變化は安全及び平和保障の問題を極めて切實なるものとし同問題に對しソ聯邦も佛國も特殊の關心を示した。近き將來に於ても本問題の意義は決して縮小されるものではない。從つて最近のソ佛接近は兩國關係發展のために好適なる基礎を有するものであると言はねばならぬ。問題

は關係双方が豫定方針の實行に終始一貫せる態度を特するか否かにかゝつてゐる。

ポーランドに關しては、ソ聯邦はソ波關係を一層發展せしめるために大なる努力をなした。然し我々はこの點において今までに達成せる結果に滿足を表明することは出來ない。然しソ聯邦に關する限り、我々はソ波善隣關係發展の進路を繼續する意嚮であることを確言するに吝かでない。

ナチスの政權獲得と共にソ獨關係に生じた變化に眼を閉づることは出來ない。我方に關する限り、我々は獨逸と良好なる關係を保つ希望以外に他意なかつたこと又ないことを玆に言明することが出來る。周知の如くソ聯邦は、フアツシヨ制度を有する諸國をも除外せず、凡ての國との關係を發展せしめんとする深甚なる冀求に滿ちてゐる。然しソ獨關係の途上には近年重大なる難關が發生した、勿論ソ獨關係發展の障害となつてゐるのは、全世界の「支配者」としての獨逸國民に關する超國民主義的人種論ではない。我々はこの「理論」に關し高邁なる意見は抱いてゐないが、獨逸國民に對しては、現代の偉大なる一國民として深甚なる尊敬を表明するに吝かなるものでない。我々國際主義者は、大小國民に對するソヴエート政權の深甚なる尊敬をソ聯邦の諸國民並に他國の諸國民に對し事實に於て證明した。ここにソヴエート政權の把持する主義の偉力の一徴候があるのである。これに反し我々は反動的人種論に宿業の徴候を見るものである。

斯くの如く問題は右の理論にあるに非ずして、現獨逸對外政策の基調にあるのである。我々はこの問題を端的に提起せざるを得ない。蓋し兩國相互關係を明白にすることは百利あつて一害なしと考へられるからである。特に我々の注意を惹く一つの事情がある。余は今日殊に廣く獨逸に行き亘つてゐるヒツトラー氏の「余の鬪爭」なる著書における聲明を念頭に置いてゐるのである。同書中に次の如きことが書いてある。

『我々國粹社會黨員は戰前の獨逸對外政策を意識的に强調するものである。我々は獨逸は六百年前に到着したところから出發する。我々はゲルマン民族の歐洲南部及び西部に對する永久の前進限界を設け視眸を東方における國土に向けるものである。我々は又戰前の植民及び通商政策を停止し將來の政策即ち領土的攻略政策に移るものである。

然し今日歐洲における新國土について語るに際しては、我々が先づ念頭に置くはロシア及びその主權下にある邊境諸國のみである。この全期間を通じ我々は日ソ關係を激化せしむる凡ての動機を取り除くことに腐心し隱忍と相當の妥協性を發揮した。我々は經濟的

市民はソ聯邦に對する右聲明を知つておくべきであるか。我々は知つておくべきであると考へる。

これを知つた以上、我々は借問する。本書の新版にはヒツトラーのロシアに關する右聲明が依然繰返されてゐるが、この聲明は今も効力を存してゐるだらうか。歐洲東方における「領土的攻略政策」に移るの必要に關し又「今日歐洲における新國土について語るに際し我々が先づ念頭におくはロシア及びその主權下にある邊境諸國のみである」といふことに關しヒツトラー氏の聲明は尙ほ効力を存してゐるであらうか。多分右聲明は効力をしてゐるであらう。蓋し斯く豫想してこそ始めて獨逸政府現在のソ聯邦に對し東歐條約案に對する態度が明かになるからである。

それ故にこそ我々はヒツトラー氏の右聲明を默過することを可能と考へないのである。ソ聯邦の勤勞大衆をして事態の本質を知らしめよ。我々は本問題を明白にすること以外何等他意あるものではない。ヒツトラー氏の聲明が恐らく効力を存してゐる以上、我々はこの事實を重視しそれに依り自らのため結論をつくるであらう。

最後に我が對日關係について述べやう。

方面において、ソ聯邦水域における日本人の漁業區域及びその方式に關する問題が起り、北樺太における日本利權に關する問題が起つた時、是等係爭問題の解決に對し同樣の態度を以て對處した。周知の如くソヴエート政府は終始一貫平和愛好政策を方針とし有らゆる紛爭の動機を除去せんとして日本及び滿洲國に對し北鐵讓渡に關する提案をなした。ソヴエート政府は本問題において威信あり且つ同時に妥協的態度をとり相手方をしてその受諾し難い最初の提案を放棄せしめたが今や北鐵讓渡交涉は近く完成せんとしてゐる。我々はソ日關係改善及び極東平和確保に對し我々の努力が好結果を與へんことを期待する。

然し我々はまだ〳〵安心することは出來ない。日本における侵略的武斷的分子は鉾を納めてゐない。日本においては既に久しく對ソ戰爭が論議されてゐる。又今なほその言動の衰へた徵候は見えぬ。政界に勢力を有する日本の或る部分においては嘗に北鐵奪取計畫のみならず、我が極東先づ沿海州の奪取計畫さへ公然論議されてゐる。

我々は右の事實を重視せざるを得ない。況や日本が對ソ出兵國として最後に我が領土より去つたことを銘記するにおいてをや、日本は一九二二年十月末漸く沿海州を引上げたが、これ出兵國中最後のソ聯邦撤退國であつたのである。

今日の問題における我々の政策、並に我々が極東に實行せる絕對必要の防禦施設は、以上のことに依つて決定されるのである。我々は日本における凡ての平和贊成者に確言する右の施設は一般平和事業の利益に合致するものであると。

次に我が對外貿易方面における成績について數言しやう。我々はこの方面において大なる達成を有し、爲めに他國との通商關係における我が國の地位は著しく强化した。

我が對外貿易は或る期間多大の難關に遭遇した。諸君の知られる如く最近まで我が國は技術の點において非常に立後れた國であつたそこで第一次五ケ年計畫の始めに於て、我が國は工業化及び農業の技術的改造を促進するため外國より多くの機械を輸入しなければならなかつた。然し工業化の基礎が確立されるに至つたので、近年は自國工場において機械の生產を展開することが出來た。これがため我が國は外國より機械の輸入を非常に縮少した、これがため我が對外貿易のバランスも變更された。その結果最近二年間に我が對外貿易には多大の出超を生じた。これ未だ曾て見ざりし所である。過去より蓄積された巨額の對多債務は最近數年間に四分の一に縮減され今や我が債務殘額は大なるものではなくなつた。同時に、最近產金高は最近四年間にトルグシン（金貨建商業）よりの收入と合し六倍方増加した。これがため我が爲替狀態及び外國市場に於ける地位は根本から變更された。況やソ聯邦はその通商契約及び支拂を常に期限通り正確に遂行してゐるに於てをや、今多くのブルジユア諸國においてその債務の支拂を「象徵」に行つてゐるが、ソ聯邦は一旦通商契約を締結した以上、「象徵」的ではなく通貨を以て支拂つてゐる。これ外國において萬人の熟知するところである。これ又對外貿易における我が國の地位を一層確保するために多大の意義を有する以上のことにより今や我々は過去の如何なる時におけるよりも、我が對外貿易のため正常的條件を確保する可能を有する。

ソ聯邦は他國との政治及び通商關係を增進しつゝあるが、然し頑丈なる國境防備の意義をよく理解してゐる。ソ聯邦が大國小國の何れに對しても侵略を以て脅威しなかつたこと又脅威してゐないことを何人が否定し得るであらうか。而して他方平和的勞働に從事し平和的冀求に一貫せるソ聯邦の諸民族が眞に頑丈なる自國の資格あるものたることを何人が否定し得るであらう。

我々は最近數年中我が西部及び東部國境に所要の裝備を有する堡壘地帶を少からず建設した。然し是等軍備は我が領土より他國の領土に移せるものではない。これら軍備は侵略軍を反擊する使命を有するものである。我が

海軍は增大しつゝある。然しこれは防禦的使命の明かなる型態の艦船就中潜水艦の建造に依る增大である。我が砲兵隊も戰車隊も空軍も增大しつゝある。實際我々はこの方面に殊に努力を傾注した。

近年勞農赤軍の技術的裝備は著しく發展した。これ我が國の大なる達成である。この達成が如何なるものであるかはこの前ソヴエート大會時代に比し我が軍における一兵當り機械裝備(機械馬力の量)が四倍方增加せることによつて明かである。スターリンはこの事に特別の注意を傾倒せる結果、我々はこの事業を大成功裡に遂行した。

我々は赤軍の兵員を增加しなければならなかつた。

これは簡單且つ安價には出來なかつた。諸君の想起せらるゝ如く、黨及び政府は工業部内において第一次五ヶ年計畫が若干實行不足に終つたのは國防作業を强化する必要があつたゝめなる旨直戰に聲明せざるを得なかつたのである。斯かる次第で赤軍經費及び國防事業に對する我が豫算支出はいふまでもなく最近著增した。このことに就ては財務人民委員より本大會終了後の中央執行委員會第一次會議における國家豫算報告中詳細說明があるであらう。我々はソヴエート政權防衛のため國家として甘んじてこの犧牲を忍んだのである諸君はこの席上黨及ひ政府は國防施設において正しい措置を取つたと云はれるだらう。余はそれを確信する。

勞農赤軍は、兵は勿論指揮者も勞働者及び勤勞農民の出身である。又兵員の殆ど半數は黨員及び青年黨員であり、農民の九割がコルホーズ員である。右は最も平和愛好的なる國家の軍隊の實狀である。勞農赤軍は平和的勞働及び世界平和の防塞である。それ故に赤軍の諸新聞はこの種のことを隱蔽し、公衆の眼を他の方面へ轉ぜしむるため存在してゐるのであらう。それ故に右の諸新聞は「ソ聯邦における銃殺」に就いて盛んに喚き叫ぶのである。彼等が自ら犯行者を辯護してゐるが、我々から期待し得るものは犯行者に對する苛借なき手段以外に何ものもないのである。而してソ聯邦に對する中傷的評論及びソ聯邦に對する大衆の信賴覆へし運動は何れも醜惡なる矢敗に終るであらう。

ブルジュアジーに買收された新聞記者達は在レニングラード外國領事中の一人がキーロフ暗殺者と連絡のあつた事實を默殺してゐる彼等は、ソヴエート政府がこの外交官券を持つた「代表者」に我が家へ退去することを要請することになつたことに就いては沈默してゐる。然し我々は右の事實及び他のこれに類する事實を重視する。或る國々の機關及び代表者はソ聯邦に暴力團を送りこの暴力團と我が國において犯罪的聯絡を結ぶことを敢て辭せないのである。斯かる國々は右外交代表者追放の措置により我々忍耐なるものを痛切に試驗したであらう。この事にかゝはりのある者は、我々がどんな忍耐にも限度があるものだと言つたら、その意味を理解するであらう。

ソヴエート政府はその對外政策において終始一貫平和愛好的要求及び他國との正常關係及び通商關係を保有せんとする希望を起點として來た。この政策により我々は我が國際的地位を鞏固にしソ聯邦の國際的權威を增進せしめた。

他の或る國々と異り我が對外政策は全く公明且つ終始一貫して居る。我が國の國際協定參加が他と異る點は我が國の調印はこれを信賴し得るといふことである。我々は他國側からもその態度において公明ならんことを期待しなければならぬ。我々は我々の對外政策を變へるやうなことはしない。我々は平和の確保、他國との政治通商關係の發展を主張して來たし又主張しつゝある。ソヴエート政權がその完全なる勝利に向つて進んだ道は試驗濟みであり且つ確實なものである。それと同樣我が對外政策の進路も試驗濟みであり且つ確實なものである。

一、東歐條約案とその行方

東歐相互援助條約案問題は獨波兩國政府の參加拒絶のため停頓狀態に陷つたがその後歐洲政局は目まぐるしい展開を示し、ラウアル佛外相とリトウイノフ外務人民委員はジュネーヴに於て東歐條約問題に關する左の如き新協定を締結した。

一、本條約案に參加すべく招請せられたる政府、特に主義上の禁意を表示せざる國の政府との交涉に於て、兩國政府は何れも東歐條約案及同附隨協定の準備又は締結に害あるべき又は其の精神に反する二國間の條約締結の爲の交涉を爲さざることを約す。

二、右の爲兩國政府の一方は右の如き性質を有し得る提議を如何なる方法に依るかを問はず關係國の一より受けたる時は之を他方に直に通告すべし。

右義務は現外交々涉又は其の後同一觀念及同一目的を以て右に代ることあるべき外交々涉の繼續する限り有效とす。

佛蘭西政府は獨波兩國の參加覺束なしと知つてはゐたが再び東歐條約參加慫慂の通牒を發した處、波蘭は東歐條約の熱烈な贊成者ではないが極力反對と云ふわけでもない。東歐條約の案文作成及交涉には參加の用意ある旨述べたとも傳へられ、獨逸は依然不參加の決意を變更しなかつたが、佛蘭西は一方東歐條約其他の問題に就いて英國政府と協議するために佛首相及外相自身ロンドンに赴いた。

英佛ロンドン會商の結果は二月三日コムミュニケとなつて發表され、その中に東歐條約問題に關しては『東歐における相互援助並に『東歐における相互援助並に協定が全歐の安全を保障すべき條約機構を特記してゐることに滿足するものである。

ソヴエト政府はロンドン協定の趣旨を歡迎し、コムミュニケ中に『歐洲の協力を一層緊密ならしめることによつて一般平和の强化を助成し、かつ戰爭の危險を尖銳化し得る傾向を阻止する』のがロンドン會商の目的であると言明を見て喜ぶものである。

完全な軍縮不可能な現狀にあつて、襲ひ來る新戰爭の危險を防止し得る唯一の方法は、相互援助を保障する地域的條約體系の外にないことはソヴエト政府の夙に認めるところである。故にソ政府は、ロンドン協定が全歐の安全を保障すべき條約機構を特記してゐることに滿足するものである。

故に、『歐洲の安全組織』の目的はロンドン協定中に列記された各條約及び協約の實現において初めて貫徹され得るものと考へるこれに反し、これ等條約、協約を無視することは、平和の破壞を公然奬勵することになる。ロンドン協定以前にある國々で議せられてゐた地域的協約は打擊を蒙らないのみか却つて、ロンドン協定において新支持を受けるものであると信ずる。

ロンドン協定の結果から觀れば相互援助條約の理想はソ聯、佛、英、伊の四大國並に小協商國、バルカン諸國の積極的支持を受けるであらうと認める。餘地の諸國も斯の種の平和強化の手段に對しては同感であることは疑はない。しかるに歐洲の大部分によつつて支指される平和強化の課題が未だに實現されないでゐることは不思議に堪へない次第である。

ロンドン會商において東歐條約が話題に上つたことは、コムミュニケにあるが如く事實であり、かつまたフランスの首相や外相等が相携へて英國まで出掛けて行つた用件の一に東歐條約問題が含まれてゐたことも確かである。併したとひ東歐條約は英佛會商の中心問題でなかつたとは言へ、コムミュニケがこの問題に就き僅かに申譯的に數語を費してゐるに過ぎないことは、ソ政府にとつては甚だもの足りない感じがした。

若し英、佛、獨間に安全軍協定成立しロカルノ條約の補強工作が完成を告げる曉に至らか、フランス側にとつて東歐條約の意義は著しく減殺されることは疑ひを容れない。東歐條約が當初の如き意義を喪矢するとすれば、自然の勢ひとして從來の佛ソの關係にも影響を及ぼし、延ひてはソヴイエト政府の國際的地位を不利に導くの結果を招來するであらうソ政府が東歐條約の運命に俄かに氣を揉み出したのは蓋し當然であらう。

東歐條約の實現が疑問化し、サイモン外相が將にベルリンに乘り込まんとする直前、突如としてドイツの所謂爆彈宣言が投ぜられた。ドイツの爆彈宣言は忽ち全歐に一大衝擊を與へたが、中にもこれがために非常な恐慌を來たし神經を尖らしたのはフランスであつた。而してドイツの再軍備決定はフランスをして佛ソ親善提携の必要を再確認せしめるの刺戟となつた。

二、英・ソモスクワ會商

サイモン外相は二月二十八日パリに於てラウアル外相と會談を遂げ、更にパリ駐劄ソ聯大使ポチエムキン氏と會見、サイモン外相とのの會見並に英外相のベルリン訪問の件に關し報告するところあつた。

英國の提案は要するに、現存の不侵操條約即ち保障條約を打つて一丸とし一種の全歐的保障條約を設定するためにその補充として更に新たな保障條約を獨ソ波諸國間に締結するにある。英國の考へは、獨逸が絶體反對を表する軍事的相互援助の條項を削除した保障條約であつて、獨逸に對する一種の妥協案である。然るに、ベルリン會商の結果、獨逸の態度は飽くまで非協的で英國の妥協案に對しても考慮の余地のないことが判明したため、妥協案は有耶無耶のうちに葬られてしまつたかたちとなつた。

ベルリン會商後、サイモン外相は歸英し、イーデン國璽尚書一行はサイモン外相と別れて更に旅程を續け、三月二十八日モスクワに到着した。

イーデン氏はモスクワ到着以來同月三十一日同地出發まで前後四回に亘りスターリン、リトウイノフ諸氏を始めソ聯首腦者と重要會談を遂げた。ソ政府はイーデン氏來訪の使命を重大視し、歡待の限りを盡して遠來の珍客を厚遇して英國に敬意を表したことは言ふまでもない。

會商はリトキーノフ氏の歡迎の辭、これに對するイーデン氏の答辭に次いで始まつた。先づ兩氏の演說の要點を紹介して、夫れから會商の內容に就いて述べる。

リトウイノフ氏は『イーデン氏の來訪はたしかに、英ソ關係史上における特筆大書すべき事件である』と冒頭して左の如く述べた。

「最近サー・オーステン・チェーンバレンが

『英、ソ間には兩國の親善關係の發展を阻害する何ものも存しない』また『この英ソ關係は平和保持のために最も大切である』と斷言したことによつて觀ると、英國にもこうした信念が次第に崩してゐるやうだが、我々は既に早くこの信念を抱いてゐた。正常かつ平和な國際關係が憂慮すべき重大障碍にぶつかつてゐる際に方り、イーデン氏の來訪は殊更に深い意味が含まれてゐると思はれる。今日の如く平和に對する不安の念の增大したことは大戰以來未だ曾つて見ないところである。

各國は何れも皆平和維持に心を痛めてゐるが、今や戰爭の危險は歐洲の天地を襲ひ全世界を脅かしつつある。各國は協力してこの危險防遏に努むべきである。ロンドン協定中に宣言された集團的國際協力が實行されるかどうか、また歐洲の何れかの部分において平和の破壞された場合、その結果の恐るべきものであることを理解せずそして自己の責任重大なことを意識しない歐洲の爲政者が果して平和を組織し得るかどうか、これは今後數箇月、否恐らく數週間以內に判明するであらう。予は貴下との忌憚なき意見の交換がこの事業に大なる寄與をなすであらうことを確信するものである。」

イーデン氏はこれに對し左の如く應へた。

「予の訪問がソ、英の關係における重大事件であるといふことに予は同感である。一九一七年以來英國の大臣が貴國を訪問するのは予が最初である。今回訪問の目的は協定の取り極めを行ふがためでなく、單に意見交換に過ぎないとは言へ、この最初の個人的接觸は兩國關係における意義多き道標たるべきことはこれを斷言するに憚らないところである。英國外交は國際聯盟を基礎とするものであるが、ソヴイエト聯邦が國際聯盟に加入したことは欣快に堪へない次第である。リトキーノフ氏の現下の不安狀態を指摘した。この現狀は列强の爲政者が互に個人的に接觸して隔意なき意見の交換を行ふことによつて改善するより外に途はない。」

會商の內容　ソヴイエト政府はイーデン使節と數回に亘る會談の結果に關して左の如きコムミュニケを發表した。

「會談は東歐條約案及び現下の重要國際問題に關して行はれたが、イーデン氏もソヴイエト側も、現下の國際政局においては國際聯盟の主義原則に基ける集團的安全保障機構の設定に努力することがこの際最も急務であるといふことに意見が一致した。ソヴイエト政府の英國に期待したところである。スターリン氏までが二回もイーデン氏と會見を遂げたことは珍らしいことで、異例の行動として世界の視聽を蒐めた。ソヴイエト聯邦の事實上の主權者たるスターリン氏は由來外人に面接することは極めて稀であ

獨、波兩國の參加はこの問題の最善の、解決策として歡迎されるであらうことを强調した。」

モスクワ會商は國際政局上の重大問題に關して英、ソ間に意見の交換を行ふのが目的であつた。イーデン氏は特に東歐條約に對するドイツの態度に就いてリトウイノフ氏に傳達するところがあつた。リトウイノフ氏は歐洲殊に東歐の天地が斷へず暗雲低迷して各國何れも國際政局の不安狀態に脅威を感じつつある點を指摘して、如何にせば動搖常なき政局を打開して、平和を確保することが出來るかといふ問題に關して、ソヴイエト側の意見を述べてこれに對するイーデン氏の意見を求めた。リトキーノフ氏が最も熱心に力說した問題は例の東歐條約案であつた。東歐の安全保障を確保するに最も效果的な手段は參加諸國の相互援助の義務を規律する地域的に勝るものはないと東歐條約の必要とその意義とを高調して、英國の諒解を得るに大に努めた。英國が東歐條約問題に好意的態度を示して、その實現のために直接間接の援助を與へることがソヴイエト政府の英國に期待したところである。スターリン氏までが二回もイーデン氏と會見を遂げたことは珍らしいことで、異例の行動として世界の視聽を蒐めた。ソヴイエト聯邦の事實上の主權者たるスターリン氏は由來外人に面接することは極めて稀であ

つた、特に外交問題に就いてスターリン自身が乘り出して外國使臣と親しく膝を交へて會談し、互に意見を交換するが如きは曾つて前例のないことである。この一事によつて觀てもソヴイエト政府はイーデン氏の來訪を重視して彼に大なる期待をかけてゐることが想像される。

ドイツ政府の東歐條約參加はイーデン氏を俟つまでもなく全く絶望であることは既に早くからソヴイエト當局の熟知するところである。ドイツが駄目であれば殘るはポーランドであるが、ソヴイエト政府はイーデン氏のワルソウ訪問に一縷の望を囑したとは言へ、ポーランドを動かすことの至難にして殆んど覺束ないことはまたソ政府の充分承知してゐたかうした事情から推して結局佛、ソ間に特種の協定乃至同盟條約を締結するの已むなき次第を暗示するところあつた。

英ソ會談コムミニケに關し、ソ聯邦共産黨及政府機關紙は次の如く論じた。

プラウダ(四月一日)「過去十七年の英ソ國交に照し、今回の會談に於て重要外交問題に付一つも兩國間に利害の相反するもの無く、一方の安全及繁榮は他方の利益に合致するを確認したのは重要なる收穫で、ソ聯邦側より東歐協定が總ての加盟國に均等の安全を保障するものとして其の目的を明示した點は、獨逸包圍を目的とすると信ずる分子に一矢を報ゐたものである。」

イズウエスチヤ(四月一日)「英ソ兩國が歐洲の集合的安全保障機構設定の努力を繼續するの必要は今が最も大なるを認めたのは重大なる政治的意義を有すべく、コムミユニケ中現在兩國間に利害の對立無しとし、今後の協調に重要である。從來所謂リタイムス其の他の英國有力ガ情報に滿足せるタイムスすらソ聯邦を設ける一節は特に重要で交へて佛ソ協定に關して會商を遂げた。會談後ラヴール外相は佛ソ相互援助協定の交渉が既に終局に近づいたことを次の如く語つた。

協定の基礎は既に設定された。今や各自本國政府に請訓して協定案文の最後の仕上げをする許りになつた。

ラヴール外相が言明する如く、佛ソ相互援助主義の協定案の骨子に就いてはこの時既に兩國間に大體意見の一致を見てゐたものと思はれる。

ラヴール外相は四月十九日閣議においてジユネーヴにおける佛ソ協定の交渉が成立した事情を報告して、政府の承認を求め、尙ほモスクワ訪問の日取をも決定する筈になつた。佛ソ協定の調印はラヴール外相のモスクワ訪問の際に行はれる筈であつたとも言はれ、またリトヰーノフ氏は十九日ジユネーヴから直にパリに急行して假調印する筈であつたと傳へられた。

しかるに假調印を豫想された十九日に至りフランス政府は突如として調印延期の旨を發

表して社會を驚かし、これと同時にソヴエート政府も簡單な聲明を發表した。リトウイノフとラヴール兩氏間の交渉は一時中止され、リトヰーノフ氏は本國政府に報告のためにモスクワに召還された。

佛ソ協定は調印眞際になつて何故暗礁に乘り上げたか。フランス側では協約の條項を的確に定義するために字句の修正を施す必要上一時調印を見合せたまでゞあると釋明したが交渉中止の眞原因、尠くとも主因は他に存したやうである軍事的援助の開始の手續に關して兩國の意見に相違を來たしたためであると傳へられる。

佛ソ交渉は中絶八日間の後、四月二十六日に至り漸く再開の運びとなつた。二十六日ラヴトル及びポチエムキン兩氏は重要會見を遂げたが、協定案の根本に於て兩國の意見は一致した。佛外相とソ大使は翌日また兩國專門委員列席の上で條約案文並に議定書作成に就いて愼重に審議し條約案文三箇條に關しては協定に達し、

五月二日、巴里に於てラウアル外相とポチエキン大使との間に調印された。ラウアル外相は調印を濟まして內外新聞記者團に向ひ次の如き公報を發表した。

ラヴール佛外相及ソヴエート代表ポチエムキン氏は本日佛外務省において佛ソ相互援助に調印した。

この文書は五條より成る協定と議定書を含む。協定中の義務は國際聯盟規約第十、十五並に第十六條に基くものにして、侵略の脅威の場合、兩國は協議を遂げ、そして自分の方から挑發した攻擊でない場合は援助を與へる義務を兩國に負はせるものである。尙ほ協定は國際聯盟規約條項の效力並に聯盟理事會の措置に屬する勸告を保障すべき目的を有する。

これ等義務は歐洲の平和を維持するために豫定せられ、また兩國政府の從來の義務と全く一致するものである。そして兩國の合意の下に地域的協定(東歐條約)に參加し得ることを何等妨げるものでなく、兩國は地域的協定の締結を依然希望してゐる。佛政府の公報に次いでラヴール外相は外相として

我々は佛ソ兩國を歐洲の安全保障機構中に包含せしめること——たゞこの一事を我々は念頭に置いた。これと同樣に我々は何れの國も我々の外交的計畫に加はり得るやうに慮つた

と聲明した。

ソヴエート政府を代表して調印したポチエムキン大使は

佛ソ兩國間に締結した相互援助協定は國際聯盟規約に基いて立案されたもので、非常に廣汎な意義を有する。歐洲の安全保障機構において特別の寄與をなすものであることは斷言するに憚らない。この協定はある國を目標としたのでないことは無論である。本協定の義務は平和に關心を有する諸國にも擴張し得ることを依然として思惟するものである。

協定の內容　佛ソ援助協定は正文十條と議定書(前文及び四項)から出來てゐるが、こゝにその要旨を掻ひ易く述べて見ると、

(一)　フランスまたはソウイエト聯邦が歐洲のある國から侵略の脅威を受けるか、若くは侵略の危險に陷ゐつた場合は、佛ソ兩國は國際聯盟規約第十條『聯盟國は聯盟各國の領土保全及び現在の政治的獨立を尊重し、かつ外部よりの侵略に對しこれを擁護することを約す。右侵略の場合または他の脅威若くは危險ある場合においては理事會は本條の義務を履行すべき手段を具申すべし』といふ規定に從つて、如何なる手段を講ずべきかといふことに關し直に協議を開くことを約束する

(二)　聯盟規約第十五條第七項には『聯盟理事會において紛爭當事國の代表者を除き、他の理事會員全部の同意ある報告書を得るに至らざる時は、聯盟國は正義公道を維持するために必要と認むる處置を執るの權利を留保す』とある。この場合佛ソ兩國が眞に平和的意を有するにも拘

らず、佛ソ兩國の方から仕向けないのに歐洲のある國が侵略した時は正義公道のために兩國は直に互に援助し支持し合ふであらう

(二) 佛ソ兩國は『規約第十五條による約束を無視して戰爭に訴へたる聯盟國は當然他の總ての聯盟國に對し戰爭行爲をなしたものと看做す。』といふ聯盟規約第十六條の規定を考慮して、兩國が眞に平和的意圖を有するにも拘らず、歐洲のある國が、兩國から仕向けないのに侵略した場合は直に援助を與へることを約する。

また聯盟規約第十七條『第一項聯盟國と非聯盟國との間、または非聯盟國相互間に紛爭を生じた時は、この種紛爭解決のため聯盟國の負ふべき義務を該非聯盟國が、聯盟理事會の正當と認むる條件を以て受諾するやう勸告すべし。勸告が受諾されたる場合は規約第十二條乃至第十六條の規定は理事會において必要と認むる修正を加へてこれを適用す』及び第三項『勸告を受けた國がこの種紛爭解決のために聯盟國の負ふべき義務の受諾を拒み聯盟國に對し戰爭に訴ふる場合においては第十六條の規定は該行動を執る國に適用す』の場合、フランスまたはソヴエート聯邦が歐洲のある國から、兩國の方から、仕向けないのに侵略された時にも同樣の義務がある。

前にも述べた如く、事件發生の場合、若しくは聯盟理事會の審議が從來のやうに日數を要しては援助の機時を逸する惧れがあるので、兩國は別に議定書中に、

佛ソ兩國は事態の必要上、最も迅速に理事會をして勸告を決定せしめるために協力する。かつ何かの理由で理事會が勸告を決定しない時、または全會一致の決議が得られない場合でも援助の義務は實行することを約束する。

と明記されてゐる。

協定の有效期限は五ケ年になつてゐる。

協定の特長 佛ソ互助援助協定は他國の侵略に對し、これを防禦するために互に援助することを約束するもので、一種の防禦同盟と稱すべき性質のものである。然らば何れの國の侵略に對して共同防衛の陣を敷くのであるか。佛ソの假想する侵略國は何國であるか。先づフランスに對して侵略を豫想される國はドイツとイタリヤの二國であるが、現下の狀勢において推移せばイタリヤからの危險は尠いものと見て可い。また、ソヴエート聯邦を脅かす國としては、程度の差はあるが、ドイツ、ポーランド、ルーマニヤを擧げねばならぬ。ルーマニヤは例のベツサラビヤ問題で多年ソヴエート聯邦と睨み合つてゐたが、しかし最近に至り佛ソ接近に影響されて漸次親善關係に轉じて來た。ポーランドのソヴエート侵入は想像されないことはないが、ソヴエート側から手出しをしない限りポーランド側からソヴエート聯邦を侵擊するが如き場合は考へられない。所謂佛ソ同盟の成立した今日は尙ほ更のことである。

かやうにフランスのためにも、將たまたソヴエート聯邦にとつても侵略の危險性ある國はドイツより外にないことになる。即ちドイシが佛ソ相互援助協定の對象となつてゐる。

侵略と言つても、自分の方から手出しをして挑發した戰爭の場合は援助の義務はない。フランスまたはソヴエート聯邦の方から仕向けないのに、對手國が侵略した場合に限り互に援助し支持することになつてゐる。

條約の範圍を歐洲に限定しかつ侵略の場合に條件を附したのはフランス側の要求によつたものであると言はれる。

佛ソ相互援助協定は國際聯盟に基礎を置き從つてロカルノ協定とも一致するものにして聯盟規約に基いて續々計畫せられつゝある全歐洲平和機構の一部を機成するものである。

佛ソ協定の譯文は別項參照。

四、佛外相モスクワ訪問

佛國外相ラヴアール氏は五月十三日モスクワ着、滯在三日、ソ聯側の熱誠なる歡迎を受けた上十五日辭去した。當初ラ外相の來訪に付ては佛ソ相互援助條約調印の爲だと傳へら

れたに拘らず巴里に於て右調印を見た爲（ソ側に於てラ外相の波蘭訪問が條約調印に不利益な影響を及ぼすべきを懸念し急遽調印を見たとの觀察があつた）外間に於ては今回の訪問に種々の特別使命を揹摩する向もあつたがラヴアール氏着後の行動及モスクワ新聞の論調より見て、在モスクワ外交團側では同外相今次の來訪は一旦發表せる計畫を取止むる場合の國際的惡影響を願慮せると、他面、兩國親善のデモの爲實行されたものと見る向もあり、十六日發表の左記コムミュニケよりも察し得るが如く、兩國が相互援助條約締結に拘らず依然東歐條約の急速實現を必要と認め、本件に關し意見の交換を行つた點は注意に値するとも解せられ、十六日イズヴエスチヤ、プラウダ等の社說も亦兩當局の歐洲平和に對する努力を稱揚すると共に、其の努力が排他的に非ずして共鳴者と共に一般的平和機構の形成を希望するものなることを力說した。

共同決議（コムミュニケ）

「五月十三日乃至十五日の會談に於て、スターリン、モロトフ、リトウイノフ、及ラヴアール諸氏は五月二日締結の佛ソ條約に滿足の意を表し、右兩國代表者は兩國關係並一般歐洲問題の考量に好影響を及ぼせる右條約締結の結果として、兩國間に深き支援、深き信賴の空氣漲るを確認せり。兩國は誠意を以て前記の問題の考量を行へる處、其の一切の外交々涉を通じ終始一貫努力の目的が共同的安全の組織に依る平和の維持に在りしことを確信するに至れり。更に意見交換の結果現下の國際政局に於て平和の保持に專念し、共同保障參加の用意を表明せる諸國の負擔すべき義務に付、兩國の見解は完全に一致せり。

平和保持の爲此等諸國は先づ第一に國防を弱めざるの義務を有す。特にスターリン氏は佛國が其の安全に必要なる程度に於て武裝を維持する爲採れる國防政策に對し完全なる諒解と贊意とを表したり。

佛ソ代表は平和政策を支持する諸國政府の協力と相俟て、歐洲諸國民の物質的、精神的利害の見地より必要缺くべからざる國家間の信賴の復活に絕對必要なる政治的條件を創造し得べき一切の手段を利用するの決意あることを表明せり。

兩國代表は更に佛蘇相互援助條約の締結が當初豫定せる諸國を包含し且不侵略、協議及侵略國に對する援助拒絕の義務を規定する東歐地方協定の急速なる實現の必要を何等減少するものに非ざることを認む。兩國政府は此の目的達成の爲最適當なる外交手段の發見に引續き協力することと決せり。

兩國代表は以上の共同決議を公表すると共に、右は兩國が一體となりて建設的工作に專念せることを公示するものにして、右工作は他國の參加を排除するものに非ざるのみならず、關係諸國の誠意ある協力に依りてのみ完全なる實現を見るべきものなることを責任を以て聲明す」。

五、ソ獨通商協定調印

四月九日伯林に於てソ獨兩國間新通商協定が調印された。右に依れば兩國間現行の貿易方法以外に於て、

ソ聯邦は新たに獨逸に對し二億馬克の特別註文をなすべく、

之が爲獨逸銀行團は通商代表部に對し平均五年の期間を以て信用を與ふべく、

尙兩國現行商品取引の支拂條件並商品の種目、數量等に關し規定してあるとの趣である。

右に依り本年度ソ聯邦の對獨輸出は一億五千萬馬克を超過する豫定であるが、獨逸新聞は前記信用に依り、從前と異り通商代表部が右特別註文に對し現金拂をなして居ることを指摘すると共に、本取極はソ獨間通商關係恢復の良好なる基礎をなし、且ソ聯邦の原料輸入を確保するものとして歡迎してゐる。

又タス發表に依れば、今回の協定に依りソ聯邦が獨逸銀行團より供給を受けることゝなつた信用に對する利子は、獨逸國立銀行割引率に二分を加へたもので、又今次協定に依りソ聯邦の本年度對獨輸出問題も調整せられ、ソ聯邦は買付に依り生ずる債務を主として輸出商品を以て救濟することゝなつた外、殘存

債務も本年中商品を以て大部分辨濟し得ることゝなり、商品は支障無く獨逸へ輸入せらるゝことに取極められた。

六、米ソ債務交渉

米、ソ間に債務問題の交渉が正式に行はれるやうになつたのは一九三三年十一月米國政府がソヴエート政府を承認した時に始まる。米國政府は對ソ承認と同時に舊債問題を整理するに決し、モスクワ及びワシトン兩地においてその交渉が行はれてゐたが、交渉の經過内容は世上に轉へられなかつた。米國政府との交渉においても、英、佛との交渉におけると同樣に、ソヴエート政府は長期のクレヂット提供を條件として舊債務の仕拂ひに應諾のた。從つて英佛と同じくクレヂット舊債務の兩問題は平行して討議されてゐた。

しかるに一九三四年に至り米國駐剳トロヤノフスキー大使は協定條件に就き本國政府と打合せるために同年十月モスクワに歸り一九三五年一月歸任した直に米國政府と交渉を再開した。交渉再開の結果は意外にもソヴエート側が米國政府提案の協定條件に同意することを欲しなかつたために交渉は全く不調に終つた。

一月三十一日米國はトロヤノフスキー大使との會見の結果に關して次ぎのやうな意味の聲明を發した。

米國政府はソヴエート政府との間に舊債務整理に關し極度の讓歩をなし(一)債務の金額を大に減少し(二)返濟に關しては長期の年賦返濟を承認し(三)ソヴエート政府に對し長期クレヂットを提供し(四)クレヂットの利子に關しても異例的な低利を提議した。

しかるにこれ等讓歩はソヴエート政府の拒絶するところとなつた。ソヴエート政府が現在の態度を改めない限り協定成立の見込みは全くない。今回舊債整理交渉が不調に歸したのは甚だ遺憾に堪へない。ソヴエート聯邦との通商助成の目的を以て特に設立された輸出入銀行が、今後も事業を繼續するかどうかは同銀行の理事會がこれを決定する筈である云々。

米ソ間意見の不一致に關し新聞紙の報道によれば、米國は對ソ債權八億弗をその八分の一即ち一億弗に減額したが、ソヴエート側の希望するやうな長期のクレヂット提供には應じなかつた。他方ソヴエート側は一億弗のクレヂットを二十箇年期限で借款し度い希望であつた。

尙ほ交渉不調の原因に就いては種々の臆説が流布されてゐるが、或は佛ソ間に成立した信用(クレヂット)協定の結果、ソヴエート側の對價態度が俄かに硬化したためであるとか或は歐洲各國の對米債務不拂ひの協同策戰に影響されたものである等取沙汰された。けれども不調の主因が債務額の多い尠いの問題よりも寧ろソヴエート側の欲する一億弗のクレヂット設定の條件に關する意見の不一致に基くものであることは疑ひを容れないと傳へられる。

ソヴエート政府は米國務長官の聲明に關し外務人民委員リトヴィノフ氏の名を以て左の趣旨の聲明書を二月三日の新聞に發表した。

米ソ間の金錢上の請求調整に關する協定の基本原則は約一年予が親しくルーズヴエルト大統領と會見した際、極まつたもので對抗請求を認め且金錢借款を與ふる場合に於てのみ舊債問題の審議に應ずるであらうとのソヴエート政府累次の聲明に完全に一致したものである旁予は華府を出發するに當り、將來の協定案件は細目のみの事故、何等困難は伴ふまいと確信した。然るにモスクワに於て予とプリット米國大使との間に交渉を始め、更にトロヤノフスキー大使と國務省との間に之を繼續するに及び、華府に於て協定せる基本事項の一なる借款の件に付いて疑を生じたのは遺憾である。ソヴエート側は提案を爲すに當り嚴格に華府協定の範圍を守り夫れ以上行けば華府協定全部の改訂を要することとなる點迄讓歩したが、それ以上讓ることを拒絶した。蓋し華府に於て得た結果を全く無視し、且協定原則に付き新たなる交渉を行ふの必要を生ずるが故である。素より吾人は交渉が現在迄の處希望通りの結果を齎さなかつたことを遺

憾とするも、これが兩國の關係、殊に本件交渉に依り寧ろ阻害されてゐた通商關係に惡影響を及ぼすべからざるを信ずるものである。米、ソ兩國は平和を愛好する他の諸國と同樣、相互の物質的請求を傷けずに努力し得る一層重要なる目的を有する。今や國家間に於ける金錢上の請求を解決するの困難は國際關係に附物の現象となつたが、之は通商促進又は平和維持の國際的協力を妨げるものではない。(帝政ロシヤ時代の債務に關しては別項參照)

七、モスクワ駐在米國領事館廢止

二月六日國務省は突如在モスクワ總領事館を廢止すると共に同地駐在海軍並航空武官を引揚げしめ、併せて同地大使館職員を縮少する旨發表した。

右國務省の措置は米ソ債務交渉決裂の結果に基因し、少くとも當分兩國間に交渉の再開及通商の發展なきことを示すものと見られたが、之に關し二月六日の紐育タイムス華府特電は、右事態の發展は米國がソ聯邦の承認を取消す所迄は行かぬけれど、少くとも兩國關係が緊張時機に在ることを意味する。列國は勿論此の情勢を看取するであらうが、日本の極東政策にまで反映することもあるまい。何となれば日本は滿洲事變以來終始一貫一の既定方針を守り米國のソ聯邦承認を殆んど米ソ間の和解と同一視してゐたにも拘らず、承認實行後も何等右既定方針を曲げなかつた點より見て今次の國務省の措置の爲右政策を强化するものとは考へられぬ。國務省に於ても右措置發表に先立ち此の點は愼重考究濟であるとの觀察を述べた。

八、米ソ通商協定成立

七月十三日リトヴイノフ外務人民委員及ブリット米國大使間に米ソ通商關係に關する公文の交換を見、タスを通じ十四日各新聞に公表された。右に依れば

(一) 米國が玖馬以外の第三國に現に許與し又は將來許與すべき關稅率はソ聯より輸入する土地產物及工業品にも適用し

(二) ソ聯側は米國に於ける買付額增加措置を講じ

(三) 本件取極は署名と同時に發效、有效期間十二箇月、之が延長の爲には期間滿了三十日前に交渉を開始すること

となつて居り、尙七月十四日ブラウダは、米國は本取極に依り初めてソ聯產品に對し最惠待遇を確認せるもので、ソ聯側輸出品は最近米國の伯剌西爾、白耳義に許與せる割引稅率に均霑し得ることとなつたとの歡迎的短評を掲げた。

九、ソ、チ相互援助條約成立

五月十八日モスクワに於て公表されたソチ相互援助條約は第四條として、本條約に依る援助義務無しと認めらるる時と雖、當事國の一方が侵略を受けたる場合其の敵國を助けざること、並兩國が本條約に背反する義務を第三國に對し負擔し居らざることを聞明する規定を加へ全文六條より成れる外、佛ソ條約と全く字句を同じくし、又議定書は佛ソ署名議定書中第二及第四條項を缺き、其の代りに第二條項として、本條約第一條(註一)乃至第三條の義務(註二)は佛ソ署名議定書第四條項の範圍に限られ、且佛國が侵略を受けたる當事國を援助する場合に限らる旨の規定を加へてある。

(註一)チ國又はソ聯邦が歐洲の一國より侵略の脅威又は危險の目的となれる場合兩國は規約第十條遵守の爲執るべき手段に付互に直に協議をなすことを約す。

(註二)規約第十六條(第一項前段條文を繰返へす)の規定を考慮し兩國が眞に平和的意圖を有するに拘らず共の一が歐洲の一國より挑發せざる侵略の目的となるときは規約第十六條に依り直に援助を與ふることを約す。

一〇、其他の諸事件

前述の事件以外に、六月二十五日ローマに於てソ聯大使と駐伊コロンビア國公使との間に正常外交、領事關係樹立に關する公文が交換され、七月十二日パリーに於て同地駐在ソ聯及白耳義兩大使間に兩國間の正常外交關係の樹立並に公使交換に關する公文交換が行は

れた。

尙、七月二十五日より八月二十日までモスクワに開催された第七回コミンテルン世界大會に於る各國共產黨代表の演說に對する。米國を先頭とする各國政府の對ソ抗議は結局ソ聯邦に一蹴されてその儘になつてゐる。(各國よりの抗議に關してはコミンテルン大會の項參照)

帝政ロシアの債務問題

一、帝政ロシア時代の債務

帝政ロシヤの諸外國に對する債務は左の如く分類される。

一、戰前の債務

A、帝政ロシヤ政府が諸外國政府又は財團等から借入れた借款

B、ロシヤの各市廳や公共團體が外國から借入れた借款

C、ロシヤの各種商工業(企業、會社、銀行其他)へ投資された外國資本

二、戰時の債務

之は帝政ロシヤ及臨時革命政府の對獨戰爭を援助する意味で聯合國が貸付けた金員並に物資(主として軍需品)

尙、この他に各國政府がソヴエート政府に對して要求する損害賠償がある。

現在ロシヤの債務は幾何あるかと云ふに、正確な數字は判然しない。いま各國の對ソ要求を次の四類に分けてみる。

一、戰前の債務　二、國有化政策による損害賠償　三、革命內亂中に蒙つた個人的損害賠償　四、戰時債務

戰前債務。約五十億三千萬留、この中には次の如き種類が含まれてゐる(留は總て戰前の金留、以下同じ)

(百萬留單位)

A、帝政々府の借款	二、七〇〇
B、政府保障の私設鐵道の借款	八五〇
C、土地銀行(不動產銀行)の借款	一八〇
D、各市廳の借款	三〇〇
計	五、〇三〇
約	三十五億留
約	五億留
約	六億留

この戰前債務五十億三千萬留中にはドイツに對する債務は算入されてゐない。ドイツ政府は一九二二年四月十六日獨ソ間に締結されたラツパロ條約で對ソ要求を放棄したからである。更にこの債務額を債權國別にすれば

フランス	約三十五億留
イギリス	五億留
伊、白、瑞(西)	約　六億留
オランダ	約

この金額はすべて元金だけであつて、利子は計上されてゐない。ロシヤ政府はソヴエート政權の出現する以前まで、即ち一九一七年末頃まで每年一定額の元利金を消却してゐたから、若し利子を計算することになれば、一九一八年から起算される譯である。で、この元金に利子を附することになればソヴエート政府が各國に仕拂ふべき負債は更に多額になる。

沒收財產と賠償　ソヴエート政府の商工業、銀行會社國有政策や(私有財產沒收)法令のために損失を蒙つた外國人の損害賠償の請求である。この種類の損害賠償の金額を精確に決定することは極めて困難であると見られてゐる。この種類の損害賠償を要求する申告者の請求金額が果して正當であるかどうかといふ問題を決定するためには關係國から委員を選出して特別の審査委員會を組織して嚴密な調査を行はねばならぬので甚だ面倒である。ソヴエート側の報告によると、損害賠償を要求する各國人間には、その被害高を針小棒大に申告するものが尠くなく、かつ被害高の算出方法などが杜撰である。

かく損害賠償の金額を決定することは頗る困難である。第一、損害賠償の金額は何を根據として決定すべきかといふことが先決であるが、ソヴエート側では、國有化された企業放資された外國資本を調査したロシヤの統計に基いて賠償額を査定すべきことを主張してゐる。舊ロシヤの法律によつて創設された各種の株式會社は商法上、每期その決算報告を新聞紙上等において公告することになつてゐた。これ等株式會社に關する資料が現在殘つてゐるから、この資料を基礎として外國資本の對露投資額を決定すべきであるとソヴエート側は言ふのである。

株式會社の資本金に關するソヴエート側の材料により投資を一瞥すれば　(百萬留單位)

フランス資本	六四八
イギリス資本	五〇一
ベルギイ資本	三一二
北米合衆國資本	一一八
其他の國の資本	一〇三
計	一、六八二

舊ロシヤの株式會社に對する各國の投資は合計十六億八千萬留、最も多く投資してゐるのはフランス、次ぎは英、白、米、の順位である、尤もこれは舊ロシヤの商法に準據して創立された各種株式會社の資本金に關する現存材料に基いたものだけである。

各國投資の類別　上記各國の資本を投資の對象によつて細別して見る。　(單位百萬留)

銀　行	一五一
保險會社	六
鐵道、汽船、運輸	二二
市債(電軍、電燈、電話等)	一七四
鑛山(石油を含む)	七二七
冶金又機械	二七八
紡　績	一一八
化學工業	五〇
食料品工業(製糖、煙草其他)	二五
製材事業	一九
其他(硝子、皮革、印刷等)	三七
(工業投資計	一、二五四)
商業的企業	七六
合　計	一、六八二

この投資額十六億八千二百萬留は登記せられた株式會社だけのもので、この外に舊ロシヤの法律に依らない、從つて登錄されてない各種の個人經營の商店會社等にも外國資本が投資されてゐたことは勿論であるけれども、これ等個人の企業に關しては精確な資料が缺けてゐる。

ソヴエート側ではこれ等個人企業に對する外國人の放資は前述登記濟株式會社への投資額十六億八千二百萬留の約五割位ゐ即ち八億留內外と査定してゐる。即ち、ソヴエート政府の國有化のために沒收の厄に遭つた外國資本は總計約二十五億留となる譯である。

個人の損害賠償　革命や內亂のために、當時ロシヤに在留してゐた外國人中には損失を受けたものが甚だ多い。被害外人等は自國の政府を通じてソヴエート政府に損害賠償を提出するものもあれば、またはその國に組織されてゐる對露債權者擁護同盟と言つた類の團體を介して損害賠償を要求してゐる。これ等個人の損害賠償は金高は微々たるものであるけれども、要求の內容に至つては實に千差萬別の觀がある。外國人中には革命騷亂中に家宅捜索を受けて侮辱を感じた腹癒せに精神的打擊の慰籍料を要求するものもあれば、革命のために不拂ひの儘になつた商品の賣掛代金を損害賠償として請求するものもある。帝政時代に帝政政府から恩給や年金を貰つてゐた外國人中には、その恩給の支給が停止されるので、元と通り恩給の支給を要求するものもある。中には、枕やワイシャツが革命騷動のドサクサ紛れに紛失したからとて、その枕やワイシャツの損害まで要求書の中に一々並べ立てるものがあるといふ。

戰時の債務　大戰に關聯するロシヤ政府と聯合諸國間の貸借關係は所謂戰時債務と稱するもので、この戰時債務なるものは前記の債務とは聊かその性質を異にするものがあることを注意する必要がある。

戰時債務は聯合諸國が共同の敵であるドイツと戰ふためにロシヤを援助する意味で聯合各國政府が貸し付けた現金及び軍需品である。ソヴエート政府側では戰時債務はその性質上、無期限の借款であるといふ意見を吐くものもある。

戰時借款は合計約七十五億留債權額を國別にすれば次の如くである。

イギリス	約五十三億留
フランス	約　十四億留
北米合衆國	約　四億留
日　本	約　二億留
イタリヤ	約　二千萬留

二、債務問題に關する國際會議

ブリンキポ會議　ソヴエート政府が一方的に債務不拂ひの宣言を發した時、債權者たる各國政府はソヴエート政府の債務破棄宣言に對して反對の聲明をなして權利を保留した。そして各國政府は債務問題に關してソヴエート政府と交涉すべき機會の到るを俟つた。

一九一九年に英米兩國が主唱者となつて當時舊ロシヤ領域内に存立したコルチヤク、デニキン、チヤイコフスキー等の白系各政權並にソヴエート政權をトルコ國マルモラ海のブリンキポ島上に召集して會議を開くことに斡旋した。この會議は前記各政權の和睦を圖つて舊ロシヤの債務を各政權に割り當てゝ拂はせ、これによつて聯合諸國の對露債權の確認を要求する筈であつた。ブリンキポ會議は不成立に終つたが、ロシヤの債務問題が國際會議の議題となつたのは實にこのブリンキポ會議を以て嚆矢とする。

ソ政府の聲明　債權者たる聯合諸國がソヴエート政府の債務破棄を認めないで飽くまで、債權を取立てる腹であつたことは前述ブリンキポ會議の召集を見ても解る。一方、對外債務の不拂ひの宣言や外國人の財産を沒收したソヴエート政府の態度はどうかといふに斯かる法令を出しては見たものゝ、聯合側の態度が案外强硬であることが判明したので、最初の方針を變へるの已むなきに至つた。

一九二一年十二月に開かれた第九回全露ソヴエート大會の席上で故レニンは舊ロシヤの債務問題に言及して左の如き重大な聲明をなした。

吾人は支拂を拒絶することはしない、否吾人はこの問題に就き事務的に交涉するであらう、しかし吾人は一切の事務的審議なしに、一切の割引きなしに、一切の相互要求を勘定することなしに、單に吾人を拘束することには斷じて御免を蒙むる。

ソヴエート政府は故レーニンの聲明に基いて各國政府に向ひ、ソヴエート政府は大戰前の舊債務の仕拂ひに應ずるから、相互間の要求を討議するために國際會議を召集せんことを提案した。

カンヌ及倫敦會議　聯合國側は一九二二年カンヌ（伊國）市における會議でロシヤの債務問題をも協議することになつた。

カンヌ會議は歐洲の經濟復興のため全歐各國（ソヴエート聯邦をも含む）の協力を議したが、國際協力の必須條件の一として自國の經濟復興のために外國から資金の援助を仰ぎ度い國は、一切の對外債務を承認し、沒收した外國人の財産及び損害の賠償に應じなければならぬ。

ソヴエート政府は若し外國政府がソヴエート聯邦の内政に干涉しないで經濟復興資金を貸して呉れるならば、近く召集の豫定であるゼノア會議に代表者を送つても宜しいといふ意見で、會議參加の招請に應諾した、しかるにフランス政府はソヴエート政府に對して最も强硬態度を持し、また米國は、現在のソヴエート制度の下においてはたとひロシヤの經濟的復活を討議しても全く徒勞であると思惟すると通告して參加を辭退した。先づ經濟復興會議の準備として同年三月下旬ロンドンで聯合諸國專門家會議が開かれて對露問題に對して報告を起草した。その報告の要點は、

一、ソヴエート政府は帝政並に臨時政府時代の公私債務を承認すること

二、債務に對する利子仕拂及び元金消却は來る一九二七年十一月一日から開始すること

三、外國人の損害に對しソヴエート政府は賠償に應ずること

四、前項の要求に關し金額及び仕拂方法を定めるために混合仲裁々判及びロシヤ債務委員會を組織すること

ゼノア會議　かくてゼノア會議は一九二二年四月開會の運びとなり、三十四個國の代表が一堂に會した聯合側代表はソヴエート代表と折衝の結果、對露債權はこれを戰前と戰時の兩種に區別して審議することに同意し、戰前債務に對しては絶對に仕拂ひを要求し、しかし戰時債務に至つては幾分讓歩減額しても

可いといふことにした。

ソヴエート代表は聯合側のこの提案に應じないで、四月十六日密かにドイツ代表との間にラツパロ條約を締結して了つた。ラツパロ條約によつて獨、ソ間における公私の債權債務は全部帳消しとなり、獨ソの貸借關係は精算された。

ソ獨のこの出し拔けの行爲は聯合側、殊にフランスの激昂するところとなつた。

ソヴエート代表は英代表ロイド・ジヨージ氏に對して、

若しロシヤに充分な財的援助を提供し、かつ戰時債務並に利子を減額するならば、ソヴエート政府は戰前債務を仕拂ひ、沒收財産の賠償に應する積りである。債務及び賠償の問題を實務的に審議するに當つてはロシヤへの財的援助を與へることが先決條件である。財的援助を與へた上に、其の仕拂ひを三十箇年の年賦拂ひで可いといふことであれば、舊債務を承認する。

聯合側の態度は若しソヴエート政府にして國内産業復興のためにその資金なりクレヂットが欲しいとならば、先づ各國に對する債務を仕拂へ、クレヂットの話しはそれからにしやう、といふにあつた。

これに對し、ソヴエート聯邦は革命内亂から各國の對露出兵のために國内の産業界は根底から破壞されて了つた。外國に對して債務を履行しやうと思つても、現在のやうな經濟財政狀態では如何ともすることは出來ない。ロシヤの經濟界再建のためには第一に必要なものは資金である、クレヂツト産業の回復を圖つてから舊債務仕拂ひに就いて話をしやう。舊債權の回收を欲するならば更に金を貸して呉れ、といふのがゼノア會議におけるソヴエート政府の言ひ分であつた。

沒收財産の損害賠償の問題に關し聯合諸國の態度は二派に分れ、英伊兩國はソヴエート政府との妥協に傾き、フランス、ベルギー等はソヴエート聯邦における私有財産制限の復活を飽くまで主張したと傳へられる。こんな事情でゼノア會議におけるロシヤの債務問題は遂に不調に終り、更にヘーグ市に委員會を召集してこの問題に關し國際會議を續行することになつた。

ヘーグ會議　ヘーグ會議開會前に當り既に英、佛の間には債務問題を繞つて異見の對立が現はれた。フランスの見解はソヴエート政府はゼノア會議で提出したその提議を撤回し、戰時竝に戰前の債務を總て承認し、沒收財産を本人に返付すること。各國はソヴエート政府に對しクレヂットを提供しないこと。

であり英國政府の見解はどうかといふに、左の如きものであつた。

債務は戰前と戰時とに區別する。私有財産制度の復活の時機及び、補償の期日はソヴエート政府自身で決定すべきである。ソヴエート政府に對しては個人的クレヂットのみ提供すること。

ヘーグ會議は六月中旬から開かれたが、最大の債權者たる英佛兩國は前述の如く開會前から步調の一致を缺いてゐた。

ヘーグ會議でもソヴエート政府は依然としてその態度を變へなかつた。卽ちソヴエート政府としては、列國がソヴエート政府にクレヂットを提供して呉れるか、どうかを豫じめ承知した上でなくては、舊債務及び私有財産制度に對する態度を決定する譯に行かないと言つた。聯合側が、ソヴエート聯邦の産業復舊のためにはどの位の資金が入用であるかと尋ねたに對しソヴエート代表は差し當り三十五億留のクレヂツトが必要であると答へた債務問題に關しソヴエート代表は、帝政時代の債務に關しては、ソヴエート聯邦の産業復興に援助を與へる國内の財政、經濟が許すやうになつた時に年賦で仕拂ふ考へであると言つた。これに對し聯合側は仕拂ひの方法や延期に關してはソヴエート政府は直接債權者と協議し、意見相違の場合は中立の仲裁々判の決定を仰ぐべきであると述べた。

かくの如く聯合側の態度もソヴエート側の態度も依然として讓歩の跡が見へない。聯合側は、クレヂツト提供は先づ債務問題を解決

してからの話であると主張し、ソヴエート政府は債務承認の前に豫じめクレヂツトを付與して呉れるかどうかを承はり度いと主張しヘーグ會議も亦何等の效果を齎らさないで閉會を告げるに至つた。

三、英ソ間の交渉

一九二四年二月一日當時のマクドナルド英政府はソヴエート政府承認の通牒を發しその通牒中に、英、ソ兩國政府並に兩國臣民の相互間の要求及び對ソクレヂット提供の問題をも審議し度い旨を通告した。この通告に從つて同年四月十四日ロンドンで英、ソ會議が開かれて、債務、英國相互間の要求、クレヂツト提供の諸問題を協議した。債務に就いては初め英國は、帝政時代の外債許りでなく、英國人の所持する帝政時代のロシヤ內國債の承認をも要求し、速かに仕拂開始を迫つた。後に至り英國はその要求の一部を緩和して、內國債の仕拂要求を放棄し、外債に關しては一定期日までに外債を獲得した英國人に限り返濟することに同意した。戰時債務及び對露出兵に對するソヴエート側の對抗要求の兩問題は後廻はしにすることになつた。

ソヴエート側は、ソヴエート政府に新規借款を提供するといふ條件で戰前債務を減額し過去における戰前債務の利子を割引きし、そして成るべく少額の債權者に優先權を與へんことを主張した。

しかるに英國政府は、新規借款に關しては英國財團とソヴエート政府と直接商議するやうに勸告し、また戰前債務の件も英國人債權者團體と直接の交渉を試みるやう提議した。かく英國政府は手を引いたので、ソヴエート側は今度は英人債權者と直接交渉を行ふことになつた。

英ソ協定 英ソ間に行はれた債務及び個人賠償問題の交渉の結果は同年八月八日調印の英國基本並に通商條約中に規定されてゐる。この條約は調印後間もなくマクドナルド內閣に代つて出現した保守黨ボールドヰン內閣のために同年十一月二十一日廢棄されたけれども對ソ債權及び損害賠償問題の將來を卜する上に參考に資すべきものがあるから、該條約中にて債務及び損害賠償に關する條項を左に摘錄する。

一、ソヴエート政府は債務廢棄法令を取消す形式において、外國貨幣を以て仕拂ふべき戰前公債を所持する英國人の要求を或る條件の下に賠償する。ソ聯邦の財政經濟上の現狀では英國人の要求全部を賠償することの不可能であることは英國政府これを認める。

英國臣民の所有する舊ロシヤ公債に關しては、それが一九二一年三月十六日（英、ソ協定を締結した日附）以後に買ひ込んだものでない限り、また同期日までに英國人の所有であつたものに限り、ソヴエート政府は仕拂ひに應じなければならぬ。この要求を滿足せしむべき條件は當事者間の交渉において決定し、然る後に英國政府の同意を經べきものである。英國政府は英國民の所有する舊ロシヤ賠償總額の半數以上の所有者が件の條件に異議のないことを確めた上でこれに同意を與へる（第六條）

二、左記に揭ぐる英、ソ相互間は後日の審議に保留する。

（イ）戰時債務、（ロ）帝政ロシヤ政府並に臨時政府の所有に屬する金塊にして英政府に引渡したもの、（ハ）英ソの對露出兵によるソヴエート側の要求並に双方の要求に關する訂正。

尙ほ對露出兵期中に被害を受けた兩國民間の損害賠償の要求に關する問題も後日の解決に俟つ（第七條）

三、ソヴエート政府のために沒收された企業又は利權に關しては舊所有主である英國臣民と交渉して、これが賠償額を協定する。而して右要求の當否及び要求額を決定するために兩國より各三名を指名する委員會を組織する（第十條）

この條約によれば英國政府は英國人の對ソ要求の全額の仕拂ひを主張しないで、その要求全額の一部分だけの仕拂に同意したことになつてゐる。

英國の回收運動 マクドナルド政府が英國人の對ソ要求は全部拂ふに及ばない、一部分だけで宜しいと決定したことは、英國社會に大不滿を喚起した、特に英ソ對露債權者聯盟は卒先してこれに反對し、同年九月英議會に向ひ、右英、ソ基本條約批准拒否の會議文を提出した程であつた。その決議文中には、該條約は英國臣民の權利を蹂躙し、英國民の蒙つた損害に對する賠償を保障するものでないかつまたソ政府へ危險性ある特典を與へるものである、と言つてゐる。この條約は前記の如くボールドヰン內閣によつて破棄されたが、英國の對國債權者聯盟はその後も絕へず回收運動を續けてゐる。ロンドン商業會議所は一九二六年に前後三回英國政府に向ひ、對ソ債權問題の解決促進を陳情し、ソ政府に對して債務の無條件承認を要求せんことを提議した。

英國議會においても債務問題の提起されたことは勿論である、英、ソの關係が順調に運んでゐる時は別に問題を提起するものはないが、英ソの關係が圓滑を缺くと、いつも債務問題が持ち出される。マクドナルド內閣の時に解決に近づいた。英ソ間債務問題はボールドヰン內閣のために覆へされて以來、何等の進展も認められないで依然未解決の儘今日に至つてゐる。

四、佛ソ間の交渉

戰前債務の協定 フランスは債務問題に對して極めて強硬な態度を持して一歩も讓らなかつた。ポアンカレー內閣の如きはフランスの對ソ要求を完全に賠償しない限りソヴエート政府を斷じて承認しないとまで極言した。フランスがソヴエート政府と親和するやうになつたのは一九二四年エリオ內閣出現以來のことである。エリオ內閣は同年十月ソヴエート政府を承認するに當り、特にフランス國民の要求權を保留する旨附言し、佛ソ間の債權債務問題は承認と同時に兩國委員によつて審議されることになつた。これを機會にフランスの債權者團體は大に活動を開始し、代表を選んでソヴエート側委員に直接談判を試みたパリに設けられた佛ソ委員會は一九二五年にフランス臣民の對ソ要求の金額を審議した債權額を約百五億フランに計上し、これに反しソヴエート側委員は約九十億フランと見積つた。協定の大綱は右の如く年賦返濟及びクレヂツト提供といふことに決定し、殘るところは細目を取極める段取りにまで協議が進んだ。クレヂツト問題に關しソヴエート側は一億二千萬米弗借り度いと切り出し、フランス側はその半額即ち六千萬米弗ならば貸しても宜しいといふことであつた。

一九二七年九月十二日ソヴエート代表はフランス側に大要次の如き協定案を提示して同意を求めた。

一、ソヴエート政府は戰前債務の消却として向ふ六十一箇年間毎年六十萬金フラン（合計三十六億六千萬金フランとなる勘定である）宛仕拂ふ。

但し、ソヴエート政府が他の國の債權者に更により好き條件を與へた場合はこの協定の改訂に應ずる。

二、ソヴエート政府は六箇年に亘り毎年二千萬弗宛即ち合計一億二千萬弗のクレヂツト提供を希望する。このクレヂツトは對佛註文及び購買費に充當する。

佛債權者の反對 ソヴエート側の協定案によれば、六十一箇年といふ頗る長期の年賦返濟で、そして六十一箇年かゝつて仕拂はれる金額は合計三十六億萬金フランで、フランス側委員の要求する百五億フランに比較すればその間に非常な開きがある。ソヴエート政府の協定案が世上に發表されるや、フランス債

權者團體はこれを見て大に不平を鳴らし、反對の氣勢を揚げた。フランス債權者はソヴエート政府に新たにクレヂットを提供することに絕對反對を表し、戰時債務及び沒收財産の賠償を要求して止まなかつた。フランスにおける反對運動は前述英國におけるそれよりも更に一層猛烈なものであつた。フランスの對ソ債權擁護聯盟の會長ヌウランス氏はフランス政府に向ひ、ソヴエート側の協定案を斷乎斥けんことを要求した。佛、英、白各國人から沒收した企業を復興するための資金としてソヴエート政府にクレヂットを提供するが如きは非國民の所業であるとまで激昂した。ソヴエート政府が各債權國と國別に、債權問題を交渉する底意は畢竟するに債權値切りの奸策であるから、國別交渉を拒絕して宜しく國際的に一致團結して要求貫徹に努むべきである、といふのがフランス債權者强硬派の意見であつた。

こんな情勢で將に協定にまで漕ぎ着けるかと見へた佛、ソの債務問題の交渉はフランス政府の希望に基いて遂に無期延期となつた、佛ソ交渉も英國同じく、爾來今日に至るまで交渉斷絕の狀態に陷ゐつてゐる。

五、ソ政府の對抗要求

對抗要求の種類　對ソ債權を有する國には尙ほベルギイ、イタリヤ、オランダ、スキス及び我が日本等があるが、これ等各國は未だソヴエート政府と本問題に關しては交渉を始めてゐない。日本は去る一九二五年締結の日ソ條約中に特に本問題に關する規定を設けてゐる。而して註文代として前渡しした代金は數百萬留に達するとソヴエート政府は言つてゐる。

對抗要求中で最大のものは出兵に基く損害聯合側の對ソ封鎖、白系援助のために受けた損害になつてゐるが、ゼノア會議の際にソヴエート代表はこの類の損害額を三百八十億留と計上して會議に提出した。

次ぎに、ソヴエート臣民即ち個人が出兵のために蒙つた損害に關しては、一九二四年にソヴエート聯邦に『出兵犧牲者救濟會』なるものが組織されてその調査を行つてゐる。この會に向つて損害要求の申請書を提出したものは約八十八萬一千人の多數に上り、その要求額は合計二十四億一千四百萬留に達する。

第四類は大戰中に聯合軍應援のためにフランス及びバルカン戰線方面に派遣されたロシヤ軍人の要求である。

以上四類の對抗要求を合算してソヴエート政府は各國の對ソ要求に對抗して總計四百億留に上る損害賠償を要求してゐるのである。

（來ソ債務交渉に關しては前揭參照）

一、外國に保管中の舊ロシヤの有價物及び財産に對する要求

二、對ソ出兵のために蒙つた損害に對する要求

ソヴエート政府の要求

三、對ソ出兵のために受けた損害に對する要求

ソヴエート臣民の要求

四、外國に對するソヴエート臣民の共他の要求

對抗要求額　第一類に屬する舊ロシヤの外有價物といふのは、外國に搬出された金貨、金塊にして、例せば大戰中における聯合各國との財政的協國によつて帝政々府が英國へ發送した金塊の如きものである。また內亂中に白系の各政權が海外に持出した金や對ソ出兵のために持ち去られた金塊もある。大戰中に帝政々府が軍需品の註文代として外國に代金を拂つたまゝ註文品を受取らなかつたのもある。而して註文代として前渡しした代金は數百萬留に達するとソヴエート政府は言つてゐる。

ソ聯邦外交年代記

一九一八年から一九三四年末まで、ソ聯邦の重要外交問題を年度順に列擧すれば、戰時共產主義時代から新經濟政策時代、更に第一次第二次五ケ年計畫時代と興味ある變化を示してゐる。

一九一八年

十一月十三日＝全露中央執行委員會、ブレスト。リトフスク條約廢棄を宣言。

一九一九年

十二月三十一日＝エストニヤと休戰條約調印

一九二〇年

一月二十日＝聯合國、一九一九年十月十日宣言の對ソ封鎖を正式に解除。

二月二日＝ロシヤ共和國對エストニヤ平和條約調印

四月六日＝極東共和國樹立宣言。

七月十二日＝ロシヤ共和國對リトワニヤの國交恢復條約調印。

八月十一日＝ロシヤ共和國對ラトヴイヤ平和條約調印。

十月十二日＝ロシヤ共和國及ウクライナ共和國對波蘭平和豫備協定並に休戰條約調印。

十月十四日＝ロシヤ共和國對芬蘭平和條約調印。

一九二一年

二月二十六日＝ロシヤ共和國對波斯復交條約調印。

二月二十八日＝ロシヤ共和國對阿富汗復交條約調印。

三月十六日＝ロシヤ共和國對土耳古修好條約調印ロシヤ共和國對英國通商條約調印。

三月十八日＝ロシヤ共和國及ウクライナ共和國對波蘭平和條約調印。

五月六日＝獨逸との暫定協約調印。

九月二日＝ロシヤ共和國對諾威暫定協約調印

十二月七日＝ロシヤ共和國對墺太利暫定協約調印。

十二月二十六日＝ロシヤ共和國對伊太利豫備協定調印。

一九二二年

一月七日＝ロシヤ共和國ゼノア會議に參加。

五月十六日＝ロシヤ共和國對獨逸政治條約ラツパロに於て調印。

六月五日＝ロシヤ共和國對チエツコスロワキヤ復交暫定條約調印。

十一月十五日＝全露中央執行委員會、極東共和國のロシヤ共和國への合併を宣言。

十二月二日＝十二日＝ロシヤ共和國、波蘭、ラトヴイヤ、フインランド及びエストニヤ間の軍縮會議モスクワに於て開催。

一九二三年

四月二十三日＝ロシヤ共和國對丁抹豫備協定調印。

一九二四年

二月二―八日＝ソ英復交。

二月七―十一日＝ソ伊復交。

二月十五日―三月十日＝ソ諾復交。

二月二十五―二十七日＝ソ墺復交。

三月八日＝ソ希復交。

三月十五―十八日＝ソ瑞典復交。

五月三十一日＝ソ支復交。

六月十八日＝ソ丁復交。

八月八日＝ソ英一般條約調印。

十月二十八日＝ソ佛復交、

一九二五年

一月二十日＝日ソ復交。

十二月十七日＝ソ土修好及中立條約調印。

一九二六年

四月二十四日＝ソ獨修好及中立條對調印。

八月三十一日＝ソ阿富汗中立及相互不侵略條約調印。

九月十八日＝ソ・リトワニヤ修好中立條約調印。

一九二七年

十月一日＝ソ波斯保障及中立條約調印。

一九二八年

二月十五日＝軍縮會議準備委員會に於てソ聯代表より軍備即時全廢協約案提出。

三月二十三日＝軍縮會議準備委員會に於てソ聯邦代表より軍縮協約案提出。

十一月一日＝ソ聯イエメン修好及通商條約調印。

一九二九年

一月二十五日＝獨逸との和協手續に關する協約調印。

二日九日＝ソ聯邦、波蘭、ラトヴイヤ、エストニヤ及ルーマニヤ間に、ケロツグ條約期限前實施に關するモスクワ議定書調印。

五月二十七日＝東支鐵道紛爭事件勃發。

七月十五日＝英國政府、一九二七年五月二十七日斷絶せる對ソ關係恢復準備に關する聲明。

八月六日＝ソ聯邦革命軍事會議、特別極東軍編成に關する命令を發布。

十月三日＝對英係爭問題調整手續に關する議定書調印。

十月十二日＝特別極東軍、支那軍國主義の襲撃を反撃。

十二月三日＝東支鐵道の紛爭はソ聯邦の提出せる條件を以て解決。

十二月十七日＝一九二五年締結のソ土修好及中立條約の效力存續。

一九三〇年

四月十六日＝ソ英通商誓定協約調印。

一九三一年

三月七日　一九二五年締結のソ土修好及中立條約擴大更新に關する條約調印。

五月六日＝一九二六年締結の對リトワニヤ修好及中立條約存續條約調印。

六月二十四日＝一九二六年締結のソ獨修好及中立條約の存續條約調印。

七月二十四日＝アフガニスタンとの中立及び不侵略條約調印。

十月三十日＝一九二五年、一九二九年及一九三一年締結せるソ土諸條約存續に關する議定書調印。

一九三二年

一月二十一日＝フインランドと不侵略條約調印。

二月五日＝ラトヴイヤと不侵略條約調印。

四月二十二日＝フインランドと和協手續に關する協約調印。

五月四日＝エストニヤとの不侵略條約調印。

六月十六日＝エストニヤと和協手續に關する協約調印。

六月十八日＝ラトヴイヤと和協手續に關する協約調印。

七月二十五日＝波蘭と不侵略條約調印。

十一月二十五日＝波蘭と和協手續に關する協約調印。

十一月二十九日＝佛蘭西と不侵略條約調印。

十一月二十九日＝佛蘭西と和協手續に關する協約調印。

十二月十二日＝對支關係恢復に關する通牒交換。

一九三三年

七月一日＝英國、ソヴエート品輸入禁止令廢止。

七月三日＝ソ聯邦、アフガニスタン、エストニヤ、ラトヴイヤ、波蘭、ルーマニヤ、土耳古の侵略國定義協約ロンドンに於て調印。

七月四日　ソ聯邦、ルーマニヤ、チエツコスロワキヤ、土耳古間の侵略國定義協約ロンドンに於て調印。

七月五日＝ラトヴイヤ侵略國定義協約調印。

八月十一日＝ソ聯ウルグワイ外交關係恢復。

十月十日＝米國大統領と親書交換。

十月十六日＝米ソ復交成立。

一九三四年

二月六日＝ソ洪復交成立。

三月二十一日＝ソ英通商條約批准書交換。

四月四日＝エストニヤ、ラトヴイヤ、リスアニヤと不侵略條約延長。

四月七日＝芬蘭と不侵略條約延長。

五月五日＝波蘭と不侵略條約延長。

六月四日＝リスアニヤと不侵略條約延長。

六月九日＝ソ聯對ルーマニヤ復交條約締結。

六月九日＝ソ聯對チエコスロワキヤ復交條約締結。

九月四日＝滿ソ水路協定調印。

九月十七日＝ソ聯邦アルバニヤ復交成立。

九月十八日＝ソ聯邦國際聯盟加入。

十二月五日＝東歐條約に關するソ佛協定成立

在外ソ聯邦外交代表及駐ソ各國外交代表

ソ聯邦承認國名	ソ聯邦代表	在モスクワ各國代表
希臘	（公使）エス・ポリクロニアジス	
瑞典	（公使）コロンタイ（アレクサンドラ・ミハイロヴナ）	（公使）トーフエル
支那	（大使）ボゴモロフ（ドウミトリー・クシリエウイチ）	（大使）顏惠慶
丁抹	（公使）チフメノフ・ニコライ・セルゲイオヴ・イツチ	（公使）オーヴエ・エンゲル
佛蘭西	（大使）ボチヨムキン・ウラジーミル・ペトロウイツチ	（大使）シヤルル・アルフアン
日本	（大使）ユレーネフ（コンスタンチン・コンスタノヴイチ）	（大使）太田爲吉
ヘヂヤアズ	チウリアクロフ・ナジス・チウリアクロヴイツチ	（未任命）
烏梁海タンヌ・フウルグアイミンキン		ロブサン
イエメン	（未任命）	（公使）エドワルド・ダコスタ
西班牙	（ルナチヤールスキー大使昨年十二月死去）後任未定	（未任命）
米國	（大使）クサンドル・アントノウイチ（ドロヤノフスキー（アレ	（大使）ブリツト
	ダリツアプ	
匈牙利	（公使）ベクザヂヤン・アレクサンドル・アルチミエウイツチ	ユンゲルト・アルノチ
チエツコ・スロヴアキア	アレクサンドロフスキー（セルゲイ・セルゲーウイチ）	パヴリユ
羅馬尼	（公使）オストロフスキー・ミハイル・セメノウイチ	（公使）チウントウ
アルバニア	（公使）コペツキー・ミハイル・ウエニアミノウイツチ	
イラン	（公使）チヨールヌイ・ア・エス・ボリクロニアジス	（公使）エ・ユレンシユルナ男爵

ソ聯邦と各國間の條約、協約及協定

調印日子	調印地	條約國及條約の要目
		日本
一九二九年八月十七日	東京	度量衡證明相互承認に關する覺書交換
一九三一年十一月二十三日	モスクワ	小包郵便交換協約
		阿富汗
一九三一年七月二十四日	カヴール	中立及び不侵略條約
一九三三年七月三日	ロンドン	侵略國定義條約
		獨逸
一九二九年一月二十五日	モスクワ	和親協約
一九二九年四月十六日	モスクワ	度量衡證明相互承認に關する覺書交換
一九三一年六月二十四日	モスクワ	一九二六年四月二十四日附條約の延長に關する議定書 變更の議定書
一九三三年五月六日	モスクワ	ソ獨ベルリン條約延長
一九三四年三月二十六日	ベルリン	ソ獨經濟交渉議定書
		支那
一九二九年十二月三日	ニコリスク＝ウスリスク	東支鐵道に關する紛議裁決の爲奉天政府と交されたる議定書
一九二九年十二月二十二日	ハバロフスク	東支鐵道に關する紛議裁決の爲めの議定書
一九三二年十二月十二日	ジュネーヴ	ソ支國交關係恢復
		エストニヤ
一九二九年五月十七日	タ―リン	通商條約
一九三〇年一月二十日	タ―リン	民事訴訟事件裁判の支援に關する協定
一九三三年七月三日	ロンドン	侵略國定義條約
一九三四年四月四日	モスクワ	不侵略條約延長議定書
		芬蘭
一九二九年四月十三日	モスクワ	芬蘭ゴルフ灣內に於ける稅關統制に關する協約
一九二九年四月十二日	同	芬蘭ゴルフ灣內航行に關する他の協定
一九二九年十月七日	ヘルシンキー	一九二四年六月十八日調印の郵便關係に關する協定變更議定書
一九三二年一月二十一日	ヘルシンキー	不侵略條約及紛爭の平和的解決に關する條約
一九三四年四月七日	モスクワ	不侵略條約延長議定書
		英吉利
一九二九年十月三日	ロンドン	未決問題解決の爲の訴訟手續に關する議定書
一九三〇年四月十六日	同	假通商協定
一九三〇年五月二十二日	同	漁業問題に關する假協定
一九三四年二月十六日	同	新通商協定

戰爭に關する現行國際法とソ聯邦

ソ聯邦は政權獲得後平和に關する宣言を交戰各國民及政府に通達し弱少國の合併戰後賠償等無くして民主的平和を達する樣交渉方を提議した。其後ソ聯邦は常に軍備全廢論を振翳し之を究極の主張としてゐるが、實行不可能の爲之に代ふるに各國と不可侵條約を締結することゝし着々之を實行してゐる。舊露國の關係せる條約でソ政府の加入した條約は赤十字條約と毒瓦斯に關する條約との二で、ソ聯邦が加入したのはプロレタリアートの利益に關係する處大なるが故である。

化學戰に關しては、一九二五年六月、日、英、米、佛、伊及獨を含む二十九國の代表者の調印により「窒息性、毒性又は其他類似の瓦斯及細菌學的方法の戰爭使用禁止」に關するゼネヴア議定書を見るに至つたが、ソ聯邦は一九二七年十二月之に加入し、一九二八年三月之を批准した。ソ聯邦は海牙陸戰法規中毒又は毒を施したる兵器の使用禁止事項が世界大戰の際侵害された爲今後の戰爭に於て再び侵害せらる可きを豫期し毒瓦斯使用の攻擊及防禦手段の完備に專心してゐる。此の外ダムダム彈の使用、水雷の使用、開放市邑の砲擊其他の害敵手段に關しては各國と條約を締結してゐないから何等の制限を受けない。

調印日子	調印地	條約國及條約の要目
		希臘
一九二九年六月十一日	アテネ	通商及航行協約
		伊太利
一九三〇年三月二十一日	モスクワ	原產地證標制度に關する覺書交換
一九三〇年七月二十六日	ローマ	外國に屬する財產の依託及押收に關する覺書交換
一九三一年六月二日	モスクワ	原產地證標制度に關する覺書交換
一九三一年九月十一日	同	同
一九三三年五月六日	ローマ	通商クレヂット協定
一九三三年九月二日		友好不侵略中立條約
		リトワニヤ
一九二六年九月	カウナス	不侵略條約
一九三六年五月十七日—十九日		通商及工場商標登錄の爲の國家統制確定を目的とする覺書交換
一九三一年五月六日	モスクワ	一九二六年九月二十八日の條約延長に關する議定書
一九三一年八月二十九日		ソヴェート聯邦通商代表規定に關する議定書
一九三四年四月四日	モスクワ	不侵略條約延長議定書
		波斯
一九二七年十月	テヘラン	不侵略條約
一九二八年五月三十一日	テヘラン	國境地域住民の國境通過に關する協約
一九二九年三月十日	モスクワ	關稅協約
一九二九年八月二日	テヘラン	小包郵便交換に關する取極
一九三一年十月二十七日		居住通商及航行協約
一九三三年七月三日	ロンドン	侵略國定義條約
		土耳古
一九二八年八月六日	アンカラ	國境側面に存在する牧場の各地住民による享有に關する協約
一九二八年八月六日	同	ジョールヂヤ社會主義ソヴェート共和國並に土耳古國境よりの家畜流行病侵入に對する豫防方法の協約
一九二八年八月六日	同	國境に惹起する紛議の調正並に取極に關する協約
一九二八年八月六日	同	國境地域住民の國境通過に關する協約
一九二九年十二月十七日	同	一九二五年十二月十七日附條約の延長に關する議定書
一九三〇年十一月二十五日—十二月二十五日	同	軍艦訪問に關する覺書交換
一九三一年三月七日	同	一九二九年十二月十七日附議定書に尙一ヶ條の添加を認定する議定書
一九三一年三月十六日	同	通商及航行條約
一九三一年十月三十日	テヘラン	一九二五年十二月十七日附條約及一九二九年十二月十七日並に一九三一年三月七日附議定書延長に關する議定書
一九三三年七月三日	ロンドン	侵略國定義條約
		イエメン
一九二九年十一月一日		和親並に通商條約

中立に關しては右戰時法規中に「陸戰の場合に於ける中立國及中立人の權利義務に關する條約」及「海戰の場合に於ける中立國の權利義務に關する條約」あれ共右は陸戰及海戰法規と同樣ソ聯邦側の見解に依れば資本主義擁護の目的を以て制定せられたるもので、ソ聯邦が之に加入してゐないのは陸戰及海戰法規と同樣に解釋す可きで、右の中立なる意味は國際法上の中立なる意味にして法律的、技術的內容を有するもので政治的に云ふ中立の意味ではない。政治的に中立を守るとは財政的又は經濟的に中立を守る意で、國際法上の中立を守る意ではない。ソ聯邦は政治的意味に於ける中立に關しては諸國と條約を結んでゐる。現に土耳古、獨逸等とも此の意味に於ける中立條約を締結してゐる。

この外、ソ聯邦の締結せる條約に不戰條約がある。不戰條約即ちケロッグ・パクトは一九二八年八月二十七日米、白、佛、獨、英、加、墺、新西蘭、南阿聯邦、愛蘭、伊、波蘭、智惠古及我國に依つて調印され、其後數多の國家が參加したが、本條約の交渉九ケ月間何等ソ政府への招請が無かつたのが、當時の外務人民委員チチェリンは八月四日ソ聯邦としては右ケロッグ條約平和保障に充分なるものと爲し得ざるも之に參加することを拒絶するものに非ざる旨を聲明した結果、調印當日に至つてソ政府にも提案することゝなり一九二

一九二一年七月		波蘭	不侵略條約
一九三三年七月三日	ロンドン		侵略國定義條約
一九三四年五月五日			不侵略條約延長議定書
一九三三年二月十五日		佛蘭西	不侵略條約效力發生
一九三三年七月三日	ロンドン	ラトヴィア	侵略國定義條約
一九三四年四月四日	モスクワ		不侵略條約延長議定書
一九三三年七月三日	ロンドン	ルーマニヤ	侵略國定義條約
一九三三年七月三月	ロンドン	チエッコ・スロバキヤ	侵略國定義條約
一九三三年七月三日	ロンドン	ウルグワイ	侵略國定義約條

國境に於ける事件及紛爭の調査及解決手續に關する「ボーランド」共和國及「ソヴエート」社會主義共和國聯邦政府間の條約

一方「ボーランド」共和國政府及他方「ソヴエート」社會主義共和國聯邦（譯者註、以下單に「ソ」聯邦と稱す）政府は兩國間國境に於て發生することあるべき事件及紛爭を最善の方法を以て迅速に調査し且解決せんことを保障することを希望し本條約を締結することに決しこれが爲左の如く全權委員を任命せり。

「ボーランド」共和國政府
莫斯科駐劄「ボーランド」特命全權公使ユリウス、ルカセウイチ」

「ソ」聯邦政府
外務人民委員臨時代理「ソ」聯邦中央執行委員會委員「ニコライ・ニュライウイチ・クレスチンスキー」

右全權委員は互に其の全權委任狀を示し之が認めたる後左の如く協定せり。

第一條

「ボーランド」共和國政府及「ソ」聯邦政府は各々國境事務に關する代表者を任命す該代表者は本條約第四條の定むる所に從ひ國境に於ける事件及紛爭並に締約國の國境官憲間の紛議の調査及解決の任に當るべきものとす國境事務代表者の氏名は其の任命の都度外交手續を以て互に通報せらるべきものとす。

國境事務代表者の數は管轄區域及駐在地は本條約附屬議定書を以て之を定む該議定書は本議定書有效期間中は雙方の合意に依り外交手續を以て之を變更することを得。

第二條

各國境事務代表者は地方國境事務代表者と協力し本條約第一條記載の議定書を以て定められたる國境の一定地域に於て本條約より生ずる義務を遂行すべきものとす。

第三條

國境事務代表者は自己の代理者及委任代表者を任命する權利を有す代理者は本條約に依り國境事務代表者に賦與せられたる一切の權

八年八月二十九日ソ政府の加入となり一九二九年二月十三日にはソ政府の批准を了した。右に依づてソ聯邦も國策の手段として戰爭に訴ふることを得ざることゝなつた。次に過般ソ聯邦が國際聯盟に加入せる結果聯盟の一員として權利義務を有することゝなつた。

ソ聯邦が戰爭を合理化する條約を非難し戰爭を忌避し又は戰爭反對の條約締結に努力する理由は、聯盟規約中には戰爭を合理化せんとする條文があり右はソ聯邦に採つては資本主義的イデオロギーに立脚する故を以つて贊成し得可きものでない。しかも聯盟に加入した處にソ聯邦の外交的駈引があるわけである

利を享有す國境事務代表者は互に其の代理者の氏名及駐在地を通報すべし。

委任代表者の權限は國境事務代表者が發給したる委任狀に依り定めらるるものとす。

委任代表者任命の場合には兩締約國の國境事務代表者は互に代表者の氏名及駐在地並管轄區域及委任事務の範圍に關する權限を通報すべし。

第四條

國境事務代表者は左の義務を有す。

國境に關する「ボーランド」共和國及「ソ」聯邦間の條約協約及協定に關聯し國境の紛議、事件及紛爭の發生することあるべき場合に於て締約國の國境官憲をして此等條約、協約及協定を遵守せしむる樣監視すること。

國境に於て發生することあるべき事件及紛爭の豫防手段を講ずること。

（一）他方締約國の人及領土に關し發砲したる場合

（二）他方締約國の領土内に於ける人を殺傷したる場合、並に該領土に於ける人に對し其の他の肉體上の損害を與へたる場合。

（三）他方締結國を侮辱したる場合。

（四）航空船に依る國境侵犯の場合。

（五）官吏及個人の故意に依ざる國境通過の場合又も斯る場合に於て右の者を其の居住國の領土へ送還するの手續も亦定めらるるものとす。

（六）家畜による國境通過の場合並に之に關聯し右家畜の返還問題及右通過に基因する損害及費用の賠償問題の發生せる場合。

（七）地方國境官憲が他方締約國の領土へ該締約國の事前の承諾を得ずして何等かの人を移送したる場合。

（八）委任を受けたる官吏に非ざるものが國境を通じ談合を爲したる場合。

（九）國境守備隊若くは地方住民が國境標識又は其の他の國境設備を移轉若くは破損したる場合。

（十）他方締結國の領土内に於ける居住者の故意に依らずして之を破若は損したる場合

（十一）國境に於ける事件及紛爭の結果として他方締約國若くは其の人民より締約國の一方若くは其の人民に對し支拂はるべき凡ての賠償の範圍に關し問題發生したる場合

第五條

國境事務代表者若くは其の委任代表者に於て當該紛議、事件及紛爭解決の爲共同して採擇せる決定は最終的のものとす但し本條約第四條第十一項に基き採擇せられたる決定にして其の支拂はるべき金額が支拂國たる締約國の此の種の一切の勘定の爲定められ且他方締約國に通告せられある最高額を超過するときは此の限に非ず、此等の場合に於て採擇せられたる決定は「ボーランド」共和國外務省及「ソ」聯邦外務人民委員部の承認を得たる後其の效力を發生するものとす國境事務代表者の委任代表者の間に於て協定に到達せざりし問題は右國境事務代表者の審議に移さるものとす國境事務代表者間に於て協定に到達せざりし問題は外交手續を以て解決せらるべし。

第六條

各國境事務代表者は自己の裁量に依り如何なる事件をも他方の國境事務代表者に通報したる後之を外交手續に依る解決に委するの權利を有す但し右の場合各國境事務代表者は當該事件の適當なる調査を行ひ其の結果を議事錄に記入することを要す。

第七條

國境事務代表者若くは其の委任代表者會議に關しては其の都度會議の經過及採擇せる決議を略記せる簡單なる議事錄を作成するものとす議事錄は兩締約國の國語を以て同文のもの二部作成せらるべきものとす決議は上記の者之に署名したる後最終的に採擇せられたるものと看做さるべし。

第八條

國境事務代表は雙方の合意に依り國境に於ける通過監視地點（複數）を設定す國境事務代表者の事務に關聯する各種文書の交換並に人、家畜及財產の引渡は該地點に於て行はるるものとす。

第九條

國境事務代表者及其の委任代表者の會見及

會議は其の一方の提議に依り且つ出來得る限り招請狀に指定せられたる時期に行はるべきものとす招請狀に對する回答は直ちに發せらるべく如何なる場合に於ても其の受領の時より四十八時間以內に行はるべきものとす。

國境事務代表者を招請したる會見及會議には他方締約國の國境事務代表者は自ら參加すべきものとす但相當の理由（病氣、出張、休暇）に依り自ら出席すること能はざる場合は此の限に非ず。

右の場合國境事務代表者は其の代理者と交代す該代理者は適時右の旨他方締約國の國境事務代表者に通報することを要す、國境事務代表者間の合意に依り其の代理者の會見及會議を行ふことを得。

國境事務代表者、其の代表者若くは委任代表者の會見若くは會議に際しては右の者の外評評議權を持ちて國境守備の現地機關代表者必要なる技術者（書記、通譯）及必要なる場合に於ては双方より各專門家を之に參加せしむることを得。

第十條

前條記載の會見及會議は原則として國境線の各一方の側に於て交互に行はるることを要す、然れども兩締約國の國境事務代表者は双方の合意に依り個々の場合に於て便宜上上記の原則に依らざることを得。

會議の議題は豫備的會談若くは書面交換の方法を以て決定せらるべきものとす特別の場合は國境事務代表者若くは委任代表者の合意に依り議題中に表示せられる問題をも審議することを得。

第十一條

國境事務表者ソ其の委任代表者及本條約第九條第三項に揭げられたる者は他方締約國の國境事務代表の審證を有する身分證明書に基き國境に於ては紛議、事件、紛爭の調整に關する用務の爲國境を通過するの權利を有す。

國境事務代表者及其の委任代理者並に書記及通譯に對する査證は該査證に指示せらるる三ケ月を超えざる期間中回數に制限なく國境を通過し得る爲發給せらるるものなり國境守備の地方機關代表者及專門家は一回限りの國境通過の査證を受く。

國境通過は國境事務代表に於て他の國境通過地點を協定せざりし場合に於ては本條約第八條に揭ぐる地點に於て行はるべし。

國境通過の日及時間は適時に且つ如何なる場合に於ても十二時間前に他方締約國の國境守備の當該機關に通報することを要す該機關は通過地點に代表を派遣するの義務あるものとす。

國境事務代表者其の委任代表者及本條約第九條第三項に揭ぐる者は制服及武器を着帶し國境を通過するの權利を有す。

第十二條

國境事務代表者、其の委任代表者及國境守備の地方機關代表者にして會見及會議に參加するものは身體及自ら若くは隨員の携帶する公用文書の不可侵を保障せらる。

上記の者は事務上必要なる物品及交通用具を再び持歸るべき條件の下に他方締約國の領土へ携行するの權利を有す右の外彼等は自己の所要の爲必要量の食料品及煙草製品を携行するの權利を有す此の種物品、交通用具、食料品及煙草製品は關稅及其の他の課金を課することなくして國境を通過せしむ但し右に對し本條第一項の規定を遵守の上稅關檢査を行ふことを得。

第十三條

本條約第九條第三項に揭げられざるものにして常該問題調査に際し其の出席を必要とする者に對しては十二時間有效なる一回限りの通行券に依り國境通過を許可す。

右通行券は國境事務代表者之を發給し他方締約國の國境事務代表者之に査證す。

個々の場合に於ては右の者は兩締約國の國境事務代表者會見の際に表明せられたる口頭取極に基き國境通過を許可せらるることを得而して右口頭取極の趣旨は會議終了前之を議事錄に記入することを要す。

右の者は自己所要の爲、一人に付全量五「キログラム」を超えざる食料品及必要量の煙草製品を他方締約國の領土に携行するの權利

を有す右食料品及煙草製品は關稅及其の他の課金を課すことなくして國境を通過せしめらるるも右に付稅關檢査を行ふことあるべし。

第十四條

國境事務紛表者及其の委任代表者は豫め協議し上國境に於ける事件及紛爭の共同調査を行ふことを得。

右行動は其の行はれたる國の國境事務代表者之を指揮す。

本條規定の遂行上提起せられたる提議にして採擇せられたるもの及却下せられたるもの並に右提議に基き採擇せられたる決議は一切之を議事錄に記入することを要す。

第十五條

各締約國は國境事務代表者の事務に關聯する一切の費用を完全に支拂ふものとす。

第十六條

各締約國は本條遂行上其の領土に到來するものに對し移動機關宿舍及自國官憲との通信方法を得せしむる爲必要の援助を與ふべし。

第十七條

本條約は五年間有效とす締約國の一方が本條約有效期間終了の六ケ月前本條約の破棄又は變更の意思を表明せざるときは本條約は同一の原則に依り自働的に更に五年間有效を存續するものとす。

第十八條

本條約は兩締約國政府に於て之を確認したることを外交手續に依り通報したる日より起算し四十五日目より效力を發生す。

一九一一五年八月三日莫斯科に於て締結せられたる國境紛爭解決に關する「ポーランド」共和國及「ソ」聯間の協定は本條約效力發生の日より其の效力を失ふ。

第十九條

本條約は各「ポーランド」語及露語を以て正文二通を作成す而して兩本文は正當なるものと認めらる。

右證據として締約國全權は本條約に署名せり。

一九三三年六月三日莫斯科に於て署名せり。

「ヂエ、ルカシエウイチ」

「エス、クレスチンスキー」

最終議定書

國境に於ける事件及紛爭の調査及解決に關する「ポーランド」共和國及ソヴイエト社會主義共和國聯邦間の條約を締結するに當り兩締約國の全權委員たる十名は次の如く決定せり。

條約第三條に關し

任命せらるべき必要人員の國境事務代表者の選任

代理者及右代表者の委任代表者の駐在地の決定及國境事務代表者代理者の駐在地の決定及國境事務代表者の委任代表者の事務區域及右委任代表者の駐在地の決定は本條約實施後初回の會議に於て兩締約國の國境事務代表者之を行ふ。

國境事務代表者の割り當並に右委任代表者及前記國境事務代表者の駐在地は前記條約有效期間中當該國境事務代表者之を變更することを得。

條約第四條に關するもの

條約第四條の追加として兩締結國は其の領土に不法に若くは偶然に持ち込まれたる凡ゆる種類及名稱の國有軍用財產を地方締約國の國境官憲に直ちに還付すべき旨の指令を發すべきことを約す。

條約第六條に關するもの

兩締約國は本條を以て其の規定が國境の相互關係に於て特に重要意義を有する國境紛爭に關聯するものなりとの義に解すべし。

條約第八條に關するもの

國境に於ける通過監視地點の設立は前記條約實施後初回の會議に於て國境事務代表者之を行ふ。

右通過監視地點の數及位置の變更は前記條約有效期間中國境事務代表者に於て双方の合意を以て之を行ふことを得。

條約第十四條に關するもの

兩締結國は本條を以て之に記載する共和調査は各締約國の裁判及訴追機關の權限に屬する訴追手續の共和執行を毫も意味するものに非ずとの義に解すべし。

本最終議定書はポーランド語及露西亞語を

以て本文二通を作成す而して兩本文は正文と省做さるべし。

右證據として兩締約國全權委員は千九百三十三年六月三日莫斯科に於て本最終議定書に署名せり。

「チエ、ルカシエウイチ」

「エヌ、フレスチンスキー」

千九百三十三年六月三日莫斯科に於て締結せられたる國境に於ける事件及紛爭の調査及解決方法に關する「ポーランド」共和國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間の條約

國境に於ける事件及紛爭の調査解決に關する「ポーランド」共和國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間の條約第一條の追加として兩締約國は國境事務代表者たるべきものを左の通り定む

一、「ポーランド」共和國

(一)「ブラツラフ」に駐在する「ブラツラフスキー」郡長「ブラツラフスキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱第〇號より同標柱第四二號(を含む)迄とす

(二)「グルボーキー」に駐在する「チスネンスキー」部長「デスネンスキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱第四二號より同標柱第三六七號(を含む)迄とす

(三)「ヴレイク」に駐在する「ウレイスキー」部長「ウィレイスキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱第三六七號より同標柱第五三二號(を含む)迄とす

(四)「モロデチノ」に駐在する「モロデチエンスキー」部長「モロデチエンスキー」國境事務代表者の事務區域は國境標駐第五三二號より同標柱第六七〇號迄とす

(五)「ヴオロシン」に駐在する「ウオロジンスキー」部長「ヴオロジンスキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱第六七〇號より同標柱第七〇四號(を含む)迄とす

(六)「ストルブツイ」に駐在する「ストルベツキー」郡長「ストルベツキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱第七〇四號より同標柱第八一六號(を含む)迄とす

(七)「ネスヴイジ」に駐在する「ネスヴイジスキー」郡長「ネスヴイジスキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱第八一六號より同標柱第九七〇號(を含む)迄とす

(八)「ルウニンツ」に駐在する「ルウニネツキー」郡長「ルヴニネツキー」事務代表者の事務區域は國境標柱第九七〇號より同標柱第一一三八號(を含む)迄とす

(九)「ストリン」に駐在する「ストリンスキー」郡長「ストリンスキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱第一一三八號より同標第一三三九號(を含む)迄とす

(十)「サルナフ」に駐在する「サルニンスキー」郡長「サルニンスー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱第一三三九號より同樣第一四五九號(を含む)迄とす

(十一)「コストホル」に駐在する「コストポリスキー」郡長「コストポリスキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱一四五九號より同標柱第一五一六號(を含む)迄とす

(十二)ロヴノに駐在する「ロヴネンスキー」郡長「ロヴネンスキー」國境事迄代表若の事務區域は國境標柱第一五一六條より同標柱第一六八〇號(を含む迄)とす

(十三)「スドルブウノヴオ」に駐在する「ズドルブウノフスキー」郡長「ズドルブノフスキー」國境事務代表者の事務町域は國境標柱第一六八〇號より同標柱第一七六三號(を含む)迄とす

(十四)「クレメレツ」に駐在する「クレメネツキー」郡長「クレメネツキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱第一七六三號より同標柱第一八六一號a(を含む)迄とす

(十五)「ズバラジ」に駐在する「ズバラジスキー」郡長「ズバラジスキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱第一八六一號より同標柱第一八九三號(を含む)迄とす

(十六)「スカラチ」に駐在する「スカラチニスキー」郡長「スカラチスキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱第一八九三號より

同標柱第一九九七號(を含む)迄とす

(十七)「コブイチンツイ」に駐在する「コブイチネツキー」郡長「コブイチツキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱第一九九七號より同標柱第二〇九六號(を含む)迄とす

(十八)「ボルシチヨフ」に駐在スル「ボルシチヨフスキー」郡長「ボルシチヨフスキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱第二〇九六號より同標柱第二二九〇號(を含む)迄とす

二、「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦側

(一)「ボロツク」に駐在する「ボロツキー」區國境守備隊長「ボロツキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱第〇號より同標柱第二九〇號(を含む)迄とす。

(二)「プレシチエニツア」に常駐する「プレシチエニツキー」區國境守備隊長「プレシチエニツキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱第二九〇號(除く)より同標柱第五一一號(を含む)迄とす。

(三)「ザスラウリ」に駐在する「ザスラウリスキー」區國境守備隊長「ザスラヴリスキー」國境事務區域は國境標柱第五一一號を除くより同標柱第六七七號(除く)迄とす。

(四)「チエルジンスク」に駐在する「チエルジンスキー」區國境守備隊長。「チエルジンスキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱第六七七號(を含む)より同標柱第八四二號(を含む)迄とす

(五)「チムコウイチ」に駐在する「チムコウイチスキー」區國境守備隊長。「チムコウイチスキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱第八四二號(を除く)より同標柱第一〇六三號(を除く)迄とす。

(六)「ジトコヴイチ」ニ駐在する「ジトコヴイチスキー」區國境守備隊長。「ジトコヴイスキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱第一〇六三號(を含む)より同標柱第一二九〇號(を除く)迄とす。

(七)「オレイフスク」に駐在する「オレイフスキー」區國境守備隊長。「オレイフスキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱第一二九〇號(を含む)より同標柱第一四九九號含む迄とす。

(八)「スラヴート」に駐在する「スラヴートスキー」區國境守備隊長。「スラヴートヌキー國境事務代表者の事務區域は國境標柱第一四九四號を除くより同標柱第一七三三號(を含む)迄とす。

(九)「ヤンボリ」に駐在する「ヤンボリスキー」區國境守備隊長。「ヤンボリスキー」國境事務代表の事務區域は國境標柱第一七三三號(を除く)より同標柱第一八七七號(を含む)迄とす。

(十)「フリドフオフカ」村に駐在する「ウオロチンスキー」區國境守備隊長。「ウオロチンスキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱第一八七七號(を除く)より同標柱第二〇一三號(を除く)迄とす。

(十一)「カメネツ、ポドリスク」市に駐在する「カメネツポドリスキー」區國境守備隊長「カメネツ、ポドリスキー」國境事務代表者の事務區域は國境標柱二〇一三號(を含む)より同標柱第二二九〇號を含む迄とす。

本議定書は「ポーランド」語及露西亞語を以て本文二通を作成す而して兩本文は正文と看做さるべし。

右證據として兩締約國全權委員は千九百三十三年六月三日莫斯科に於て本議定書に署名せり。

「チエ、ルカシエウイチ」

「エヌ、クレスチンスキー」

署名議定書

國境に於ける事件及紛爭の調査及解決方法に關する「ポーランド」及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間の條約に署名するに當り兩締約國全權委員たる下名は成るべく短期間に政府當該機關をして右條約を確認せしむる爲必要の措置を執るべきことを約す。本議定書は「ポーランド」語及露西亞語を以て本文二通を作成す、而して兩本文は正文と看做さるべし。

右證據として兩締約國の全權委員は千九百三十三年六月三日莫斯科に於て本議定書に署名

せり。

「チエ、ルカシエウィチー」
「エヌ、クレスチンスキー」

「ルーズヴエルト」「リトヴイノフ」書翰

前文

本書翰は「アメリカ」合衆國大統領「ルーズヴエルト」氏と「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦外務人民委員「リトヴイノフ」氏との間に交換せられたるものにして合衆國「ソヴイエト」聯邦間の外交關係の再確立を發表し且合衆國に依る「ソヴイエト」聯邦の承認の基礎たる約束(Commitments)を掲げ居り昭和八年十一月十七日「ワシントン」に於て公表せられたり

「ルーズヴエルト」、「リトヴイノフ」書翰

(第一書翰)

拜啓陳者予は貴我兩者間の會談の結果として合衆國政府が「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府と正常なる外交關係を確立し且大使を交換したることに決したる旨を貴下に通知することを幸甚の至とするものに有之候

予は貴我兩國の人民の間に今回確立せらるる關係が正常且友好的のものとして永久に存續せんこと竝に貴我兩國が其の相互の利益の爲及世界的平和の維持の爲に自今協力せんことの希望を均しく有し居り候　敬具

千九百三十三年十一月十六日「ワシントン」に於て

ソヴイエト社會主義共和國聯邦外務人民委員
マクシム、リトヴイノフ

在白聖館
「アメリカ」合衆國大統領
「フランクリン、ディー、ルーズヴエルト」殿

(第二書翰)

拜啓陳者予は「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府が合衆國政府と正常なる外交關係を確立し且大使を交換することを欣快とし居れる旨を貴大統領に通知することを幸甚の至とするものに有之候

予に於ても貴我兩國の人民の間に今回確立せられたる關係が正常且友好的のものとして永久に存續せんこと竝に貴我兩國が其の相互の利益の爲及世界的平和の維持の爲に自今協力するならんことを信じ居り候　敬具

千九百三十三年十一月十六日「ワシントン」に於て

白聖館に於て
「フランクリン、ディー、ルーズヴエルト」
「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦外務人民委員
「マクシム、エム、リトヴイノフ」殿

(第三書翰)

拜啓陳者予は貴我兩國政府間の外交關係の確立と同時に

一　合衆國が其の欲する所に從ひ其の法域の範圍内に於て其の生存方法を規律するの同國の明白なる權利を細心に尊重すること竝に合衆國、其の領域又は屬地の内政に如何なる干渉をも爲さざること

二、合衆國、其の領域又は屬地の全部若は何れかの部分の靜謐、繁榮、秩序又は安寧を如何樣たるを問はず害するの虞ある公然又は祕密の行爲及殊に武力干渉を煽動し若は激勵する行爲又は合衆國、其の領域若は屬地の領土保全の侵犯又は合衆國、其の領域若は屬地の全部若は何れかの部分の政治的秩序の變更の暴力に依る惹起を目的とする運動若は宣傳を爲さざること竝に政府に勤務する一切の者及政府の一切の又は政府の直接若は間接の管理の下に在る一切の機關（政府より何等かの財政的援助を受くる機關を含む）をして此等を爲さしめざること

三　合衆國又は其の領域若は屬地の政府なりとの主張を得し又は右の地域の領土保全の侵害の企圖を爲す如何なる機關又は集團の「ソヴイエト」聯邦の領域に於ける結成若は居住をも許さざること（及右の主張又は企圖を爲す如何なる機關若は團體又は其の代

表若は役員の「ソヴイエト」聯邦の領域に於ける活動をも許さざること)、合衆國、其の領域又は屬地に反抗する武裝鬪爭を目的とする軍事的機關又は集團を「ソヴイエト」聯邦政府の領域に於て構成し、之に補助金を與へ、之を支持し又は之を許さざること竝に右機關又は集團の爲にする如何なる募員をも防止すること

四　合衆國、其の領域又は屬地の全部若は何れかの部分の政治的秩序の顚覆若は其の準備又は右秩序の變更の暴力に依る惹起を目的とする如何なる機關又は集團の「ソヴイエト」聯邦の領域に於ける結成又は居住をも許さざること（及右の目的を有する機關若は集團又は其の代表者若は役員の「ソヴイエト」聯邦の領域に於ける活動を防止すること）

が「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府の確固たる方針たるべき旨を貴大統領に通知するの光榮を有し候　敬具

千九百三十三年十一月十六日「ワシントン」

白聖館に於て「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦外務人民委員
マクシム、リトヴイノフ

在白聖館
「アメリカ」合衆國大統領
「フランクリン、ディー、ルーズヴエルト」殿
(第四書翰)

拜啓陳者予は本日の予宛の貴翰に於て表明せられたる

一　合衆國が其の欲する所に從ひ其の法域の範圍内に於て其の生存方法を規律するの同國の明白なる權利を細心に尊重すること竝に合衆國、其の領域又は屬地の内政に如何なる干渉をも爲さざること

二　合衆國、其の領域又は屬地の全部若は何れかの部分の靜謐、繁榮、秩序又は安寧を如何樣たるを問はず害するの虞ある公然又は祕密の行爲及殊に武力干渉を煽動し若は激勵する行爲又は合衆國、其の領域若は屬地の領土保全の侵犯又は合衆國、其の領域若は屬地の全部若は何れかの部分の政治的秩序の變更の暴力に依る惹起を目的とする如何なる機關又は集團の「ソヴイエト」聯邦の領域に於ける結成又は居住をも許さざること及右の目的を有する機關若は集團又は其の代表者若は役員の「ソヴイエト」聯邦の領域に於ける活動を防止すること)

が「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府の確固たる方針たるべき旨の保障を受けたることを欣快とするものに有之候

右に表明せられたる約束を相互的に遵守することは合衆國の憲法及法令に依り與へられたる權限の範圍内に於ける合衆國の執行部の確固たる方針たるべく候　敬具

千九百三十三年十一月十六日「ワシントン」

白聖館に於て
フランクリン、ディー、ルーズヴエルト
「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦
外務人民委員

「マクシム、エム、リトヴィノフ殿

（第五書翰）

拜啓陳者予が貴我兩者間の最近の會談に於て貴下に告げたる如く貴我兩國間に於ける正常關係の確立後は多數の米國人が「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の領域内に一時的又は恒久的に居住せんことを希望すべきことは予の豫期する所に有之候從て予は右米國人が本國に於て享有すると同一の信教の自由及宗教的自由を一切の點に付享有すべきことに付深く顧念するものに候

貴下の充分承知せらるる如く合衆國政府は共和國の肇造以來信教の自由及宗教的禮拜の無羈束の實行に付竝に合衆國國民の宗教的信仰又は禮拜に因する一切の無資格又は迫害に對し本國又は外國に在る自國の國民を保護することに常に努力し居り候從て予は後に列擧せらるる權利が一切の人民及別國の國民に依り合衆國に於て又世界の一切の大國に於て米國の國民に依り享有せらるる權利なることを指摘するの必要を殆ど有せざるものに候

依て合衆國政府は「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の領域内に在る「アメリカ」合衆國の國民が儀式的性質を有する宗教的勤修及儀式（洗禮、堅信、聖餐、結婚及埋葬の諸式を含む）を該勤修の爲に適當なる教會堂、家屋又は他の建築物にして自己の便宜の場所に於て賃借し、建設し又は維持するの權利及機會を與へらるべきものに於て英語に依り又は自己の奉ずる宗旨の慣行に於て慣習的に使用せらるる他の何れかの語に依り何等の困惑又は妨害をも受くることなくして行ふことを許さるべきことを期待致すべく候

吾人は合衆國國民が宗教的目的の爲の喜捨を其の同宗信者より集め及之を國外より受くるの權利を有すべきこと、右國民が其の兒童に對し個個に若は集團的に宗教的教育を授け又は此の目的の爲に右國民が使用することある大統領に依り言及せられたる左の權利を「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の領域内に在る合衆國國民に與ふる旨を貴大統領に通知するの光榮を有し候

一「信教及宗教的禮拜の無羈束の實行」竝に「合衆國國民の宗教的信仰又は禮拜に因する一切の無資格又は迫害に對する」保護の權利

右權利は聯邦の諸共和國に現存する左の法令及規則に依り支持せられ居り候

一切の者は何れかの宗教を信奉すること又は何れの宗教をも信奉せざることを公言することを得何等かの信念を信奉することの公言に又は何れの宗教をも信奉せざることの公言に關聯する權利の何れの制限も無効とす（千九百十八年一月二十三日の命令第三條）

「ソヴィエト」聯邦の國境内に於ては何人

の宗教的信奉の公言を基礎としても信教の自由を制限し若は限定し又は何等かの特權若は優先權を設定する地方的の法令又は規則を發することを禁止せらる

二「儀式的性質を有する宗教的勤修及儀式を何等の困惑又は妨害をも受くることなくして行ふ」の權利

右權利は左の法令に依り支持せられ居り候

宗教的儀式の自由の執行は保障せらる但し右執行が公の秩序を妨害すること及「ソヴィエト」聯邦の人民の權利の妨害を伴ふことなき場合に限るものにして然らざる場合には地方官憲は公の秩序及安全を維持する爲一切の必要なる措置を執るの權利を有す（千九百十八年一月二十三日の命令第五條）

公の秩序を危殆ならしめず且他人の權利の侵害を伴はざる限に於ける宗教的儀式の執行の妨害は六月迄の期間の强制勞役に處せらる（刑法第百二十七條）

三　宗教的目的の爲に適當なる教會堂、家屋又は他の建築物を「便宜の場所に於て賃借し、建設し又維持するの權利及機會」

右權利は左の法令及規則に支持せられ居り候

信者にして宗教に關する自己の必要物に付備を爲すの目的を以て講社に屬し居るものは禮拜の目的の爲の特別の建築物及專ら自己の禮拜物の目的の爲の物件を區若は地方の執行委員會より又は都市「ソヴィエト」（Town Sovie）より無料にて契約に依り賃借することを得（千九百二十九年四月八日の命令第十條）

尙又宗教的講社又は信者團を結成したる信者は私人又は地方の「ソヴィエト」（Local soviet）及執行委員會が賃借契約に依り右信者の自由使用に委せられたる他の建築物を宗教的集會に使用することを得禮拜家屋に付設定せられた一切の規則は右建築物に適用せらるる右建築物の使用に關する契約は各個の信者に依り締結せらるべく該信者は該契約の履行の責に任ずべし右の外右建築物は衞生的及技術的建築物規則に從ふことを要す（千九百二十九年四月八日の命令第十條）

禮拜場所及宗教的財産は權限ある行政上の部局若は支部局に依り又は直接區執行委員會に依り權限ある地方執行委員又は都市「ソヴィエト」の名に於て締結せられたる契約に基き宗教的講社を結成し居る信者の爲引渡さるべし（千九百二十九年四月八日の命令第十五條）

新禮拜場所の構築は宗教的講社の希望に依り行はるることを得但し通常の技術的建築物規則及內務人民委員に依り規定せられたる特別の規則は遵守せらるべきものとす（千九百二十九年四月八日の命令第四十五條）

四「宗教的目的の爲の喜捨を其の同宗信者より集むるの權利」

右權利は左の法令に依り支持せられ居り候

信者團及宗教的講社の加入員は各自の間より會費を徵集し竝に禮拜場所自體及其の外の場所の雙方に於て喜捨を集むることを得但し右は關係宗教的團體の加入員の中よりのみ且禮拜場所及宗教的財産の維持に關する目的の爲、宗教師の雇傭の爲竝に右信者團及講社の執行機關の費用の爲のみに之を爲し得るものとす宗教的團體の援助の爲の强制的寄附の如何なる形式も刑法に依り罰せらる（千九百二十九年四月八日の命令第五十四條）

五「其の兒童に對し個個に若は集團的に宗教的教育を授け又は此の目的の爲に右國民が使用することあるべき者をして宗教育を授けしむる」の權利

右權利は左の法令に依り支持せられ居り候

學校は教會堂より分離せらる宗教的教

義の教育は何れの官立及普通の學校に於ても許されず又一般科目の教授せらるる私立教授施設に於ても許されざるものとす何人も個人的に宗教的教育を授け又は之を受くることを得（千九百十八年一月二十三日の命令第九條）

尙又「ソヴィエト」政府は貴我兩國間の關係の確立後直に商議せらるべき領事條約中に合衆國國民が信教の自由及宗教の自由の實行に關する權利にして右實行の點に付最惠を受くる國の國民の「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦內に於て享有する所に比し不利益ならざるべきものを許與せらるべきことを定むる規定を包含せしむるの用意を有し居り候右に關し予は左記千九百二十五年十月十二日「モスコー」に於て署名せられたる獨逸國「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間の條約第九條に付貴大統領の注意を喚起するの光榮を有し候

各締約國の國民は當該國の法令に從ひ賃借せられたる教會堂、家屋又は他の建築物に於て右國民の國語に依り又は其の宗教に於て慣用せらるる他の何れかの言語に依り宗教的勤行を行ふの權利を與へらるべし右國民は建管物及公衆衛生に關する他方の締約國の警察規則に從ふ限り權限ある官憲の承認を得て該國民が設置し且維持する墓地に於て其の宗教的慣行に從ひ其の死者を埋葬するの權利を與へらるべし

尙又予は前諸項に於て明記せられたる權利が貴我兩國間の關係の確立したるとき直に合衆國國民に許與せらるべきことを述べんと欲するものに候

最後に予は「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府が「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦に入國せんことを欲する米國人に對し個人的理由に依り查證を拒否するの權利を自己の爲に留保し居れりと雖も右の者が教會に於ける地位を有するの事實に基きて右拒否を爲すの意思を有するものに非ざることを貴大統領に通知するの光榮を有し候　敬具

千九百三十三年十一月十六日ワシントンに於て

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦
外務人民委員
マクシム、リトヴィノフ

在白堊館
「アメリカ」合衆國大統領
「フランクリン、デイー・ルーズヴエルト」殿

（第七書翰）

拜啓陳者貴我兩者間の會談の續として予は「ソヴィエト」政府が貴我兩國間の關係の確立後直に商議せらるべき領事條約中に合衆國國民が法律的保護に關する權利にして右保護の點に付最惠を受くる國の國民の「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦內に於て享有する所に比し不利益ならざるべきものを許與せらるべきことを定むる規定を包含せしむるの用意を有し居る旨を貴大統領に通知するの光榮を有し候尙又予は右權利が貴我兩國間の關係の確立せられたるとき直に合衆國國民に對し許與せらるべきことを述べんと欲するものに候

右に關し予は千九百二十五年十月十二日獨逸國と「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦との間に締結せられたる居住及營業竝に一般の法律的保護の條件に關する協定第十一條及第十一條附屬議定書に付貴大統領の注意を喚起するの光榮を有し候

第十一條

各締約國は他方の領事に對し、其の代表する國の國民が該領事の管轄地方に於て逮捕せらるるとき常に成るべく速に通知する爲必要なる措置を執ることを約す

同一の手續は囚人が一の留置地より他の留置地に移さるる場合に適用せらるべし

最終議定書

第十一條に關し

一　領事は被逮捕者よりの通報に依り又は直接官憲自體に依り通告せらるべし右通報は二十四時間の七倍を超えざる期間內に又大都市（管轄地方の首府を含む）に於ては二十四時間の三倍を超えざる期間內に爲さるべし

二　一切の種類の留置地に於ては領事代表者が拘禁中の自國國民を訪問する爲又は其の代表者をして該國民を訪問せしむる

爲に爲す請求は遲滯なく許可せらるべし

領事代表者は自己と拘禁中の者との會見中裁判所又は刑務所の職員に對し退去せんことを要求するの權利を與へらるることなかるべし　敬具

千九百三十三年十一月十六日

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦外務人民委員
マクシム、リトヴィノフ

在白堊館
「アメリカ」合衆國大統領
「フランクリン、デイー、ルーズヴエルト」殿

（第八書翰）

拜啓陳者予は「ソヴィエト」政府が法律的保護に關する權利にして右保護の點に付最惠を受くる國の國民の「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦に於て享有する所に比し不利益ならざるものを合衆國國民に通し許與するの用意ある旨を予に御知せられたる千九百三十三年十一月十六日の貴翰に對し貴下に感謝致候予は千九百二十五年十月十二日獨逸國と「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦との間に締結せられたる條約及議定書の規定を了承致候

予は合衆國國民が貴我兩國間の關係の確立したるとき直に右文書に依り與へらるる保護を享有すべきことを欣快とするものに有之又實行し得る限り速に右事項を包含する領事條約を商議するの用意を充分に有し居り候「ソヴィエト」聯邦に在る合衆國の外交官及領事官は米國民の權利殊に公正公開且迅速の公判を受くるの權利及該國民の選擇に係る領事に依り代表せらるるの權利の擁護に熱心なるべきことを附言致度候吾人は最近地の合衆國の外交官又は領事官が米國民の逮捕又は留置を直に通告せらるべきこと竝に右諸官が該國民と通信し及會談するの機會を速に與へらるべきことを期待致すべく候　敬具

千九百三十三年十一月十六日「ワシントン」白堊館に於て

フランクリン、デイー、ルーズヴエルト

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦
外務人民委員
「マクシム、エム、リトヴィノフ」殿

（經濟探偵に關する訴追に對する大統領の質問に關する「リトヴィノフ」の說明的回答

經濟探偵に對する訴追に關する大統領の質問に對する回答として「リトヴィノフ」氏は左の說明を與へたり

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦より經濟情報を傳播することは該情報が新聞又は雜誌に於て公表せられたる限に於てのみ許さるるものなりとの廣く行はれ居る意見は誤れり經濟情報を得るの權利は「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦に於ては他の諸國に於けると同樣に營業上及生產上の祕密に屬し右情報を得る爲、禁止せられたる方法（賄賂、竊盜、詐欺等）を使用することに付てのみ制限せらる營業上及生產上の祕密の部類は公表せられざりし限に於ける公の經濟計畫を當然含むものなるも個人的企業の生產狀況及一般狀況に關する個人的報告を含むものに非ず「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦は又其の經濟機關の批判的調査を複雜ならしめ又は妨害するの理由を有せず右に依り各人は聯邦內に於て經濟事項に關して語るの權利又は各人が要求し若は各人に與へられたる情報が責任ある官吏又は適當なる國營企業の發したる特別の規則に基き局外者に知らしめらるることの許され居らざるが如きものならざる限り右事項に關する情報を聯邦內に於て受くるの權利を有すとの結論は當然に生ずるものなり（此の原則は主として經濟上の趨勢及傾向に關する情報に適用せらるるものなり）

（第九書翰）

拜啓陳者貴我兩者間の會談の續として予は「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦及「アメリカ」合衆國の政府の間に於ける請求及反對請求竝に右兩國の國民の請求の最後的解決の準備として「ロシア」國の前諸政府の繼承者として又は他の理由に依り合衆國國民（法人、會社、組合又は團體を含む）より「ソヴィエト」政府に支拂はるべきものとして承認せら